

あわら市地域防災計画

〈資料編〉

あわら市地域防災計画資料編 目 次

1 条例・規則・要綱等	1
(1) あわら市防災会議条例	1
(2) あわら市災害対策本部条例	3
(3) あわら市災害対策本部運営要綱	4
附 則	6
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。	6
(4) 嶺北消防組合警防規程	18
(5)-1 火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）	43
(5)-2 直接即報基準	47
(6) 災害報告取扱要領（昭和45年消防防第246号）	48
(7) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条の消防信号	53
(8) 災害弔慰金の支給等に関する条例	56
(9) あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	60
(10) 福井県災害ボランティアセンター連絡会開催要綱（福井県地域防災計画 資料編）	64
2 協定関係	65
(1) 福井県・市町村災害時相互応援協定	65
(2) 福井県防災ヘリコプター応援協定	68
(3) 福井県広域消防相互応援協定書	73
(4) 福井県市町村防犯隊相互応援協定書	76
(5) 災害時相互応援協定一覧	78
3 防災関係組織・体制等	81
(1) あわら市防災階層一覧表	81
(2) あわら市防災地区の配置図	83
(3) あわら市防災拠点の配置図	84
(4) 防災関係機関	85
(5) 嶺北消防組合組織	89
(6) 嶺北消防組合の消防力	89
(7) 消防署・消防団拠点施設	91
(8) 災害時優先電話	92
(9)-1 福井県防災情報ネットワーク管理運用要綱【別表】	93
(9)-2 無線局設置状況	93
(10) あわら市防災行政無線配置図	94
(11) 防災行政無線レフオンサービス、メールサービス等について	95
(12) 自主防災組織の現況	98

4 避難所・輸送・備蓄等	99
(1) 避難施設一覧	99
(2) 防災ヘリコプター緊急離着陸場	105
(3) 主要水防倉庫	105
(4) 水防倉庫配置図	106
(5) 水防資器材備蓄	107
(6) 備蓄物資の整備状況	108
(7) 市保有車両一覧	109
(8) 災害緊急救援物資輸送に係る車両借上先一覧表	109
(9) 福井県内タクシー事業者及び車種別タクシー車両数（非協会員除く）	109
5 公共施設等の現況	111
(1)-1 水道事業の現況	111
(1)-2 簡易水道の現況	111
(2) 下水道の現況	112
(3) ごみ処理施設等	113
6 気象観測施設等	114
(1) 雨量観測所	114
(2)-1 水位観測所	114
(2)-2 危機管理型水位観測所	114
(2)-3 河川映像監視所	116
(3) 雪量観測点	116
(4) 潮位観測所	116
7 危険箇所・区域、危険物施設等	117
(1) 過去の災害	117
(2) 重要水防区域	159
(3) 土砂災害警戒区域等指定数	159
(4) 砂防指定地	159
(5) 急傾斜地崩壊危険区域	159
(6) 山地災害危険地区	159
(7) 農業用ため池箇所数	160
(8) アンダーパス	160
(9) 危険物施設設置状況	160
(10) 防災（ハザード）マップ等	161
(11)-1 雪崩危険箇所（県土木部）	224
(11)-2 雪崩危険箇所（市町別）	224
(12) 九頭竜川洪水予報区域および対象水位観測所位置図	225

(13) 緊急輸送道路ネットワーク計画	226
(14) 毒物劇物関係登録届出施設数	227
(15) 高圧ガス第一種製造所、貯蔵所一覧	227
8 医療・福祉・教育施設等	228
(1) 医療施設等	228
(2) 社会福祉、保健施設	229
(3) 教育施設（小・中学校）	230
(4) 認定こども園一覧	231
(5) 放課後子どもクラブ一覧	231
(6) 社会教育施設	232
(7) 保健体育施設	232
(8) 公営住宅等管理戸数	233
(9) 要配慮者利用施設一覧	233
9 基準等	235
(1) 被害程度の認定基準	235
(2) 災害救助法適用基準	238
(3) 災害救助法による救助の程度、方法および期間	239
(4)-1 気象庁震度階級関連解説表	243
(4)-2 福井県内震度観測点配置図	248
(令和7年2月1日現在)	248
10 原子力災害対策関連	249
(1) 福井県の原子力事業所設置概要	249
(2) 原発事故で放出される主な人工放射性核種と半減期	249
(3) 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み	252
(4) 福井県広域避難計画要綱における広域避難の受入れ等	258
(5) 用語説明	262
11 様式等	264
(1) 被害状況報告様式	264

1 条例・規則・要綱等

(1) あわら市防災会議条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、あわら市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) あわら市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 福井県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 福井県警の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 嶺北消防組合消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験ある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に第 3 条第 5 項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に、第 1 条の規定による改正後のあわら市防災会議条例(以下「新防災会議条例」という。)第 3 条第 5 項第 8 号の規定により委嘱された委員の任期は、新防災会議条例第 3 条第 7 項本文の規定にかかわらず、委嘱された日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。

(2) あわら市災害対策本部条例

平成 16 年 3 月 1 日
条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、あわら市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 18 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(3) あわら市災害対策本部運営要綱

令和7年4月1日伺い定め

(目的)

第1条 この要綱は、あわら市災害対策本部条例（平成16年あわら市条例第13号）第5条の規定に基づき、あわら市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部の設置)

第2条 本部は、市役所内に設置する。ただし、市役所内の被害が大きい場合は、この限りでない。

2 本部長は、本部を設置したときは、あわら市災害対策本部の標示を本部入口又は市役所正面入口に掲出するものとする。

(組織及び事務分掌)

第3条 本部の班の名称及び班長並びに分掌事務は、別表のとおりとする。

2 所属班員をもって災害応急対策の実施に対処できないときは、同一部内にあっては部長の定めるところにより、部を超える場合（別に定める場合を除く。）にあっては関係する部長間において協議するところにより、所属班員を異動することができる。

(事務局)

第4条 本部に関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局員及び書記を置く。

(1) 事務局長は、危機管理課長をもって充て、本部長の命を受けて局務を掌理する。

(2) 事務局員は、危機管理課の職員のうち事務局長が指名した職員をもって充て、事務局長の指揮を受けて事務に従事する。

(3) 書記は、事務局員をもって充て、本部活動全般の記録を担当する。

3 事務局の分掌事務は、別表のとおりとする。

4 書記は、記録に当たっては、複数名による業務分担、各報告部署作成の資料の流用等により効率的に行い、及び将来に資する資料として検索の容易性に着意した有用なものとなるように努めるものとする。

(防災関係機関会議)

第5条 本部長は、災害の規模と実情に対応した災害応急対策の統一的推進を図るため、必要に応じて本部及び防災関係機関（県並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第4号の指定地方行政機関、同条第5号の指定公共機関及び同条第6号の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）をもって防災関係機関会議を設ける。

2 防災関係機関会議の構成及び運営については、本部長がその都度示すところによる。

(職員の責務)

第6条 職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部を通じて本部長の指揮監督を受け、全力をあげて防災活動に従事しなければならない。

2 職員は、上司の命により、直ちに防災活動に従事できるよう待機し、又は所定の活動を開始しなければならない。

3 職員は、住民に不安、誤解等を与えないよう言動に注意しなければならない。

4 職員は、自己の分担事務に精通するように努めなければならない。

(職員の動員)

第7条 職員の動員は、自動収集によるものほか、総務部による防災一斉メールによるほか、電話、電報又は急使の派遣等によるものとする。

2 各部の部長は、あらかじめ、連絡に係る要領を定め、職員の動員及び掌握に遗漏がないようとするものとする。

3 各部長は、職員を動員したときは、その人数を直ちに事務局を通じて本部長に報告するものとする。

(記録並びに記録の配布及び整理)

第8条 本部長の発する指令若しくは指示又は防災関係機関、住民等からの連絡、要請、照会等を受理した職員は、その内容を明確に記録し事務局及び関係部署に配布するものとする。

2 事務局は、書記を通じて記録の各部署への配布及び整理を統制するものとする。

3 各部署は、記録整理係を設け、事務局の統制を受け、所掌業務に関して記録を整理するものとする。

(本部の閉鎖等)

第9条 本部長は、災害の危険が解消したと認めるとき、災害応急対策がおおむね終了したと認めるときその他本部長が必要ないと認めるときは、本部を閉鎖し、防災関係機関に通知するものとする。

2 本部の閉鎖後において、なお災害に関する業務がある場合は、この要綱に準じた方法により事務を継続するものとする。

(腕章等)

第10条 本部長、副本部長、本部員（参与を含む。）及び班員が災害応急対策の実施に従事するときは、法令等に特別の定めがある場合を除き、腕章、ベスト及びヘルメット（様式第1号）を帯用するものとする。

2 災害応急対策の実施に使用する本部の車両、舟艇等及び現地災害対策本部には、法令等に特別の定めがある場合を除き、標旗（様式第2号）を掲げるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるものを除くほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部の班の名称及び班長並びに分掌事務

部名 …部長 ・副部長	班名 (班長)	分掌業務	所属課
総務調整部 ・総務部長 ・創造戦略部長 ・会計管理者 ・議会事務局長 ・監査委員事務局長	総括班 [事務局] (危機管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に関する方針の作成 災害対策本部の設置及び閉鎖 災害対策本部の運営 各部班への災害対策業務に関する指示 部員の動員及び配置 県及び防災関係機関との調整 避難指示等の発令 県、他市町等への応援要請の決定及び受援活動に関する事務 災害時応援協定締結自治体・各種事業所等への応援要請の決定 自衛隊の応援要請に関する業務 県へのヘリコプターの要請 気象情報の収集・伝達 災害情報の収集・伝達 情報通信機器の運用及び管理 被災状況の集約及び防災関係機関への伝達 避難状況の集約等に関する業務 災害救助法の適用に関する事務 各区長との連絡調整 その他、他の部班に属さない事項 	総務課 危機管理課 市民協働課
	広報班 (政策広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等に関する情報の伝達周知 市民への情報伝達・広報 報道機関との連絡調整 市の防災に関する映像情報の集約 情報通信機器の運用及び管理の支援 当該班の受援活動に関する事務 	政策広報課
	管理班 (監理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整 庁舎の被害状況の把握 庁舎の応急復旧及び保全 救援金品の受付及び配分に関する業務 災害活動に従事する職員の飲料水・食料の確保 職員参集状況の整理 災害関係費の出納に関する業務 市有車の運行統制 当該班の受援活動に関する事務 	監理課 会計課
	財務班 (財政課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策予算の調整 市議会との連絡調整 被災地の視察への対応 	財政課 議会事務局 監査委員事務局

部名 ・部長 ・副部長	班名 (班長)	分掌業務	所属課
		<ul style="list-style-type: none"> 公用負担などによる損失補償、弁償等 応急措置業務に従事した者に対する損害補償 当該班の受援活動に関する事務 	
福祉部 ・健康福祉部長 ・健康福祉部理事 ・市民生活部長	住民班 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者及び被災世帯の把握 被災住民の安否に関する情報の整理 住民窓口、電話対応 災害に関する住民相談窓口の設置 各避難所における連絡窓口の設置 被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整 警察、消防との捜索活動における連携の確保 災害ケースマネージメントに関する事務 当該班の受援活動に関する事務 	市民課 税務課 生活環境課 福祉課 子育て支援課 健康長寿課
	調査班 (税務課長)	<ul style="list-style-type: none"> 家屋被害調査の実施に関する業務 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する業務 当該班の受援活動に関する事務 	
	環境班 (生活環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> 火葬施設の被害状況の把握 災害による遺体の埋葬及び火葬計画の作成 身元不明者の埋葬及び火葬に関する業務 埋葬及び火葬に関する応援要請 し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施 仮設トイレの調達と設置 廃棄物処理施設の被害状況の把握 廃棄物処理計画の作成及び廃棄物の処理 被災地の防疫措置 公共交通の被害調査 当該班の受援活動に関する事務 	
	福祉班 (福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者への情報伝達 避難支援者への情報伝達 避難行動要支援者支援体制の構築 避難行動要支援者搬送車の手配、配車 避難所での要配慮者窓口の設置と運営 福祉避難所（室）の開設 福祉施設への入所措置 ボランティアセンターの開設 福祉ボランティアとの連携 ボランティアに関する応援要請 児童福祉施設利用者の避難誘導 児童福祉施設の被害状況把握及び利用者の安否確認 	

部名 ・部長 ・副部長	班名 (班長)	分掌業務	所属課
	医療救護班 (健康長寿課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設入所者の安全確認 ・ 福祉施設入所者の避難誘導 ・ 福祉施設の被害調査 ・ 福祉施設の応急措置 ・ 施設被災時における別施設への入所者の搬送 ・ 当該班の受援活動に関する事務 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係施設の被害調査 ・ 医療救護所及び医療救護拠点(保健センター)の設置 ・ 医療救護所の設置 ・ 県医療救護班との連絡調整 ・ 医療機器、医薬品等の調達 ・ 傷病者の搬送に関する消防機関との連携 ・ 医療機関、医師会、保健所との連絡調整 ・ 救出した傷病者の医療救護所への搬送 ・ 被災地の健康調査の実施 ・ 被災地における検病調査の実施 ・ 感染症患者の入院勧告 ・ 当該班の受援活動に関する事務 	
経済部 ・経済産業部長 ・農林水産課長	生活物資班 (観光振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資集積拠点の開設 ・ 食料の調達、配布及び保管 ・ 生活必需品の調達、配布及び保管 ・ 救援物資の受け入れ、仕分け及び保管 ・ 緊急物資等の移送・輸送 ・ 輸送等に必要な車両等の調達 ・ 当該班の受援活動に関する事務 	農林水産課 商工労働課 観光振興課
	産業班 (農林水産課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客等への情報提供 ・ 商工関係事業者の被害状況の把握 ・ 工場、事業所等の災害応急対策支援調整 ・ 住民と事業者間の災害応急対策連携に係る調整 ・ 観光関係資産及び事業者の被害状況の把握 ・ 観光客の被害状況の把握 ・ 観光客の避難誘導 ・ ため池の被害状況の把握及び応急対策 ・ 農林水産業施設及び資機材の被害状況の把握及び応急対策支援 ・ 農林水産物の被害状況の把握及び応急対策支援 ・ 家畜家きんの被害状況の把握及び応急対策支援 ・ 家畜家きんの防疫及びへい獸処理等 	

部名 ・部長 ・副部長	班名 (班長)	分掌業務	所属課
		<ul style="list-style-type: none"> 農協、生産組合、大規模農業事業者等との連絡調整 物資の流通促進及び物価対策 産業復旧、雇用対策 当該班の受援活動に関する事務 	
建設部 ・土木部長 ・土木部理事	土木班 (建設課長)	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園の被害調査、道路関係情報の収集 交通(特に緊急輸送道路)確保に関する警察との連絡調整 通行不能箇所に関する応急措置の実施 河川水位の観測、河川情報の収集 河川、水路、ため池の被害状況の把握及び応急対策 水防活動の実施と調整 水害及び土砂災害危険箇所の警戒 土砂災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 建設業者に対する応援要請及び建設機械の借上げ ヘリポートの障害物撤去 道路、河川、公園等の復旧に関する業務 当該班の受援活動に関する事務 	建設課
	住宅班 (建設課長)	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・宅地の危険度判定 応急仮設住宅の建設等に関する業務 公営住宅の復旧に関する業務 住宅の応急復旧支援 倒壊家屋の撤去等に関する業務 罹災証明のための住宅被害調査支援 当該班の受援活動に関する事務 	
	上水道班 (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害調査及び飲料水の確保 被災地での給水活動の実施 水道施設の復旧対策の計画と実施 復旧対策の情報提供 水道施設計画断水による水量復旧活動の実施 濁度、洗管対策の実施 当該班の受援活動に関する事務 	上下水道課
	下水道班 (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の被害調査 下水道施設の復旧対策の計画と実施 復旧対策の情報提供・ 当該班の受援活動に関する事務 	

部名 ・部長 ・副部長	班名 (班長)	分掌業務	所属課
教育部 ・教育部長 ・教育総務課長	避難所班 (文化学習課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設及び運営への協力 ・ 避難者の確認 ・ 避難者名簿の作成 ・ 避難者相談窓口の設置及び避難者の要望把握 ・ 避難所運営組織による避難所運営への協力 ・ 避難所における広報 ・ 避難者への食料等の供給支援 ・ 当該班の受援活動に関する事務 	教育総務課 文化学習課 スポーツ課
	教育班 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の安全確保措置 ・ 生徒の安否確認 ・ 生徒の避難誘導 ・ 県教委との連絡調整 ・ 学校施設の被害調査 ・ 被災学校施設等の応急措置及び復旧対策 ・ 応急教育、応急保育の企画及び実施 ・ 社会教育施設の被害調査 ・ 文化財の被害調査 ・ 当該班の受援活動に関する事務 	
	給食班 (給食センター所長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する炊き出し及び給食支援 ・ 当該班の受援活動に関する事務 	給食センター

様式第1号（第10条関係）

1 腕章

本 部 長 用

生地 白

あわら市災害対策本部

9 cm

文字 赤

本 部 長

39cm

副 本 部 長 用

生地 白

あわら市災害対策本部

9 cm

文字 赤

副 本 部 長

39cm

本 部 員 用

生地 白

あわら市

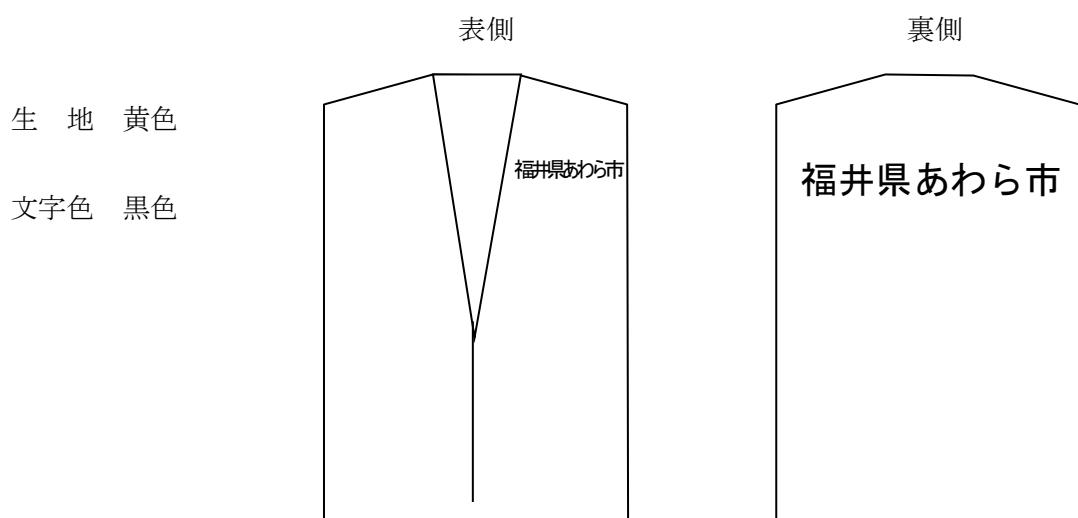
9 cm

文字 赤

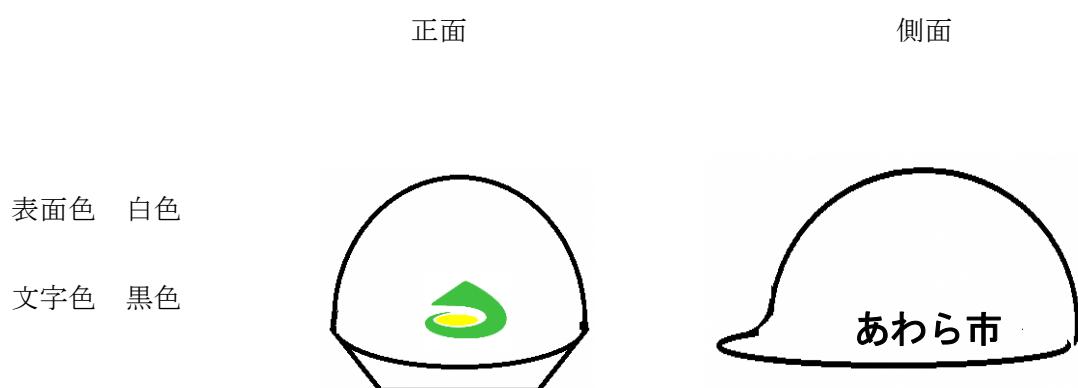
災 害 対 策 本 部

39cm

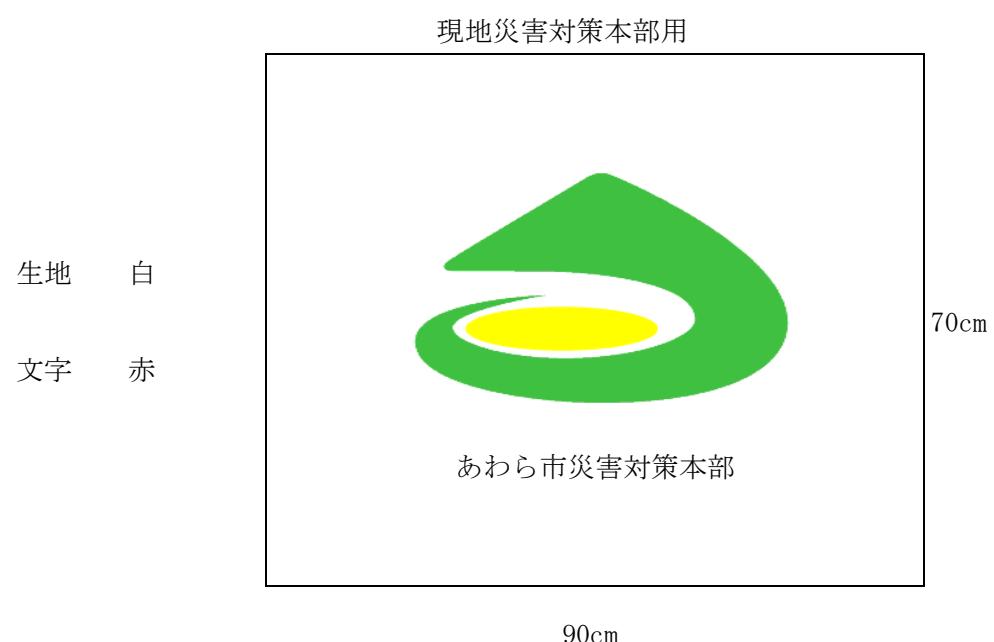
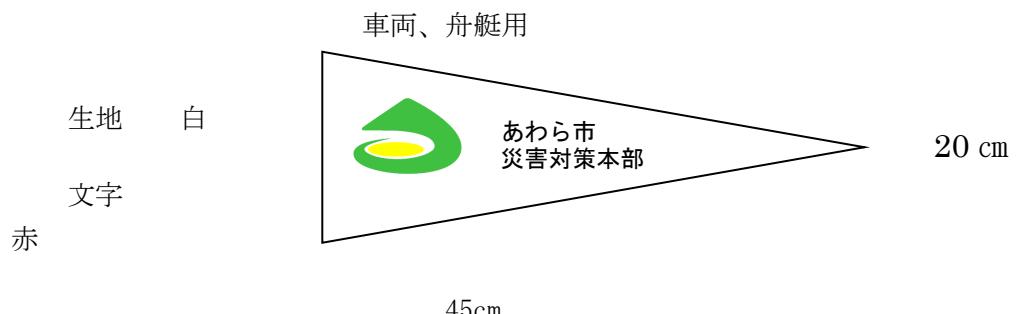
2 ベスト



3 ヘルメット



様式第2号（第10条関係）



(参考：あわら市地域防災計画)

非常配備体制の基準

1 風水害時の配備基準

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨等に関する警報（注1）が発表されたとき。 各キキクル（危険度分布）（注2）において「警戒（赤）」になったとき。 河川水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 河川水位が氾濫危険水位に到達すると予測されるとき。 堤防に軽微な漏水・浸食等を発見したとき。 その他市長が必要と認めたとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨等に関する警報が解除されたとき。 河川水位が避難判断水位を下回るとき。 堤防の異常が拡大しないと判断されたとき。 災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき。 市長が必要ないと認めたとき。
災害警戒本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 河川水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 破堤につながる漏水・浸食等が発見されたとき。 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき。 市長が必要と認めたとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が解除されたとき。 河川水位が氾濫危険水位を下回るとき。 河川の破堤、又は土砂災害の可能性がないと判断されたとき。 災害対策本部体制に移行したとき。 その他市長が必要ないと認めたとき。
災害対策本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨等に関する特別警報（注3）が発表されたとき。 顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯情報）が発表されたとき。 福井県の土砂災害危険度情報において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 各キキクル（危険度分布）（注2）で「災害切迫（黒）」となつたとき。 河川水位が越水・溢水したとき。 堤防の決壊や河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大

		規模漏水等) を確認したとき。 • 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。 • 災害救助法を適用する災害が発生したとき。 • 市長が必要と判断したとき。
	解除基準	• 大雨等に関する特別警報（注3）が解除されたとき。 • 災害の危険が解消したとき。 • 災害応急対策が一応終了したとき。 • その他市長が必要ないと認めたとき。

注1) 大雨等に関する警報：大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報をいう。

注2) 各キキクル（危険度分布）：気象庁の土砂キキクル（危険度分布）、浸水キキクル（危険度分布）、洪水キキクル（危険度分布）をいう。

注3) 大雨等に関する特別警報：大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報をいう。

2 地震、津波災害時の配備基準

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	• 市内において震度4の地震が発生したとき。 • その他市長が必要と認めるとき。
	解除基準	• 災害の危険が解消したとき。 • 災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき。 • その他市長が必要ないと認めたとき。
災害警戒本部体制	配備基準	• 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 • 市内の沿岸に津波注意報が発表されたとき。 • その他市長が必要と認めるとき。
	解除基準	• 災害の危険が解消したとき。 • 災害対策本部体制に移行したとき。 • その他市長が必要ないと認めたとき。
災害対策本部体制	配備基準	• 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 • 市内の沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 • 災害警戒本部体制では、対応困難と市長が判断したとき。 • 災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。
	解除基準	• 災害の危険が解消したとき。 • 災害応急対策が一応終了したとき。 • 災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制に移行したとき。 • その他市長が必要ないと認めたとき。

3 原子力災害時の配備基準

緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制
情報収集事態	(1) 所在市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）。 (2) その他、市長が警戒体制を決定したとき	警戒体制	・ 危機管理課の全職員 ・ 課長級以上の職員
警戒事態 (第1段階)	(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき。 (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき。 (4) 国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき。 (5) 市長が災害警戒本部体制を決定したとき。	災害警戒本部体制	職員全員
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき。 (2) 市長が災害対策本部体制を決定したとき。	災害対策本部体制	
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき。		

(4) 嶺北消防組合警防規程

平成7年12月20日

訓令甲第4号

目次

第1編 総則（第1条—第6条）

第2編 警防業務

第1章 管内掌握

第1節 担当区域（第7条）

第2節 消防水利（第8条—第10条）

第3節 警防調査（第11条・第12条）

第2章 警防計画（第13条）

第3章 警防対策（第14条—第18条）

第4章 警防訓練

第1節 指針及び計画（第19条・第20条）

第2節 警防訓練（第21条）

第2節の2 警防活動技術の効果確認（第21条の2）

第5章 警防機器（第22条—第25条）

第6章 消防署の勤務（第26条—第28条）

第7章 自衛消防等訓練指導（第29条・第30条）

第3編 警防活動

第1章 警防活動組織及び任務（第31条—第37条）

第2章 警防活動体制

第1節 消防部隊等の掌握（第38条・第39条）

第2節 警防情報（第40条）

第3章 警防活動基準（第41条—第48条）

第4章 警防行動

第1節 出場（第49条—第54条）

第2節 指揮体制（第55条—第62条）

第3節 任務（第63条—第71条）

第4節 火災防ぎよ活動（第72条）

第5節 救助活動（第73条）

第6節 救急活動（第74条）

第7節 水防活動（第75条）

第8節 その他の警防活動（第76条—第79条）

第9節 警防活動に付帯する活動（第80条—第84条）

第10節 警防活動監察（第85条—第87条）

第5章 警防活動効果の検討及び研究

第1節 警防活動効果の検討（第88条）

第2節 警防活動の研究（第89条）

第6章 特別警戒（第90条・第91条）

第4編 非常警備

第1章 非常警備の実施（第92条）

第2章 警防活動組織の強化（第93条、第94条）

第3章 非常警備活動（第95条）

第4章 非常召集（第96条）

第5編 雜則（第97条—第100条）

附則

第1編 総則

（目的）

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）等に基づき火災、救助、救急及び地震等の災害（以下「災害」という。）の警戒、鎮圧並びに被害を軽減するために行う警防業務及び警防活動等について嶺北消防組合の機能を十分に發揮するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程の用語の意義は、次の各号による。

（1） 警防業務とは、警防計画の策定、警防資料の収集、検討及び統計、警防調査、警防機械及び警防資器材（以下「警防機器」という。）の点検及び整備、警防訓練、自衛消防隊等の訓練指導並びにこれらに類する業務をいう。

（2） 警防活動とは、災害が発生し又は発生のおそれがあるとき実施する災害の防除、警戒及び鎮圧又は被害の拡大を防止する活動及びこれらの活動に付帯する活動で出場から帰署（所）までの一連の行動をいう。

（3） 特殊災害とは、通常出場では対処できない災害で、大規模な消防部隊を投入して集中的に火災防ぎよ活動、救助活動又は救急活動等を行う必要のある災害をいう。

（4） 異常気象とは、乾燥、地震、台風、暴風、強風、豪雪、豪雨、大雨、洪水、高潮、津波、その他これらに類する災害が発生し又は発生のおそれがある気象をいう。

（5） 風水雪害とは、台風、暴風、強風、豪雨、豪雪、洪水、津波、高潮、その他これらに類する災害をいう。

（6） 管轄区域とは、嶺北消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和44年条例第1号）第4条に定める消防署の管轄区域をいう。

（7） 覚知とは、消防本部、消防署及び分所が災害の発生を認知したことをいう。

（8） 救助活動とは、災害の現場において生命、身体に作用している緊迫した危険な障害から、自力により脱出又は避難することのできない要救助者を検索、救出又は安全な場所に誘導し救命する行動をいう。

- (9) 救急活動とは、傷病者の観察、救急処置、搬送等救急業務を行うための行動又は医療用資器材等を輸送する行動で救急隊の出場から帰署（所）までの一連の行動をいう。
- (10) 水防活動とは、洪水、浸水、越水等の災害にかかる警戒、水防工法の実施、人命救助等消防機関の行う活動をいう。
- (11) 鎮圧とは、消防部隊の活動により延焼拡大の危険がなくなったときをいう。
- (12) 残火処理とは、鎮圧後において残り火を点検し処理することをいう。
- (13) 鎮火とは、消防部隊の消火活動によって発炎燃焼しなくなったときをいう。
- (14) 消防部隊とは、警防活動を実施するため警防機器を装備した消防職員又は消防団員をもって編成した各隊の総称をいう。
- (15) 部隊運用とは、災害による被害を最小限にとどめるために必要な消防部隊の選定、出場の指令、出向の制限等をすることをいう。
- (16) 消防車等とは、消防車、救急車及びその他の消防用車両の総称をいう。
- (17) 出場指令とは、通信指令課から消防部隊又は特定の指揮者に対し出場を命ずることをいう。
- (18) 緊急出場とは、災害が発生し又は発生するおそれがある場合にその被害を最小限度にとどめるため消防部隊が道路交通法（昭和35年6月法律第105号）第39条及び第41条の2に定めるところにより出場することをいう。
- (19) 増強部隊とは、現に警防活動に従事している消防部隊に対して、さらに補完強化する他の消防部隊をいう。
- (20) 警防調査とは、警防活動上必要な地理、水利及び消防対象物等の実態把握をするための調査をいう。
- (21) 災害調査とは、災害が発生し又は発生するおそれのある災害の調査及び警防活動後の災害状況の調査をいう。
- (22) 警防情報とは、警防業務及び警防活動に関する自然現象、社会現象及び医療機関の受入れ状況等の情報をいう。
- (23) 災害情報とは、すでに発生している災害にかかる作戦、指揮及び広報等の警防活動に必要な災害の情報をいう。
- (24) 特設大（中）隊とは、特殊災害又は非常警備を実施するその他の災害で、通常の大（中）隊組織で警防活動を行うことが困難となったとき新たに増設する大（中）隊をいう。
- (25) 現場最高指揮者とは、災害現場において消防部隊を統括する指揮者をいう。
(警防体制)

- 第3条 消防本部の長（以下「消防長」という。）は、警防業務及び警防活動を統括する。
- 2 消防長は、通常の警防体制で警防活動を実施することが、困難と認める災害が発生し又は発生することが予想されるときは、災害規模等に応じた非常警備を命じる。
- 3 消防本部次長（以下「次長」という。）は、消防長に事故あるときはその職務を代行す

る。

(警防責任)

第4条 次長は、この規程の定めるところにより警防業務及び警防活動等について管内の実態を把握し、これに対応する警防体制の確立を図るとともに消防署長（以下「署長」という。）及び消防本部課長（以下「本部課長」という。）以下を指揮監督し、警防施策の万全を期さなければならない。

- 2 本部課長は、消防長が特命する警防活動等について所属職員を指揮監督し、署長の行う警防業務の調整及び警防活動の効率的運用を図らなければならない。
- 3 署長は、この規程の定めるところにより所属職員を指揮監督し、警防体制を確立するとともに管轄区域の警防業務及び警防活動に万全を期さなければならない。
- 4 消防署副署長（以下「副署長」という。）は、署長の行う警防業務及び警防活動を補佐し、その成果の高揚を図らなければならない。
- 5 消防署警備課長（以下「警備課長」という。）以下の各級指揮者は、警防事象の把握、警防活動に関する知識、技能向上、体力の鍛成に努めるとともに隊員を教育訓練しなければならない。
- 6 隊員は、地理、水利、消防対象物等の状況に精通するとともに警防活動に関する知識、技能の向上及び体力の鍛成に努めなければならない。

(関係機関との連絡調整)

第5条 次長及び署長は、他の行政機関、医療機関等と緊密な連絡調整を図り警防業務及び警防活動の効率的推進を図らなければならない。

(安全管理の責務)

第6条 次長及び署長は、災害現場における安全管理及び訓練の特性に応じた安全管理体制を確立するため訓練施設、警防機器の整備を行い安全に関する教育を実施し、安全の保持に努めなければならない。

- 2 現場最高指揮者は、災害現場の状況を判断し活動環境の安全の確保及び部隊活動の安全保持に努めなければならない。
- 3 各級指揮者は、平素から隊員に対し、警防機器の管理と適正な運用について教育するとともに災害現場及び訓練にあたっては、活動環境、警防機器の活用及び隊員の行動等の状況を的確に把握し、危険が予想されたときは必要な措置を講ずる等安全確保に努めなければならない。
- 4 隊員は、安全確保の基本が自己にあることを認識し、体力、気力及び技術の鍛成に努め、いかなる事象に直面しても適切に対応できる臨機の判断力及び行動力を養うとともに警防業務及び警防活動時においては、隊員相互が安全に配慮し合い危害防止に努めなければならない。
- 5 安全管理について必要な事項は別に定める。

第2編 警防業務

第1章 管内掌握

第1節 担当区域

(担当区域の設定)

第7条 署長は、管轄区域内の地理、水利及び消防対象物等の精通を図るため、所属職員にその実態の把握に努めさせなければならない。

第2節 消防水利

(消防水利対策)

第8条 次長は、消防水利施策を決定し、その効率的推進を図るとともに必要と認めるときは、消防本部消防課長（以下「消防課長」という。）又は署長に対し、その措置について指示するものとする。

2 署長は、消防水利対策上必要と認められる事項が生じた場合は、消防課長と協議し適切な処置をとらなければならない。

(消防水利の指定)

第9条 消防長又は署長は、法第21条に基づき消防水利の指定をするときは、別に定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(消防水利の保全管理)

第10条 署長は、管轄区域内の公設消防水利の維持及び保全管理に努めなければならない。

2 前項の消防水利の保全管理について必要な事項は別に定める。

第3節 警防調査

(警防調査)

第11条 署長は、管轄区域内の状況を把握するため次の各号について所属職員の任務に応じ警防調査を実施させなければならない。

- (1) 道路、橋、地勢及びこれらに類する地理の状況
- (2) 消火栓、防火水そう、プール、河川、溝、池、井戸及びこれらに類する水利の状況
- (3) 消防対象物の現況及び移動状況等
- (4) 前各号以外で署長が必要と認める事項

(警防調査実施結果の措置)

第12条 前条に定める警防調査の実施結果について、警防業務又は警防活動上必要と認められる事項については、次により措置するものとする。

- (1) 署長への報告
- (2) 警防計画の樹立又は検討
- (3) 消防水利調査簿の作成及び整理
- (4) 消防水利施設に関する必要な措置
- (5) 前各号以外で必要な措置

第2章 警防計画

(基本方針)

第13条 次長は、部隊の運用及び警防活動上必要な事項について警防計画の基本方針を示すものとする。

2 警防計画を本部警防計画及び署警防計画に区分する。

3 警防計画の樹立に必要な事項は別に定める。

第3章 警防対策

(警防業務の効率的執行)

第14条 警防業務は、火災の多発する時期及びそれ以外の時期に区分し、管内の実情に応じて効率的に執行するものとする。

2 署長は、火災の多発する時期においては隊員の確保等消防部隊の充実に配意しなければならない。

(火災警報の発令及び措置)

第15条 法第22条第3項に基づく火災に関する警報（以下「火災警報」という。）の発令は、嶺北消防組合火災予防条例施行規則（平成17年規則第8号）第3条に定めるところによる。

2 消防長は、火災警報が発令され警防活動上必要と認めるときは、非常警備体制をとるものとする。

3 消防本部指令課長（以下「指令課長」という。）は、火災警報が発令されたときは、関係機関への通報及びその他警防活動上必要な情報の収集にあたるものとする。

4 署長は、火災警報が発令されたときは、次の各号について必要な措置を講ずるものとする。

（1） 関係機関に対する協力要請及び警防情報の収集

（2） 警防機器の点検及び増強

（3） 嶺北消防組合火災予防条例（平成17年8月1日条例第4号。以下「予防条例」という。）第29条に定める火の使用制限に係る広報及び警戒の実施。

（4） 前各号以外で必要な事項

（異常気象時の措置）

第16条 指令課長は、異常気象時において非常警備を実施する必要があると認めたときは、その実施に必要な情報を収集しなければならない。

2 指令課長は、気象台から異常気象情報を受理したときは、その情報を消防署及び分所（以下「署所」という。）に通報するとともに引き続き情報収集に努めなければならない。

3 署長は、異常気象時において警防活動上支障があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

4 異常気象時の消防体制について必要な事項は別に定める。

（地震発生時の措置）

第17条 指令課長は、有感地震が発生したときは、次に掲げる事項について必要な措置をとるものとする。

（1） 通信機能の掌握及び通信態勢の確立

- (2) 災害状況の掌握
- (3) 関係機関との情報連絡
- (4) その他必要な事項

2 地震災害が発生したときに行う警防活動及び地震災害の警防計画について必要な事項は別に定める。

- (揚煙行為等の措置)

第18条 署長は、予防条例第45条の届出のうち火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為及び煙火の打ち上げ又は仕掛けについて必要と認めたときは、消防長に報告しなければならない。

- 2 署長は、前項の届出のうち消防活動上特に障害がある事象については、必要な措置を講ずるとともに消防課長及び関係署長に通報するものとする。
- 3 署長は、警防活動上支障があると認めるときは、障害の排除、改善及び現場における活動連絡体制について関係者と協議しておくものとする。

第4章 警防訓練

第1節 指針及び計画

- (指針)

第19条 次長は、警防訓練を効果的に推進するため、その指針を示すものとする。

- (計画)

第20条 署長は、前条の指針に基づき管内の特性を考慮して訓練の重点を定め年度警防訓練計画を樹立し消防長に報告するものとする。

第2節 警防訓練

- (訓練の種別)

第21条 警防訓練は、本部訓練及び所属訓練とし、その内容は次の各号による。

- (1) 本部訓練

各種訓練のより習熟した技術を効果的に発揮し、総合的な警防活動技術の練磨及び部隊運用技術の向上を図るため、消防本部、消防署及び合同で行う大規模な消防部隊の訓練で、その都度実施要領を定めて行うもの

- (2) 所属訓練

ア 基本訓練

警防活動の基本的技術及び行動の習熟を図るために行うもの

イ 図上訓練

図面又はこれらに類するものを利用し、警防活動の技術及び行動の習熟を図るために行うもの

ウ 応用訓練

基本訓練、図上訓練の応用により警防活動の技術及び行動の習熟を図るために行うもの

エ 出場訓練 消防部隊の出場態勢の迅速化を図るために行うもの

第2節の2 警防活動技術の効果確認

(警防活動技術の効果確認)

第21条の2 消防長は、警防活動技術の効果を確認するため、又は警防活動上必要と認めたときに特別点検を実施し、その内容を検討評価して警防活動及び警防訓練に反映させるものとする。

2 特別点検の実施に関し必要な事項は別に定める。

第5章 警防機器

(警防機械の種別等)

第22条 警防機械は、消防車等とする。

(1) 消防ポンプ車

普通ポンプ車、水そう付ポンプ車等吸送水を主たる目的とする車両

(2) 特殊車

化学車、救助工作車、泡原液搬送車、大型化学高所放水車、屈折梯子車、梯子車等特殊な警防活動を主たる目的とする車両

(3) 救急車 高規格救急車等救急活動を主たる目的とする車両

(4) 前各号以外の車両等

(警防資器材の種別等)

第23条 警防資器材は、次のとおりとし種別ごとの品名は別表第1のとおりとする。

(1) 吸水器具

(2) 放水器具

(3) 特殊作業器具

(4) 救助器具

(5) 救急器具

(6) 通信機器

(7) 前各号以外の資器材

(配備等)

第24条 次長は、警防機器の機能その他を考慮してその配備を適正に行うとともに警防施策上必要と認めるときは、警防機器の実態を調査させなければならない。

2 消防課長は、警防機器取扱いの技術向上を図るため必要に応じ技術指導を行い、技術管理の適正を図るものとする。

(点検整備等)

第25条 署長は、配備されている警防機器の性能の把握に努めるとともに常に効果的に利用できるよう点検整備を行い適正な運用を図るものとする。

2 警防機器を取扱う者は、適正な管理と取扱い技術の向上に努めその機能を十分に発揮しなければならない。

3 警防機器の点検、整備及び管理等について必要な事項は別に定める。

第6章 消防署の勤務

(勤務種別)

第26条 消防署員、(毎日勤務以外の職員。以下この章において同じ。)の勤務種別は次のとおりとする。

(1) 署内勤務

(2) 署外勤務

(署内勤務)

第27条 署内勤務は、署所内で次の事項について行うものをいう。

(1) 受付勤務

受付における住民接遇、庁舎警備、災害指令用受令装置の操作及び消防通信の送受信等の事務

(2) 警防事務

警防計画の策定、報告書の作成、警防資料の作成、検討及び整備、届出書類の処理、警防活動に付帯する事務及びその他の警防事務

(3) 警防教養

警防業務及び警防活動上必要な知識、技術の習得を目的とする教養

(4) 警防訓練

別に定める警防訓練

(5) その他

前各号以外の勤務

(署外勤務)

第28条 署外勤務は、署所外で次の事項について行うものをいう。

(1) 災害出場

第41条第1項に定める災害出場

(2) 警防調査

第11条に定める調査

(3) 災害調査

第41条第2項第1号に定める調査

(4) 予防查察

嶺北消防組合防査察規程(平成12年訓令甲第7号)に定める査察

(5) 救急調査

救急業務運用要綱(平成6年訓第7号)に定める調査

(6) 自衛消防等訓練指導

第29条及び第30条に定める訓練指導

(7) 警防訓練

別に定める警防訓練

(8) 消防団員訓練指導

消防団員に対する訓練指導

(9) その他

前各号以外の勤務

第7章 自衛消防等訓練指導

(自衛消防訓練指導)

第29条 署長は、法第8条及び第8条の2に基づき防火管理者が行う消防訓練について必要と認めたとき又は当該防火管理者から指導要請があったときは、必要に応じ指導するものとする。

(住民等の消防訓練指導)

第30条 署長は、住民又は前条に該当しない事業所等から消防訓練の指導要請があったときは、必要に応じ指導するものとする。

第3編 警防活動

第1章 警防活動組織及び任務

(警防本部及び大隊本部の設置)

第31条 警防活動組織として消防本部に警防本部を消防署に大隊本部を設ける。

(警防本部の組織及び任務)

第32条 警防本部の組織及び任務は、次の各号による。

- (1) 組織及び任務は、別表第2に掲げるとおりとする。
- (2) 警防本部は、警防本部長（以下「本部長」という。）警防副本部長（以下「副本部長」という。）及び警防本部員で構成する。
- (3) 本部長は、消防長とし警防本部を統括する。
- (4) 副本部長は、次長とし本部長を補佐する。
- (5) 警防本部員は、本部各課に所属する職員とし、上司の命を受けて警防本部の任務を遂行する。ただし、本部長が必要と認めるときは、その他の職員を警防本部員にあてることができる。

(大隊本部の組織及び任務)

第33条 大隊本部の組織及び任務は、次の各号による。

- (1) 組織及び任務は、別表第3に掲げるとおりとする。
- (2) 大隊本部は、大隊本部長（以下「大隊長」という。）及び大隊本部員で構成する。
- (3) 大隊長は、署長とし大隊本部を統括する。
- (4) 大隊本部員は、消防司令補以上の職員とし、上司の命を受けて大隊本部の任務を遂行する。ただし、大隊長が必要と認めるときは、その他の職員を大隊本部員にあてることができる。

(部隊編成)

第34条 消防部隊は、次の各号に掲げる編成基準によるものとする。ただし、災害の状況によりこの基準によらないことができる。

- (1) 大隊は、消防署を単位とする。
- (2) 中隊は、署所に配属された小隊で編成し、中隊長には原則として消防司令をあてることとする。

る、ただし、署長が認めるときは消防司令補をあてることができる。

(3) 小隊は、消防車等各1両を単位として編成し、小隊長には原則として消防士長以上の職員をあてる。

2 災害現場における消防部隊は、前項各号に基づいて編成した部隊を基幹とし、これに管轄外の署所から出場した中隊長及び小隊を増強して編成する。

(部隊の呼称)

第35条 部隊の呼称は、次の各号による。

(1) 大隊名は、大隊の前に署名（嶺北消防署にあっては、嶺北の二字、嶺北あわら消防署にあっては、あわらの三字、嶺北丸岡消防署にあっては丸岡の二字、嶺北三国消防署にあっては、三国の二字、以下同じ。）を冠する。

(2) 中隊名は、中隊の前に署名及び課別区分による第1又は第2を冠する。

(3) 小隊名は、次のとおり冠する。

ア 消防隊……小隊の前に署名及び車両名

イ 救助隊……救助隊の前に車両名

ウ 救急隊……救急隊の前に車両名

(配置)

第36条 消防隊及び救急隊（以下「消防隊」という。）の通常の配置は、別表第6のとおりとする。

(消防隊等の任務)

第37条 消防隊は、主に消防ポンプ車及びこれに乗組む隊員をもって編成し、消火活動を主たる任務とする。

2 救助隊は、救助工作車、救助資器材を積載した消防ポンプ車及びこれに乗組む隊員をもって編成し、原則として救助活動を任務とし、災害現場の状況によりその他の活動に従事する。

3 救急隊は、救急車及びこれに乗組む隊員をもって編成し、救急活動を主たる任務とする。

第2章 警防活動体制

第1節 消防部隊等の掌握

(部隊等の掌握)

第38条 次長は、常に消防部隊の編成、配備、出場、警防機器の確保等及び出場不能並びに消防通信等を掌握して災害に備えなければならない。

2 署長は、前項に準じて所轄の消防部隊を掌握し、部隊運用上支障があると認めたときは、必要な措置を指示するものとする。

3 警備課長は、所轄中隊を掌握し消防事象に応ずる態勢を整え、出場指令に備えなければならない。

(出場不能時の即報)

第39条 署長は、消防部隊に次の各号に定める異常が発生した場合は、直ちに消防課長及び指令課長に即報するものとする。

- (1) 消防小隊等の消防車等に変更があった場合
- (2) 警防調査又は災害現場から引揚げ途上等において事故等が発生した場合
- (3) 消防車等の故障その他の事由により災害現場に出場できなくなった場合

第2節 警防情報

(警防情報及び措置)

第40条 消防課長は、部隊の運用に關係ある警防情報を常に把握し、部隊運用に備えるとともに必要事項について関係署長に通報するものとする。

2 署長は、部隊運用に關係ある警防情報を知ったときは、必要に応じ消防課長に通報するとともにこれらに対応する警防体制を維持強化し、次に掲げる必要な措置をとらなければならない。

- (1) 警防活動の実施
- (2) 火災予防措置の実施
- (3) 広報活動の実施
- (4) 警防機器の点検及び確保
- (5) 特別警戒の実施
- (6) その他必要と認める事項

第3章 警防活動基準

(警防活動種別)

第41条 警防活動を次のとおり区分する。

- (1) 火災防ぎよ活動
建物、車両、山林原野、船舶、その他の火災の消火に関する活動
- (2) 救助活動
第2条第8号に定める活動
- (3) 救急活動
第2条第9号に定める活動
- (4) 水防活動
第2条第10号に定める活動
- (5) その他の活動
警戒区域の設定、火災の未然防止、危害の排除及び誤報、虚報等で前各号に該当しない活動

2 前項の警防活動に付帯する活動を次のとおり区分する。

- (1) 災害調査
火災原因等の調査及び災害状況、活動状況、死傷者の調査に係る活動
- (2) 災害情報収集
指揮及び広報活動に必要な情報の収集及び伝達する活動
- (3) 災害広報
警防活動の円滑化、災害防除等のため災害現場周辺の住民等に対して行う広報活動

(4) 補給

災害現場等において警防活動に従事している消防部隊に対する燃料、食糧、飲料等の調達、配布に係る活動

(5) 報道広報

報道機関を対象とする災害状況の発表

(出場種別)

第42条 出場種別は次のとおりとする。

(1) 災害出場

火災、救助、救急、水防、その他の警防活動を実施するための出場及び配置転換出場

(2) 調査出場

警防情報の収集等のための出場

(3) 訓練出場

警防訓練実施のための出場

(4) 業務出場

前各号以外の出場

(出場区域等)

第43条 第44条に定める災害出場に伴う出場隊は災害現場から最も近い隊が出場するものとする。ただし、第44条に定める特別出場に伴う出場区域については別表第7のとおりとし、高速自動車国道北陸自動車道における出場区域は別に定める。

(出場区分)

第44条 災害の態様に応じた消防部隊の緊急出場区分は別表第8に掲げるとおりとする。

(出場段階)

第45条 災害出場は、次に定める基準による。

(1) 第1出場

災害発生の覚知と同時に出場するもの（事後聞知を除く。）

(2) 第2出場

第1出場の消防部隊では、防ぎよ、救出、救護等が困難なため現場最高指揮者の第2出場要請に基づき出場するもの

(3) 第3出場

火災、救助、救護事故の状況又は気象の状況等により第2出場までの消防部隊では、防ぎよ、救出、救護等が困難なため現場最高指揮者の第3出場要請に基づき出場するもの

(4) 特別出場の運用は、別に定める。

(災害出場の原則)

第46条 消防部隊の災害出場は出場指令による。

(増強部隊の出場要請)

第47条 現場最高指揮者は、災害状況により消防部隊を増強する必要があると認めるとときは、第44条に定める出場区分及び第45条に定める出場段階に基づき増強要請をしなければならない。

2 本部長は、災害状況により特に必要と認めるときは、現場最高指揮者の要請を待つことなく前項に掲げる措置をとることができる。

3 現場最高指揮者は、災害の状況により特に必要と認めるときは、福井県防災航空事務所に対し、出場の要請をすることができる。

(区域以外への出場)

第48条 嶺北消防組合区域以外への応援出場は、福井県広域消防相互応援協定書（平成18年3月20日）に基づくほか本部長の特命による。

2 組織法に基づき、福井県以外の区域に出場することができる。

第4章 警防行動

第1節 出場

(本部長等の出場)

第49条 本部長または副本部長は、第3出場の火災の場合または特異な災害等で必要と認めるとき出場するものとする。

2 第56条に定める警防指揮本部幕僚及び指揮隊は、第3出場の火災の場合または特異な災害等で警防活動上必要と認めるとき、若しくは本部長または副本部長の特命により出場するものとする。

3 前項以外の警防本部員は、第3出場の火災の場合または特異な災害等で本部長または副本部長若しくは各総括責任者の特命により出場するものとする。

(大隊長等の出場)

第50条 大隊長は、管轄区域内における第2出場以上の火災の場合または特異な災害等で警防活動上必要と認めるとき出場するものとする。

2 大隊長等は、第3出場の火災及び特殊な災害等若しくは本部長または副本部長の特命を受けたとき管轄区域外へ出場するものとする。

3 第56条に定める大隊指揮本部指揮副本部長及び幕僚ならびに指揮隊は、第2出場以上の火災の場合若しくは特異な災害等で、警防活動上必要と認めるときまたは大隊長の特命により出場するものとする。

4 前項以外の本部員は、第2出場の火災の場合または大隊長の特命により出場するものとする。

(中隊長等の出場)

第51条 中隊長以下の隊員の出場は、第45条の規定により出場するものとする。

(消防団員の出場)

第52条 組織法第18条第3項に定める消防団員の出場及び警防活動について必要な事項は別に定める。

(出場態勢)

第53条 各級指揮者は、出場指令を受けた時又はすでに災害が発生し出場が予想されるときは、出場順路の選定、警防任務の確認、地理、消防水利の確認、積載警防資器材の確認及び積載等を行い出場態勢の万全を期さなければならない。

(出場途上の判断)

第54条 小隊長は、災害出場に際しては、的確な順路をとらなければならない。

2 小隊長以上の指揮者は、災害出場途上においても災害情報の収集につとめ、適切な処置をとらなければならない。

第2節 指揮体制

(指揮組織)

第55条 出場段階に応じた指揮組織は別に定める。

(指揮体制)

第56条 火災現場の指揮体制は、火災の規模に応じ次の表によるものとし、運用は別に定める。

出場段階	第1出場	第2出場	第3出場
指揮体制	第1指揮体制	第2指揮体制	第3指揮体制
指揮本部名称	中隊指揮所	大隊指揮本部	警防指揮本部
指揮本部長	中隊長	大隊長	本部長又は副本部長
指揮副本部長		副署長	
幕僚		庶務課長	応援署署長 本部課長（消防課長を除く） 各署副署長 各署予防指導課長 各署警備課長
指揮隊	中隊長 当務課員	予防指導課長	消防課長
		予防指導課員	消防課員
		第1指揮体制 指揮隊員	

(火災以外の災害等の指揮体制)

第57条 火災以外の災害等における指揮体制は、災害の規模に応じ、前条の指揮体制を準用する。

(指揮本部長等の代行)

第58条 指揮本部長及び小隊長に事故ある場合の代行基準は、別表第4のとおりとする。

(現場最高指揮者)

第59条 指揮本部長が災害現場に到着するまでの間における現場最高指揮者は、災害現場にある上級者とする。

(指揮命令系統)

第60条 指揮命令は、現場最高指揮者の指揮のもとに第55条に定める指揮組織により簡明かつ的確に示達しなければならない。

(指揮本部の設置)

第61条 指揮本部の長は、消防部隊の掌握及び災害状況の把握に最も適した位置に指揮本部を設置し「指揮宣言」をするものとする

- 2 指揮本部長は、災害状況等により、消防部隊に対する指揮命令及び活動統制等の円滑を期す必要があると認めるときは、前進指揮所を設置し、指揮本部の任務を補完させることができる。
- 3 警防指揮本部、大隊指揮本部を設置したときは、別に定める指揮本部旗を掲出するものとする。ただし、災害現場の状況により掲出することが困難なときは掲出しないことができる。

(指揮本部の統合及び縮小)

第62条 前条第3項に定める指揮本部が設置されたときは、下級の指揮本部を統合する。

- 2 現場最高指揮者は、災害現場における警防活動の推移により指揮本部を縮小することができる。

第3節 任務

(指揮本部)

第63条 指揮本部の主な任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災対象物の把握及び警防活動に必要な資料の収集
- (2) 災害状況、警防活動状況の把握及び活動方針の決定
- (3) 方面担当指揮者の任務の指定
- (4) 消防部隊の配備
- (5) 消防部隊の増強及び削減の決定
- (6) 災害情報の収集、報告及び災害広報
- (7) 被災対象物の関係者及び関係機関との連絡
- (8) 警戒区域設定範囲の決定
- (9) 危害防止措置
- (10) 警防活動に支障となる物件の排除措置
- (11) 災害の拡大を防止するために行う消防対象物及びこれらのもの在る土地の使用、処分又は使用制限等の決定
- (12) 報道広報
- (13) 前各号以外で必要と認める事項

(指揮本部長)

第64条 指揮本部長は、指揮本部及び出場各隊を統括指揮し、警防活動の方針を決定して情勢に適応する部隊配備を定め、現場における消防部隊の中核として、前条に定める任務を遂行し最大の警防活動効果をあげるよう努めなければならない。

2 指揮本部長は、上級指揮者が現場に到着したときは、災害状況及び警防活動概要を速やかに報告するものとする。

なお、上級指揮者は、報告内容から判断し自ら指揮をとる必要があると認めたときは「指揮宣言」をして指揮本部長として指揮にあたるものとする。

3 指揮権は、前項の「指揮宣言」をもって移行する。

(指揮副本部長及び幕僚)

第65条 指揮副本部長及び幕僚は、次の各号の任務を積極的に遂行して、指揮本部長を補佐するとともに指揮本部長の命により局面の指揮、特定任務等を行い警防活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

- (1) 活動方針及び応援要請の検討
- (2) 各種情報の収集、分析及び統合
- (3) 燃料及び食糧等の補給の検討
- (4) 現場広報

(指揮隊)

第66条 指揮隊は、指揮本部長又は指揮副本部長の統括指揮のもとに次の各号の任務を積極的に遂行するものとする。

- (1) 各種情報の収集及び整理
- (2) 災害の実態把握
- (3) 指揮本部長命令の伝達及び警防本部との通信連絡
- (4) 出場部隊の把握
- (5) 関係資料の確保及び関係機関との連絡
- (6) 現場広報
- (7) その他指揮本部長の特命事項

(副本部長)

第67条 副本部長は、本部長の補佐及び命を受け大隊長以下を指揮し、第64条に定める任務を遂行する。

(大隊長)

第68条 大隊長は、大隊指揮本部長として第64条に定める任務を遂行する。ただし第3指揮体制にあっては、副本部長の命を受け中隊長以下を指揮する。

(中隊長)

第69条 管轄署の中隊長は、中隊指揮所長として第64条に定める任務を遂行する。ただし、第2指揮体制以上にあっては、大隊長の命を受けて小隊長以下を指揮し、警防活動にあたるものとする。

2 前項以外の中隊長は速やかに自己担当方面の活動方針を決定し、小隊長以下を指揮し、警防活動にあたるものとする。

(小隊長)

第70条 小隊長は、中隊長の命を受け小隊員を指揮し、速やかに自己隊員の担当任務を決

定し、警防活動にあたるものとする。

(隊員)

第71条 隊員は、自己隊の任務を的確に把握して修得した技能を最高度に発揮し警防機器を十分に活用して、警防活動にあたるものとする。

第4節 火災防ぎよ活動

(火災防ぎよ活動の原則)

第72条 火災防ぎよ活動の原則は次のとおりとする。

(1) 人命救助を優先し、延焼阻止を主眼に消防部隊の総合力を発揮して被害の軽減に努めなければならない。

(2) 現場最高指揮者は、火災の状況が変化し、火災の拡大が予想されるときは、火災状況、消防部隊の現況等を総合的に判断し適切な措置をとらなければならない。

(3) 各級指揮者は、火災の現場に到着したときは、速やかに火災の状況を判断して的確な初動措置を迅速に行い現場最高指揮者の指揮のもとに統制ある行動を行わなければならない。

(4) 各隊は、相互連携を密にして警防機器、消防対象物の施設及び設備を効果的に活用して活動しなければならない。

2 火災防ぎよ活動に関し、必要な事項は別に定める。

第5節 救助活動

(救助活動の原則)

第73条 救助活動の原則は、次のとおりとする。

(1) 要救助者の安全確保を主眼とし、他の警防活動に優先して行われなければならない。

(2) 要救助者の状況を的確に判断するとともに救助隊、救急隊及び消防隊は、相互の連絡を密にして状況に応じた臨機応変かつ安全な方法で迅速に行動し、救助効果をあげるものとする。

2 救助隊の活動に関し必要な事項は別に定める。

第6節 救急活動

(救急活動の原則)

第74条 救急活動の原則は、次のとおりとする。

(1) 傷病者の人命救護及び傷病悪化の防止を目的として活動すること。

(2) 傷病者を観察し必要な応急処置を行い適切な傷病者管理に努めること。

(3) 傷病者を医療機関又はその他の場所に安全かつ適切に搬送すること。

(4) 傷病者が速やかに医療を受けられるよう努めること。

(5) 搬送にあたっては、傷病者本人又は家族等の意志を努めて尊重すること。

2 現場最高指揮者は、災害現場において必要と認めるときは救急隊以外の消防隊等を救急活動に従事させることができる。

3 救急業務に関し必要な事項は別に定める。

第7節 水防活動

(水防活動の原則)

第75条 水防活動は、人命救助を主眼とし、河川、道路、公共施設及び公共に重大な影響を及ぼすその他の対象物に対する水害防ぎのため、応急措置を行うことを原則とする。

2 署長は、異常気象時の消防体制（平成8年訓令甲第8号）別表3に定める水防警戒体制が発令されるまでの間に管轄区域内に水防活動を実施する必要が生じたときは、その事態に応じ当該活動を実施するものとする。

3 水防活動に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 その他の警防活動

(その他の警防活動)

第76条 第41条第1項第5号に定める活動に係る現場措置は、現場最高指揮者の指示、命令による。

(火災警戒区域等)

第77条 現場最高指揮者は、災害現場で法第23条の2、法第29条第2項及び第3項並びに法第30条第1項に規定する警防活動を実施する必要があると認めるときは、災害状況を的確に判断して処置しその状況を速やかに本部長又は大隊長に報告しなければならない。

2 火災、水災及びその他の災害で警防活動上必要があるときは、警戒区域を設定するものとする。

(不測の事態に対処する措置)

第78条 各級指揮者及び隊員は、警防活動にあたり不測の事態が発生し緊急に措置を必要とする場合は、自己の判断により所要の応急措置を行い事後速やかに現場最高指揮者に報告しなければならない。

(関係者の招集)

第79条 現場最高指揮者は、災害状況及び被災対象物の状況を早急に把握するため必要に応じ被災対象物の関係者を指揮本部等に招集するものとする。

第9節 警防活動に付帯する活動

(災害調査)

第80条 第41条第2項第1号に定める災害調査は、次に定める事項について行うものとする。

- (1) 被災対象物の棟別、名称、構造様式、業態及び関係者氏名
- (2) 被災面積、災害状況及び損害額
- (3) 災害発生原因
- (4) 死傷者、被救出者、行方不明者等の氏名、性別、年齢、住所
- (5) 被誘導者の性別、人数
- (6) 傷病者の搬送先及び傷病名、程度
- (7) 災害の推移及びその時刻

- (8) 救助活動の推移及びその時刻
- (9) 消防部隊の出場状況及び活動状況
- (10) 前各号以外で災害状況の把握及び警防対策上必要な事項

2 災害調査は、本部長又は大隊長の指名した者が、担当するものとする。
(災害情報収集)

第81条 第41条第2項第2号に定める災害情報の収集は、災害状況の観察、関係者及び付近住民等からの事情聴取等により別表第5に掲げる事項について緊急性の高いものから優先して行うものとする。

2 災害情報の収集は、現場最高指揮者の指名した者が行うものとする。
3 各級指揮者は、前項の規定にかかわらず担当方面の災害情報の収集に配慮し、必要な情報を得たときは、現場最高指揮者に即報しなければならない。
(災害広報)

第82条 第41条第2項第3号に定める災害広報は、次に定める事項について行うものとする。

- (1) 警防活動上の障害排除の広報
- (2) 住民等の危害防止措置についての広報
- (3) 警戒区域設定に伴う区域からの退去
- (4) 火気使用制限又は禁止の広報
- (5) 出火防止
- (6) 警防活動経過の広報
- (7) 前各号以外で、警防活動上又は危害防止上必要な事項

2 災害広報は、警防活動に従事している隊員が必要と認めるとき行うものとする。ただし、統一的又は組織的に行うものについては、現場最高指揮者の指示によるものとする。
(補給)

第83条 第41条第2項第4号に定める補給は、長時間にわたる警防活動で燃料、食糧、飲料等の補給を必要と認めるとき行うものとする。

2 現場最高指揮者の要請により前項の補給を行うときは、警防本部と連絡を密にして補給を行うものとする。
3 警防活動に必要な警防資器材及び消火薬剤等は、現場最高指揮者の要請又は、警防本部の判断により災害現場に搬送するものとする。
(報道広報)

第84条 第41条第2項第5号に定める報道機関への広報は、災害調査結果に基づき警防本部及び現場最高指揮者が指定する場所で行うものとする。

2 前項の報道広報は、主に次に定める事項について行うものとする。
(1) 災害覚知状況
(2) 被災対象物の状況
(3) 災害状況

- (4) 警防活動の概況
 - (5) 消防行政上の問題点
 - (6) 前各号以外で報道上必要な事項
- 3 報道広報実施にあたっては、特に次の各号に留意しなければならない。
- (1) 実施場所は、警防活動に支障が及ばない位置とすること。
 - (2) 広報事項は、災害調査実施結果の資料から必要事項を選択して行うこと。
 - (3) 災害が長時間にわたるときは、中間発表を行うこと。
 - (4) 広報は、現場最高指揮者があらかじめ指定した者が行うこと。
 - (5) 警察機関等他の機関が広報を並行して行っているときは、広報時間、広報内容、広報手段等について調整すること。

第10節 警防活動監察

(警防活動監察)

第85条 警防活動監察は、副本部長が統括する。

2 警防活動監察は、消防課長が実施する。

(警防活動監察の実施)

第86条 警防活動監察は、警防活動の功労及び問題点を摘出し、警防施策に反映するため、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 第3出場の火災及び特殊災害については、消防課長が行う。
- (2) 第2出場以下の火災及び副本部長が必要と認める災害については消防課長又は副本部長の指名した者が行う。

(改善措置等)

第87条 副本部長は、警防活動監察の結果、警防対策、警防活動等に改善の必要があると認めるときは、関係署長に対し必要な措置を命ずるものとする。

2 副本部長は、警防活動において功労があったと認める場合は、関係署長に通知するものとする。

第5章 警防活動効果の検討及び研究

第1節 警防活動効果の検討

(警防活動検討会)

第88条 副本部長、大隊長及び中隊長は、警防活動に関する検討会を開催し、将来の警防施策に資さなければならない。

2 前項に定める検討会の種別は、次のとおりとする。

- (1) 本部検討会
- (2) 大隊検討会
- (3) 中隊検討会

3 警防活動検討会に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 警防活動の研究

(警防活動研究会)

第89条 消防課長は、警防知識の修得、警防指揮技術等の向上を図るため警備課長等による研究会を随時開催するものとする。

2 署長は、特異な災害の事例及び研究結果等を素材として研究会を開催し、警防技術の向上、効果的な訓練技術の向上及び警防機器の活用技術の向上を図るものとする。

3 警防活動研究会に関し必要な事項は別に定める。

第6章 特別警戒

(特別警戒)

第90条 署長は、第40条に定める警防情報を知ったとき又は特異な社会現象により災害が発生するおそれがあり通常の警防体制では対応できないと判断し必要と認めたときは、特別警戒を実施するものとする。

2 前項の場合において4署の管轄区域にわたる場合の警戒指揮は、次長の指定する署長とする。ただし、警戒事象の規模その他により特に必要と認める場合は次長とする。

3 署長は、特別警戒の実施に必要な人員を確保するため署外勤務の制限等を行うものとする。

(歳末警戒)

第91条 歳末繁忙期における火災予防及び災害による被害の軽減を図るため歳末警戒を実施するものとする。

2 前項以外に特別警戒を必要とするときは、別に定めるところにより実施するものとする。

第4編 非常警備

第1章 非常警備の実施

(非常警備の実施)

第92条 本部長は、次の各号の一に該当する事象が発生し通常の警防体制で警防活動を実施することが困難と認めるときは、非常警備を実施するものとする。

(1) 特殊災害

(2) 異常気象

(3) 風水雪害

(4) 前各号以外で非常警備を必要とするとき

2 大隊長は、非常警備を実施する必要があると認めるときは本部長の承認を得て行うことができる。

3 本部課長及び大隊長は、非常警備が発令されたときは、通常業務を制限し又は中止し非常警備体制の確立に努めなければならない。

第2章 警防活動組織の強化

(組織の強化)

第93条 非常警備を発令し必要と認めるときは、消防本部内に警防指揮本部を又災害の状況に応じ現地に警防指揮本部を設置して消防部隊を統括する。

2 警防指揮本部は、第32条に定めるところにより災害の状況に応じた活動を行うもの

とする。

- 3 前項の指揮体制は、第56条又は第57条を準用する。
- 4 災害現場に警防指揮本部を2箇所以上設けるときの指揮本部長には、警防本部長の指名する大隊長又は本部課長をあてる。

(消防部隊の再編成)

第94条 現地警防指揮本部長は、非常警備発令中の警防活動（以下「非常警備活動」という。）の実施にあたり災害規模等により必要と認めるときは、増強部隊を要請し適宜特設大（中）隊を編成して消防部隊の再編成を行うことができる。この場合における大隊長及び中隊長の指名は、現地警防指揮本部長が行う。

第3章 非常警備活動

(非常警備活動基準)

第95条 非常警備活動の災害防ぎよ手段は、第3編第4章に定める警防行動の例による。

第4章 非常召集

(非常招集の発令及び参集義務)

第96条 特殊災害、異常気象、風水雪害等の大規模な災害が発生し又はその発生が予想され緊急に消防部隊を増強する必要がある場合は、職員に非常招集を発令するものとする。

- 2 非常招集の発令があったときは、職員はあらゆる手段を用いて速やかに指定された場所に参集しなければならない。
- 3 非常招集に関し必要な事項は別に定める。

第5編 雜則

(警防機器派遣等の承認)

第97条 署長は、次の各号の一に該当する警防業務を実施するときは、消防長に報告し承認を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭によることができる。

- (1) 警防訓練実施等のため他所属の警防機器の派遣を必要とするとき
 - (2) 重要な警防情報を発表するとき
 - (3) 前各号以外で署長が特に必要であると認めたとき
- (現場即報)

第98条 現場最高指揮者は、次の事項を本部長又は大隊長に即報するものとする。

- (1) 指揮本部を設置したとき（指揮権の移行を含む。）
- (2) 災害種別、発生場所及び被災物
- (3) 災害の程度及び災害に大きな変化を生じたとき
- (4) 灾害発生場所周辺の状況
- (5) 消防部隊増強の要否
- (6) 死傷者の状況
- (7) 行方不明者又は要救助者の状況
- (8) 重大な警防活動作業を実施したとき又は変更するとき
- (9) 住民の財産等に重大な損害を与えたとき

- (10) 警防機器等が故障し任務遂行不能となったとき
 - (11) 消防水利に異常が生じたとき
 - (12) 火災警戒区域を設定したとき
 - (13) 鎮圧、鎮火又は警防活動を終了したとき
 - (14) 前各号以外で必要と認める事項
- (警防活動報告)

第99条 署長は、次の各号の一に該当する警防活動を実施したときは、その状況を速やかに消防長に口頭報告しなければならない。

- (1) 建物で焼損面積100平方メートル以上の火災
 - (2) 建物以外で焼損面積300平方メートル以上の火災
 - (3) 前号以外の火災で特異なもの
 - (4) 火災以外の災害で特異なもの
 - (5) 警防活動効果が顕著であると認めるもの
 - (6) 職員が死傷したとき。ただし、軽易な負傷を除く
 - (7) 死者が発生したとき
 - (8) 公共施設、重要建物に被災があったとき
 - (9) 前各号以外で署長が必要と認めたとき
- (報告)

第100条 署長は、別に定めるものほか次の各号に定める事項については、消防長に書類で報告しなければならない。

- (1) 警防活動実施結果
- (2) 警防活動中において職員が死傷したとき
- (3) 警防活動実施にあたり住民の財産に重大な損害を与えたとき
- (4) 警防機器が故障したとき。ただし、軽易なものを除く
- (5) 非常警備実施結果
- (6) 特別警戒実施計画及び実施結果
- (7) 歳末警戒実施計画及び実施結果
- (8) 警防活動及び警防業務実績報告（年間）
- (9) 前各号以外で署長が必要と認める事項

附 則

- 1 この規程は、平成8年3月15日から施行する。
- 2 火災出場規程（昭和52年3月15日訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成9年3月27日訓令甲第1号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日訓令甲第3号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月24日訓令甲第5号）

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成16年2月10日訓令第8号）

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日訓令第41号）

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成20年3月26日訓令第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第15号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日訓令第10号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日訓令第9号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日訓令第10号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日訓令第17号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日訓令第1号）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日訓令第20号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日訓令第10号）

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

以下別表第1～8は省略

(5)-1 火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）

即報基準

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が 3 人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災
- g 損害額 1 億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるものの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

(5)-2 直接即報基準

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

(5)-1 の 1 の(2) のアの(ウ) に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(5)-1 の 1 の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故 ((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア (5)-1 の 1 の (2) のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

(5)-1 の 1 の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの (武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

(5)-1 の 3 の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの (被害の有無を問わない。)

(2) (5)-1 の 4 の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

(6) 災害報告取扱要領（昭和 45 年消防防第 246 号）

昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官
最終改正 令和 5 年 5 月消防応第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部

災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月末満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわ

ち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稻の先端が見えなくなる程度に水につかたるものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法

第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(7) 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 34 条の消防信号

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336M50000008006>

別表第一の三

①消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 34 条の消防信号（別表第一の三）

別表第一の三（第三十四条関係）

消防信号				
方法 信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付きサイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号 消防屯所から約八〇〇メートル以内のとき	●—●—●—●—● (連点)	約三秒 ▲ ●—●—●—●—● 約二秒（短声連点）	
	出場信号 署所回出場区域内	●—●—● ●—●—● (三点)	約五秒 ▲ ●—●—●—●—● 約六秒	
	応援信号 署所回特命応援出場のとき	●—● ●—● ●—● (二点)		
	報知信号 出場区域外の火災を認知したとき	● ● ● ● ● (一点)		
	鎮火信号	● ●—● ● ●—● (一点と二点との掛打)		
山林火災信号	出場信号 署所回出場区域内	●—●—● ●—● (三点と二点との掛打)	約十秒 ▲ ●—●—●—● 約二秒	
	応援信号 署所回特命応援出場のとき	同右	同右	
火災警報信号	火災警報発令信号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (一点と四点との掛打)	約三十秒 ▲ ●—●—●—●—● 約六秒	掲示板 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">火災警報発令中</div> <p>赤地に白字 形状及び大きさは、適宜とする。</p> 
	火災警報解除信号	● ● ● ●—● ● ● ● ●—● (一点二個と二点との掛打)	約十秒 約一分 ▲ ▲ ●—●—●—●—● 約三秒	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し及び旗の降下
演習招集信号	演習招集信号	● ●—●—● ● ●—●—● (一点と三点との掛打)	約十五秒 ▲ ●—●—●—●—● 約六秒	
備考	一 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。 二 信号継続時間は、適宜とする。 三 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

②水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 20 条の水防信号（福井県水防計画より修正
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/suiboukeikaku_d/fil/suiboukeikau.pdf）

知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

第1信号 気象注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ー休ー○ー休ー○ー休ー○ 一点ずつ	なし
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○ 三点連打	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー休止○ー休止○ー休止○ー休止
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ 乱打	約 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○ー休止○ー休止○ー休止○ー休止
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

出典：令和 6 年度福井県水防計画

③気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 13 条の津波標識

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/faq/siren.html>

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約 5秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約 3秒)

（注） 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

出典：気象庁

④津波フラッグ

https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/tsunami_bosai/img/guideline_tsunami_flag.pdf

津波フラッグの仕様及び運用については、予報警報標識規則（以下「標識規則」という。）に以下のとおり定められている。

○旗の色彩： 赤と白の格子模様

赤	白
白	赤

○旗の形： 方形（四角形）

○旗の使用：

- ・津波警報等が発表されたら、その伝達のために直ちに用いる。
- ・津波注意報、津波警報及び大津波警報の伝達はすべて同じ旗で行う。
- ・津波警報等の切り替え及び解除の際は、旗による伝達は行わない。



津波フラッグによる津波警報等の伝達（イメージ）

（（公財）日本ライフセービング協会提供）

なお、令和2年6月24日の標識規則の改正・施行以前に、津波フラッグ以外の旗を用いて津波からの避難を呼びかけていた自治体等については、津波フラッグへの移行期間として、改正・施行後1年間は従前に用いていた旗により津波警報等の伝達を行ってもよい。

出典：「津波フラッグ」による津波警報等の伝達に関するガイドライン（気象庁）

(8) 災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 68 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適當と認める者に支給することができる。
 - 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時に
おいてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができる者となる者の生計を主として
維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。
ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支
給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除し
た額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条
の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、
市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるとときは、規則で定める
ところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求める
ことができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定
したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」
という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又
は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあ
っては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた
世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付
けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するも
のでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世
帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間が、おおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270 万円
 - エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 法第 10 条第 4 項の条例で定める率は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 債還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 債還金の支払猶予、債還免除、報告等、一時債還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に芦原町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年芦原町条例第 21 号)又は金津町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 62 年金津町条例第 8 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処

分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあわら市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 25 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(9) あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 16 年 3 月 1 日

規則第 53 号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 16 年あわら市条例第 68 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第 2 号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者は、速やかに、災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（様式第5号。以下「借用書」という。）に、自己の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、自己及び保証人の印鑑証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書を受理したときは、借入申込者に貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還金の免除）

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、氏名等変更届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のあわら市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年9月25日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月30日規則第13号の2）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(10) 福井県災害ボランティアセンター連絡会開催要綱（福井県地域防災計画資料編）

(設置)

第1条 県災害対策本部が設置される大規模災害が発生した際などに、災害ボランティアの活動拠点として設置される「災害ボランティアセンター」（以下「センター」という。）の設置および運営に関する基本事項を協議・決定し、また、平常時において、構成団体相互間の連携・協力関係の推進等に努めるなど、災害時における迅速かつ的確な対策の実施に資するため、「福井県災害ボランティアセンター連絡会」（以下「連絡会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を行なう。

- (1) センターの設置・運営に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動を円滑に行なうための構成団体相互間の情報交換および交流に関すること。
- (3) その他、センター活動の推進に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は別表に掲げる団体で構成する。

(会議)

第4条 連絡会に座長を置き、座長は社会福祉法人福井県社会福祉協議会専務理事とする。

2 座長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

3 会議は、県からの要請を踏まえ、または必要に応じて座長が招集する。

(事務局)

第5条 連絡会の事務局は、福井県未来創造部県民協働課において行なう。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和5年5月22日から施行する。

2 協定関係

(1) 福井県・市町村災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第67条および68条の規定の趣旨に基づき、県内において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、県および県内市町村が協力して支援を実施するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 県および市町村は、災害が発生した場合に、速やかに必要な情報を相互に伝達するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡体制をとるものとする。

(県および隣接市町村における情報収集・伝達)

第3条 災害が発生した場合、県および隣接市町村は、被災市町村における被災状況等の情報収集に積極的に努めるものとする。

2 隣接市町村は、収集した情報を県に速やかに報告するものとする。

3 収集した被災状況、応急活動等の情報を速やかに他の市町村に伝達するものとする。

(県の役割)

第4条 県は、被災市町村から応援要請があった場合は、速やかに連絡調整を行うとともに応急措置を講じ、または他の市町村に対し応援を求めるものとする。

2 県は、災害の規模、場所または被災市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに防災機関または他県に応援を求めるものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供および斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供および斡旋
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第6条 応援を受けようとする市町村は、県および市町村に対して次の事項を明らかにし

て無線または電話で応援要請し、後に速やかに別に定める様式により提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名および数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種および人員
- (4) 応援場所および応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災市町村から直接応援要請を受けた市町村は、速やかに応援内容を県に対して報告するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を要請した市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した市町村から申し出があった場合は、応援を要請された市町村は、一時繰替支弁するものとする。

(自主応援の実施)

第8条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする市町村が必要と認めたときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができる。

2 応援を行おうとする市町村は、応援内容を県に対して報告するものとする。

3 前項に基づく応援については、第6条に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 応援を行おうとする市町村は、職員等を派遣する場合には、自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。

(日頃の災害に対する備え)

第10条 県および市町村は、日頃の防災意識の高揚を図るとともに、防災施設および資機材の整備および防災に関する組織の育成に努めるものとする。

(訓練の実施)

第11条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、市町村防災訓練を実施するとともに、毎年実施している県防災総合訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市町村消防防災連絡会議の開催)

第12条 県と市町村は、この協定が円滑に行われるよう、毎年および必要に応じ市町村消

防防災連絡会議を開催して、防災に関する必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、県および市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成8年2月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、県および各市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年2月23日

福井県知事	坂井町長
福井市長	今立町長
敦賀市長	池田町長
武生市長	南条町長
小浜市長	今庄町長
大野市長	河野村長
勝山市長	朝日町長
鯖江市長	宮崎村長
美山町長	越前町長
松岡町長	越廻村長
永平寺町長	織田町長
上志比村長	清水町長
和泉村長	三方町長
三国町長	美浜町長
芦原町長	上中町長
金津町長	名田庄村長
丸岡町長	高浜町長
春江町長	大飯町長

(2) 福井県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、福井県下の市町村および消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、福井県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定も基づく応援要請は、災害が発生した市町村等(以下「発令市町村等」という。)の長が、次のいづれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、福井県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発令市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名および連絡方法
- (5) 飛行場離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、福井県市町村消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 応援のために生じる隊員の手当、燃料費等の運航経費および事故により生じた経費は、福井県の負担とする。火災防御活動に使用した消火剤については、発災市町村等の負担とする。
- (2) 前号以外の経費については福井県と関係市町村等が、その都度協議のうえ決定する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、福井県および市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

福井県防災ヘリコプター使用要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、福井県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、防災ヘリコプターの使用手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 防災ヘリコプターの使用手続きに関しては、要綱および福井県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2章 緊急運航

(緊急運航の要請)

第3 要綱第18条第1項の緊急運航の要請は、協定に基づき、災害等が発生した市町村および消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が運航管理責任者に行う。

2 前項の要請は、運航管理責任者に対して速報後、防災ヘリコプター緊急運航要請書（株式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第4 要綱第19条第1項の緊急運航の決定は、運航管理責任者が防災ヘリコプター緊急運航決定書（様式第2号）により行うものとする。

(緊急運航の報告)

第5 運航指揮者は、緊急運航を終了した場合には、緊急運航速報（様式第3号）により、速やかに活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請をした市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式任意）により、その旨を運航管理責任者に報告するものとする。

3 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第4号）を作成し、速やかに、運航監督者に報告しなければならない。

(緊急運航の受け入れ体制)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と密接な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保および安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第3章 災害予防活動

(災害予防活動の使用申請)

第7 要綱第15条第1項第6号に定める災害予防活動を予定する者は、運航管理責任者に2月末日までに翌年度の使用予定について防災ヘリコプター災害予防活動使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに、防災ヘリコプター災害予防活動使用申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

(災害予防活動の使用承認)

第8 運航管理責任者は、第7の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適當と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター災害予防活動使用承認書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

第4章 防災訓練等参加

(防災訓練等への参加基準)

第9 防災ヘリコプターの防災訓練への参加は、市町村等が主催する防災訓練および消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 防災ヘリコプターによる訓練は、救急活動訓練のみまたは救助活動訓練、災害応急対策活動訓練もしくは火災防御訓練のうち2種目以内とする。

(防災訓練等への参加依頼)

第10 防災訓練等に防災ヘリコプターの参加を希望する市町村等の長は、訓練月の前々月の末日までに、防災ヘリコプター防災訓練等参加依頼書（様式第8号）に防災訓練等の計画書を添えて運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災訓練等への参加決定)

第11 運航管理責任者は、第10の依頼があったときは、訓練場所の飛行条件の調査を行ったうえ、適當と認めるときは、その参加を決定するものとする。

2 運航管理責任者は、前項により決定した場合は、防災ヘリコプター防災訓練等参加通知書（様式第9号）を市町村等の長に交付するものとする。

3 運航管理責任者は、前項の参加通知に必要な条件を付けることができるものとする。

(防災訓練等への参加の中止)

第12 運航管理責任者は、当日の気象条件が防災ヘリコプターの運航に適さない場合には、防災ヘリコプターを使用する訓練の一部または全部を中止するものとする。

(防災訓練等への参加時の市町村等の措置)

第13 市町村等の長は、第11の参加通知があった場合、次の措置を行わなければならぬ。

(1) 防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、航空法施行規則第172条の2に規定する飛行、場外離着陸許可申請に係る場外離着陸場の位置図、周辺詳細図、土地使用承諾書を作成

のうえ、訓練日の1ヶ月前までに運航管理責任者に提出する。

- (2) 離着陸地帯には所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずる。
- (3) 防災ヘリコプターの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯およびその周辺への立入を禁止する。
- (4) 防災ヘリコプターの離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に離着陸場周辺住民に理解を得る。なお、万一これらの苦情等が発生した場合には、市町村等の責任で処理する。
- (5) 場外離着陸場の確認のため、航空隊が行う事前調査、訓練等に際し、(2)～(4)の措置を講ずる。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送等が必要な場合には、所要の協力を行う。

(附則)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

(3) 福井県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、福井県内の市町(消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。以下同じ。)における相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定区域)

第2条 協定区域は、この協定書により協定した市町(以下「関係市町」という。)の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町が接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、被災市町の長(一部事務組合にあっては、管理者とする。以下同じ。)の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 関係市町の区域内に災害が発生した場合に、被災市町の長の要請に基づいて出動する応援。ただし、通信の途絶等により被災地との連絡をとることができないときは、関係市町の長は、被災市町の長からの要請があつたものとみなし応援出動することができる。

2 前項第1号に規定する普通応援については、この協定書に定めるもののほか、関係市町の長が別に定めることができる。

(応援要請)

第5条 特別応援を要請しようとする市町(以下「受援市町」という。)の長は、次の事項を明確にして応援する市町(以下「応援市町」という。)の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 応援隊の種別、隊数及び人員
- (4) 防ぎよに必要な資機材の種別及び人員
- (5) 集結場所
- (6) その他必要な事項

2 受援市町の長は、事後速やかに前各号に掲げる事項を記載した文書を応援市町の長に提出しなければならない。

3 普通応援で出動した場合は、応援市町の長は、直ちにその旨を被災市町の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町の長は、当該市町の区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町の長は、前項の規定により応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を受援市町の長に通報するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を直ちに通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊、救急隊及びその他の隊は、受援市町の消防長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費及び消費燃料等の経常的経費並びに公務災害補償費は、応援市町の負担とする。
- (2) 消火薬剤及び食料費等の経費は、受援市町の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度、当該関係市町の長が協議のうえ定める。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは関係市町の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用に關し必要な事項は、関係市町の消防長が協議のうえ定める。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、関係市町の長が協議のうえ行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成18年3月20日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日1ヶ月前までに、いずれかの関係市町からも何らかの意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、関係市町の長は記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

この協定書は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

附 則

この協定書は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

令和元年 6 月 1 日

福井市長	東村 新一
敦賀美方消防組合管理者	渕上 隆信
南越消防組合管理者	奈良 俊幸
若狭消防組合管理者	松崎 晃治
大野市長	石山 志保
勝山市長	山岸 正裕
鯖江・丹生消防組合管理者	牧野 百男
嶺北消防組合管理者	坂本 憲男
永平寺町長	河合 永充

(4) 福井県市町村防犯隊相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、福井県内の市町村が相互に協力して防犯隊の応援派遣を行うために必要な事項を定めるものとする。

(応援派遣の要請)

第2条 各市町村の長は、次に掲げる場合に置いて、当該市町村防犯隊のみでは十分な応急措置または警戒活動が行えないときには、他の市町村の長に対し、防犯隊の応援派遣を要請することができる。

(1) 災害、事件、事故が発生した場合

(2) 多数の者の集結が予想される大規模な催事、試合等が開催される場合

2 各市町村の長は、前項の規定に基づく要請を受けたときは、要請を行った市町村(以下「要請市町村」という。)へ防犯隊を応援派遣することができる。

(要請の手続き)

第3条 要請市町村の長は、要請先の市町村の長に対し、別に定める様式により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

ただし、急を要する場合は無線または電話等で要請し、後に速やかに前記様式を提出するものとする。

(1) 要請する理由

(2) 派遣を要請する人員

(3) 必要な服装および資機材

(4) 集結場所および集結場所への経路

(5) 応援期間

(派遣隊の指揮)

第4条 応援派遣された防犯隊は、要請市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援派遣に要した経費は、要請市町村の負担とする。

2 要請市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ要請市町村から申し出があった場合は、応援派遣を要請された市町村は、一次繰替支弁するものとする。

(派遣隊員の公務災害補償)

第6条 応援派遣された隊員は、福井県市町村非常勤務職員公務災害補償等条例(昭和42年福井県条例第3号)の規程に基づき、公務遂行中の災害により死亡または負傷したものと認められたとき、補償を受けることができる。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、関係市町村の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成10年1月1日から適用する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書35通を作成し、各関係市町村の長は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年12月9日

(5) 災害時相互応援協定一覧

①公的機関との協定

協定名称	協定の相手	締結年月日	主な内容等
福井県・市町村災害時相互応援協定	県、県内市町村	H8. 2. 23	相互応援
福井県広域消防相互応援協定	県内消防本部	H8. 6. 27	相互応援
越前・加賀みずといで湯の文化連邦災害時相互応援協定	福井県坂井市、石川県加賀市	H19. 3. 15	物資提供、職員派遣
近隣市防災協力体制協定	石川県加賀市・小松市	H17. 11. 1	資機材の提供、職員の派遣
災害時相互応援協定	高知県香美市	H21. 3. 1	資機材の提供、職員の派遣
近畿2府4県内の工業用水道事業者の災害時等の相互応援に関する覚書	工業用水道事業者	H23. 4. 1	資機材提供、職員派遣
災害時相互応援協定	新潟県妙高市	H24. 5. 18	相互応援
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	H24. 9. 25	リエゾンの派遣、機器の貸与等
災害時における相互応援に関する協定	長野県茅野市	H26. 8. 17	資機材の提供、職員の派遣
災害時相互応援協定	栃木県小山市、静岡県富士宮市、兵庫県西宮市、富山県南砺市	H26. 10. 26	資機材の提供、職員の派遣
災害時相互応援協定	茨城県下妻市	H27. 11. 16	資機材の提供、職員の派遣

②法人・公的機関との協定

協定名称	協定の相手	締結年月日	主な内容等
災害時の医療救護活動に関する協定	坂井市、坂井地区医師会	H19. 3. 1	救護活動
災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定	福井県エルピーガス協会	H19. 10. 22	ガスの供給
災害時における福井県災害対応技術指導員の活用に関する協定	福井県建設技術公社	H20. 7. 22	被害調査、復旧支援
災害時における応急対策活動に関する協力協定	北陸電気保安協会	H21. 3. 31	電気設備応急対策
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	福井県建物解体業協会	H21. 4. 16	建物の解体、廃棄物の撤去
災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定	坂井郡建設業協会	H21. 7. 29	公共土木施設の復旧
災害時における応急対策業務に関する協定	坂井建設連合会	H22. 2. 17	応急復旧作業
福祉避難所の設置運営に関する協定	あわら市社会福祉協議会	H22. 3. 25	金津雲雀ヶ丘寮

協定名称	協定の相手	締結年月日	主な内容等
福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人至捷会	H22. 5. 11	ナイスケア 木村
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人坂井福祉会	H22. 5. 11	ウエルネス 木村
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人緑進会	H22. 5. 11	芦原メロン 苑
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人ハスの実の 家	H22. 5. 11	ハスの実の 家
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人サンホーム	H22. 5. 11	金津サンホ ーム
災害時における建築物に係る応急 対策に関する協定	福井県木材組合連合会坂 井支部	H22. 11. 1	仮設住宅の 建設
災害時における測量、調査等の応 急対策業務に関する協定	社団法人福井県測量設計 業協会	H22. 11. 1	災害状況調 査
災害時における被害状況調査の応 援協力に関する協定	坂井市測量・建設コンサ ルタント協会	H22. 11. 1	災害状況調 査
災害時における応急対策活動に關 する協力協定	あわら市電設協会	H25. 1. 15	公共施設の 電気施設の 応急復旧等
災害時における郵便局とあわら市 間の協力に関する協定	郵便局	H27. 11. 9	臨時の郵便 差し出し箱 の設置等
激甚災害支援協力に関する協定	あわら市ゴルフ場協議会	R2. 6. 30	大災害時の 緊急避難所 の施設等提 供
災害時における廃棄物処理等の協 力に関する協定	一般社団法人 福井県産 業資源循環協会	R5. 3. 15	災害廃棄物 の処理等の 協力
災害福祉活動に関する相互連携協 定	あわら市社会福祉協議 会、あわら三国ライオン ズクラブ	R5. 6. 27	避難所や災 害ボランテ ィアセンタ ー開設時に 不足する設 備や資機材 等の提供と 人的支援

③企業等との協定

協定名称	協定の相手	締結年月日	主な内容等
災害時における応急生活物資供給 等の協力に関する協定	N P O 法人 コメリ災害対策センター	H18. 9. 21	生活物資の 供給
災害時における支援協力に関する 協定	セツツカートン株式会社	H23. 8. 30	ダンボール 製品の提供
災害時における生活物資の供給協 力等に関する協定	福井県民生活協同組合	H26. 7. 18	生活物資の 供給
災害時における臨時災害放送局開 設の協力に関する協定	福井街角放送㈱	H29. 2. 9	臨時災害放 送局開設の 協力

協定名称	協定の相手	締結年月日	主な内容等
自然災害による排水機場機械・電気設備緊急工事の請負に関する協定	株電業社機械製作所	H29. 7. 10	排水機場機械・電気設備の復旧
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H31. 3. 26	災害時における緊急情報の発信
災害時における支援協力に関する協定	イオンリテール株式会社	R1. 8. 9	生活物資の供給
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	NTT 西日本(株)福井支店	R3. 3. 29	特設公衆電話の利用
防災減災パートナーシップに関する協定	福井放送株式会社	R4. 8. 19	災害時における緊急情報の発信、出前授業

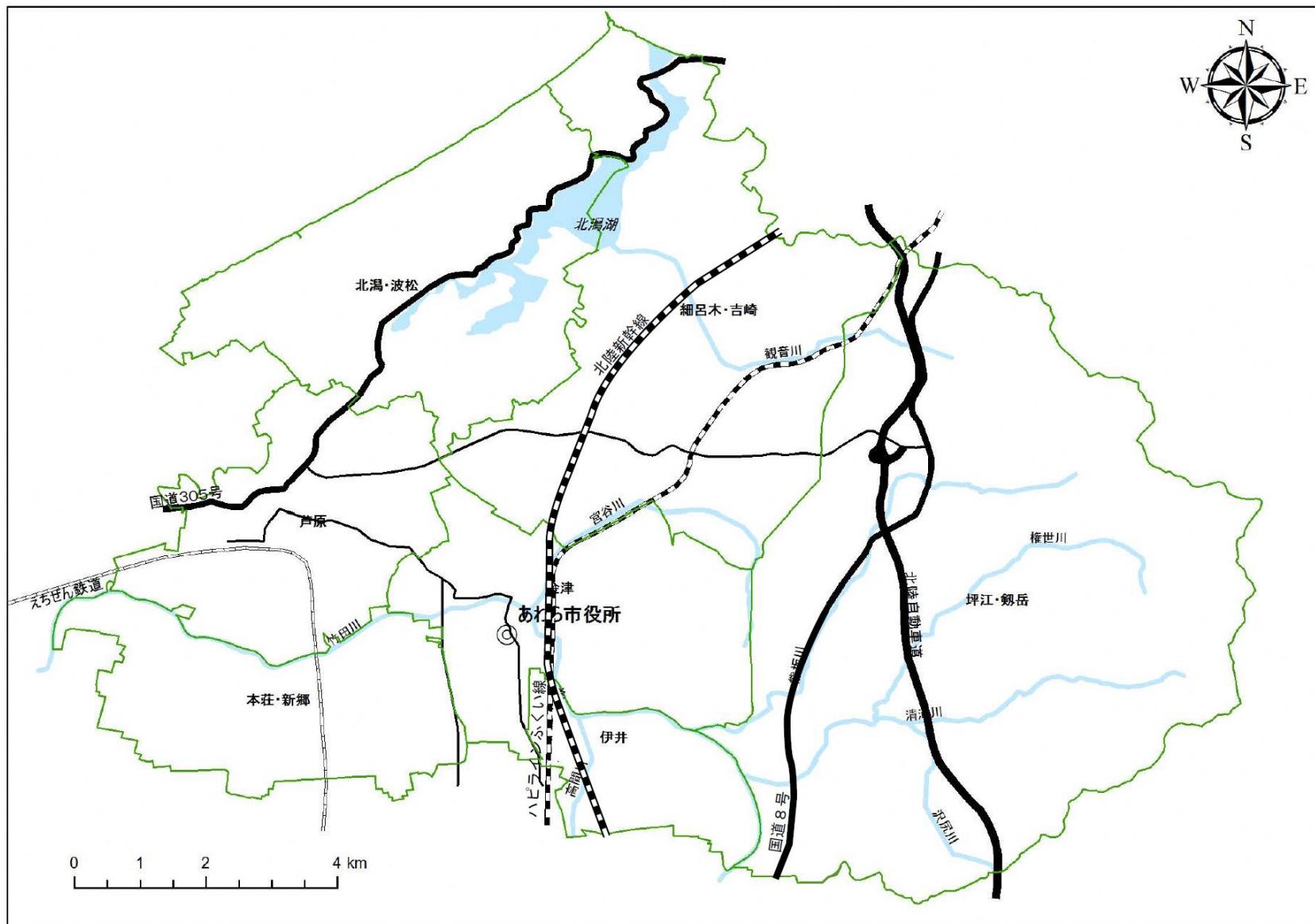
3 防災関係組織・体制等

(1) あわら市防災階層一覧表

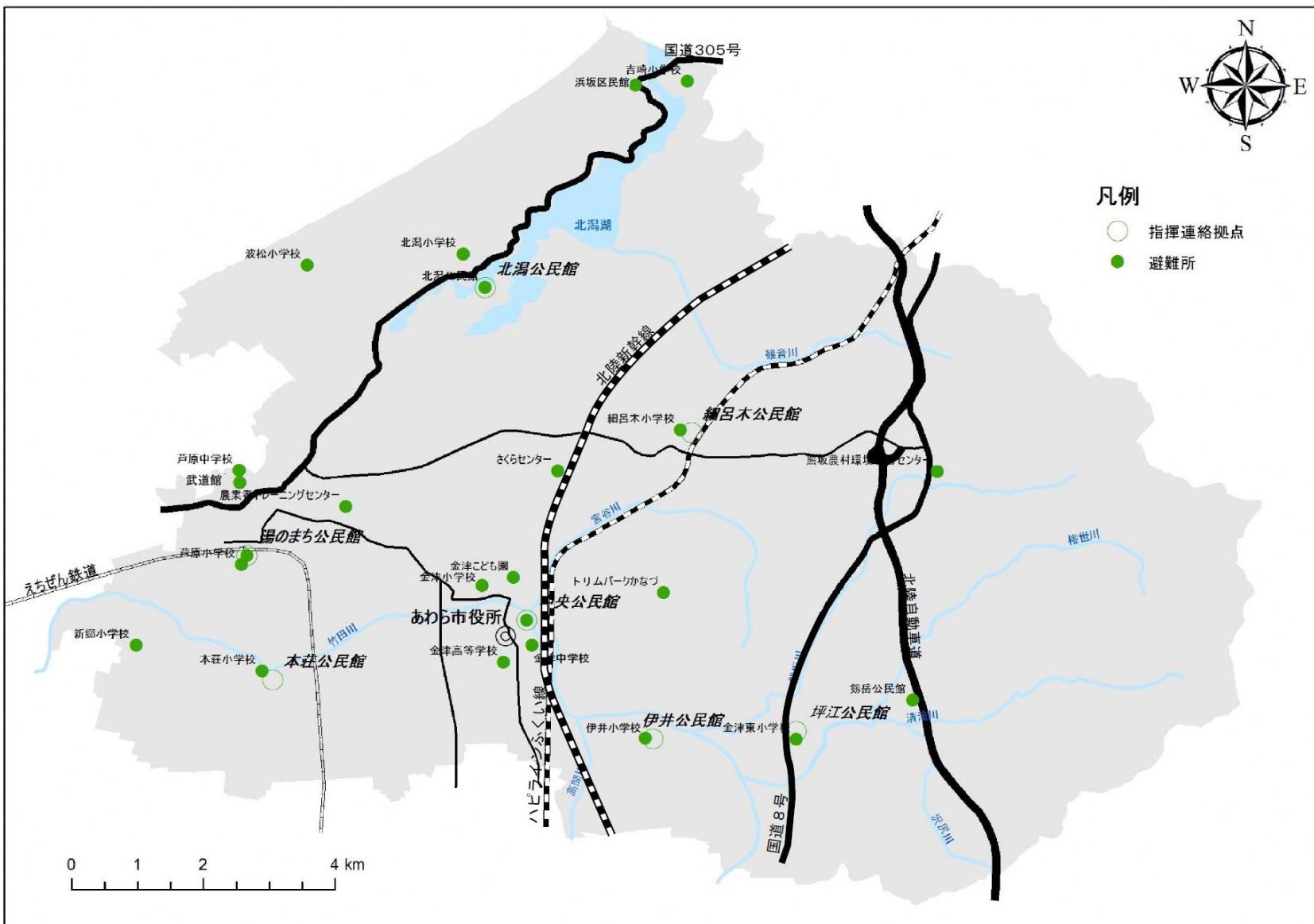
防災地区 (指揮連絡拠点)	拠点避難場所	自治会（防災の基本単位）
金津地区 (中央公民館)	金津中学校	新、北稻越
	中央公民館	東、六日
	金津高等学校	古、新用、馬場、榛ノ木原
	金津小学校	新富、天王、水口、十日、脇出、上八日、八日、下八日、坂ノ下、坂の下雇用促進住宅、稻荷山、千束、向ヶ丘、向ヶ丘雇用促進住宅、若葉台、新みどり
	金津こども園	春日、中央、高塚
	トリムパーク かなづ	旭、桜ヶ丘、山室、菅野、矢地
芦原地区 (湯のまち公民館)	芦原小学校	田中温泉、西温泉、重義、番田、田中々、堀江十楽、布目
	湯のまち公民館	東温泉
	武道館	舟津、松影
	芦原中学校	舟津温泉、二面温泉
	農業者トレーニングセンター	二面、牛山、国影、新成、井江葭、井江葭雇用促進住宅、横垣、宮王、桜
本荘・新郷地区 (本荘公民館)	本荘小学校	轟木、新田、東善寺、谷畠、上番、根上り、仏徳寺、翠明、光明、御鷹、中番、下番、玉木
	新郷小学校	河間、河水苑、宮前公文、北本堂、角屋、中浜

防災地区 (指揮連絡拠点)	拠点避難場所	自治会 (防災の基本単位)
北潟・波松地区 (北潟公民館)	北潟小学校	北潟東、北潟西、富津
	北潟公民館	赤尾
	浜坂区民館	浜坂
	波松小学校	波松、城、城新田、番堂野、十三
細呂木・吉崎地区 (細呂木公民館)	細呂木小学校	滝、青ノ木、宮谷、坂口、蓮ヶ浦、細呂木、橋屋、樋山、指中、沢、細呂木駅前
	さくらセンター	清王、山西方寺、柿原、山十楽、嫁威、日の出
	吉崎小学校	吉崎 1、吉崎 2
坪江・劍岳地区 (坪江公民館)	金津東小学校	中川、東田中、瓜生、南疋田、北疋田、次郎丸、御簾尾、北野、北、前谷、笹岡、上野
	熊坂農村環境改善センター	熊坂、下金屋、畠市野々、牛ノ谷、名泉郷
	劍岳公民館	東山、後山、清滝、鎌谷、樋、権世、権世市野々
伊井地区 (伊井公民館)	伊井小学校	伊井、古屋石塚、桑原、清間、南稻越、河原井手、池口

(2) あわら市防災地区の配置図



(3) あわら市防災拠点の配置図



(4) 防災関係機関

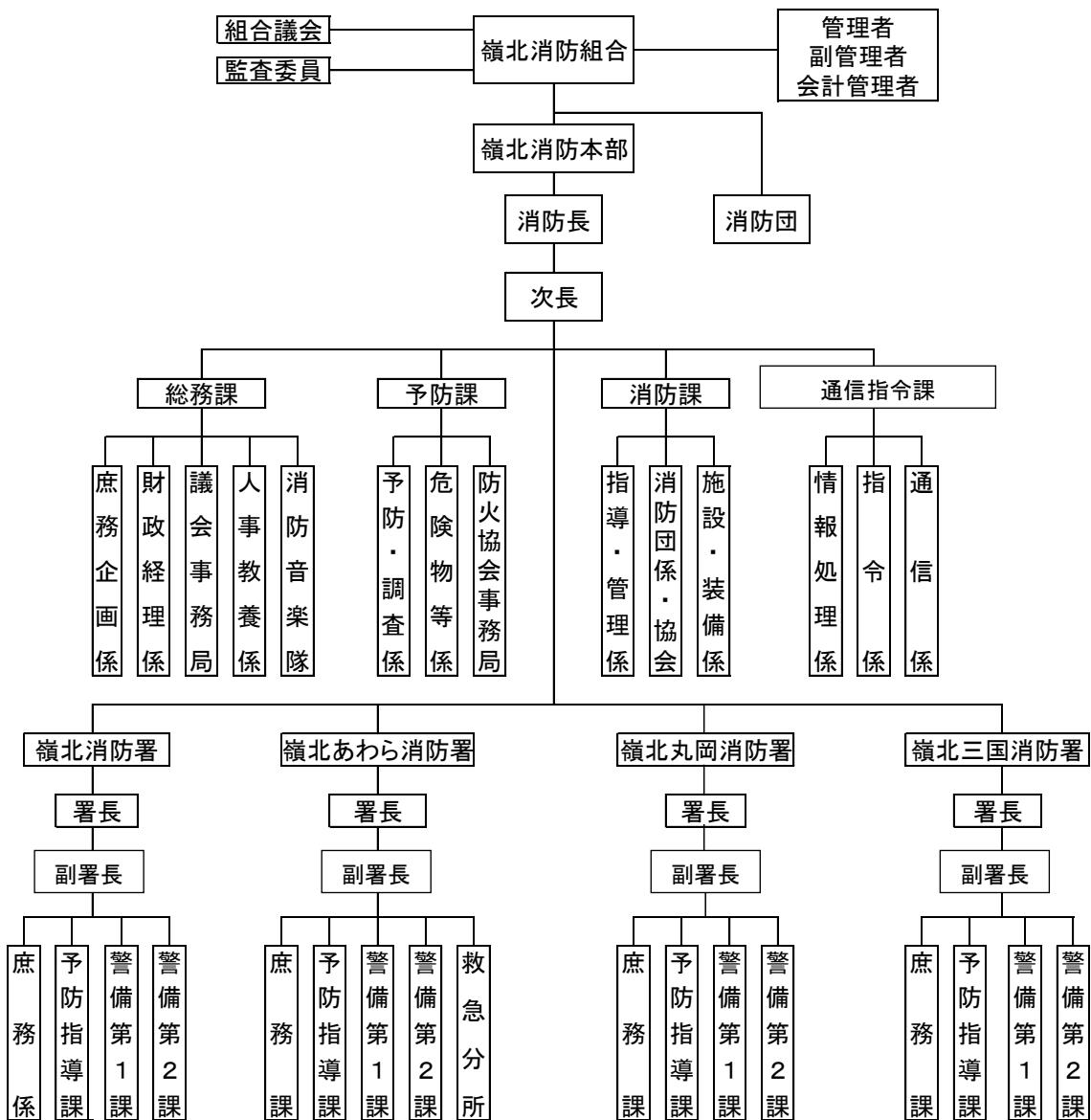
区分	機関の名称	番号	
		電話	FAX
あわら市	総務部	0776-73-8040	0776-73-1350
	創造戦略部	0776-73-8005	
	市民生活部	0776-73-8014	0776-73-5688
		0776-73-8018	
	健康福祉部	0776-73-8023	
	経済産業部	0776-73-8026	0776-73-1350
	土木部	0776-73-8031	0776-73-5688
		0776-73-8036	
	教育委員会	0776-73-8039	0776-73-1350
消防等	福井坂井地区広域市町村圏事務組合総務課	0776-74-1324	0776-74-1315
	福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター	0776-74-1314	0776-74-1315
	嶺北消防組合消防本部	0776-51-0119	0776-51-5209
福井県	嶺北あわら消防署	0776-73-0119	0776-73-5195
	嶺北あわら消防署救急分所	0776-75-2119	
	防災安全部危機管理課	0776-20-0308	0776-22-7617
	防災安全部原子力安全対策課	0776-20-0313	0776-21-6875
	土木部道路保全課	0776-20-0477	0776-20-0478
	土木部河川課	0776-20-0480	0776-20-0696
	土木部砂防防災課	0776-20-0494	0776-20-0676
	三国土木事務所	0776-82-1111	0776-82-1160
	坂井農林総合事務所	0776-81-3096	0776-82-2805
	坂井健康福祉センター	0776-73-0600	0776-73-0763
	坂井県税相談室	0776-81-3179	0776-81-3194
	あわら警察署	0776-73-0110	0776-77-3456

区分	機関の名称	番号	
		電話	FAX
指定地 方 行 政 機 関	中部管区警察局（福井県情報通信部）	0776-22-2880	
	北陸総合通信局	076-233-4412	
	北陸財務局（福井財務事務所）	0776-25-8230	0776-22-7053
	近畿厚生局（福井事務所）	0776-25-5373	0776-25-5375
	福井労働局	0776-22-2655	
	北陸農政局（福井県拠点）	0776-30-1610	
	近畿中国森林管理局（福井森林管理署）	0776-23-0200	0776-27-3574
	中部経済産業局	052-951-2683	052-962-6804
	近畿経済産業局	06-6966-6001	06-6966-6071
	中部近畿産業保安監督部	052-951-0558	052-951-9803
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	06-6966-6061	06-6966-6095
	福井地方整備局（敦賀港湾事務所）	0770-22-2590	
	中部地方整備局（岐阜国道事務所）	058-271-9811	058-271-3175
	近畿地方整備局（福井河川国道事務所）	0776-35-2661	0776-35-6979
	近畿地方整備局（足羽ダム工事事務所）	0776-27-0642	
	近畿地方整備局（九頭竜川ダム統合管理事務所）	0779-66-5300	0779-66-5304
	中部運輸局（福井運輸支局）	0776-34-1601	0776-34-2028
	大阪航空局（小松空港事務所）	0761-24-0828	0761-22-4632
	東京管区気象台（福井地方気象台）	0776-24-0096	
	第八管区海上保安本部（福井海上保安署）	0776-82-4999	0776-82-5321
	中部地方環境事務所	052-955-2130	052-951-8889
	国土地理院（北陸地方測量部）	076-441-0888	076-441-0889
	自衛隊福井地方協力本部	0776-23-1910	0776-23-1904
	陸上自衛隊第14普通科連隊	076-241-2171	
	海上自衛隊舞鶴地方総監部	0773-62-2250	
	航空自衛隊第6航空団	0761-22-2101	

区分	機関の名称	番号	
		電話	FAX
指定公共機関及び指定地方公共機関	独立行政法人国立病院機構あわら病院	0776-79-1211	0776-79-1249
	日本銀行（福井事務所・金沢支店）	0776-22-4495 076-223-9541	0776-23-9285
	日本郵便株式会社北陸支社	076-220-3011	076-232-3892
	日本赤十字社福井県支部	0776-36-3640	0776-34-6299
	日本放送協会（福井放送局）	0776-28-8850	
	西日本旅客鉄道（株）（金沢支社）	076-254-3011	076-254-3012
	NTT西日本（株）福井支店	0776-20-9820	
	（株）NTTドコモ（北陸支社）	076-225-2005	
	KDDI（株）（北陸総支社）	076-261-4077	
	ソフトバンク（株）（地域人事総務部 関西・東海総務課（北陸））	076-236-4080	
	楽天モバイル（株）	050-5369-7204	
	日本通運（株）（金沢支店 福井事業所）	0776-52-8180	0776-52-8189
	北陸電力（株）（福井支店）	0776-29-6966	
	北陸電力送配電（株）	0776-29-6966	0776-23-1231
	関西電力（株）（原子力事業本部）	0770-32-3500	0770-32-3515
	日本原子力発電（株）（敦賀発電所）	0770-26-1111	
	（国研）日本原子力研究開発機構（敦賀事業本部）	0770-23-3021	0770-21-2045
	えちぜん鉄道（株）	0776-52-8888	0776-52-8855
	（株）ハピラインふくい	0776-20-2306	0776-20-2303
	京福バス（株）	0776-57-7700	0776-54-3434
	福山通運（株）（福井支店）	0776-54-8001	0776-54-8004
	佐川急便（株）（福井営業所）	0570-01-0187	0776-38-4355
	ヤマト運輸（株）（福井主管支店）	0776-52-2413	0776-52-2410
	西濃運輸（株）（福井支店）	0776-57-0300	0776-57-0380
	中日本高速道路（株）福井保全・サービスセンター	0776-41-3420	0776-41-3000
	中日本高速道路（株）（敦賀保全サービスセンター）	0770-25-5223	0770-22-9293
	西日本高速道路（株）（福知山高速道路事務所）	0773-27-7101	0773-27-4606
	（一社）福井県エルピーガス協会	0776-34-3930	0776-34-3940
	福井放送（株）	0776-57-1000	

区分	機関の名称	番号	
		電話	FAX
公共的 団体等	福井テレビジョン放送(株)	0776-21-2233	0776-27-9217
	福井エフエム放送(株)	0776-21-2100	0776-21-2101
	(株)福井新聞社	0776-57-5111	
	(株)日刊県民福井	0776-28-8611	
	(一社)福井県医師会	0776-24-0387	0776-21-6641
	(一社)坂井地区医師会	0776-73-5366	0776-73-5363
	坂井地区医師会あわら市支部	0776-77-3060	
	福井県農業協同組合（坂井経済営農センター）	0776-67-8203	0776-67-5802
	坂井森林組合	0776-74-2120	
	北潟漁業協同組合	0776-79-0900	
	あわら市商工会	0776-73-0248	0776-73-7145
	あわら市社会福祉協議会	0776-73-2253	0776-73-4542
	芦原温泉旅館協同組合	0776-77-2040	
	あわら市管工事協会協議会	0776-74-1056 0776-77-2335	

(5) 嶺北消防組合組織



(6) 嶺北消防組合の消防力

① 消防車両等

(令和6年4月1日現在)

消防本部・署						消防団						消防水利	
消防 員員数 (人)	普通消防 ポンプ 自動車数 (台)	水槽付消 防ポンプ 自動車数 (台)	はしご 自動車 (台)	化学消 防自動車 (台)	救急 自動車 (台)	消防 団数	分団数	消防 団員数 (人)	普通消防 ポンプ 自動車数 (台)	小型動力 ポンプ付 積載車 (台)	小型動力 ポンプ (台)	消火栓 (公設) 40t以上	防火水槽 (公設) 40t以上
202	6	4	2	4	8	2	33	706	34	7	6,240	986	

出典：嶺北消防組合調べ

② 消防団の消防車両

普通ポンプ車

分団名	配置場所	台
あわら第1分団	国影 13-8	1
あわら第2分団	北潟 266-6-1	1
あわら第3分団	吉崎 16字 61	1
あわら第4分団	滝 7-59	1
あわら第5分団	北 6-1	1
あわら第6分団	柵 25字 24-2	1
あわら第7分団	清間 21字 27-3	1
あわら第8分団	春宮 1丁目 154-1	1
あわら第9分団	中番 15-9	1
あわら第10分団	国影 13-8	1

小型動力ポンプ積載車

分団名	配置場所	台
あわら第1-2	国影 13-8	1

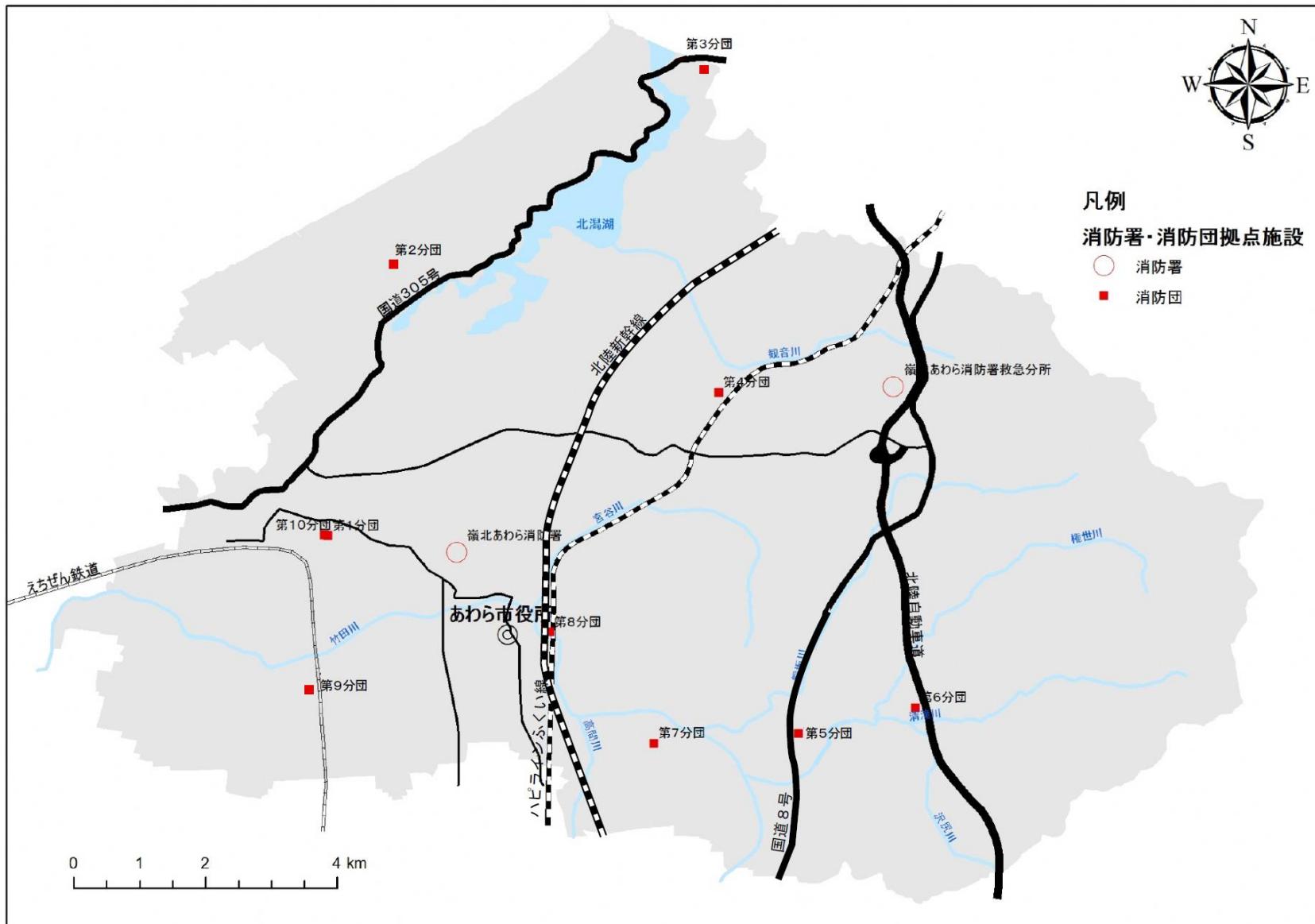
③ 消防水利

(令和6年4月1日現在)

公設防火水槽			公設消火栓						ブル	合計
20m ³ 以上	40m ³ 以上	50m ³ 以上	小計	100mm 以上	150mm 以上	200mm 以上	250mm 以上	小計		
40m ³ 未満	50m ³ 未満			150mm 未満	200mm 未満	250mm 未満				
38	284	11	333	641	414	80	48	1183	15	1516
私設防火水槽										
40m ³ 未満	40m ³ 以上	合計								
4	50	54								

(7) 消防署・消防団拠点施設

91



(8) 災害時優先電話

※ 注意：災害発生時、応急対策のための優先電話になるため、不要な通話は控えるとともに、用件は簡潔明瞭にして効率的な使用に協力のこと

市外局番：0776

施設名	電話番号	設置場所
あわら市役所（代表）	73-1221	市姫3丁目1-1
あわら市役所総務部	73-8004	
	73-8008	
あわら市役所創造戦略部	73-8005	
あわら市役所市民生活部	73-8014	
	73-8018	
あわら市役所健康福祉部	73-8023	
あわら市役所経済産業部	73-8026	
あわら市役所土木部	73-8031	
	73-8036	
あわら市教育委員会	73-8039	
あわら市FAX	73-5688	
	73-1350	
	73-1222	
金津中学校	73-0149	市姫1丁目5-1
金津高等学校	73-1255	市姫4丁目5-1
金津小学校	73-0044	花乃杜1丁目20-1
金津こども園	73-1228	春宮3丁目24-20
芦原小学校	77-2101	田中々2-25
芦原中学校	77-2007	舟津2-75
農業者トレーニングセンター	77-3511	国影23-1
本荘小学校	77-2610	下番7-1
新郷小学校	77-2614	中浜1-1
北潟公民館	79-1100	北潟150-1
浜坂区民館	79-1844	浜坂4-5
波松小学校	79-1200	波松25-1
吉崎小学校	75-1901	吉崎8-55
細呂木小学校	73-5700	滝63-8
剣岳公民館	74-1849	柵18-10
金津東小学校	74-1020	中川18-10
伊井小学校	73-0251	清間13-24
トリムパークかなづ	73-7272	山室67-30-1

(9)-1 福井県防災情報ネットワーク管理運用要綱【別表】

① 端末局

ア 県出先機関

無線局名	設置場所	使用管理者
防災坂井保健	あわら市春宮2丁目21の17	坂井健康福祉センター所長

イ 市町

無線局名	設置場所	使用管理者
防災あわら市	あわら市市姫三丁目1-1	あわら市長

② V S A T 局

ア 端末局

(県出先機関)

無線局名	地球局名	設置場所	使用管理者
LASCOM 福井県福井スープーバード可搬 地球 V003 (N)	坂井保健	あわら市春宮2丁目21の17	坂井健康福祉センター所長

(市町)

無線局名	地球局名	設置場所	使用管理者
LASCOM 福井県福井スープーバード可搬 地球 V029 (N)	あわら市	あわら市市姫三丁目1-1	あわら市長

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和6年3月

(9)-2 無線局設置状況

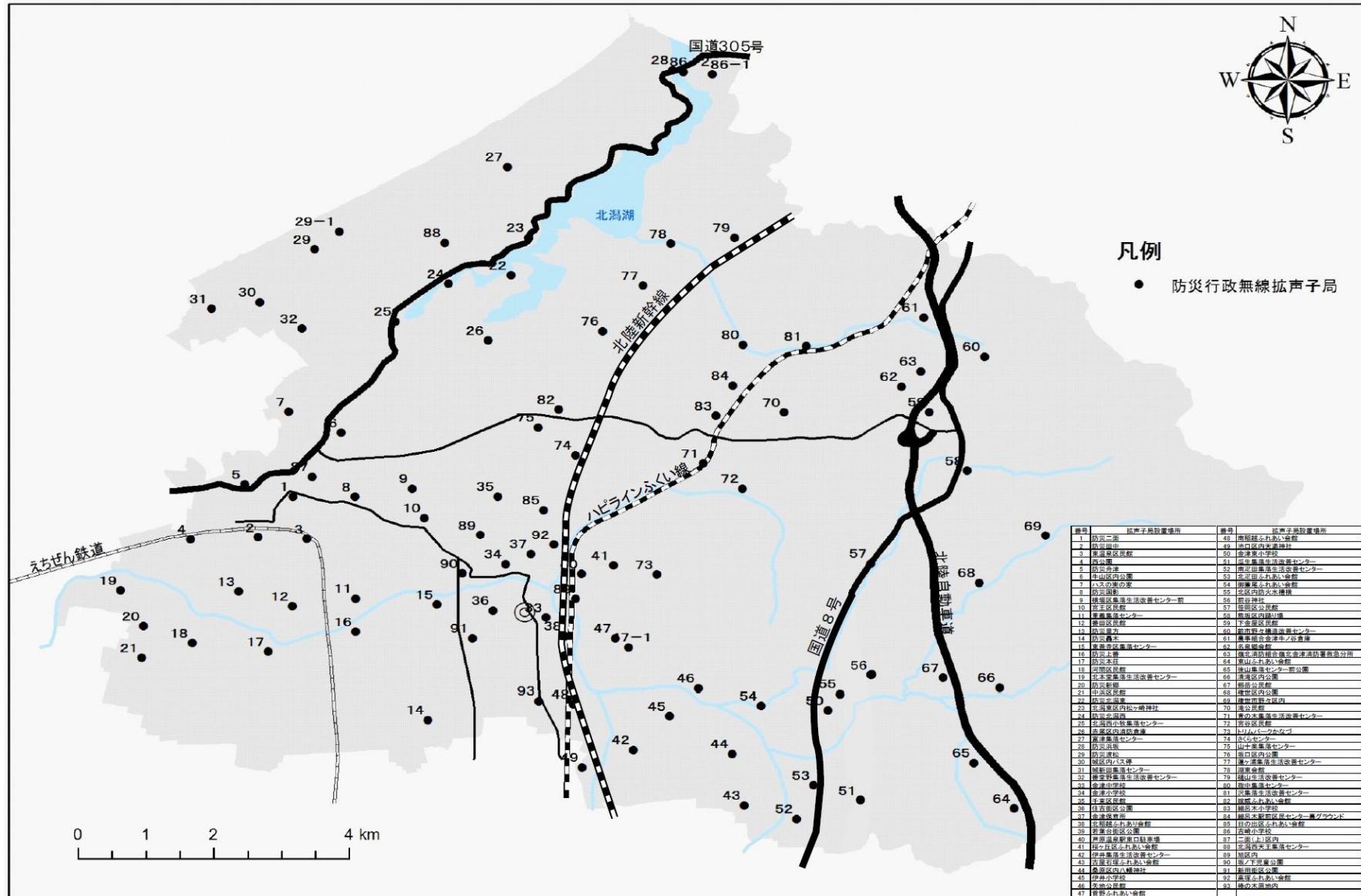
(令和6年2月1日現在)

整備年度	アナログ デジタル の別	同報系無線局				移動系無線局							
		送信機		受信機		整備年度	アナログ デジタル の別	基地局		移動局			
		出力 W	周波数 MHz	屋外 台数	戸別 台数			出力 W	周波数 MHz	車載型 台数	可搬型 台数	携帶型 台数	
あわら市	H21～ H26	デジタル MCA	2	800M 帯	93		H20 ～H27	デジタル MCA	2	800M 帯	13	16	20

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和6年3月

(10) あわら市防災行政無線配置図

46



(11) 防災行政無線テレfonンサービス、メールサービス等について

① 災害情報テレfonンサービス

○災害情報テレfonンサービスとは？

災害時など、緊急に市民の皆さんにいち早く正確な情報を伝えするため、市では、防災行政無線を整備し、市内 93 カ所において運用しています。しかし、放送された内容を聞きのがしてしまった、または、聞き取れなかつたので、もう一度確認したい、聞きたいといった場合があります。

このような場合に対応するため、市では、防災行政無線から放送された内容を電話で確認できる災害情報テレfonンサービス（自動案内）を平成 25 年 10 月 15 日から開始しています。ご利用の際には以下の番号に電話をかけてください。

電話番号 050-5536-6029（自動案内）

○どんな情報が聞けるの？

- ・防災行政無線から放送された内容を確認できます。
- ・防災行政無線からの放送がないときは、「ただいま、市内で災害は発生しておりません」と案内放送が流れます。

○注意事項

- ・利用料はかかりませんが、通話料金がかかります。
- ・多数の電話が集中した場合、通話が混み合う可能性があります。
- ・プリペイド式携帯電話、IP 電話などでは、ご利用になれない場合があります。
- ・放送内容は、24 時間経過するまで、確認することができます。ただし、24 時間以内に新しい情報を放送した場合は、その内容に上書きされます。
- ・電話のかけ間違いには十分ご注意ください。

② 緊急速報「エリアメール」

あわら市では、株式会社 NTT ドコモが提供する緊急速報「エリアメール」、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI 株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して、災害情報を配信します。緊急速報「エリアメール」・

「緊急速報メール」とは、あわら市内にある携帯電話に対して、一斉に情報を配信するサービスです。対応している携帯電話ならば、登録は不要で、市民の方でなくてもメールを配信いたします。

なお、市外でも市境付近にいる場合は、受信することができます。

月額使用料のほか通信料も含め一切無料です。

○緊急速報「エリアメール」、「緊急速報メール」とは？

◇市内にいるだけで受信が可能

配信エリアはあわら市内全域であり、観光や仕事などで一時的にあわら市を訪れている方にも情報を配信します。

◇メールアドレスの登録が不要

事前登録は不要です。あわら市にメールアドレスを伝える必要はありません。

メールアドレスを用いずに区内の携帯電話利用者に対し配信します。通信料や月額使用料は無料です。

◇緊急時でも同時配信が可能

多数の携帯電話へメッセージの即時配信が可能です。また、回線混雑による影響を受けにくい仕様です。

◇複雑な操作が不要

受信すると専用着信音が流れ、内容が携帯電話の画面に自動的に表示されます。

○配信開始日

◇NTT ドコモ

平成 23 年 9 月 24 日から

◇KDDI

平成 24 年 9 月 25 日から

◇ソフトバンクモバイル

平成 24 年 9 月 27 日から

◇楽天モバイル

令和 3 年 1 月 27 日から

○配信する情報

◇あわら市が配信する情報

避難情報（避難指示等）、その他緊急かつ重要な情報

◇気象庁が配信する情報

緊急地震速報など

○注意事項

受信するには、お持ちの携帯電話が対応機種であって、受信設定等が完了している必要があります。詳しい設定方法や対応機種等については、各携帯電話事業者のホームページでご確認ください。

◇株式会社 NTT ドコモ

<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/>

◇ソフトバンクモバイル株式会社

http://mb.softbank.jp/mb/service/urgent_news/

◇KDDI 株式会社

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/jishin-sokuho/>

◇楽天モバイル株式会社

<https://network.mobile.rakuten.co.jp/service/emergency-alert-mail/>

③ 防災情報配信システム（防災メール）の登録について

暮らしの安全や安心に関する情報をホームページに掲載しています。登録された人は、新しい情報が掲載されたことをメールでお知らせしますので、災害などの緊急時にも最新の情報を入手することができます。

また、防災行政無線で放送する内容は、同時にメールでもお知らせしますので是非ともご登録をお願いします。

○登録方法

1. 右記のQRコードを読み取るか、指定のメールアドレス「bousai.awaracity@raiden3.ktaiwork.jp」に空メール（件名・本文不要）を送信する。
2. 登録用URLが記載されたメールが届いたら、URLを選択してリンク先にアクセスする。
3. 利用規約を確認して、「同意する」を押す。
4. ユーザー情報登録の内容を確認して、「次へ」を押す。
5. 設定内容の確認をして、「登録」を押す。

迷惑メール対策で「受信拒否」の設定を行っている場合は、次のドメインを指定し、防災メールを受信できるよう設定してください。

@city.awara.1g.jp

メールアドレスを変更した場合には、再度、メールアドレスの登録を行ってください。

(12) 自主防災組織の現況

(令和7年1月1日現在)

管内世帯数 (A)	自主防災組織が組織 されている地域の世帯数 (B)	自主防災 組織数 (C)	組織率（カバー率） ①B／A (%)
10,478	9,987	111	95.3

(注)管内世帯数 (A) は、「住民基本台帳に基づく人口、世帯数調べ（令和7年1月1日現在）」に基づく

4 避難所・輸送・備蓄等

(1) 避難施設一覧

(令和6年4月1日現在)

ア 災害種別による指定緊急避難場所及び指定避難所

①指定緊急避難場所

施設名	災害種別							
	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾 濫	火山現 象
金津中学校※	○	—	—	○	—	○	○	○
中央公民館※	○	—	—	○	—	○	○	○
金津高等学校	○	—	—	○	—	○	○	○
金津小学校	○	○	—	○	—	○	○	○
金津こども園	○	○	—	○	—	○	○	○
トリムパーク かなづ	○	○	—	○	—	○	○	○
芦原小学校※	○	—	—	○	—	○	○	○
湯のまち公民 館※	○	—	—	○	—	○	○	○
武道館	○	○	—	○	—	○	○	○
武道館横テニ スコート	—	—	—	○	—	—	—	—
芦原中学校	○	○	—	○	—	○	○	○
農業者トレーニ ングセンター	○	○	—	○	—	○	○	○
本荘小学校※	○	—	—	○	—	○	○	○
新郷小学校※	○	—	—	○	—	○	○	○
北潟小学校	○	○	○	○	—	○	○	○
北潟公民館	○	○	○	○	—	○	○	○
浜坂区民館	○	○	—	○	—	○	○	○
浜坂ゲートボ ール場	—	—	○	—	○	—	—	—
波松小学校	○	○	○	○	○	○	○	○
細呂木小学校	○	○	○	○	—	○	○	○
さくらセンター	—	—	—	○	—	○	○	○
吉崎小学校	○	○	○	○	○	○	○	○
金津東小学校	○	○	—	○	—	○	○	○
熊坂農村環境 改善センター	—	○	—	○	—	○	○	○
剱岳公民館	○	○	—	○	—	○	○	○
伊井小学校	○	—	—	○	—	○	○	○

※印：洪水時2階以上避難

②指定避難所

施設名
金津中学校
中央公民館
金津高等学校
金津小学校
金津こども園
トリムパークかなづ
芦原小学校
湯のまち公民館
武道館
芦原中学校
農業者トレーニングセンター
本荘小学校
新郷小学校
北潟小学校
北潟公民館
浜坂区民館
波松小学校
細呂木小学校
さくらセンター
吉崎小学校
金津東小学校
熊坂農村環境改善センター
劍岳公民館
伊井小学校

イ 指定緊急避難場所（風水害時）及び指定避難所と対象地域

施設名	所在地	対象地域（区名）
金津中学校※	市姫一丁目 5-1	新 北稻越
中央公民館※	市姫一丁目 9-18	東 六日
金津高等学校	市姫四丁目 5-1	古 新用 馬場 棟ノ木原
金津小学校	花乃杜一丁目 20-1	新富 天王 水口 十日 脇出 上八日 八日 下八日 坂ノ下 稲荷山 千束 向 ヶ丘 若葉台 新みどり
金津こども園	春宮三丁目 24-20	春日 中央 高塚
トリムパークかなづ	山室 67-30-1	旭 桜ヶ丘 矢地 菅野 山室
芦原小学校※	田中々 2-25	田中温泉 西温泉 重義 番田 田中々 堀江十樂 布目
湯のまち公民館※	二面 32-16	東温泉
武道館	舟津 2-81	舟津 松影
芦原中学校	舟津 2-75	舟津温泉 二面温泉
農業者トレーニングセンター	国影 23-1	二面 牛山 国影 新成 井江葭 横垣 宮王 桜
本荘小学校※	下番 7-1	轟木 新田 東善寺 谷畠 上番 根上り 仏徳寺 翠明 光明 御鷹 中番 下番 玉木
新郷小学校※	中浜 1-1	河間 河水苑 宮前公文 北本堂 角屋 中浜
北潟小学校	北潟 35-11	北潟東 北潟西 富津
北潟公民館	北潟 150-1	赤尾
浜坂区民館	浜坂 4-5	浜坂
波松小学校	波松 25-1	波松 城 城新田 番堂野 十三
細呂木小学校	滝 63-8	滝 青ノ木 宮谷 坂口 蓮ヶ浦 細呂木 橋屋 樋山 指中 沢 細呂木駅前
さくらセンター	柿原 36-20	清王 山西方寺 柿原 山十樂 嫁威 日 の出
吉崎小学校	吉崎 8-55	吉崎 1 吉崎 2
金津東小学校	中川 18-10	中川 東田中 瓜生 南疋田 北疋田 次 郎丸 御簾尾 北野 北 前谷 笹岡 上 野
熊坂農村環境改善センター	熊坂 42-20	熊坂 下金屋 畠市野々 牛ノ谷 名泉郷
劍岳公民館	柵 18-10	東山 後山 清滝 鎌谷 柵 権世 権世 市野々
伊井小学校	清間 13-24	伊井 古屋石塚 桑原 清間 南稻越 河 原井手 池口

※印：洪水時2階以上避難

ウ 指定緊急避難場所（地震時）と対象地域

施設名	所在地	対象地域（区名）
金津中学校グランド	市姫一丁目 5-1	新 北稻越
中央公民館駐車場	市姫一丁目 9-18	東 六日
金津高等学校グランド	市姫四丁目 5-1	古 新用 馬場 榛ノ木原
金津小学校グランド	花乃杜一丁目 20-1	新富 天王 水口 十日 脇出 上八日 八日 下八日 坂ノ下 稲荷山 千束 向 ヶ丘 若葉台 新みどり
金津こども園グランド	春宮三丁目 24-20	春日 中央 高塚
トリムパークかなづ多目的グランド	山室 67-30-1	旭 桜ヶ丘 矢地 菅野 山室
芦原小学校グランド	田中々2-25	田中温泉 西温泉 重義 番田 田中々 堀江十楽 布目
湯のまち公民館駐車場	二面 32-16	東温泉
武道館横テニスコート	舟津 2-81	舟津 松影
芦原中学校グランド	舟津 2-75	舟津温泉 二面温泉
農業者トレーニングセンターグランド	国影 23-1	二面 牛山 国影 新成 井江葭 横垣 宮王 桜
本荘小学校グランド	下番 7-1	轟木 新田 東善寺 谷畠 上番 根上り 仏徳寺 翠明 光明 御鷹 中番 下番 玉木
新郷小学校グランド	中浜 1-1	河間 河水苑 宮前公文 北本堂 角屋 中浜
北潟小学校グランド	北潟 35-11	北潟東 北潟西 富津
北潟公民館駐車場	北潟 150-1	赤尾
浜坂区民館駐車場	浜坂 4-5	浜坂
波松小学校グランド	波松 25-1	波松 城 城新田 番堂野 十三
細呂木小学校グランド	滝 63-8	滝 青ノ木 宮谷 坂口 蓮ヶ浦 細呂木 橋屋 樋山 指中 沢 細呂木駅前
さくらセンター駐車場	柿原 36-20	清王 山西方寺 柿原 山十樂 嫁威 日 の出
吉崎小学校グランド	吉崎 8-55	吉崎1 吉崎2
金津東小学校グランド	中川 18-10	中川 東田中 瓜生 南疋田 北疋田 次 郎丸 御簾尾 北野 北 前谷 笹岡 上 野
熊坂農村環境改善センター駐車場	熊坂 42-20	熊坂 下金屋 畠市野々 牛ノ谷 名泉郷
剣岳公民館駐車場	柵 18-10	東山 後山 清滝 鎌谷 柵 権世 権世 市野々
伊井小学校グランド	清間 13-24	伊井 古屋石塚 桑原 清間 南稻越 河 原井手 池口

エ 指定避難所（地震時）と対象地域

施設名	所在地	対象地域（区名）
金津中学校	市姫一丁目 5-1	新 北稻越
中央公民館	市姫一丁目 9-18	東 六日
金津高等学校	市姫四丁目 5-1	古 新用 馬場 棟ノ木原
金津小学校	花乃杜一丁目 20-1	新富 天王 水口 十日 脇出 上八日 八日 下八日 坂ノ下 稲荷山 千束 向 ヶ丘 若葉台 新みどり
金津こども園	春宮三丁目 24-20	春日 中央 高塚
トリムパークかなづ	山室 67-30-1	旭 桜ヶ丘 矢地 菅野 山室
芦原小学校	田中々2-25	田中温泉 西温泉 重義 番田 田中々 堀江十樂 布目
湯のまち公民館	二面 32-16	東温泉
武道館	舟津 2-81	舟津 松影
芦原中学校	舟津 2-75	舟津温泉 二面温泉
農業者トレーニングセンター	国影 23-1	二面 牛山 国影 新成 井江葭 横垣 宮王 桜
本荘小学校	下番 7-1	轟木 新田 東善寺 谷畠 上番 根上り 仏徳寺 翠明 光明 御鷹 中番 下番 玉木
新郷小学校	中浜 1-1	河間 河水苑 宮前公文 北本堂 角屋 中浜
北潟小学校	北潟 35-11	北潟東 北潟西 富津
北潟公民館	北潟 150-1	赤尾
浜坂区民館	浜坂 4-5	浜坂
波松小学校	波松 25-1	波松 城 城新田 番堂野 十三
細呂木小学校	滝 63-8	滝 青ノ木 宮谷 坂口 蓮ヶ浦 細呂木 橋屋 樋山 指中 沢 細呂木駅前
さくらセンター	柿原 36-20	清王 山西方寺 柿原 山十樂 嫁威 日 の出
吉崎小学校	吉崎 8-55	吉崎 1 吉崎 2
金津東小学校	中川 18-10	中川 東田中 瓜生 南疋田 北疋田 次 郎丸 御簾尾 北野 北 前谷 笹岡 上 野
熊坂農村環境改善センター	熊坂 42-20	熊坂 下金屋 畠市野々 牛ノ谷 名泉郷
劍岳公民館	柵 18-10	東山 後山 清滝 鎌谷 柵 権世 権世 市野々
伊井小学校	清間 13-24	伊井 古屋石塚 桑原 清間 南稻越 河 原井手 池口

オ 指定緊急避難場所（津波災害時）と対象地域

避難対象地域		緊急避難場所	備考
吉崎地区		吉崎小学校	指定緊急避難場所
浜坂区	居住地内	浜坂ゲートボール場	指定緊急避難場所
		芦原ゴルフクラブ方向	自主避難場所
		区民館裏山	〃
	居住地外（大聖寺川・北潟湖沿岸）	丘陵地	〃
富津区	居住地外（日本海沿岸）	丘陵地	〃
波松区		丘陵地	〃
		波松小学校	指定緊急避難場所
城区		丘陵地	〃
城新田区		丘陵地	〃

カ 福祉避難所

施設名	所在地
あわら市社会福祉協議会 金津雲雀ヶ丘寮	あわら市春宮三丁目 28-21
医療法人 至捷会 ナイスケア木村	あわら市市姫三丁目 23-4
社会福祉法人 坂井福祉会 ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘二丁目 15-23
社会福祉法人 緑進会 特別養護老人ホーム芦原メロン苑	あわら市井江葭 50-18
社会福祉法人 緑進会 地域密着型介護老人福祉施設 湯の町メロン苑	あわら市二面 42-20
社会福祉法人 ハスの実の家	あわら市二面 87-26-2
社会福祉法人 サンホーム 金津サンホーム	あわら市花乃杜三丁目 22-12

(2) 防災ヘリコプター緊急離着陸場

(令和7年5月現在)

名称	所在地	管轄消防機関
国影グラウンド	あわら市国影地係	嶺北消防本部
湯のまちグラウンド	あわら市田中々地係	嶺北消防本部
トリムパークかなづ	あわら市山室 67-30-1	嶺北消防本部

※緊急離着陸場：特定のヘリコプターが災害時のみ利用できる場所

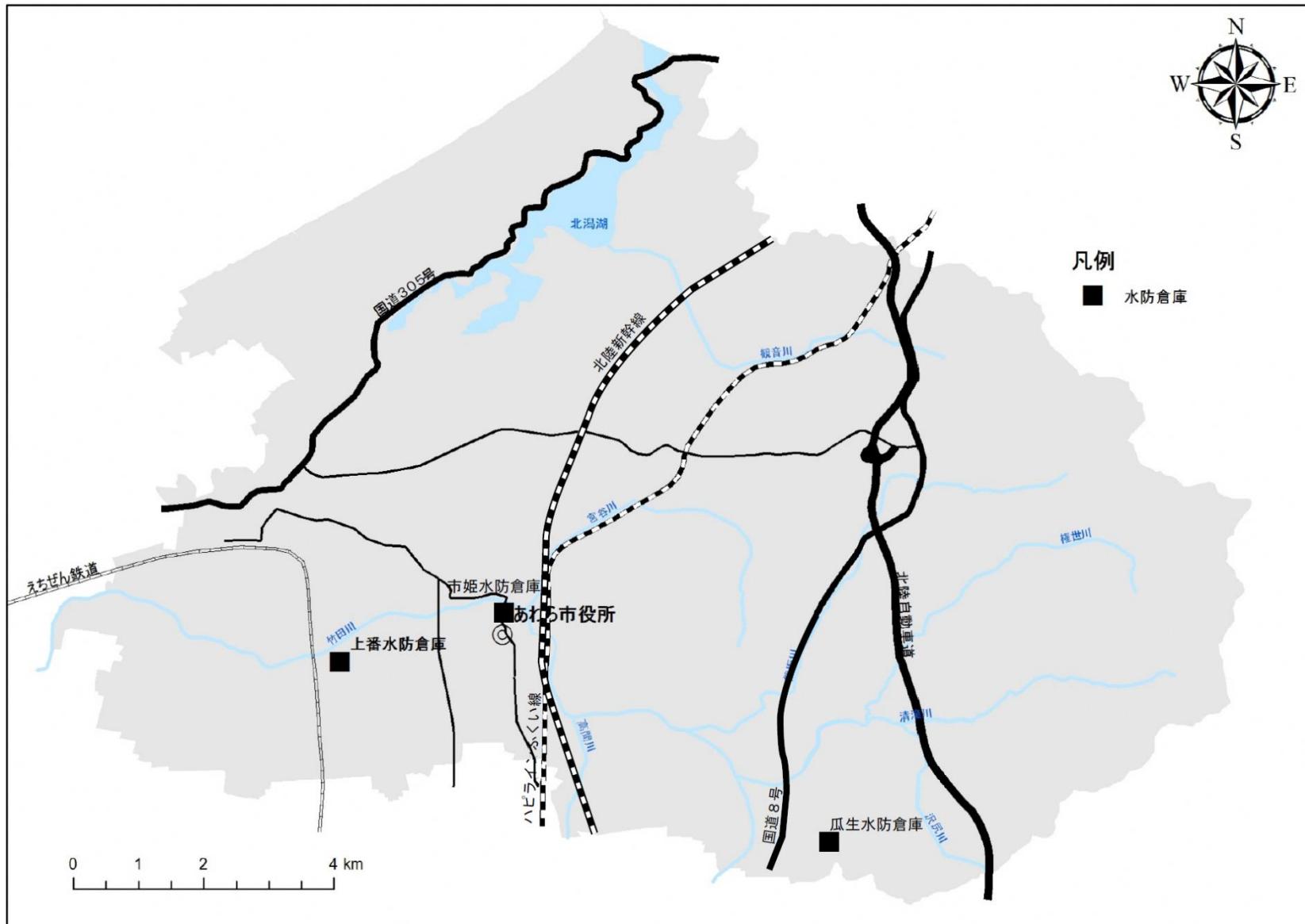
出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(3) 主要水防倉庫

河川名	倉庫名	管理者名	所在地	施工年月	摘要
竹田川	上番	あわら市	あわら市上番 40字 5-2	H6. 3	上重橋南 150m
竹田川	市姫	あわら市	あわら市市姫2丁目 266番地2	H28. 8	あわら市役所北側職員駐車場内
竹田川	瓜生	あわら市	あわら市瓜生 12-5-2	S58. 3	国道8号線沿横山神社南100m

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和6年3-6月

(4) 水防倉庫配置図



(5) 水防資器材備蓄

管理者 あわら市		上番	市姫	瓜生
17 品 目 資 器 材	俵(枚)	—	—	—
	かます(枚)	—	—	—
	袋類(枚)	8,600	3,000	4,000
	畳(枚)	6	—	14
	むしろ(枚)	—	170	250
	縄(巻)	29	21	30
	竹(束)	—	—	40
	生木(本)	—	—	—
	丸太(本)	90	—	30
	杭(本)	15	240	85
	蛇籠(本)	—	—	—
	置石(m ³)	—	—	—
	土砂(m ³)	—	—	—
	鉄線(kg)	0	3	3
その 他 の 資 器 材	釘(kg)	—	—	1
	板類(枚)	—	—	—
	かすがい(本)	—	—	—
	スコップ(丁)	20	109	61
	掛矢(丁)	7	10	11
	ペンチ(丁)	9	1	4
	まさかり(丁)	—	—	—
	ロープ(巻)	—	3	—
	一輪車(台)	5	8	9
	照明具(台)	—	—	2
	くわ(丁)	9	2	12
	金鎌(丁)	8	3	10
	つるはし(丁)	9	9	13
	にないぼう(本)	—	20	—
	クリッパー(丁)	—	—	—
	シート類(枚)	7	23	10
	大型土のう(袋)	—	4	—
	土砂詰め大型土のう(袋)	—	—	—
	ボトルユニット(袋)	—	—	—

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(6) 備蓄物資の整備状況

①備蓄の基準量

平成 27 年 3 月末現在

	住民基本台帳に基づく 人口、世帯数	人口按分比	基準量 (食糧：食) (飲料水：リットル)
アルファ米	29,869	3.69	4,257
飲料水			

②備蓄物資の整備状況

令和 7 年 2 月 1 日時点

食糧	単位	数量	その他内訳
アルファ米	食換算	4,853	
飲料	単位	数量	その他内訳
ペットボトル・アルミ缶	リットル	5,910	
給水機器等	リットル	14,715	
トイレ	単位	数量	その他内訳
便座	基	89	
排便収納袋	袋	13,700	
日用品	単位	数量	その他内訳
毛布	枚	1,611	
ブルーシート	枚	744	
大型テント	張	3	
懐中電灯	本	24	
生理用品	個	1,204	
仕切り・セパレーター	台	551	
担架	台	63	
ベッド	台	77	
医薬品	セット	62	

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和 7 年 6 月

(7) 市保有車両一覧

(令和7年1月現在)

乗用車 (軽自動車含む)		バン・ワゴン		マイクロバス		大型バス		小型貨物		普通貨物	
乗車 定員	台	乗車 定員	台	乗車 定員	台	乗車 定員	台	トン 数	台	トン 数	台
4人	12	4人	8	25人	1	35人	1	0.35t	6	2.8t	4
5人	7	5人	8			53人	3	1.0t	1		
		7人	1								
		10人	1								

出典：総務課調べ

(8) 災害緊急救援物資輸送に係る車両借上先一覧表

(令和7年2月1日現在)

一般社団法人 福井県トラック協会

社名	所在地	電話	保有車両数		
			普通	小型	計
春江貨物株	坂井市春江町江留中 35-5-1	0776-51-0046	53	3	56
株ツカダ物流	坂井市坂井町福島 31- 57	0776-67-1880	17	1	18
株北陸環境サービス	あわら市東田中 9-36	0776-74-2235	31		31

※車両数：令和7年1月末日現在の福井運輸支局台帳調べ

当協会理事会社の保有車両であり、災害時出動を確保するものではない。

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(9) 福井県内タクシー事業者及び車種別タクシー車両数（非協会員除く）

(令和7年2月1日現在)

会社名	営業所	営業区域	所在地	一般車両数				福祉車両		合計	
				車両数内訳				一般 福祉 併用	福祉 専用		
				特大	大型	普通	合計				
ケイカ ン交通 株	本社	福井交通圏	あわら市二面 34 の4の8	7		26	33	18		33	
	丸岡		坂井市丸岡町	1		11	12			12	
(有)温 泉タ クシ ー	本社	福井交通圏	あわら市温泉 4 丁目 918 番地			6	6			6	
(有)高 橋タ クシ ー	本社	福井交通圏	あわら市二面 41 の25の2			5	5			5	
あわら 観光株	本社	福井交通圏	あわら市市姫 5 丁目 17番 20号	1		7	8			8	

会社名	営業所	営業区域	所在地	一般車両数				福祉車両		合計	
				車両数内訳				一般 福祉 併用	福祉 専用		
				特大	大型	普通	合計				
株 金 津 相 互 夕 クシ 一	本社	福井交通圏	あわら市春宮 1 丁目 13 番 3 号	2		5	7			7	
松 岡 交 通(株)	本社	福井交通圏	吉田郡永平寺町 松岡神明 3 丁目 92 番地	2		8	10	0		10	
都 タ ク シ 一(株)	本社	福井交通圏	あわら市舟津 3 丁目 15			9	9			9	
	三国		坂井市三国町	2		9	11			11	
	丸岡		坂井市丸岡町			11	11			11	

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

5 公共施設等の現況

(1)-1 水道事業の現況

(令和6年3月31日現在)

		単位	数量
計画給水人口	(人)		30,800
給水区域現在人口	(人)		23,935
現在給水人口	(人)		23,887
給水区域内世帯数	(世帯)		8,626
現在給水世帯数	(世帯)		8,588
計画1日最大給水量	(m ³)		19,315
年間給水量	(千m ³)		3,846
施設能力	(m ³ /日)		21,702
水源別 年間取 水量	表流水	(千m ³)	
	浅井戸	(千m ³)	
	深井戸	(千m ³)	11
	浄水受水	(千m ³)	3,846
	その他	(千m ³)	
浄水池	(池)		
浄水池総有効容量	(m ³)		
配水池・配水塔	(池)		17
配水池・配水塔総有効容量	(m ³)		13,100
ポンプ設置台数	(台)		40
消火栓設置数	(基)		1,062
配水管延長	(m)		249,250

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(1)-2 簡易水道の現況

(令和6年3月31日現在)

事業数	計画 給水 人口	給水 区域現在 人口	現在 給水 人口	計画 1日最大 給水量	浄水方法の種別 (浄水場数：ヶ所)					実績 1日最大 給水量	実績年間 給水量	実績年間 有収水量
ヶ所	(人)	(人)	(人)	(m ³)	緩 速 ろ 過	急 速 ろ 過	膜 ろ 過	そ の 他	消 毒 の み	(m ³)	(m ³)	(m ³)
1	2,900	2,524	2,524	4,900					1	4,195	1,101,536	1,073,910

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(2) 下水道の現況

(令和5年度末)

処理場名・所在地	排除方式	供用開始面積(ha)	行政人口a(人)	処理人口b(人)	下水道処理人口普及率b/a(%)	処理開始年月
九頭竜川浄化センター (福井県)～流入	分流	1,252.5	26,441	25,522	96.5	-

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(3) ごみ処理施設等

① ごみ処理施設

(令和7年2月1日現在)

事業主体	施設		処理		処理対象 市町村
	施設名称	所在地	処理能力 (t/日)	炉型式	
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	清掃センター	あわら市 笹岡 33-3-1	222	全連続運転	あわら市 坂井市 永平寺町

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

②粗大ごみ処理施設

(令和7年2月1日現在)

設置主体	施設名	設置場所	処理方式	処理能力 (t/日)	備考
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	清掃センター	あわら市 笹岡 33-3-1	破碎	90	焼却施設 に併設

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

③し尿処理施設

(令和7年2月1日現在)

事業主体	施設名	所在地	処理方式	処理能力 (kL/日)	処理対象 市町
坂井地区広域連合	さかいクリー ンセンター	坂井町今井 1-1	高負荷脱 窒素処理	41	あわら市・ 坂井市

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

6 気象観測施設等

(1) 雨量観測所

観測所名	水系	河川名	所在地	種別	観測者名
六日	九頭竜川	竹田川	あわら市市姫2丁目905 竹田川六日水位観測所	無線テレ	三国土木
下金屋	九頭竜川	竹田川	あわら市下金屋9-2	無線テレ	三国土木

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(2)-1 水位観測所

観測所名	河川名	設置場所	所在地	種別	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)
岩崎(金井)	竹田川	橋梁地覆	坂井市三国町楽円3字	有線テレ	2.60	3.00		3.70
六日	竹田川	橋脚	あわら市市姫2-905	無線テレ	3.50	4.00	4.20	4.40
矢地	竹田川	橋脚	あわら市矢地1字8-1	無線テレ	4.00	5.00		5.80
里竹田	竹田川	橋脚	坂井市丸岡町里竹田28字14-1	無線テレ	2.50	3.00		4.00
石塚	竹田川	橋脚	あわら市北疋田	無線テレ	3.50	4.00		4.60
坪江	竹田川	右岸	坂井市丸岡町川上	無線テレ	1.90	2.20		2.80
川上	竹田川	右岸	坂井市丸岡町上竹田	無線テレ	1.80	2.10		4.00
平岩	竹田川	左岸	坂井市丸岡町上竹田	有線テレ	3.00	3.30		3.90

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(2)-2 危機管理型水位観測所

観測所名	河川名	設置場所	所在地	自記テメタ 普通	観測開始水位(m)	危険水位(m)	観測者名
北潟	北潟湖	湖内	あわら市北潟	無線テレ	0.40	0.80	三国土木
伊井	高間川	左岸	あわら市伊井	無線テレ	0.65	1.90	三国土木
御簾尾	熊坂川	左岸	あわら市御簾尾	無線テレ	1.50	3.00	三国土木

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(2)-3 河川映像監視所

監視所名	水系名	河川名	所在地	監視者名	緯度	経度
上新橋	九頭竜川	竹田川	あわら市春宮	三国土木	36 12 53	136 13 56
布目	九頭竜川	竹田川	あわら市布目	三国土木	36 12 56	136 10 55
開田橋	大聖寺川	北潟湖	あわら市浜坂	三国土木	36 17 16	136 14 56
観音川 (牛ノ谷)	大聖寺川	観音川	あわら市牛ノ谷	三国土木	36 15 09	136 16 38

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(3) 雪量観測点

(令和7年2月1日現在)

路線名	観測点地先名	観測者	摘要	緯度	経度
牛の谷停車場	あわら市 下金屋	名泉郷積雪センサー	定点 気温	36° 14' 37. 95"	136° 16' 47. 89"

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(4) 潮位観測所

(令和7年2月1日現在)

観測地点名	所管機関名	所在地	位置		観測の方式	観測基準面の標高(cm)
			緯度(北緯)	経度(東経)		
三国	国土地理院	坂井市 三国町	36° 15'	136° 9'	フロート式	-180. 1

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

7 危険箇所・区域、危険物施設等

(1) 過去の災害

○あわら市の主な災害等（旧金津・芦原町～あわら市）

1474年（文明6年）	
不 明	吉崎において放火により吉崎御坊をはじめ、寺内町一帯を焼失
1640年（寛永17年）	
11. 23	加賀大聖寺を震源とする地震 越前、加賀の国境で家屋破損、死傷者多数（震度6）
1922年（大正11年）	
5. 8	芦原小学校全焼
6. 3	権世村大火 集落27戸中21戸焼失
1945年（昭和20年）	
7. 13	福井空襲
1948年（昭和23年）	
6. 28	福井地震（マグニチュード7.1 震度6 震源地：旧丸岡町～旧森田町） 旧坂井郡内25,000戸中 13,307戸全壊、3,399戸半壊、1,832戸焼失 死者 1,747人、負傷者 6,305人 旧芦原・金津町内 死傷者3,000人超 家屋全半壊約5,700戸
1956年（昭和31年）	
4. 23	芦原大火 ※災害救助法適用（旧町時代を含め唯一の救助法適用事案） 午前6時43分頃、温泉1丁目、旧京福電鉄芦原湯の町駅前の木造2階建ての青果店2階部から出火した火災は、負傷者63人、焼失棟数609棟、焼失延べ面積57,360.3m ² 、損害額52億3,000万円、罹災世帯348世帯・1,653人に達し、実に温泉街の42%を焼失するという国の火災史に残る大惨事となつた。
1963年（昭和38年）	
	38豪雪（昭和37年12月末～昭和38年2月上旬） 豪雪被害
1973年（昭和48年）	
1. 19	芦原町牛山 紡績会社寮火災 負傷者2人 焼損面積262m ² 損害額526万6千円 着火物の漏洩が原因
3. 22	芦原町牛山 紡績会社寮火災 焼損面積2,523.3m ² 損害額176万2千円 コシロの火の不始末が原因
1976年（昭和51年）	

1. 11	金津町菅野 倉庫火災 焼損面積1,642 m ² 損害額3億6,839万円 原因不明
1977年（昭和52年）	
4. 20	金津町天王 住宅火災 全焼5棟 部分焼1棟 焼損面積833 m ² 損害額1億3,395万円 電気こたつが原因
1981年（昭和56年）	
	5.6豪雪 (昭和55年12月下旬～昭和56年1月中旬) 豪雪被害 嶺北消防管内全域 昭和55年12月27日からの大雪により、家屋（住家）の一部損壊等47棟、非住家の一部損壊等41棟、損害額1億2,500万円強（農業被害を含む。） 雪害対策本部設置中の火災4件 水利除雪等出動延べ人員1,417人 最深積雪138cm
7. 2～3	7月豪雨 豪雨被害 芦原町竹田川流域 家屋の浸水100世帯 田畠の冠水700ha 道路の損壊16箇所 崖崩れ7箇所 被害総額21億9,300万円 金津町竹田川流域 住宅18棟水没 避難命令2地区 嶺北消防管内全域 床上・床下浸水801棟 田畠の冠水1,800ha 崖崩れ7箇所 水防活動延べ人員246人 総雨量226mm（観測史上初の1時間46mm）
8. 20	金津町中川 車両火災 死者3人 焼損2台 損害額1,630万円 ガソリンの引火が原因
1982年（昭和57年）	
5. 4	芦原温泉街5丁目火災 午後1時36分頃、芦原温泉街5丁目の製材所において、ドラム缶内で木屑等を焼却していたところ関係者が現場を離れた数十分の間に、西北西の風、風速10～15m/secの強風に煽られ製材工場に飛び火延焼、さらに付近の鉄筋コンクリート造り4階建てのホテル及び住宅、店舗等に延焼拡大したものである。焼失棟数は、全焼12棟、半焼1棟で焼失延べ面積4,066.37m ² 、損害額4億2,435万4千円、罹災世帯10世帯・35人の被害を出した。
1987年（昭和62年）	
2. 14	金津町橋屋 住宅火災 焼損面積356 m ² 損害額569万円 0時40分頃、強風波浪注意報発令下の金津町橋屋区で発生した住宅火災では、住宅など2棟を全半焼、2階で就寝中の親子6人が焼死という大惨事になった。県内の一般住宅火災で、一度に6人の焼死者が出たのは戦後初めてであった。

	出火原因としては、1階の居間で使用していた石油ストーブの上方に干していた洗濯物が落下、周囲に燃え移り拡大したものである。
1991年（平成3年）	
4. 1	金津町菅野 工場火災 焼損面積 1,002 m ² 損害額 1億 6,733 万円 原因不明
9. 23	芦原町田中々 アパート火災 焼損面積 93 m ² 損害額 617 万 6 千円 マッチの火の不始末が原因
9. 27	芦原町二面 商事会社火災 焼損面積 657 m ² 損害額 2,587 万円 ガス切断機の火花の飛散が原因
1992年（平成4年）	
3. 23	芦原町舟津 ホテル火災 16時56分頃、芦原町舟津で休業中のホテルから出火した火災は、木造モルタル一部鉄筋コンクリート造2階建てを焼失した。 焼失棟数1棟、焼失面積2,159 m ² 、損害額8,200 万円の被害を出したが休業中であったため、負傷者等人的被害はなかった。出火原因は、子供の火遊びであった。管理者が定期的に巡回監視を行っていたものの子供がドア、窓などを破損して内部に侵入しているなど無人建物の防火管理の難しさが問われた火災であった。
1997年（平成9年）	
1. 2	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」沈没による重油流出事故 午前2時51分頃、中国からロシア・ペトロパブロフスクへ向け、日本海を航行中のロシア船籍タンカー「ナホトカ号」が、島根県隠岐島北北東約 106 kmの海上で、C重油 19,000kl を積載したまま船体が二つに折れて、船尾部は沈没、船首部は流出した油とともに日本海を漂流するという事故が発生した。日本海側の1府、8県の沿岸に油が漂着し、環境、漁港、また観光に甚大な被害を与えた。
1999年（平成11年）	
2. 3	金津町清王 住宅火災 全焼2棟 部分焼4棟 焼損面積 532 m ² 損害額 1,239 万 6 千円 石油ストーブが原因
2004年（平成16年）	
7. 18	あわら市全域 豪雨被害 負傷者1人 全壊1棟（非住家）
9. 7	あわら市全域 台風被害 負傷者2人 全壊1棟（非住家）
9. 24	あわら市内4ヶ所 大雨被害 道路冠水
10. 20	あわら市全域 台風被害 床下浸水4棟 3,602世帯に避難勧告発令
2005年（平成17年）	
12. 16	あわら市内数ヶ所 大雨被害 負傷者1名 全壊1棟（民家車庫）

2006年（平成18年）	
7. 18	あわら市吉崎等 豪雨被害 土砂崩れ1箇所 床下浸水5棟 2世帯に避難勧告発令
2012年（平成24年）	
7. 21	あわら市全域 豪雨被害 床上浸水6棟 床下浸水60棟 その他農地等多数 記録的短時間大雨 あわら市金津で95mm
2018年（平成30年）	
2月初旬	<p>福井県嶺北地方では6日16時までの24時間降雪量が平地でも60cmを超える記録的な大雪</p> <p>本市においては、災害対策本部を設置し、自衛隊による救援活動が行われた。</p> <p>2月4日から強い冬型の気圧配置となり、嶺北を中心に5日から13日にかけて大雪となった。最深積雪は、名泉郷で168cmとなり、「昭和56年豪雪」以来37年ぶりの記録的な大雪となった。</p> <p>国道8号では、6日から9日にかけて加賀市熊坂町から坂井市丸岡町一本田の約20kmの区間において、最大1,500台の車両が立ち往生するなど、交通網が麻痺状態となった。</p> <p>また、断続的な降雪により除雪が追いつかず、住民生活や経済活動に大きな影響が生じた。市では、2月6日から2月19日まで災害対策本部を設置し、その後も雪害対策連絡会議を継続することにより、除排雪作業の徹底を図った。</p>
<p>■被害概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 重傷1人、軽傷5人 住家 半壊1棟、一部破損55棟 農林業被害総額 5億7,890万円 観光 宿泊予約キャンセル 11,043人 被害額2億円以上 除排雪経費 約2.6億円 <p>■主な対処事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 8号線滞留車両に対する食料、毛布の配布、並びに休憩所の開設 市民相談窓口強化 臨時雪捨て場の設置 要配慮者の安否確認及び支援 応援物資の受領 茅野市、妙高市、県及び国交省からの除雪応援受入 要望活動 <p>■市の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月6日 7:00 あわら市雪害対策連絡会議設置 14:00 あわら市災害対策本部設置（「雪害対策連絡会議」を格上げ） 	

	<ul style="list-style-type: none"> 2月7日 7:00 全職員災害対応業務優先体制始動：本部長(市長)指示 2月8日 16:00 あわら市災害対策本部内に雪害対策チームを設置 2月19日 9:00 あわら市災害対策本部閉鎖(「雪害対策連絡会議」に移行) <p>■あわら市区内道路除排雪緊急支援交付金</p> <p>生活道路の確保を図るため、区民が一丸となって取り組んだ除排雪作業に対し、緊急的に交付金制度を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請件数 113 区 交付金額 21,736,000 円
2018年(平成30年)	
7. 5~8	本州付近に停滞した梅雨前線によって暖かく湿った空気が供給され続けたため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、本市においても災害対策本部を設置し、避難勧告等を発令
2023年(令和5年)	
7. 12~13	<p>あわら市 北潟等 豪雨等による土砂崩れにより住宅に土砂が流入 (国)305号(あわら市北潟から北潟まで0.4km、(全面通行止)冠水による通行規制) (主)福井金津線(29)(あわら市吉崎から細呂木まで3.0km(全面通行止)大雨による通行規制) 他 通行規制実施</p> <p>畑地(大豆、野菜)で冠水等 林道(2路線)で土砂流出、法面崩壊等</p> <p>7月12日午後8時に大雨警報が発表され、同日午後11時40分には土砂災害警戒情報が発表された。翌日13日の未明には、3時間連続で40mm以上の雨が降り続いたため、観音川の水位が急激に上昇し、越水が発生した。それにより、指中区と細呂木区の観音川流域を中心に、住宅への床上・床下浸水、小屋などの浸水被害が多数発生した。</p> <p>■被害概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 人的被害 なし 家屋被害 床上浸水 1件 床下浸水 22件 土砂流入 1件 小屋被害 32件 <p>■市の体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月12日 20:01 大雨警報発表(市の配備体制 警戒体制) 23:40 土砂災害警戒情報発表 7月13日 2:11 洪水警報発表 7:00 警戒本部体制へ格上げ 第1回警戒本部会議実施

	<p>自主避難所（細呂木小学校）開設（4名避難） 16:00 自主避難所（熊坂農村改善センター）開設 ※避難者なし</p> <p>・7月14日 1:00 自主避難所（熊坂農村改善センター）閉鎖 4:51 大雨警報解除 5:00 自主避難所（細呂木小学校）閉鎖</p> <p>※その他、富津区と御簾尾区が独自に自主避難所を開設</p> <p>■主な市の対応 避難情報の発信、避難所の開設・運営、土嚢配布、被害箇所のパトロール及び応急対応、災害廃棄物の処理対応、罹災調査の実施</p>
2024年（令和6年）	
1. 1	<p>令和6年1月1日午後4時10分頃、石川県能登半島でマグニチュード7.6、最大震度7の揺れを観測する大地震が発生した。あわら市においても震度5強を観測し、家屋被害のほか、道路の陥没、断水など相当数のインフラ被害が発生した。</p> <p>■被害概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害（軽傷3件） 女性3人（80歳代1人、70歳代1人、60歳代1人） ・家屋等の被害 <ul style="list-style-type: none"> ① 応急危険度判定（1月3日午後実施） 細呂木駅前区 14棟／滝区 3棟／国影区 2棟／井江葭区 1棟 ／北潟東区 7棟／北潟西区 11棟 計：38棟（うち、危険：6棟、要注意：14棟） ② 罹災証明 罹災証明書交付件数：707件（令和7年2月1日時点）

住家の被害区分	
全 壊	0件
大規模半壊	1件
中規模半壊	0件
半 壊	11件
準 半 壊	11件
一 部 損 壊	561件
合計	584件

非住家
123件

■市の体制等

- ・1月1日 16:10 震度5強（石川県震度7）
16:12 津波注意報発令
16:22 津波警報発令
17:30 災害対策本部設置

	<p>18:50 市内全指定避難所開設（22箇所）</p> <p>・1月2日 1:15 津波警報解除</p> <p>8:00 市内全指定避難所閉鎖</p> <p>9:30 警戒本部体制に格下げ</p> <p>10:00 津波注意報解除</p> <p>15:30 警戒体制に格下げ</p> <p>※1月1日から1月3日までの市職員出動人数 延べ388人</p> <p>■主な市の対応</p> <p>災害対策本部会議の開催（5回開催）、避難情報の発信、避難所の開設・運営、応急危険度判定の実施、罹災調査の実施、被害箇所のパトロール及び応急対応、国や県への要望活動、各支援制度の紹介・申請補助、義援金の受付、災害廃棄物の処理対応</p>
--	--

○福井県の主な地震災害

震源地	発生年月日	地震の規模	地震被害の概要
近江北部	1325年12月 5日	M6.5	敦賀郡氣比神社倒漬
加賀大聖寺	1640年11月23日	M6.5	家屋破損、死者多数
琵琶湖西岸	1662年11月16日	M7.5	小浜で城の櫓・多門・石垣・蔵の破壊
安政東海地震	1854年12月23日	M8.4	福井では場内の櫓・掘等大破
安政南海地震	1854年12月24日	M8.4	潰240、死者4名
濃尾地震	1891年10月28日	M8.0	死者12名、負傷者105名 家屋全壊1,090棟、堤防決壊、山崩れ
福井県嶺北	1900年 3月22日	M5.8	負傷者6名、家屋全壊2棟、半壊10棟 山崩れ、堤防破損亀裂
北丹後地震	1927年 3月 7日	M7.3	家屋の壁亀裂
東南海地震	1944年12月 7日	M7.9	堤防の亀裂、老朽建設物の倒壊
南海道地震	1946年12月21日	M8.0	電線切断による停電
福井地震	1948年 6月28日	M7.1	死者3,728名、負傷者21,750名 家屋全壊35,382棟
大聖寺地震	1952年 3月 7日	M6.5	負傷者1名、山崩れ
北美濃地震	1961年 8月19日	M7.0	死者1名、負傷者15名、家屋全壊12棟、 山崩れ
越前岬沖地震	1963年 3月27日	M6.9	負傷者1名、家屋全壊2棟、山崩れ 土砂崩れ
能登半島地震	2007年 3月25日	M7.1	負傷者1名
淡路島付近	2013年 4月13日	M6.3	負傷者1人
能登半島地震	2024年 1月 1日	M7.6	負傷者6人、住家半壊12棟

出典：福井地方気象台地震解説資料／地震調査研究推進本部

○福井県内の津波

県内の津波被害は特にない。

地震名	発生年月日	地震の規模	津波観測
新潟地震	1964年 6月16日	M7.5	三国26cm、敦賀46cm (新潟県・山形県・秋田県で地震や津波による死者26名)
日本海中部地震	1983年 5月26日	M7.7	三国36cm、福井69cm (秋田県・青森県・北海道で地震や津波による死者104名)
北海道南西沖地震	1993年 7月12日	M7.8	敦賀46cm、三国（消防署）90cm、河野60cm (北海道で津波や地震による死者201名、行方不明29名)

出典：福井地方気象台地震解説資料

○福井県における風水害等

年 月	種 類	被 災 状 況
1921 年 9 月	台風、風水害	死者 3 人、浸水家屋 3,000 戸
1930 年 7 月	水害	死傷・行方不明 5 人、住家全壊・浸水 2500 戸、堤防決壊・破損 15 箇所
1933 年 7 月	台風、風水害	全壊 15、流失 3 他 田畠浸水 3,500 町
1934 年 9 月	室戸台風、風水害	死者 8 人、行方不明 7 人、負傷者 14 人 家屋 (全・半壊 375 戸、浸水 566 戸) 船舶 (流失・沈没) 58 隻
1939 年 12 月	山くずれ	死者 14 人
1940 年 1 月	大雪	死者 4 人、負傷者 10 人、被害建物 104 件
1950 年 9 月	ジェーン台風	死者 14 人、負傷者 556 人、行方不明 1 人 建物 (全壊 684 戸、半壊 4306 戸)
1953 年 7 月	梅雨前線、水害 山くずれ	死者 2 人、建物 (全壊 4 戸、半壊 14 戸他)
1953 年 9 月	台風 13 号、風水害	死者 116 人、負傷者 639 人、建物 (全壊 328 戸、半壊 527 戸他)
1954 年 9 月	洞爺丸台風、風害	負傷者 2 人、建物 (全壊 10 戸、半壊 2 戸他)
1956 年 4 月	フェーン現象 芦原大火	死者 1 人、重傷 4 人、軽傷 345 人、全焼 309 戸、半焼 17 戸他
1959 年 1 月	雪害	死者 2 人、負傷者 4 人他
1959 年 8 月	台風 7 号 前線風水害	死者 5 人、負傷者 6 人、家屋 (全壊 15 戸、半壊 23 戸) 他
1953 年 8 月	伊勢湾台風、風水害	死者 25 人、負傷者 6 人、行方不明 6 人、家屋 (全壊 70 戸、半壊 167 戸他)
1960 年 8 月	台風 16 号 前線風水害	行方不明 3 人、負傷者 3 人、建物 (全壊 6 戸、半壊 2 戸他)
1961 年 9 月	第 2 室戸台風	負傷者 72 人、建物 (全壊 95 戸、半壊 357 戸他)
1963 年 12~2 月	豪雪、風雪害	死者 25 人、負傷者 48 人 建物 (全壊 623 棟、半壊 (一部半壊を含む) 69,653 棟他)
1964 年 7 月	梅雨前線 山陰・北陸豪雨	死者 1 人、負傷者 3 人、建物 (半壊 71 棟他)
1969 年 1~2 月	雪害	負傷者 5 人、建物 (一部破損 28 戸他)
1971 年 6 月	山くずれ	死者 6 人
1971 年 7 月	梅雨前線	死者 1 人、全壊 1 戸
1972 年 2 月	海難事故	死亡者 5 人
1972 年 7 月	47.7 豪雨	負傷者 1 人、全壊 1 戸他
1972 年 9 月	台風 20 号	死者 1 人、負傷者 7 人、建物 (全壊 5 戸、半壊 14 戸他)
1972 年 11 月	北陸トンネル内 列車火災事故	死者 30 人、重軽傷者 744 人

年 月	種 類	被 災 状 況
1976 年 9 月	台風 17 号	死者 1 名
1976 年 10 月	越前海岸高波	死者 1 名、重傷者 5 名、軽傷者 1 名、住家（全壊 9 棟、半壊 58 棟他）
1977 年 1~3 月	大雪	死者 3 名、重傷者 15 名、軽傷者 16 名、住家（全壊 14 棟、半壊 19 棟他）
1979 年 6~7 月	梅雨前線に伴う集中豪雨	軽傷者 1 名、住家一部破壊 2 棟他
1979 年 9~10 月	台風 16 号	死者 2 名、行方不明者 1 名、軽傷者 2 名、住家（半壊 12 棟他）
1979 年 10 月	台風 20 号	重傷者 1 名、住家（全壊 1 棟、半壊 3 棟他）
1980 年 1~2 月	雪害	死者 3 名、重傷者 5 名、軽傷者 2 名、住家（一部破壊 45 棟他）
1980 年 8 月	大雨	死者 1 名、重傷者 2 名、軽傷者 2 名、住家（半壊 1 棟他）
1980 年 10 月	高波と高潮	死者 2 名、重傷者 1 名、軽傷者 3 名、住家（半壊 5 棟他）
1980 年 12~3 月	56 豪雪	死者 15 名、重傷者 55 名、軽傷者 79 名 住家（全壊 37 棟、半壊 40 棟他）
1981 年 7 月	集中豪雨	行方不明 1 人、負傷者 2 人、軽傷者 1 名 住家（全壊 5 棟、半壊 11 棟他）
1982 年 8 月	台風 10 号	重傷者 1 名、住家（半壊 1 棟他）
1982 年 12~3 月	雪害	死者 2 名、重傷者 2 名、軽傷者 1 名他
1984 年 1~3 月	59 豪雪	死者 3 名、重傷者 35 名、軽傷者 61 名、住家（全壊 5 棟、半壊 4 棟他）
1985 年 1~3 月	雪害	死者 4 名、重傷者 13 名、軽傷者 20 名、住家（全壊 1 棟、半壊 1 棟他）
1985 年 6~7 月	集中豪雨	死者 2 名、住家（半壊 2 棟他）
1985 年 12~3 月	雪害	死者 4 名、重傷者 21 名、軽傷者 33 名、住家（全壊 1 棟、半壊 1 棟他）
1985 年 6~7 月	梅雨前線	死者 1 名、軽傷者 3 名他
1986 年 12~3 月	雪害	死者 3 名、軽傷者 3 名他
1987 年 7 月	台風 5 号	死者 1 名他
1988 年 4 月	強風	重傷者 1 名、軽傷者 3 名他
1988 年 6~7 月	豪雨	重傷者 1 名他
1989 年 7 月	梅雨前線	死者 15 名他
1989 年 9 月	大雨	死者 1 名他
1990 年 9 月	台風 19 号	軽傷者 3 名、住家半壊 1 棟他
1990 年 11 月	風浪	軽傷者 1 名他
1990 年 12 月	強風波浪	重傷者 1 名、軽傷者 1 名他

年 月	種 類	被 災 状 況
1991 年 2 月	強風波浪	死者 1 名、重傷者 6 名、軽傷者 1 名、住家（半壊 1 棟他）
1991 年 9 月	台風 19 号	重傷者 3 名、軽傷者 14 名、住家（全壊 2 棟、半壊 11 棟他）
1993 年 7 月	梅雨前線豪雨	行方不明者 1 名、他
1993 年 9 月	暴風雨・豪雨	軽傷者 2 名他
1996 年 4 月	林野火災（旧今庄町）	山林 23.3ha 焼損
1996 年 12 月	雪害	死者 1 名、軽傷 2 名他
1998 年 10 月	台風 7 号	
2001 年 1 月	雪害	

○福井県における近年の災害(風水害)

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
平成 16 年 7 月 17 日～18 日	「平成 16 年 7 月福井豪雨」	福井県内全域で記録的集中豪雨により福井県各地で浸水被害等が発生した。 ■人的被害■ 死者:4 名、行方不明者:1 名、負傷者(重軽傷):19 名 ■物的被害■ 住家全壊:57 世帯、半壊:139 世帯、一部破損:211 世帯 床上浸水:3,313 世帯、床下浸水:10,324 世帯
平成 16 年 10 月 22 日	台風 23 号による暴風雨	台風 23 号による暴風雨により、福井県内全域で土砂災害、堤防決壊等の被害が発生した。 ■人的被害■ 負傷者(軽傷):1 名 ■物的被害■ 住家全壊:3 世帯、半壊:10 世帯、一部破損:276 世帯 住家床上浸水:30 世帯、床下浸水:423 世帯 ■堤防決壊■ 護岸崩壊:56 箇所、越水 16 箇所、内水 6 箇所 ■土砂災害■ がけ崩れ 10 箇所、土石流 7 溪流、地すべり 0 箇所
平成 18 年 7 月	「平成 18 年 7 月豪雨」	福井県内全域で記録的集中豪雨により福井県各地で浸水被害等が発生した。 ■人的被害■ 死者:2 名、行方不明者:0 名、負傷者(重軽傷):0 名 ■物的被害■ 住家全壊:3 世帯、半壊:1 世帯、一部破損:4 世帯 住家床上浸水:3 世帯、床下浸水:195 世帯

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
平成 24 年 7 月 20 日～21 日	豪雨	日本の南の太平洋高気圧から、暖湿な空気が西日本から北陸地方に流れ込み、また、上空の喚起を伴った気圧の谷の影響で、嶺北を中心に大雨となった。 (日最大 1 時間降水量 (20、21 日) あわら市 95.0 ミリ) (日降水量 (20、21 日) あわら市 182.0 ミリ) ■人的被害■ なし ■物的被害■ 住家半壊：2 棟、一部破損：9 棟 住家床上浸水：57 棟、床下浸水：243 棟
平成 25 年 8 月 23 日	竜巻	日本海の前線に向かって暖湿な気流が入り、大気の状態が非常に不安定となり、小浜では竜巻 (F 1) と推定される現象が発生した。 ■人的被害■ 負傷者(軽傷):1 名 ■物的被害■ 住家半壊：3 棟、一部破損：70 棟
平成 25 年 9 月 16 日	台風 18 号による暴風雨	台風 18 号が日本の南海上を北上中、台風の北側に広がる雨雲域が嶺南を中心とどまっていた。05 時 05 分に大雨特別警報の制定後初の当該警報発表のひとつとなった。(日最大 1 時間降水量：敦賀 25.0 ミリ、小浜 38.5 ミリ) (24 時間降水量：敦賀 215.0 ミリ、小浜 384.0 ミリ) ■人的被害■ 死者:1 名 ■物的被害■ 住家全壊：5 棟、半壊：2 棟、一部破損：13 棟 住家床上浸水：78 棟、床下浸水：320 棟
平成 25 年 10 月 15 日	台風第 26 号	台風第 26 号が本州の南海上を北上したため、雨で大雨となったところがあった。 (日最大 1 時間降水量(15 日)) 九頭竜 16.5mm、大野 8.5mm (日降水量(15 日)) 九頭竜 60.0mm、大野 37.0mm ■その他被害■ 31 千円
平成 25 年 11 月 25 日	暴風	低気圧が発達しながら日本海中部を北東に進み、低気圧の中心からのびる寒冷前線が 25 日夕方頃通過した。 (日最大風速) 福井 16.1m/s (南南東) 11 時 57 分

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>三国 18.7m/s (南南東) 08 時 59 分 (日最大瞬間風速)</p> <p>福井 23.9m/s (南東) 11 時 53 分</p> <p>敦賀 28.2m/s (南南東) 07 時 47 分</p> <p>■人的被害■</p> <p>軽傷：1 人</p>
平成 26 年 7 月 17 日	豪雨・暴風・落雷	<p>梅雨前線に向かって湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が不安定となった。</p> <p>(日最大 1 時間降水量(17 日))</p> <p>小浜 32.5mm、春江・美浜 14.0mm (日降水量(17 日))</p> <p>小浜 33.0mm、勝山 24.0mm (日最大風速)</p> <p>小浜 14.3m/s (−) 14 時 07 分</p> <p>勝山 7.3m/s (北北西) 14 時 27 分 (日最大瞬間風速)</p> <p>小浜 33.8m/s (−) 14 時 02 分</p> <p>勝山 11.7m/s (北西) 14 時 22 分</p> <p>■非住家被害■</p> <p>その他：1 棟</p>
平成 26 年 7 月 20 日	豪雨	<p>上空に寒気を伴った気圧の谷と湿った空気の影響で、大気の状態が非常に不安定となった。</p> <p>(日最大 1 時間降水量 (20 日))</p> <p>三国 56.5mm、福井 52.5mm (日降水量 (20 日))</p> <p>福井 77.5mm、勝山 71.0mm</p> <p>■住家被害■</p> <p>床下浸水：1 棟</p>
平成 26 年 8 月 9 日	台風第 11 号	<p>台風第 11 号は、日本の南から四国の南に進み、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、県内の所々で大雨となった。</p> <p>(日最大 1 時間降水量 (9 日))</p> <p>大飯 18.0mm、越廻 11.5mm (日降水量(9 日))</p> <p>大飯 102.0mm、美浜 71.5mm</p> <p>■人的被害■</p> <p>軽傷：1 人</p> <p>■住家被害■</p> <p>一部破損：1 棟</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
平成 26 年 8 月 15 日	豪雨	<p>北陸地方に停滞する前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、雨で雷を伴い、大雨となった。</p> <p>(日最大 1 時間降水量(15 日))</p> <p>春江 33.5mm、越廻 30.5mm</p> <p>(日降水量(15 日))</p> <p>越廻 83.5mm、勝山 75.0mm</p> <p>■住家被害■</p> <p>床下浸水 : 1 棟</p>
平成 26 年 12 月 5 日	暴風・波浪	<p>上空に寒気を伴った気圧の谷が通過し、冬型の気圧配置が強まり大気の状態が不安定となった。</p> <p>(日最大風速)</p> <p>越廻 11.6m/s (西) 07 時 01 分</p> <p>敦賀 11.4m/s (西) 16 時 20 分</p> <p>(日最大瞬間風速)</p> <p>三国 20.7m/s (西) 10 時 52 分</p> <p>越廻 20.2m/s (西南西) 06 時 07 分</p> <p>■住家被害■</p> <p>一部破損 : 1 棟</p>
平成 27 年 8 月 25 日	暴風	<p>強い台風第 15 号は九州に上陸した後、北に進み日本海に抜けたため、強い風を観測したところがあった。</p> <p>(日最大風速)</p> <p>敦賀 20.4m/s (南東) 17 時 49 分</p> <p>福井 16.4m/s (南南東) 23 時 26 分</p> <p>(日最大瞬間風速)</p> <p>敦賀 30.7m/s (南東) 18 時 26 分</p> <p>小浜 30.6m/s (東南東) 17 時 01 分</p> <p>■人的被害■</p> <p>軽傷 : 2 人</p> <p>■その他の公共施設被害■</p> <p>216 千円</p>
平成 28 年 4 月 17 日	暴風	<p>華中で前線上に発生した低気圧が、発達しながら北東に進み、17 日未明には朝鮮半島に、その後も発達しながら日本海を北東に進み 17 日夜には北海道西海上に進んだ。この低気圧の影響で福井県内では、16 日夜から風が強まり、17 日昼過ぎにかけて非常に強い風を観測した所があった。</p> <p>(日最大風速(17 日))</p> <p>三国 21.2m/s (南) 10 時 35 分</p> <p>敦賀 20.0m/s (南南東) 06 時 41 分</p> <p>(日最大瞬間風速(17 日))</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>敦賀 32.9m/s (南南東) 08 時 08 分 三国 30.1m/s (南) 11 時 13 分 ■人的被害■ 軽傷：2 人 ■その他被害■ 15,075 千円</p>
平成 28 年 5 月 3 日	暴風	<p>黄河下流で発生した低気圧は、ボッ海から黄海付近を通過し、中国東北区を進んだ 3 日昼頃にかけて急速に発達し、その後は東北東進した。この低気圧からのびる寒冷前線が、3 日夜から 4 日未明にかけて北陸地方を通過した影響で、福井県内では、3 日未明から風が強まり、夜遅くかけて非常に強い風を観測した所があった。 (日最大風速(3 日)) 敦賀 22.9m/s (南南東) 20 時 15 分 三国 21.7m/s (南南東) 22 時 05 分 (日最大瞬間風速(3 日)) 敦賀 35.8m/s (南東) 11 時 17 分 三国 31.6m/s (南南東) 21 時 57 分 ■人的被害■ 重傷：2 人、軽傷：3 人 ■住家被害■ 一部破損：10 棟 ■非住家被害■ その他：3 棟 ■農林水産業施設被害■ 15,000 千円 ■その他の公共施設被害■ 854 千円 ■その他被害■ 6,800 千円</p>
平成 28 年 6 月 25 日	大雨	<p>前線を伴った低気圧が日本海を北東進した影響で、嶺北を中心の大雨となり強い雨を観測した所があった。 (日最大 1 時間降水量 (26 日)) 三国 42.0mm 5 時 33 分 ■農林水産業施設被害■ 9,757 千円</p>
平成 28 年 9 月 20 日	台風第 16 号	台風第 16 号が、太平洋沿岸を北東進した影響で、福井県では、19 日から 20 日にかけて雨が降り、強い雨を観測した所があった。

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>(日最大 1 時間降水量 (20 日)) 敦賀 33.5mm 14 時 46 分 九頭竜 28.5mm 16 時 11 分 小浜 28.5mm 13 時 24 分</p> <p>(日降水量 (20 日)) 九頭竜 117.0mm、大飯 109.5mm</p> <p>■住家被害■ 床上浸水 : 1 棟、一部破損 : 1 棟</p> <p>■公共土木施設被害■ 224,135 千円</p> <p>■その他被害■ 1,136 千円</p> <p>■災害対策本部設置市町村■ 敦賀市、池田町</p>
平成 28 年 10 月 5 日	台風 18 号	<p>台風第 18 号が、対馬海峡から山陰沖を通過し能登半島沖に進んだ影響で、福井県では、5 日昼前から風が強まり、5 日夜遅くにかけて強い風を観測した所があった。</p> <p>(日最大風速(5 日)) 敦賀 16.0m/s (南南東) 16 時 10 分 三国 18.4m/s (南) 19 時 31 分</p> <p>(日最大瞬間風速(5 日)) 三国 26.4m/s (南) 19 時 25 分 敦賀 25.3m/s (南南東) 15 時 52 分</p> <p>■人的被害■ 軽傷 : 2 人</p> <p>■その他被害■ 300 千円</p>
平成 29 年 1 月 20 日～21 日	暴風	<p>20 日夜から 21 日はじめにかけて、低気圧が日本海から北陸付近を南東に進み、上空に非常に強い寒気が流れ込んだ影響で、福井県内では 20 日夜遅くから 21 日未明にかけて、急速に風が強まり、風速が 20m/s 以上の暴風が吹いた所があった。</p> <p>(日最大風速(20 日)) 敦賀 21.4m/s (北西) 23 時 25 分 三国 21.3m/s (北北西) 23 時 43 分</p> <p>(日最大瞬間風速(20 日)) 三国 32.9m/s (北北西) 23 時 34 分 小浜 32.4m/s (西北西) 22 時 45 分</p> <p>■住家被害■ 一部破損 : 9 棟</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
平成 29 年 8 月 7 日～8 日	台風第 5 号	<p>台風第 5 号は、四国の南を通り、7 日 15 時半頃に暴風域を伴ったまま和歌山県北部に上陸した。上陸後は近畿地方を北東に進み 8 日には石川県白山市付近を通過した影響で、福井県では、7 日から 8 日にかけて断続的に強い雨が降った。</p> <p>8 日は激しい雨を観測した所もあり、7 日 00 時から 8 日 24 時にかけての総降水量は、奥越、嶺南を中心に 200mm を超えた所があった。</p> <p>(日最大 1 時間降水量 (8 日))</p> <p>美山 41.0mm 06 時 45 分</p> <p>小浜 35.0mm 00 時 55 分</p> <p>(7 日～8 日の期間降水量)</p> <p>九頭竜 223.5mm、敦賀 207.5mm</p> <p>■住家被害■</p> <p>全壊：1 棟、床下浸水：3 棟</p> <p>■非住家被害■</p> <p>その他：1 棟</p> <p>■公共土木施設被害■</p> <p>393,080 千円</p> <p>■災害対策本部設置市町村■</p> <p>小浜市</p>
平成 29 年 8 月 12 日	大雨	<p>気圧の谷や湿った空気の影響で、嶺南では激しい雨を観測した所があった。</p> <p>(日最大 1 時間降水量(12 日))</p> <p>小浜 28.5mm 04 時 19 分</p> <p>■住家被害■</p> <p>床下浸水：1 棟</p> <p>■非住家被害■</p> <p>その他：1 棟</p> <p>■公共土木施設被害■</p> <p>20,496 千円</p> <p>■災害対策本部設置市町村■</p> <p>高浜町</p>
平成 29 年 8 月 25 日	大雨	<p>低気圧から伸びる前線が北陸地方を南下したため、雷を伴つて激しい雨の降った所があった。</p> <p>(日最大 1 時間降水量 (25 日))</p> <p>勝山 42.0mm 10 時 03 分</p> <p>大野 39.0mm 11 時 00 分</p> <p>福井 34.5mm 09 時 45 分</p> <p>春江 34.0mm 09 時 27 分</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>■住家被害■ 床下浸水：5 棟</p> <p>■非住家被害■ その他：1 棟</p> <p>■公共土木施設被害■ 16, 588 千円</p> <p>■災害対策本部設置市町村■ 永平寺町</p>
平成 29 年 9 月 18 日	台風第 18 号	<p>台風第 18 号が、兵庫県明石市付近に上陸した後、17 日夜遅くから 18 日未明にかけて福井県を通過した影響で、福井県では激しい雨の降った所があった。</p> <p>また、台風が最も接近した 17 日夜遅くから風が強まり、18 日未明に強い風を観測した所があった。</p> <p>(日最大 1 時間降水量(17 日))</p> <p>大飯 38.0mm 23 時 34 分</p> <p>三国 37.5mm 23 時 16 分</p> <p>九頭竜 35.0mm 23 時 25 分</p> <p>(日最大 1 時間降水量(18 日))</p> <p>越廻 43.5mm 00 時 12 分</p> <p>(17 日～18 日の期間降水量)</p> <p>大飯 114.5mm、小浜 112.5mm</p> <p>(日最大風速(18 日))</p> <p>敦賀 17.2m/s (北西) 00 時 32 分</p> <p>小浜 16.8m/s (北西) 00 時 49 分</p> <p>(日最大瞬間風速(18 日))</p> <p>敦賀 26.2m/s (北西) 00 時 24 分</p> <p>小浜 30.6m/s (北北西) 00 時 40 分</p> <p>■住家被害■ 床下浸水：5 棟</p> <p>■非住家被害■ その他：1 棟</p> <p>■公共土木施設被害■ 275, 419 千円</p>
平成 29 年 10 月 22 日～23 日	台風第 21 号	<p>台風第 21 号が、静岡県御前崎市付近に上陸した後、東海地方及び関東地方を北東に進んだ影響で、福井県では激しい雨を観測した所があった。</p> <p>台風が最も接近した 22 日夜遅くから 23 日未明にかけて、非常に強い風を観測した所があった。</p> <p>(日最大 1 時間降水量 (22 日))</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>大飯 38.0mm 22 時 33 分 越廻 34.5mm 23 時 21 分 (日最大 1 時間降水量 (23 日)) 大飯 31.0mm 00 時 01 分 (22 日～23 日の期間水量) 大飯 304.0mm、小浜 279.0mm 今庄 253.0mm (日最大風速 (23 日)) 春江 23.1m/s (北) 01 時 47 分 今庄 22.5m/s (北) 02 時 43 分 小浜 20.3m/s (北) 01 時 04 分 (日最大瞬間風速 (23 日)) 春江 33.4m/s (北) 01 時 44 分 今庄 36.8m/s (北) 02 時 37 分 小浜 38.8m/s (北) 02 時 07 分</p> <p>■人的被害■ 重傷：1 人、軽傷：4 人</p> <p>■住家被害■ 全壊：1 棟、半壊：6 棟、一部破損：609 棟、床上浸水：5 棟、 床下浸水：57 棟</p> <p>■非住家被害■ 公共建物：9 棟、その他：87 棟</p> <p>■公共土木施設被害■ 15,912 千円</p> <p>■農林水産業施設被害■ 479,172 千円</p> <p>■公共土木施設被害■ 4,124,326 千円</p> <p>■その他の公共施設被害■ 129,904 千円</p> <p>■その他被害■ 592,067 千円</p> <p>■災害対策本部設置市町村■ 敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、永平寺町、越前町、高浜町、おおい町</p>
平成 30 年 2 月 4 日～7 日	豪雪	日本付近に強い寒気が南下し、福井県嶺北地方では 6 日 16 時までの 24 時間降雪量が平地でも 60cm を超える記録的な大雪となり、福井市では 37 年ぶりに最深積雪が 130cm を超える大雪となったため、国道 8 号において立往生が発生し、集中

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
平成 30 年 7 月 4 日～12 日	大雨	<p>除雪のため通行止めが実施された。</p> <p>本市においては、災害対策本部を設置し、自衛隊による救援活動が行われた。</p> <p>4 日は台風第 7 号が日本海を北東に進み、その後、8 日にかけて梅雨前線が本州付近に停滞した。</p> <p>日本付近には暖かく湿った空気が供給され続けたため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。</p> <p>福井県では、多い所では 4 日から 8 日までの総降水量が 400mm を超える大雨となった。</p> <p>＜4 日から 8 日までの総降水量＞</p> <p>九頭竜 424.5mm、三国 417.0mm、 越廻 330.0mm</p> <p>三国、越廻、勝山、武生、今庄、美浜、大飯では 7 月の日降水量の極値を更新した。</p> <p>＜極値を更新したアメダス＞</p> <p>三国(7 日 : 164.0mm)、越廻(7 日 : 193.0mm)、勝山(5 日 : 178.0mm)、武生(5 日 : 183.0mm)、今庄(5 日 : 161.0mm)、美浜(5 日 : 131.5mm)、大飯(7 日 : 151.0mm)、平成 30 年 6 月 28 日以降の台風第 7 号や梅雨前線の影響によって、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、気象庁は、この大雨の名称を「平成 30 年 7 月豪雨」と定めた。</p> <p>■物的被害■</p> <p>一部破損 : 4 棟、床上浸水 : 3 棟、床下浸水 : 18 棟</p> <p>■非住家被害■</p> <p>その他 : 2 棟</p> <p>■農林水産業施設被害■</p> <p>75,733 千円</p> <p>■公共土木施設被害■</p> <p>1,691,415 千円</p> <p>■その他の公共施設被害■</p> <p>458 千円</p> <p>■その他の被害■</p> <p>4,870 千円</p> <p>■災害対策本部設置市町村■</p> <p>敦賀市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、南越前町、越前町、高浜町</p>
平成 30 年 8 月 24 日	台風第 20 号	台風第 20 号は、23 日は、四国の南海上を北上し、強い勢力で暴風域を伴ったまま 23 日 21 時頃に徳島県南部に上陸し

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>た。その後も暴風域を伴ったまま四国から近畿地方を北上し、24 日 2 時に日本海に抜けた後、15 時に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。</p> <p>＜日最大風速＞</p> <p>福井 17.4m/s(24 日 00 時 49 分南東) 敦賀 21.3m/s(24 日 03 時 00 分南南東)</p> <p>＜最大瞬間風速＞</p> <p>福井 29.5m/s(24 日 03 時 16 分南) 敦賀 37.5m/s(24 日 00 時 50 分南東)</p> <p>■ 人的被害 ■ 軽傷：3 人</p> <p>■ 住家被害 ■ 一部破損：23 棟</p> <p>■ 非住家被害 ■ 公共建物：1 棟、その他：1 棟</p> <p>■ 公文教施設被害 ■ 1,644 千円</p> <p>■ 農林水産業施設被害 ■ 146 千円</p> <p>■ その他の公共施設被害 ■ 715 千円</p> <p>■ その他被害 ■ 456 千円</p> <p>■ 災害対策本部設置市町村 ■ 小浜市、鯖江市</p>
平成 30 年 9 月 4 日～5 日	台風第 21 号【福井県災害対策本部設置】	<p>台風第 21 号は暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して 4 日 12 時頃に徳島県南部に上陸した。</p> <p>その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14 時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸した。</p> <p>15 時には若狭湾に達し、日本海を北上した後、5 日 9 時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。</p> <p>＜日最大風速＞</p> <p>福井 21.8m/s(4 日 15 時 59 分南南東) 敦賀 26.3m/s(4 日 15 時 29 分南南東)</p> <p>＜最大瞬間風速＞</p> <p>福井 37.9m/s(4 日 16 時 22 分南) 敦賀 47.9m/s(4 日 15 時 00 分東南東)</p> <p>■ 人的被害 ■ 重傷：1 人、軽傷：6 人</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>■住家被害■ 半壊：4 棟、一部破損：23 棟</p> <p>■非住家被害■ 公共建物：1 棟、その他：4 棟</p> <p>■公共文教施設被害■ 19,769 千円</p> <p>■農林水産業施設被害■ 11,942 千円</p> <p>■公共土木施設被害■ 74,241 千円</p> <p>■その他の公共施設被害■ 9,623 千円</p> <p>■その他被害■ 4,092 千円</p> <p>■災害対策本部設置市町村■ 敦賀市、小浜市、鯖江市、永平寺町、南越前町</p>
平成 30 年 9 月 30 日～10 月 1 日	台風第 24 号	<p>台風第 24 号は、四国の南海上を北東に進み、非常に強い勢力を維持して 30 日 20 時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10 月 1 日 12 時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。</p> <p><日最大風速> 福井 12.0m/s(1 日 00 時 27 分北北西) 敦賀 21.8m/s(30 日 23 時 49 分北北西)</p> <p><最大瞬間風速> 福井 23.7m/s(1 日 00 時 08 分北) 敦賀 30.8m/s(30 日 23 時 42 分北北西)</p> <p>■住家被害■ 一部破損：3 棟</p> <p>■公共土木施設被害■ 7,430 千円</p> <p>■災害対策本部設置市町村■ 敦賀市、小浜市、鯖江市、永平寺町、南越前町、商浜町</p>
平成 29 年 12 月 25 日～平成 31 年 1 月 4 日	地滑り	<p>福井市蔵作町の主要地方道武生美山線において、12 月 25 日に一次崩壊が発生し、12 月 29 日から 1 月 3 日にかけて斜面が高さ 85m、巾 60m、深さ 10m にわたる地滑りによって、約 1 万 m³ の土砂が道路を寸断した。</p> <p>12 月 25 日～29 日まで片側交互通行を行っていたが、12 月 29 日から平 30 年 1 月 4 日までは全面通行止め。迂回路の設置完</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>了に伴い、1月4日から今日まで片側交互通行となっている。</p> <p>■公共土木施設被害■</p> <p>1,176,131千円</p>
令和1年8月16日	台風10号	<p>台風第10号は、日本の南海上を北西に進み、次第に進路を北に変え、15日11時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を通過した後、15日15時頃に広島県呉市付近に上陸し、中国地方を縦断後に日本海を北上した。</p> <p><日最大1時間降水量></p> <p>九頭竜 29.5mm 16日02時48分</p> <p><日降水量></p> <p>九頭竜 92.0mm 16日</p> <p><期間水量(15日～16日)></p> <p>九頭竜 138.0mm</p> <p><日最大風速(15日～16日)></p> <p>福井 14.8m/s(15日21時33分南南東)</p> <p>敦賀 19.2m/s(15日19時07分南南東)</p> <p><日最大瞬間風速(15日～16日)></p> <p>福井 23.9m/s(15日19時17分南東)</p> <p>敦賀 33.5m/s(15日19時03分南南東)</p> <p>■農林水産業施設被害■</p> <p>9,488千円</p>
令和1年10月12日～10月13日	台風19号	<p>台風第19号は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。</p> <p><日最大1時間降水量></p> <p>小浜 13.5mm 12日13時25分</p> <p>今庄 12.0mm 12日15時03分</p> <p><日降水量></p> <p>小浜 113.0mm 12日、今庄 100.0mm 12日</p> <p><期間水量(12日～13日)></p> <p>小浜 127.0mm、今庄 111.0mm</p> <p><日最大風速></p> <p>福井 12.5m/s(12日20時41分北北西)</p> <p>春江 18.7m/s(12日21時01分北)</p> <p>敦賀 20.0m/s(12日20時06分北西)</p> <p><日最大瞬間風速></p> <p>福井 22.3m/s(12日23時48分北北西)</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>春江 27.8m/s(12 日 20 時 36 分北北西) 敦賀 29.9m/s(12 日 19 時 22 分北北西)</p> <p>■人的被害■ 重傷：1 人</p> <p>■公共土木施設被害■ 37 千円</p> <p>■その他の公共施設被害■ 1,099 千円</p> <p>■その他被害■ 23,400 千円</p>
令和 2 年 6 月 10 日～6 月 16 日	大雨	<p>梅雨前線が日本付近に停滞した影響により 14 日を中心に激しい雨が降り大雨となった所があった。 <日最大 1 時間降水量></p> <p>越廻 39.5mm 14 日 17 時 54 分 春江 38.0mm 14 日 18 時 05 分 福井 36.0mm 14 日 18 時 17 分 敦賀 32.0mm 14 日 19 時 37 分 小浜 31.5mm 13 日 07 時 49 分</p> <p><日降水量></p> <p>春江 125.5mm 14 日、越廻 111.0mm 14 日、 三国 108.5mm 14 日、勝山 105.0mm 14 日 福井 103.5mm 14 日</p> <p>■農林水産業施設被害■ 5,023 千円</p> <p>■公共土木施設被害■ 115,294 千円</p>
令和 2 年 6 月 27 日～6 月 28 日	大雨	<p>梅雨前線の影響により 28 日は非常に激しい雨が降り大雨となった所があった。 <日最大 1 時間降水量></p> <p>越廻 50.0mm 28 日 02 時 13 分 福井 36.5mm 28 日 02 時 40 分 美山 36.0mm 28 日 03 時 23 分</p> <p><日降水量></p> <p>越廻 97.0mm 28 日、福井 78.5mm 28 日、美山 57.5mm 28 日</p> <p>■公共土木施設被害■ 43,407 千円</p>
令和 2 年 7 月 8 日	大雨	<p>活発な梅雨前線の影響により大雨となった所があった。 <日最大 1 時間降水量></p> <p>九頭竜 29.5mm 8 日 03 時 42 分</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		敦賀 26.5mm 8 日 05 時 07 分 今庄 19.5mm 8 日 05 時 30 分 <日降水量> 九頭竜 80.0mm 8 日、敦賀 53.0mm 8 日、今庄 53.0mm 8 日 ■住家被害■ 床下浸水 : 3 棟
令和 2 年 7 月 10 日～7 月 14 日	大雨	梅雨前線が日本付近に停滞した影響により大雨となった所があった。 <日最大 1 時間降水量> 三国 21.5mm 11 日 05 時 16 分 春江 19.5mm 11 日 06 時 39 分 美山 19.0mm 11 日 05 時 47 分 <日降水量> 九頭竜 68.5mm 13 日、勝山 51.0mm 13 日、春江 42.5mm 11 日、 今庄 42.5mm 13 日 ■公共土木施設被害■ 71,287 千円
令和 3 年 7 月 6 日～7 月 7 日	大雨	7 月 4 日から 8 日にかけて梅雨前線や梅雨前線上の低気圧の影響により大雨となった所があった。 <日最大 1 時間降水量> 越廻 36.0mm 7 日 05 時 52 分 九頭竜 27.5mm 7 日 06 時 19 分 美山 22.5mm 5 日 07 時 48 分 大野 22.0mm 7 日 06 時 24 分 <期間降水量(4 日～7 日) > 美山 181.5mm、大野 178.0mm、九頭竜 158.0mm、越廻 143.0mm、 今庄 135.5m ■公共土木施設被害■ 10,640 千円
令和 3 年 7 月 15 日	大雨	上空に寒気を伴った気圧の谷と湿った空気の影響で、大気の状態が非常に不安定となった。 <日最大 10 分間降水量> 武生 12.0mm 15 日 15 時 37 分 美浜 7.0mm 15 日 18 時 44 分 大飯 6.0mm 15 日 14 時 24 分 ■公共土木施設被害■ 20,643 千円
令和 3 年 7 月 29 日	大雨	台風第 8 号から変わった日本海の低気圧に向かって、暖かく湿った空気が流入し、また上空約 6000 メートルの氷点下 6 度

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>以下の寒気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、嶺北北部を中心に大雨となった。局地的に雨雲が発達し、福井市、越前町を中心に雷を伴い、29日明け方から朝にかけて猛烈な雨が降った。</p> <p><日最大1時間降水量(29日)></p> <p>福井 44.0mm 06時17分 越廻 34.0mm 08時12分 美山 25.5mm 01時51分 春江 23.0mm 05時39分 三国 22.0mm 05時25分</p> <p><日降水量(29日)></p> <p>福井 107.0mm、越廻 91.5mm、春江 60.0mm、美山 54.0mm、三国 41.5mm</p> <p>■人的被害■ 軽傷:1人</p> <p>■住家被害■ 半壊:1棟、床上浸水:18棟、床下浸水:47棟</p> <p>■非住家被害■ その他:1棟</p> <p>■農林水産業施設被害■ 94,219千円</p> <p>■公共土木施設被害■ 1,055,177千円</p>
令和3年8月9日	大雨・暴風	<p>台風第9号から変わった温帯低気圧が発達しながら日本海を北東に進んだ影響により、福井県では断続的に強い風が吹いた。</p> <p><日最大風速(9日)></p> <p>三国 16.3m/s(15時11分南) 福井 14.8m/s(18時20分南南西) 春江 14.4m/s(17時20分南)</p> <p><日最大瞬間風速(9日)></p> <p>三国 30.2m/s(18時16分南) 福井 27.2m/s(17時44分南南西) 春江 23.7m/s(18時23分南南西) 越廻 23.7m/s(17時39分南)</p> <p>■人的被害■ 軽傷:1人</p>
令和3年8月14日	大雨	8月12日から15日にかけて前線が西日本から東日本に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>気の状態が不安定となり、嶺北を中心に全域で大雨となった。</p> <p>＜日最大 1 時間降水量＞</p> <p>福井 31.0mm 14 日 06 時 47 分 武生 28.0mm 14 日 06 時 53 分 大飯 23.5mm 14 日 06 時 48 分</p> <p>＜期間降水量(13 日～14 日) ＞</p> <p>武生 184.0mm、九頭竜 175.5mm、美山 168.5mm、勝山 165.5mm、 大野 149.5mm</p> <p>■公共土木施設被害■ 145,906 千円</p>
令和 4 年 3 月 26 日	暴風	<p>日本海の低気圧が発達したため、日本海側を中心に広範囲で南よりの暴風となった。</p> <p>(日最大風速)</p> <p>敦賀 18.2m/s (南南東) 14 時 35 分 三国 17.5m/s (南南東) 15 時 40 分</p> <p>(日最大瞬間風速)</p> <p>美浜 29.8m/s (東南東) 14 時 16 分 敦賀 29.7m/s (南東) 14 時 21 分</p> <p>■人的被害■ 重傷：1 人</p> <p>■住家被害■ 半壊：1 棟、一部損壊：2 棟</p>
令和 4 年 7 月 3 日	大雨	<p>気圧の谷と湿った空気の影響で、大気の状態が不安定となった。</p> <p>＜日最大 1 時間降水量＞</p> <p>福井 70.0mm 3 日 19 時 36 分 勝山 40.5mm 3 日 20 時 29 分 美山 35.0mm 3 日 19 時 41 分 大野 33.5mm 3 日 20 時 17 分</p> <p>＜日降水量＞</p> <p>福井 102.5mm、勝山 63.0mm、大野 53.0mm、武生 49.0mm</p> <p>■公共土木施設被害■ 24,305 千円</p>
令和 4 年 8 月 4 日～8 月 5 日	大雨 【福井県災害対策本部設置】	<p>8 月 4 日から 5 日は、日本海から北陸地方を通って日本の東にのびる前線がゆっくり南下した。日本の南に中心を持つ高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が前線に向かって流れ込んだ影響や、上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となった。4 日昼前には奥越で猛烈な雨が降り、激しい雨が同じ場所で降り続いたことから「線状降水帯」が発生した。5 日明</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>け方から朝にかけて嶺北南部や嶺南東部に次々と発達した積乱雲が流れ込み、断続的に猛烈な雨が降り記録的な大雨を観測した。</p> <p>＜日最大1時間降水量＞</p> <p>今庄 74.0mm 5日 09時13分 美浜 66.0mm 5日 06時58分 九頭竜 65.5mm 4日 07時31分 勝山 56.0mm 4日 09時27分 大野 56.0mm 4日 09時17分</p> <p>＜期間降水量(3日～5日)＞</p> <p>今庄 426.0mm、武生 233.5mm、大野 219.5mm、九頭竜 206.5mm、 福井 189.0mm、美山 186.0mm、勝山 182.0mm</p> <p>■住家被害■ 全壊：8棟、半壊：70棟、一部破損：4棟、床上浸水：82棟、 床下浸水：182棟</p> <p>■非住家被害■ その他：13棟</p> <p>■農林水産業施設被害■ 1,805,450千円</p> <p>■公共上木施設被害■ 11,272,162千円</p> <p>■その他の公共施設 97,238千円</p> <p>■その他被害■ 33,375千円</p> <p>■災害対策本部設置市町村■ 敦賀市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、南越前町、越前町</p>
令和5年6月28日～6月29日	大雨	<p>6月28日から29日は、暖かく湿った空気や上空の寒気の影響で大気の状態が非常に不安定となった。このため、29日未明から明け方にかけて嶺北南部や嶺南東部で非常に激しい雨が降った所があった。</p> <p>＜日最大1時間降水量＞</p> <p>今庄 59.0mm 29日 02時59分 敦賀 52.5mm 29日 03時42分 武生 22.5mm 29日 01時50分 越廻 20.5mm 28日 23時33分</p> <p>＜期間降水量(28日～29日)＞</p> <p>今庄 147.5mm、敦賀 136.5mm、武生 80.5mm、越廻 64.5mm</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>■公共土木施設被害■ 118,876 千円</p>
令和 5 年 7 月 12 日～7 月 13 日	大雨	<p>日本海にのびる梅雨前線が、12 日から 13 日にかけて北陸地方をゆっくり南下し、福井県付近に停滞した。この前線に向かって太平洋高気圧の縁を回って暖かく湿った空気が流入した。また、北陸地方の上空に寒気が流れ込んだ影響もあり、大気の状態が非常に不安定となった。特に 13 日末明から朝にかけては嶺北や嶺南東部で雷を伴って非常に激しい雨が降り、アメダス三国と越廻では日最大 1 時間降水量が観測史上 1 位の値を更新する大雨となった。この大雨の影響により、嶺北を中心に土砂災害や浸水害などが発生した。また、道路の通行止めや交通機関の運休などライフラインへの大きな影響があった。</p> <p><日最大 1 時間降水量></p> <p>越廻 69.0mm 13 日 04 時 54 分 三国 66.0mm 13 日 01 時 19 分 大野 49.0mm 13 日 05 時 38 分 福井 47.5mm 13 日 04 時 46 分 武生 44.5mm 13 日 05 時 33 分 勝山 44.0mm 13 日 05 時 15 分</p> <p><期間降水量(12 日～13 日) ></p> <p>三国 159.5mm、越廻 142.0mm、美山 135.5mm、勝山 132.5mm、 大野 131.5mm、武生 121.0mm、福井 118.5mm</p> <p>■住家被害■ 全壊：1 棟、一部破損：1 棟、床上浸水：16 棟、 床下浸水：133 棟</p> <p>■非住家被害■ その他：1 棟</p> <p>■農林水産業施設被害■ 747,661 千円</p> <p>■公共土木施設被害■ 2,107,672 千円</p> <p>■その他の公共施設被害■ 7,824 千円</p> <p>■その他被害■ 6,189 千円</p>
令和 6 年 5 月 27 日～5 月 28 日	大雨	5 月 27 日から 28 日にかけて本州付近を 前 線 が 通 過。前 線 に 向 か っ て 暖 か く 湿 た 空 気 も 流 入 し た 影 韻 で、大 気 の 状 態 が 不 安 定 と な り 福 井 県 内 で 大 雨 と な っ た。

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p><日最大 1 時間降水量></p> <p>九頭竜 25.5mm 28 日 17 時 17 分</p> <p>敦賀 20.5mm 28 日 06 時 11 分</p> <p>美山 17.5mm 28 日 17 時 12 分</p> <p>勝山 15.0mm 28 日 17 時 41 分</p> <p>今庄 14.5mm 28 日 06 時 26 分</p> <p>大飯 14.5mm 28 日 15 時 49 分</p> <p><期間降水量 (27 日～28 日) ></p> <p>九頭竜 165.0mm</p> <p>大飯 134.5mm</p> <p>美山 117.5mm</p> <p>小浜 116.5mm</p> <p>敦賀 114.5mm</p> <p>勝山 112.5mm</p> <p>福井 107.5mm</p> <p>■農林水産業施設被害■</p> <p>5,676 千円</p> <p>■公共土木施設被害■</p> <p>70,343 千円</p>
令和 6 年 6 月 23 日	大雨	<p>日本海の低気圧からのびる前線が福井県に接近、通過。前線に向かって暖かく湿った空気も流入した影響で大気の状態が不安定となり、嶺北を中心激しい雨となり、24 時間降水量は、福井、美山、勝山、武生、大野、九頭竜、今庄でこれまでの 6 月の 1 位を更新した。</p> <p><日最大 1 時間降水量></p> <p>美山 47.5mm 23 日 15 時 13 分</p> <p>越廻 34.0mm 23 日 14 時 31 分</p> <p>勝山 34.0mm 23 日 15 時 22 分</p> <p>大野 31.5mm 23 日 15 時 29 分</p> <p>福井 31.0mm 23 日 14 時 50 分</p> <p>武生 30.0mm 23 日 15 時 07 分</p> <p><日降水量 (23 日) ></p> <p>九頭竜 197.5mm</p> <p>美山 191.0mm</p> <p>勝山 177.5mm</p> <p>大野 176.0mm</p> <p>武生 164.0mm</p> <p>福井 148.0mm</p> <p>今庄 147.5mm</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>■住家被害■ 床下浸水 : 6 棟</p> <p>■農林水産業施設被害■ 5,902 千円</p> <p>■公共土木施設被害■ 712,425 千円</p>
令和 6 年 8 月 25 日	大雨	<p>気圧の谷の影響で、本州付近は大気の状態が不安定となり、福井県内でも雷雨となった。</p> <p><日最大 10 分間降水量></p> <p>美山 10.5mm 25 日 09 時 11 分 大野 5.5mm 25 日 08 時 14 分 小浜 4.5mm 25 日 14 時 08 分</p> <p><日最大 1 時間降水量></p> <p>美山 12.5mm 25 日 09 時 49 分 大野 11.0mm 25 日 08 時 57 分 小浜 6.0mm 25 日 14 時 57 分</p> <p>■公共土木施設被害■ 44,358 千円</p>
令和 6 年 11 月 1 日～11 月 2 日	大雨	<p>2 日は台風第 21 号から変わった低気圧や前線の影響で、大気の状態が非常に不安定となり福井県では昼頃を中心に大雨となった。</p> <p><日最大 1 時間降水量></p> <p>小浜 24.0mm 2 日 12 時 34 分 大飯 19.5mm 2 日 12 時 21 分 今庄 19.0mm 2 日 13 時 05 分 美浜 19.0mm 2 日 13 時 03 分 美山 18.5mm 2 日 12 時 14 分 越廻 17.5mm 2 日 11 時 46 分 福井 17.5mm 2 日 12 時 07 分</p> <p><期間降水量 (1 日～2 日) ></p> <p>今庄 95.5mm 美山 94.5mm 大飯 91.0mm 福井 90.0mm 三国 88.5mm 美浜 88.5mm 武生 86.0mm</p> <p>■公共土木施設被害■</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		38,000 千円

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

○福井県における近年の災害(雪害)

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
平成 17 年 12 月～ 平成 18 年 2 月	豪雪	<p>大陸から流れ出した寒気により、雪雲が嶺北南部から嶺南東部にかけての地域に持続して流れ込んだため、今庄地域を中心とし県内の広域で大雪となり、福井県地方気象台は 13 日から 14 日にかけて大雪警報を発表した。</p> <p>■対策本部の設置■ あわら市雪害対策本部を平成 17 年 12 月 14 日から平成 18 年 2 月 6 日まで設置</p> <p>■積雪量■ 今庄地区 12 月の日最深積雪量 165cm(観測史上記録更新) 1 月 8 日 日最深積雪量 174cm を記録</p> <p>■人的被害■ 死者:14 名、行方不明者:0 名、負傷者(重軽傷):162 名</p> <p>■物的被害■ 住家全壊:1 世帯、半壊:2 世帯、一部破損:46 世帯 床上浸水:0 世帯、床下浸水:2 世帯</p>
平成 25 年 12 月 15 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	大雪	<p>12 月上旬の終わりころから短い周期で低気圧が通過し、その後冬型の気圧配置となり、1 月中旬には強い寒気の影響で気温が低くなった。</p> <p>(日降雪量最大) 福井 16cm2 月 8 日 敦賀 15cm12 月 28 日 九頭竜 35cm12 月 12 日 大野 25cm2 月 8 日 武生 25cm2 月 8 日 今庄 33cm12 月 28 日 小浜 18cm12 月 28 日 (最深積雪最大値) 福井 17cm1 月 11 日 敦賀 21cm12 月 29 日 九頭竜 101cm2 月 16 日 大野 32cm12 月 29 日 武生 22cm2 月 8 日 今庄 35cm12 月 29 日 小浜 16cm12 月 29 日</p> <p>■人的被害■ 軽傷:1 人</p>
平成 26 年 12 月 7 日～平成 27 年 3 月 31 日	大雪	12 月は冬型の気圧配置や寒気を伴った気圧の谷の影響で、雪や雨の日が多く、気温はかなり低くなかった。1 月、2 月は上

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>旬に冬型の気圧配置が強まり大雪となった。 (日降雪量最大)</p> <p>福井 32cm1月 1 日 敦賀 34cm2月 9 日 九頭竜 65cm12月 22 日 大野 42cm12月 22 日 武生 33cm1月 2 日 今庄 51cm1月 1 日 小浜 38cm1月 1 日 (最深積雪最大値) 福井 56cm1月 2 日 敦賀 64cm2月 10 日 九頭竜 227cm2月 14 日 大野 115cm1月 3 日 武生 50cm1月 3 日 今庄 113cm1月 3 日 小浜 44cm1月 2 日 ■人的被害■ 死者：1人、重傷：3人、軽傷：4人 ■非住家被害■ その他：1棟</p>
平成 27 年 12 月 17 日～平成 28 年 2 月 29 日	大雪	<p>12 月は低気圧の通過や冬型の気圧配置の影響で曇りや雨の日が多く、1月 24 日から 25 日にかけて嶺北中心に、2 月中頃は嶺南中心に一時的に冬型の気圧配置が強まって大雪となった。 (日降雪量最大)</p> <p>福井 36cm1月 24 日 敦賀 21cm2月 16 日 九頭竜 35cm1月 19 日 大野 34cm1月 24 日 武生 26cm1月 25 日 今庄 50cm1月 25 日 小浜 15cm2月 16 日 (最深積雪最大値) 福井 47cm1月 26 日 敦賀 21cm2月 16 日 九頭竜 87cm1月 25 日 大野 57cm1月 25 日 武生 39cm1月 25 日</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>今庄 59cm1月 25 日 小浜 27cm2月 16 日 ■人的被害■ 軽傷：4人</p>
平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日	大雪	<p>12 月の中旬以降は、冬型の気圧配置や気圧の谷の影響で、雨や曇りの日が多く、1 月の中旬、下旬は寒気を伴った低気圧や非常に強い冬型の気圧配置の影響で暴風や大雪となり、2 月は 9 日から 11 日にかけて強い冬型の気圧配置となつたため、嶺南を中心に大雪となつた。 (日降雪量最大値)</p> <p>福井 25cm2月 10 日 敦賀 42cm2月 11 日 九頭竜 48cm1月 13 日 大野 31cm1月 13 日 武生 24cm2月 10 日 今庄 29cm2月 11 日 小浜 81cm2月 10 日 (最深積雪最大値) 福井 28cm2月 11 日 敦賀 58cm2月 11 日 九頭竜 138cm2月 12 日 大野 62cm2月 12 日 武生 28cm2月 11 日 今庄 72cm2月 12 日 小浜 80cm2月 11 日 ■人的被害■ 重傷：2人、軽傷：9人 ■住家被害■ 一部破損：29棟 ■非住家被害■ その他：4棟</p>
平成 30 年 1 月 11 日～3 月 31 日	大雪（平成 30 年 2 月豪雪）【福井県災害対策本部設置】	<p>1 月中旬から 2 月中旬にかけて、強い寒気が周期的に入つた。特に、2 月 3 日から 8 日は強い冬型の気圧配置が続いたため、嶺北を中心に記録的な大雪となつた。</p> <p>嶺北では 5 日夜遅くから 6 日昼前にかけて 1 時間に 5cm を超える強い雪が断続的に降り、6 日 10 時までの 12 時間で 50cm 前後の降雪量を観測した所があつた。</p> <p>7 日 15 時には福井市の積雪がこの期間の最深の 147cm に達し、昭和 56 年の豪雪(196cm)以来の大雪となつた。</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>8日午後から10日は一時的に冬型の気圧配置は緩んだが、11日から13日前半にかけて再び冬型の気圧配置が強まり、嶺北中心に大雪となった。</p> <p>＜アメダスの最深積雪（期間：2017年12月～2018年2月）＞</p> <p>福井 147cm(2月7日) 武生 130cm(2月13日) 大野 177cm(2月13日) 九頭竜 301cm(2月13日) 今庄 162cm(2月13日) 敦賀 57cm(2月8日) 小浜 48cm(2月8日)</p> <p>＜大雪警報発表日＞</p> <p>1月11日、1月12日、1月13日、1月24日、2月4日、2月5日、2月6日、2月7日、2月8日、2月12日、2月13日</p> <p>■人的被害■</p> <p>死者：14(12)人、重傷：35(26)人、軽傷：102(95)人</p> <p>■住家被害■</p> <p>全壊：1(1)棟、半壊：5(5)棟、一部破損：534(532)棟、 床下浸水：7(7)棟</p> <p>■非住家被害■</p> <p>公共建物：6(6)棟、その他：128(128)棟</p> <p>■災害対策本部設置市町■</p> <p>福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町</p> <p>※()内は平成30年2月豪雪にかかる被害</p>
令和2年12月31日～令和3年1月1日	大雪	<p>12月31日から1月1日にかけて、強い冬型の気圧配置となり、上空には強い寒気が流れ込んだ影響により大雪となった。 (日降雪量最大値)</p> <p>福井 10cm 12月31日 武生 10cm 1月1日 大野 21cm 1月1日 九頭竜 36cm 1月1日 今庄 27cm 12月31日 敦賀 18cm 12月31日 小浜 12cm 12月31日 (最深積雪最大値) 福井 17cm 12月31日 武生 18cm 1月1日 大野 63cm 1月1日</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>九頭竜 98cm 1月 1日 今庄 35cm 1月 1日 敦賀 22cm 1月 1日 小浜 11cm 12月 31日</p> <p>■人的被害■ 死亡：1人、軽傷：3人</p>
令和3年1月7日～1月10日	大雪【福井県災害対策本部設置】	<p>1月7日から10日にかけて強い冬型の気圧配置となり、上空には強い寒気が流れ込んだ影響により、嶺北を中心に大雪となった。</p> <p>(日降雪量最大値) 福井 54cm 1月 9日 武生 32cm 1月 8日 大野 63cm 1月 8日 九頭竜 39cm 1月 8日 今庄 39cm 1月 10日 敦賀 13cm 1月 10日</p> <p>(最深積雪最大値) 福井 107cm 1月 9日 武生 64cm 1月 10日 大野 162cm 1月 10日 九頭竜 187cm 1月 10日 今庄 91cm 1月 10日 敦賀 16cm 1月 10日</p> <p>■人的被害■ 死亡：6人、重傷：17人、軽傷：74人</p> <p>■住家被害■ 全壊：1棟、半壊：1棟、一部損壊：3棟、床上浸水：2棟、床下浸水：14棟</p> <p>■非住家被害■ その他：2棟</p> <p>■災害対策本部設置市町■ 福井市、大野市、勝山市、坂井市、永平寺町</p>
令和3年2月17日～2月18日	大雪	<p>2月17日から18日にかけて強い冬型の気圧配置となり、上空には強い寒気が流れ込んだ影響により、嶺北を中心に大雪となった。</p> <p>(日降雪量最大値) 九頭竜 52cm 2月 17日 大野 46cm 2月 17日 福井 24cm 2月 17日</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>敦賀 23cm 2月 18 日</p> <p>今庄 20cm 2月 18 日</p> <p>武生 16cm 2月 17 日</p> <p>小浜 3cm 2月 18 日</p> <p>(最深積雪最大値)</p> <p>九頭竜 177cm 2月 18 日</p> <p>大野 95cm 2月 18 日</p> <p>福井 27cm 2月 18 日</p> <p>今庄 27cm 2月 18 日</p> <p>敦賀 26cm 2月 18 日</p> <p>武生 14cm 2月 18 日</p> <p>小浜 2cm 2月 18 日</p> <p>■住家被害■</p> <p>一部損壊：40 棟</p> <p>■公共土木施設被害■</p> <p>49,505 千円</p>
令和 3 年 12 月 26 日	大雪	<p>12月 25 日から 27 日にかけて、日本付近には強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置が強まった。その中、日本海寒帯気団収束帯(JPCZ)の影響により、嶺南を中心に大雪となった。</p> <p>(日降雪量最大値(26 日))</p> <p>小浜 34cm、今庄 27cm、大野 23cm、武生 19cm、九頭竜 18cm、 敦賀 15cm、福井 13cm</p> <p>(最深積雪最大値(26 日))</p> <p>小浜 34cm、今庄 27cm、大野 23cm、福井 22cm、武生 22cm、 九頭竜 22cm、敦賀 12cm</p> <p>■人的被害■</p> <p>軽傷：2 人</p>
令和 4 年 1 月 20 日	大雪	<p>日本付近は、冬型の気圧配置となっている。北陸地方の上空約 5500 メートルに、氷点下 36 度以下の強い寒気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり嶺北の山地を中心に大雪となった。</p> <p>(日降雪量最大値(20 日))</p> <p>九頭竜 43cm、大野 43cm、今庄 30cm、武生 22cm、福井 14cm、 敦賀 4cm、小浜 3cm</p> <p>(最深積雪最大値(20 日))</p> <p>九頭竜 151cm、大野 99cm、今庄 72cm、武生 30cm、福井 28cm、 小浜 5cm、敦賀 4cm</p> <p>■人的被害■</p> <p>軽傷：1 人</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
令和 4 年 2 月 16 日～17 日	大雪	<p>日本海の低気圧や寒気の影響で日本海側を中心に大雪となつた。</p> <p>(日降雪量最大値)</p> <p>福井 18cm 2 月 16 日 武生 17cm 2 月 16 日 大野 56cm 2 月 16 日 九頭竜 49cm 2 月 16 日 今庄 19cm 2 月 17 日 小浜 8cm 2 月 17 日 敦賀 15cm 2 月 17 日 (最深積雪最大値) 福井 25cm 2 月 17 日 武生 24cm 2 月 17 日 大野 124cm 2 月 17 日 九頭竜 198cm 2 月 17 日 今庄 80cm 2 月 17 日 小浜 8cm 2 月 17 日 敦賀 15cm 2 月 17 日 ■人的被害■ 重傷：2 人、軽傷：1 人 ■公共土木施設被害■ 19,795 千円</p>
令和 4 年 12 月 23 日～12 月 24 日	大雪	<p>12 月 23 日から 24 日にかけて、上空の強い寒気が南下し冬型の気圧配置が強まつた。JPCZ が嶺北を南下したため、23 日夜から 24 日明け方にかけて、断続的に活動が活発な雪雲が流れ込み、奥越を中心に大雪を観測した。</p> <p>(日降雪量最大値)</p> <p>福井 14cm 12 月 23 日 武生 11cm 12 月 23 日 大野 28cm 12 月 23 日 九頭竜 29cm 12 月 24 日 今庄 11cm 12 月 24 日 敦賀 2cm 12 月 24 日 (最深積雪最大値) 福井 20cm 12 月 24 日 武生 9cm 12 月 24 日 大野 64cm 12 月 24 日 九頭竜 87cm 12 月 24 日 今庄 33cm 12 月 24 日</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>敦賀 2cm 12月 24日</p> <p>■人的被害■</p> <p>軽傷：1人</p>
令和5年 1月 27日～1月30日	大雪	<p>1月 27日から 30日にかけて冬型の気圧配置が続くなか、同じ地域に次々と発達した雪雲が流れ込み、28日未明には嶺南西部、28日夜遅くには嶺南東部、29日夜にかけて嶺北で、3時間降雪量が10-15センチを観測し、短時間に降雪が強まった。特に、嶺南東部では、28日昼過ぎから強い降雪が続き、夜遅くには若狭湾から嶺南東部にかけて JPCZ が出現し降雪がさらに強まった。このため、29日未明には山地で警報基準を上回る大雪を観測し、幹線道路では通行止めが発生した。 (日降雪量最大値)</p> <p>福井 25cm 1月 28日</p> <p>武生 26cm 1月 28日</p> <p>大野 30cm 1月 29日</p> <p>九頭竜 23cm 1月 30日</p> <p>今庄 24cm 1月 30日</p> <p>小浜 19cm 1月 28日</p> <p>敦賀 25cm 1月 28日 (最深積雪最大値)</p> <p>福井 61cm 1月 29日</p> <p>大野 93cm 1月 30日</p> <p>九頭竜 139cm 1月 30日</p> <p>今庄 59cm 1月 30日</p> <p>小浜 32cm 1月 28日</p> <p>敦賀 37cm 1月 29日</p> <p>■人的被害■</p> <p>重傷：2人、軽傷：17人</p> <p>■住家被害■</p> <p>一部破損：1棟</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
令和 5 年 12 月 21 日～12 月 23 日	大雪	<p>12 月 21 日から 23 日にかけては上空に強い寒気が入り冬型の気圧配置が強まった。特に 21 日夜から 22 日朝にかけては、海上からのびる発達した雪雲 (JPCZ : 日本海寒帯気団収束帶) により断続的に強い降雪となり、嶺北北部と奥越を中心の大雪となった。また、22 日夕方から 23 日朝にかけては嶺北南部から嶺南東部にかけても降雪が強まり、大雪となつた。</p> <p>(日降雪量最大値)</p> <p>福井 28cm 12 月 22 日 武生 26cm 12 月 22 日 大野 55cm 12 月 22 日 九頭竜 53cm 12 月 22 日 今庄 26cm 12 月 23 日 敦賀 23cm 12 月 23 日</p> <p>(最深積雪最大値)</p> <p>福井 38cm 12 月 23 日 武生 21cm 12 月 23 日 大野 61cm 12 月 23 日 九頭竜 77cm 12 月 22 日 今庄 41cm 12 月 23 日 敦賀 29cm 12 月 23 日</p> <p>■人的被害■ 軽傷 : 6 人</p> <p>■住家被害■ 一部破損 : 2 棟</p>
令和 6 年 1 月 23 日～1 月 25 日	大雪	<p>1 月 23 日から 1 月 25 日にかけて北陸地方の上空約 5500 メートルに氷点下 36 度以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。</p> <p>このため、福井県では 23 日夜遅くから 24 日昼過ぎにかけて、6 時間に 30 センチ前後の降雪となった所があり、「顕著な大雪に関する福井県気象情報」が 24 日に 4 回発表された。</p> <p>(日降雪量最大値)</p> <p>福井 10cm 1 月 23 日 武生 22cm 1 月 24 日 大野 29cm 1 月 24 日 九頭竜 46cm 1 月 24 日 今庄 39cm 1 月 24 日 敦賀 37cm 1 月 24 日 小浜 33cm 1 月 24 日</p>

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
		<p>(最深積雪最大値)</p> <p>福井 20cm 1月 25 日</p> <p>武生 26cm 1月 24 日</p> <p>大野 41cm 1月 25 日</p> <p>九頭竜 94cm 1月 25 日</p> <p>今庄 40cm 1月 25 日</p> <p>敦賀 36cm 1月 24 日</p> <p>小浜 33cm 1月 24 日</p> <p>■人的被害■</p> <p>軽傷： 1 人</p>
令和 7 年 1 月 9 日～1 月 10 日	大雪	<p>1 月 9 日から 10 日にかけて上空には強い寒気も流れ込み、日本付近は強い冬型の気圧配置となった。福井県では、9 日は嶺北の山地中心の降雪となつたが、10 日は明け方から朝にかけて日本海寒帯気団収束帶 (JPCZ) が若狭湾を指向した影響で嶺南でも降雪となつた。</p> <p>(日降雪量最大値)</p> <p>福井 11cm 1月 9 日</p> <p>武生 6cm 1月 10 日</p> <p>大野 22cm 1月 9 日</p> <p>九頭竜 28cm 1月 9 日</p> <p>今庄 22cm 1月 9 日</p> <p>敦賀 9cm 1月 10 日</p> <p>小浜 4cm 1月 10 日</p> <p>(最深積雪最大値)</p> <p>福井 13cm 1月 10 日</p> <p>武生 9cm 1月 10 日</p> <p>大野 72cm 1月 10 日</p> <p>九頭竜 149cm 1月 10 日</p> <p>今庄 53cm 1月 10 日</p> <p>敦賀 17cm 1月 10 日</p> <p>小浜 3cm 1月 10 日</p> <p>■人的被害■</p> <p>重傷： 1 人</p> <p>軽傷： 1 人</p>

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和 7 年 6 月

(2) 重要水防区域

河川名	延長(m)	区域	重要度		要注意区間	摘要
			A	B		
竹田川	14,900	坂井市三国町南本町3丁目 あわら大溝1丁目	右 7,900 左 7,000	—	—	堤防断面漏水
北潟湖	988	あわら市北潟東～浜坂	—	左 988	—	水衝・洗堀
北潟湖	1,230	あわら市細呂木～吉崎	—	右1,230	—	水衝・洗堀

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(3) 土砂災害警戒区域等指定数

(令和7年2月1日現在)

土石流		急傾斜地		地すべり		計	
警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
40	35	186	183	0	0	226	218

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(4) 砂防指定地

(令和7年2月現在)

箇所数		指定地面積 (ha)		溪流数	
11		171.86		8	

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(5) 急傾斜地崩壊危険区域

(令和7年2月1日現在)

区域数		急傾斜地面積 (m ²)	誘発助長区域面積 (m ²)	指定地面積 (ha)
10		51,475	45,345	9.67

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(6) 山地災害危険地区

(令和7年2月1日現在)

山腹崩壊危険地区			地すべり危険地区			崩壊土砂流出危険地区		
国有林	民有林	計	国有林	民有林	計	国有林	民有林	計
	56	56					29	29

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(7) 農業用ため池箇所数

(令和7年2月現在)

箇所数	
1,000m ³ 未満	2
1,000m ³ ～2,500m ³	14
2,500m ³ ～5,000m ³	13
5,000m ³ ～7,500m ³	9
7,500m ³ ～10,000m ³	3
10,000m ³ ～15,000m ³	5
15,000m ³ ～20,000m ³	1
20,000m ³ ～25,000m ³	
25,000m ³ ～50,000m ³	3
50,000m ³ ～75,000m ³	1
75,000m ³ ～100,000m ³	
100,000m ³ ～500,000m ³	
計	51

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(8) アンダーパス

(令和7年2月1日現在)

道路管理者	路線名	地先名	交差物件等名	備考
福井県	(一) 芦原温泉停車場中川線	あわら市菅野	ハピラインふくい線	〔菅野アンダーパス冠水監視システムあり〕

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月 (一部加筆)

(9) 危険物施設設置状況

(令和7年2月1日現在)

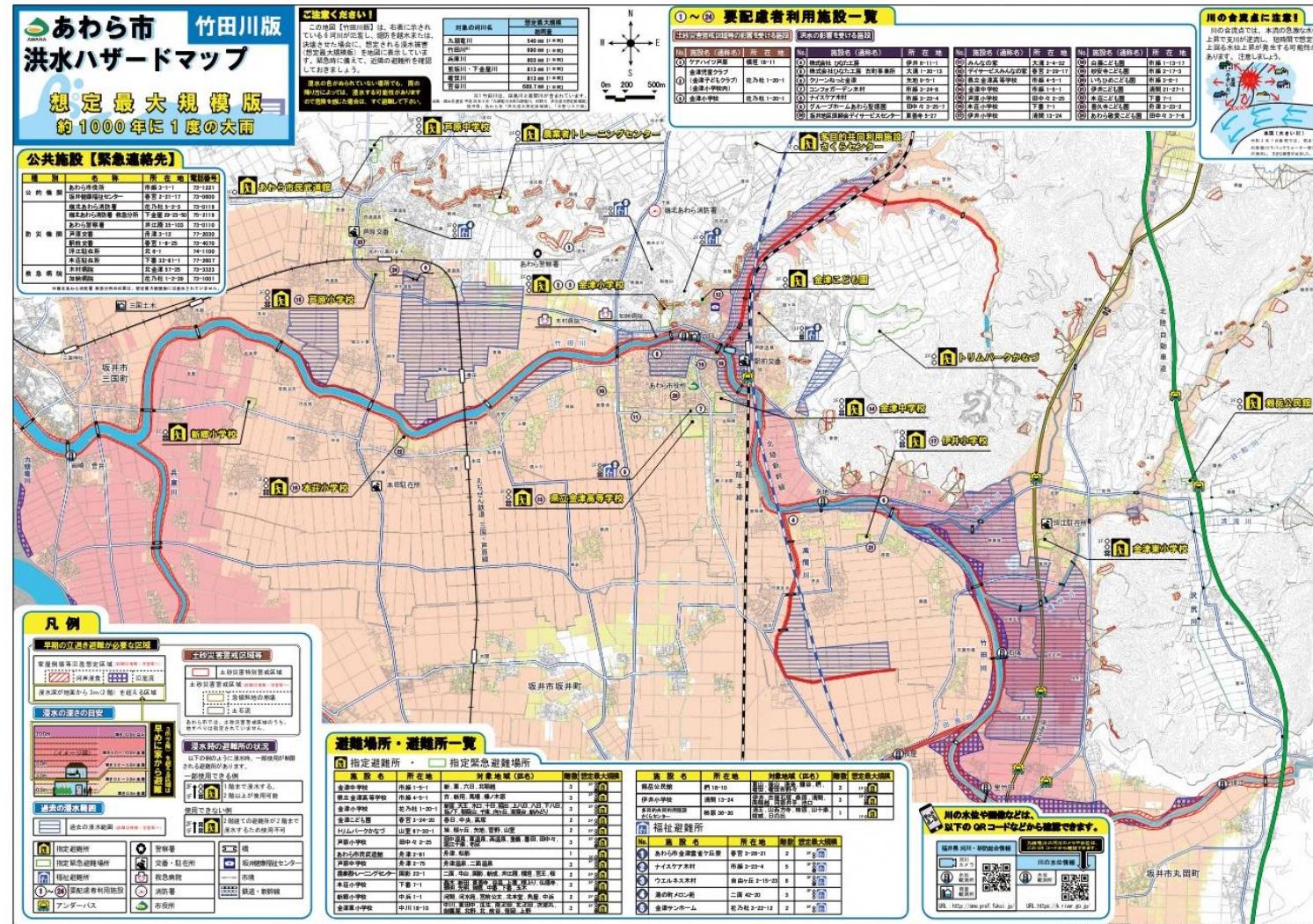
危険物施設の別	製造所(A)	貯蔵所								取扱所						合計(A+B+C)	事業所	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	準特定屋外タンク貯蔵所	特定屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計(B)	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		
消防(局) 本部名																		
嶺北消防組合	36	107	193	3	34	11	156	1	102	22	592	82	0	0	2	166	250	878 294
嶺北あわら消防署	4	24	33			4	68	1	11	6			28		58			237

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

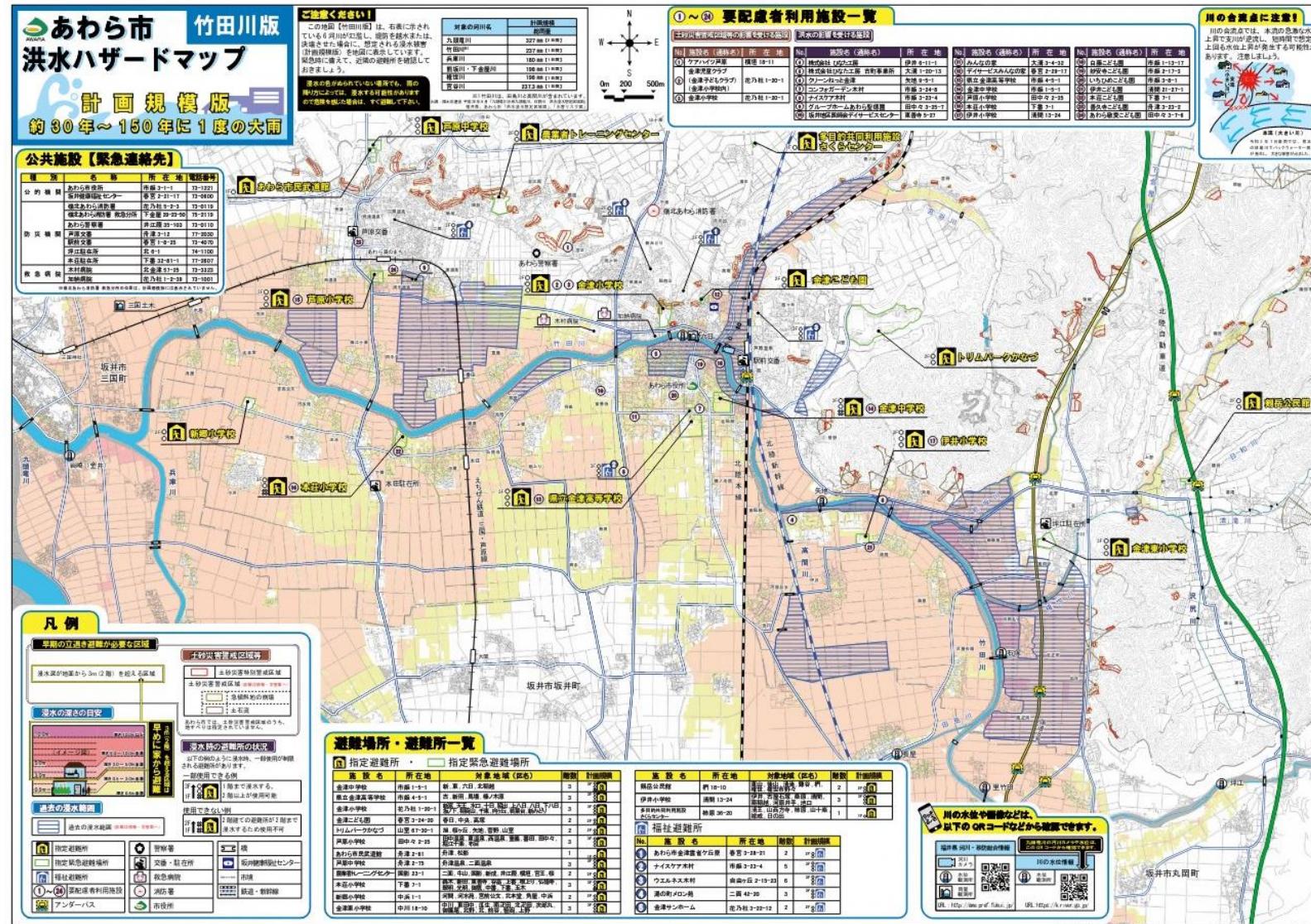
(10) 防災 (ハザード) マップ等

ア 洪水編

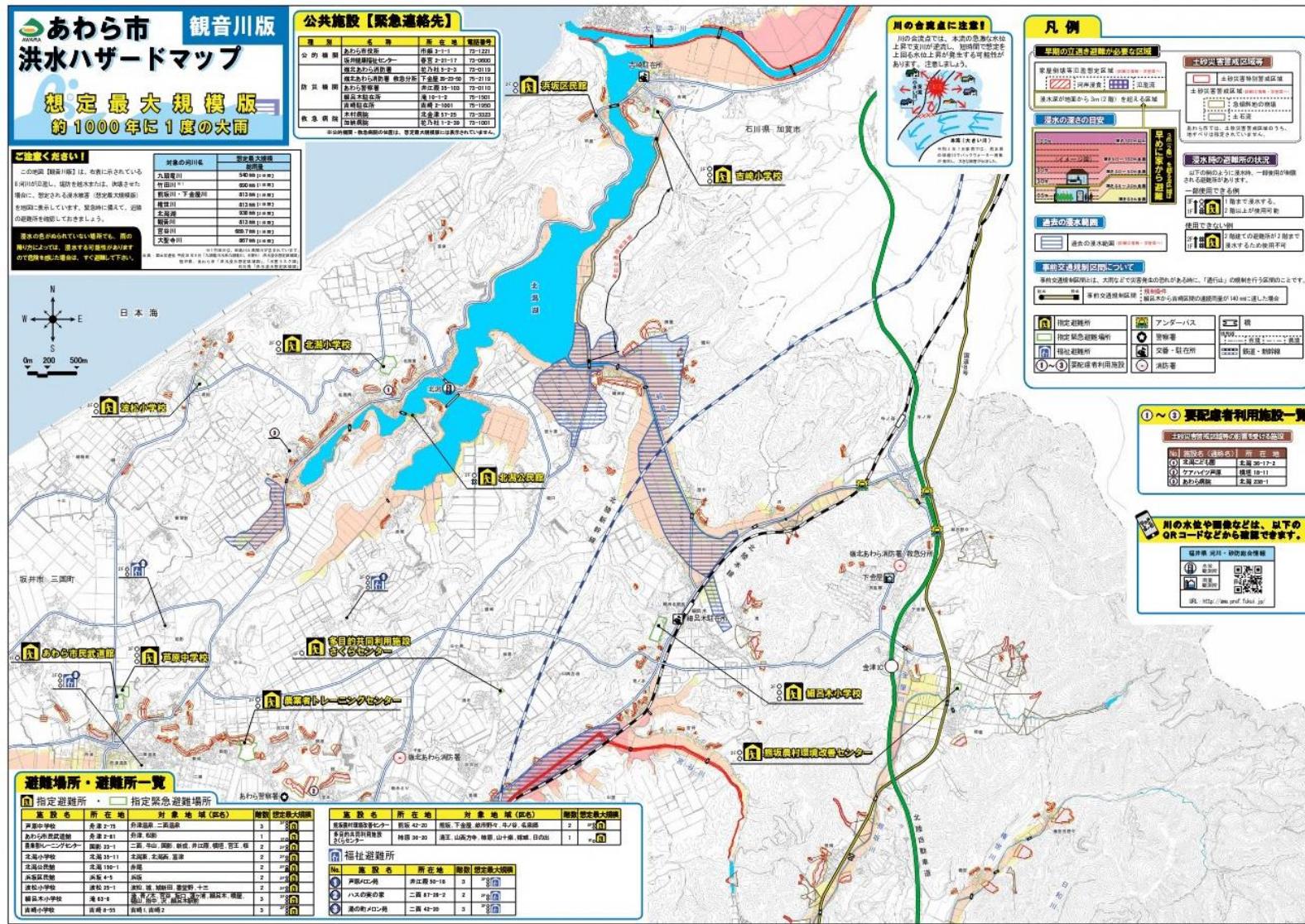
竹田川版【想定最大規模降雨版】地図面（令和3年3月作成）



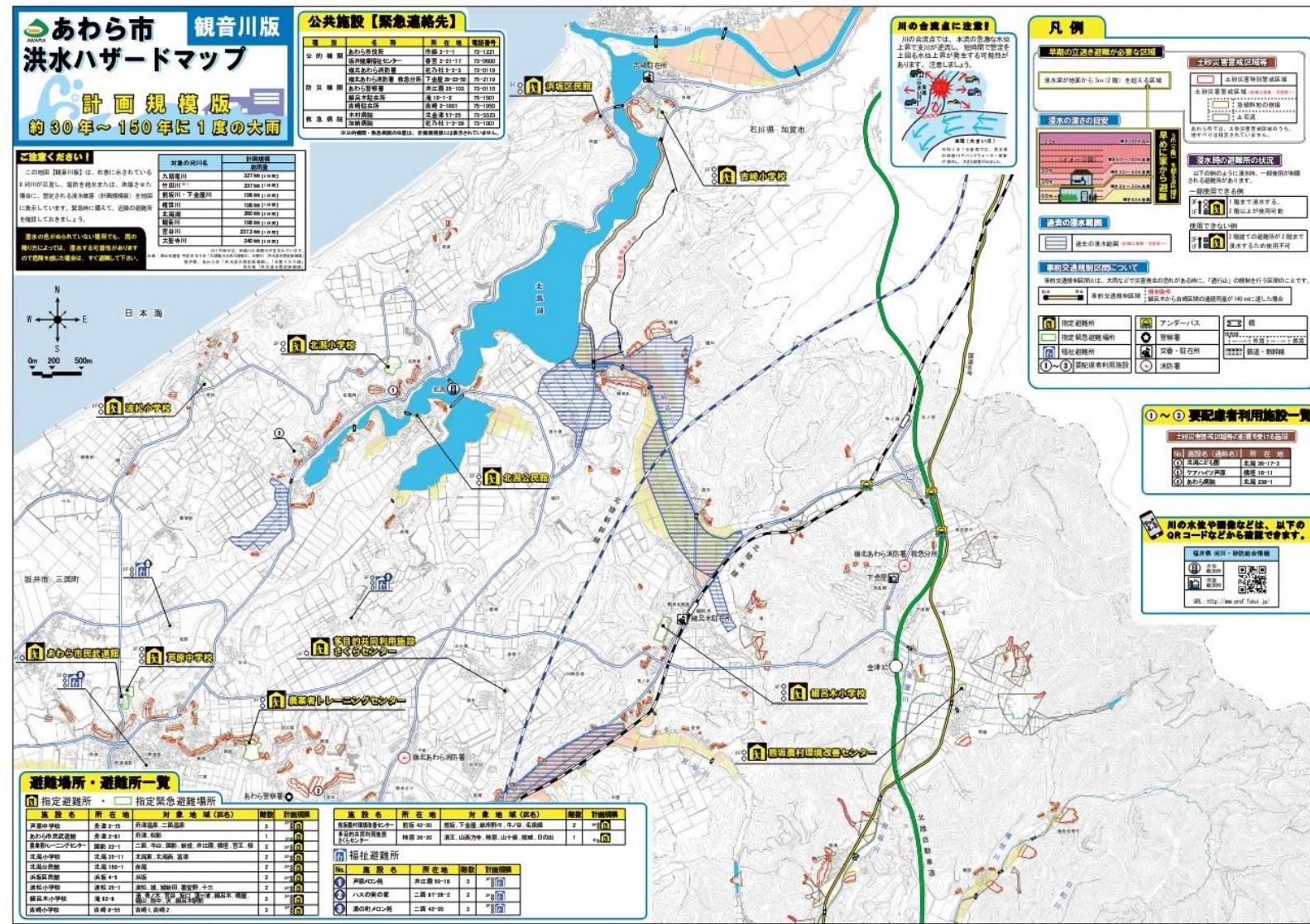
竹田川版【計画規模降雨版】地図面（令和3年3月作成）



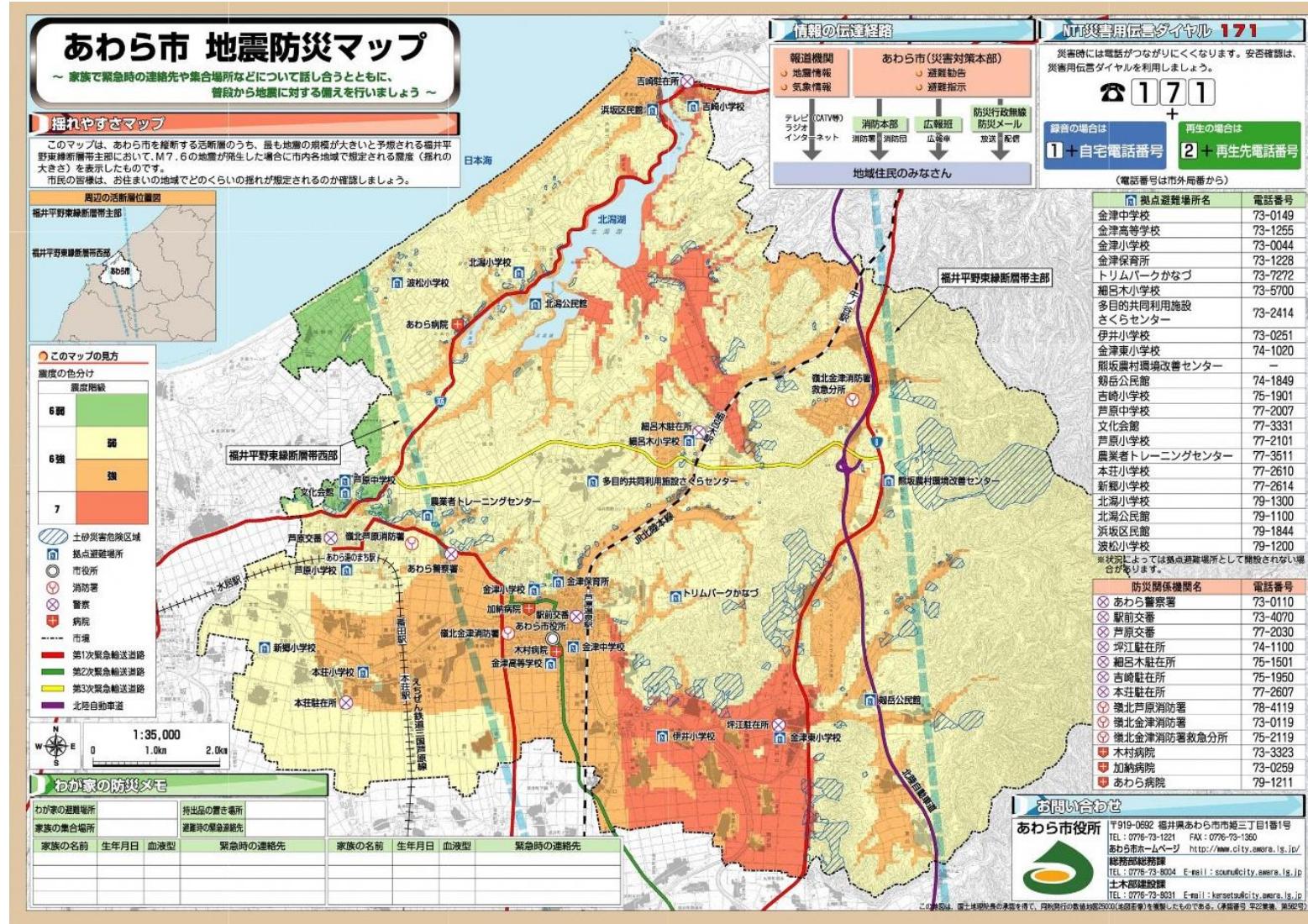
観音川版【想定最大規模降雨版】地図面（令和3年3月作成）



観音川版【計画規模降雨版】地図面（令和3年3月作成）



イ 地震編



建物被災度マップ

建物被災度マップは、揺れやすさマップに示される震度に達した場合の、被災の程度を建物全壊率として表したもので、建物全壊率とは、建物の構造(木造・非木造)と建築年次から、地震の揺れによって全壊する建物の割合を予測したものです。震度が大きくなるほど、古い造の建物が多い地区では、建物全壊率が高く推定されます。

液状化マップ

液状化マップは、揺れやすさマップに示される震度に達した場合の、液状化的危険性を表したもので、液状化とは、地盤の得れによって地盤が排水され砂地盤のようになる現象です。主に堆積地や河口の砂質地盤などにおいて発生し、そこにある建物を傾けたり、沈ませたりする被害を引き起こすおそれがあります。

地震の規模を表すマグニチュード、揺れを表す震度

マグニチュードとは、地震の震源の大きさを表すマグニチュードで、M7で表します。一般にM7以上の地震を大地震、M8以上の地震を巨大地震と呼びます。

揺れを表す震度とは、地震が発生した際、ある場所での揺れの程度を表すのが震度です。震度は震度の7つまでの階級で表されますが、平成27年10月の震度7をもとめられ、震度5分類10階級に改められました。

なお、震度5弱程度になると家庭への被害が現れ始めることから、下記の震度とみなす階級を示す表は、震度5弱以上について表示しています。

計測震度	震度階級	状況
5.0	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、怖がる感じといった感じ。
5.0	5強	震度5弱の震度では、壁などに軽微な壁紙剥離や、窓ガラスが割れることがある。
5.5	5弱	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しくなるなど、行動に支障を齎す。
5.5	5強	震度5弱の住宅では、壁などにひびれ、窓ガラスが割れることがある。
6.0	6弱	立っていることが困難となる。目立っていない震度の大半が現れる。
6.0	6強	震度5弱の住宅では、壁などにひびれ、窓ガラスが割れるなど、壁紙落とし、窓ガラス破損などがある。
6.5	6弱	立っていることができず、はなないと歩くことができない。壁などにひびき、倒れることもある。
6.5	6強	震度5弱の住宅では、壁などに大きなひび割れ、窓ガラス入り、倒れもの、倒れるものが多くなる。
7	7	倒壊している家屋のほとんどが倒れたり倒れたりして、倒壊するものが多くなる。

地震時の心得

大地震による被害を最小限にできるかどうかは、日頃の備えとともに、どれだけ適切な行動をとるかにかかっています。いざというときのために、地震時の心得を頭に入れておきましょう。

非常持出品を準備しましょう！

非常持出品は、家族構成を考えて必要な分だけ用意し、迷子になるまで、必ず持つようにしておきましょう。災害発生時に最初に持ち出す「非常持出品」(必要な持出品のもの)と災害から復旧するまでの数日間を支える「非常備品」を分けて用意しておきましょう。

災害に関する情報の入手方法

緊急地震速報

緊急地震速報は、気象庁が地震直後の小さな揺れをとらえて大きな揺れの前に震度や震源などを予測して情報を発表するものです。災害発生時は、最大震度5弱以上の時に備えが予測される場合、震度5弱以上が想定される地域を、テレビやラジオのすべての放送局で放送します。

緊急地震速報に関するホームページ: www.selvol.kishou.go.jp/eq/EE/kaisetsu/

わが家の耐震化について

東日本では、木造住宅に対する所有者の負担を軽減するために、耐震診断・耐震改修の助成制度を実施しています。

また、建設省人日本建築防災会議「誰でもできる家等の耐震診断」によって、家庭の耐震化について判断することができます。これらを活用して「安全で安心なまちづくり」を実現するため、町の皆様のご協力をお願いします。

木造住宅耐震診断等促進事業について

耐震診断等の助成制度

ア) 耐震診断(一般診断法)

構造小造住宅の耐震診断は、原則的に建設監理士によって行う

補助対象: 診断料5万円以内に建設監理士一戸戸で木造住宅

補助料率: 診断料費50,000円に対し、自己負担3,000円

イ) 耐震強化(一般診断法)

改修診断による耐震強化の実施に基づき、具体的な補強方法、概算の経費についてプランを作成

補助対象: アの補助によって耐震診断を行った木造住宅

補助料率: 診断料費30,000円に対し、自己負担3,000円

ア) 耐震改修(改修診断)

改修診断による耐震改修費用の2/3(計測額600,000円)

補助対象: 木造住宅耐震診断等促進事業による耐震診断を受け、改修が必要と判断された住宅

補助料率: 計測額300,000円に対し、自己負担30,000円

イ) 増築改修(セカンドラフ改修事業)

改修診断による耐震改修費用の2/3(計測額600,000円)

補助対象: 増築改修費用の2/3(計測額600,000円)

補助料率: 増築改修費用の2/3(計測額600,000円)

専門家が行う上部構造の耐震診断の評定と判定

○ 評点1.5以上 備優しない

△ 評点1.0以上1.0未満 一般崩壊しない

△ 評点1.0以上1.0未満 備優する可能性がある

× 評点0.7未満 備優する可能性が高い

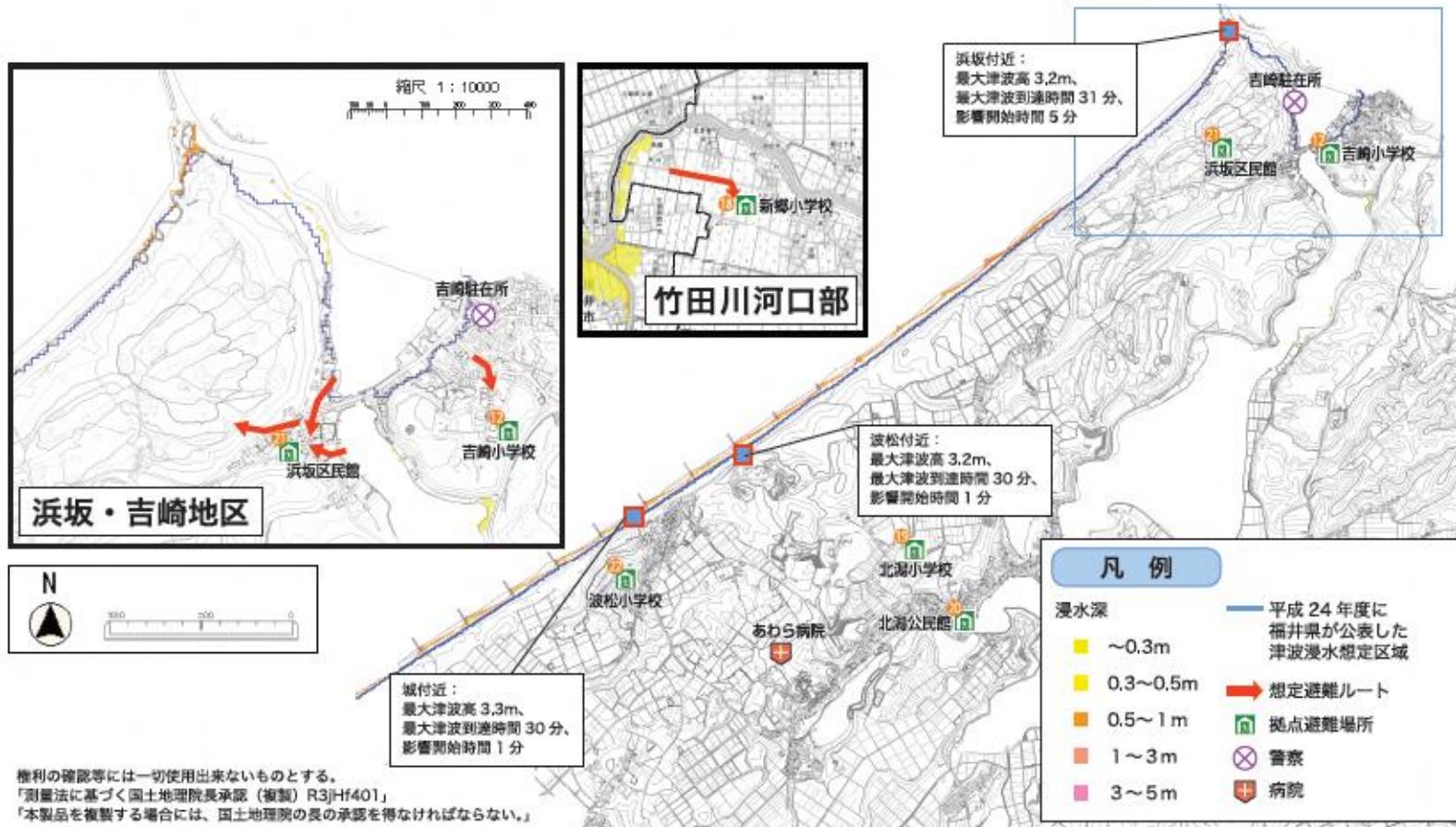
お問い合わせ

土木部建設課 電話: 070-73-803

メールアドレス: kensetsukicity.amara.l8.jp

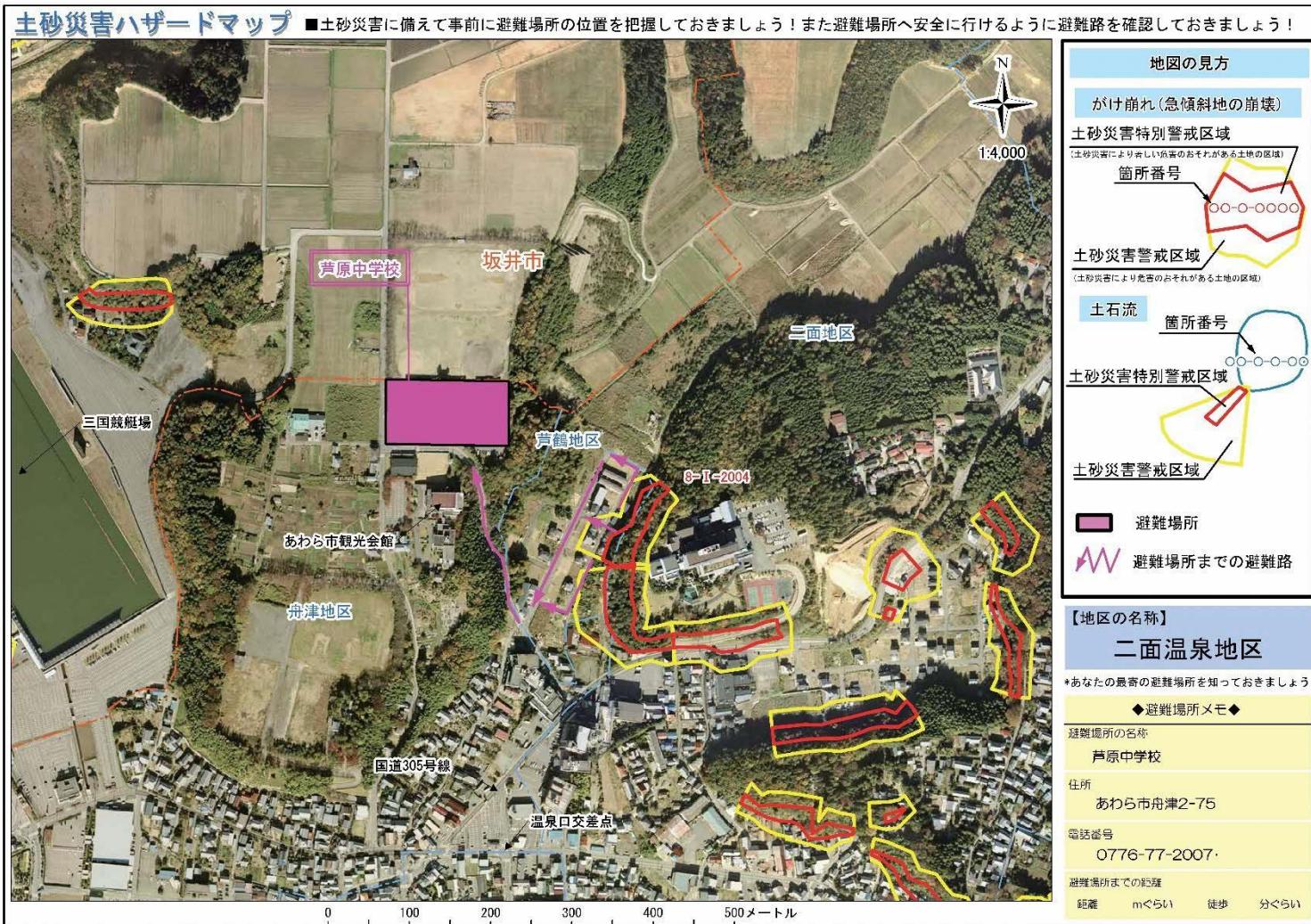
ウ 津波編

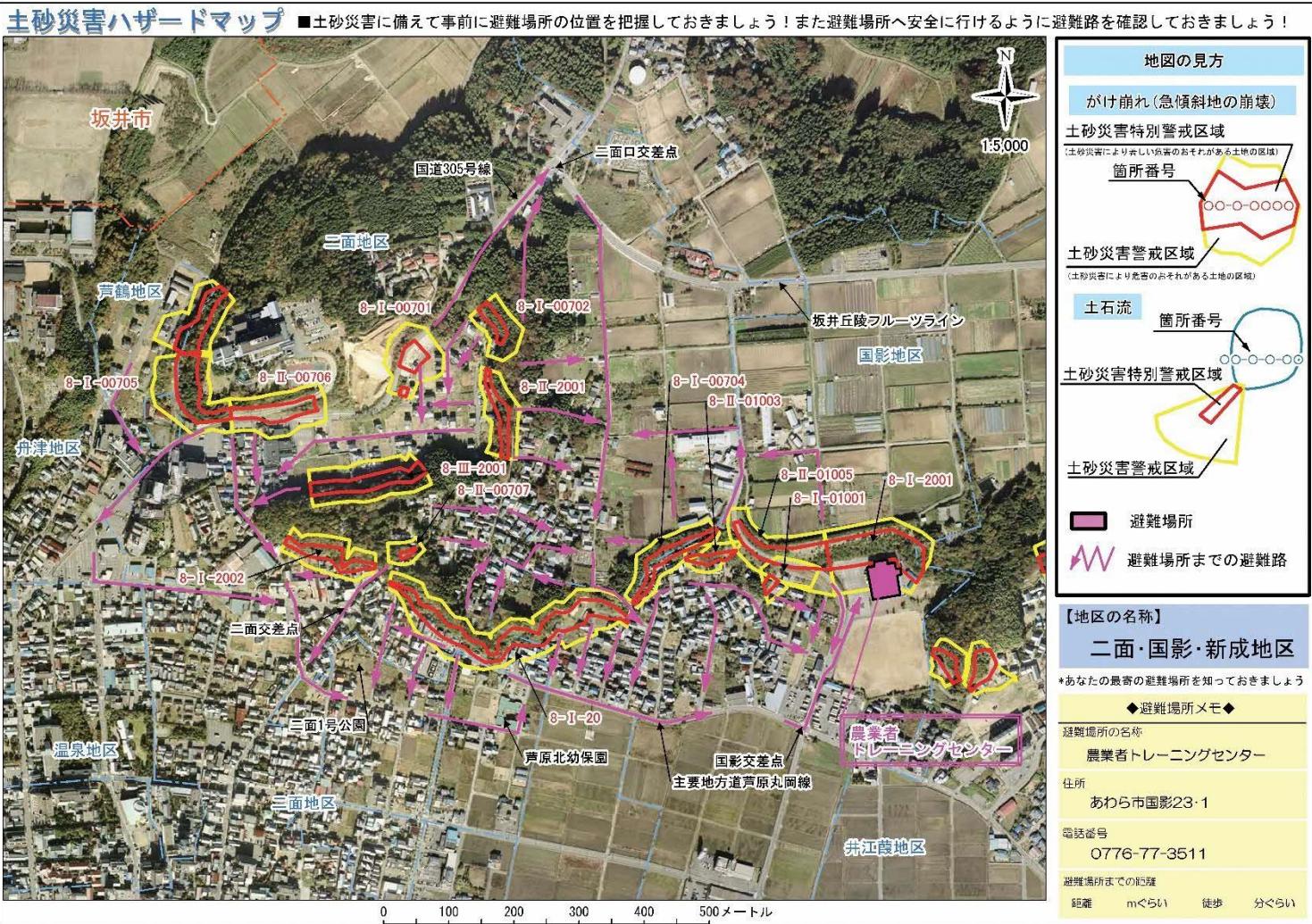
(令和2年10月公表版)



エ 土砂災害編（土砂災害ハザードマップ）

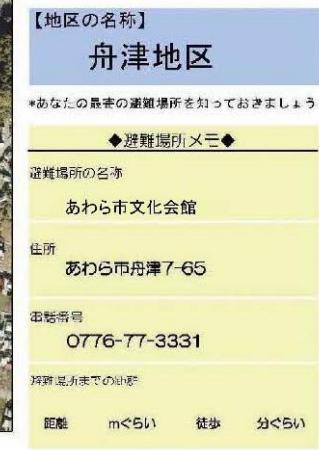
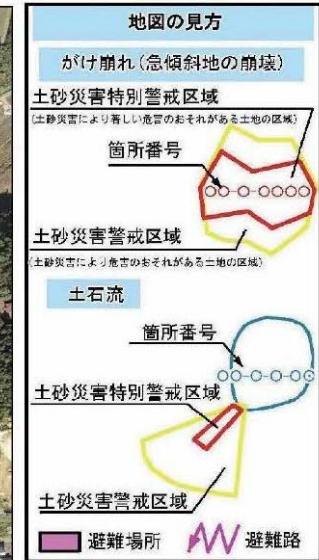
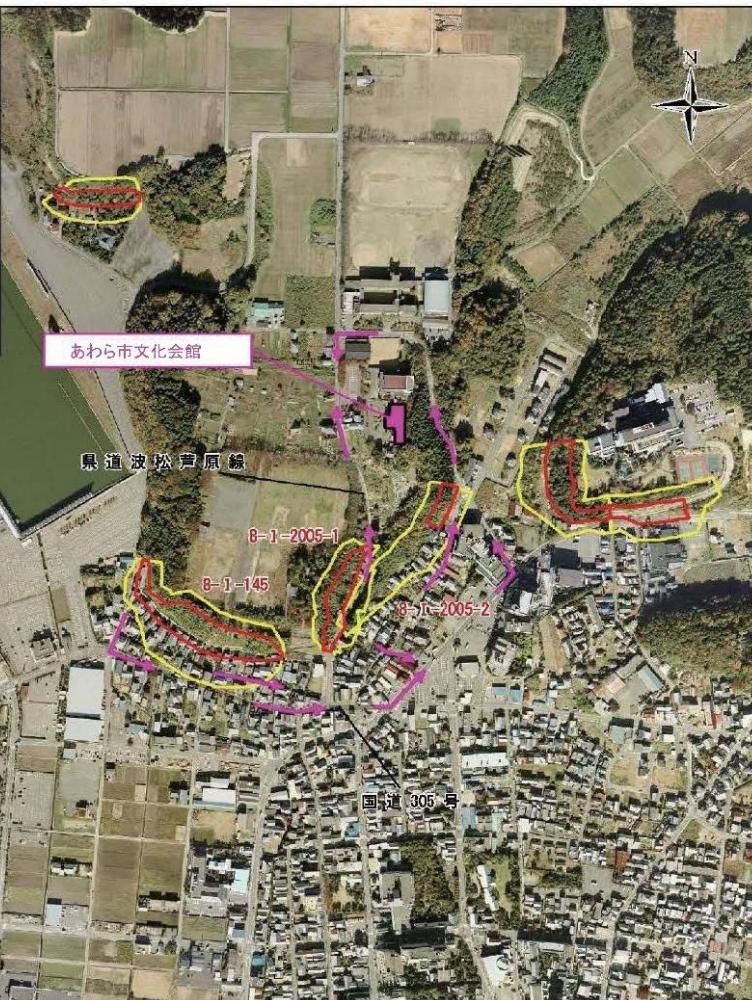
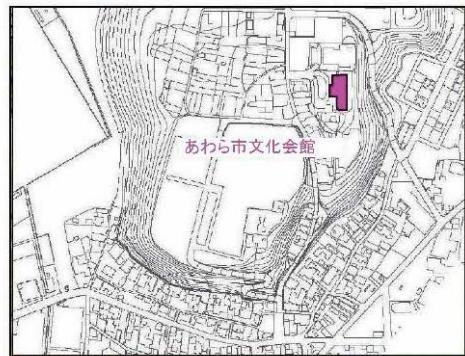
温泉及び山方里方地区土砂災害ハザードマップ

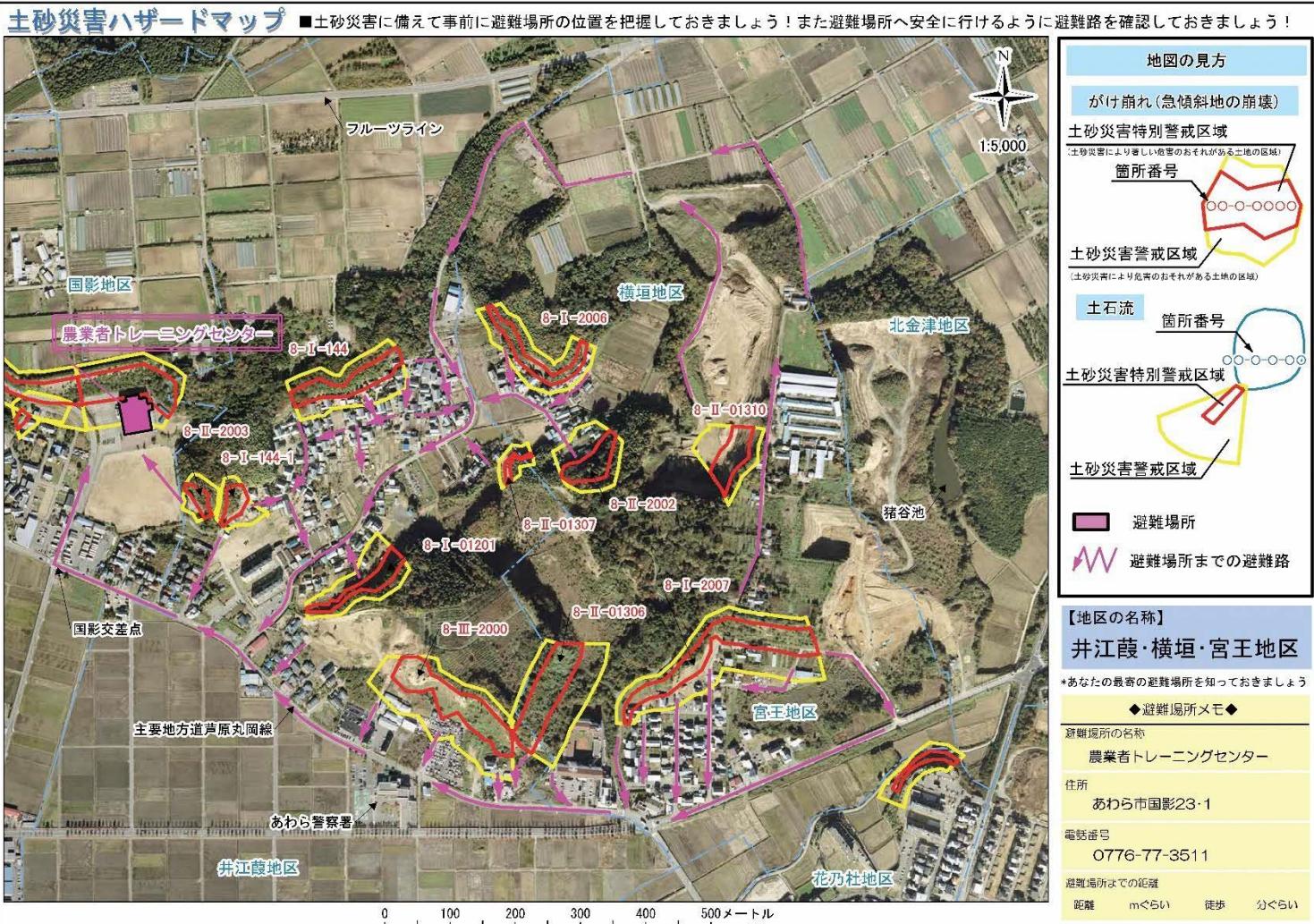




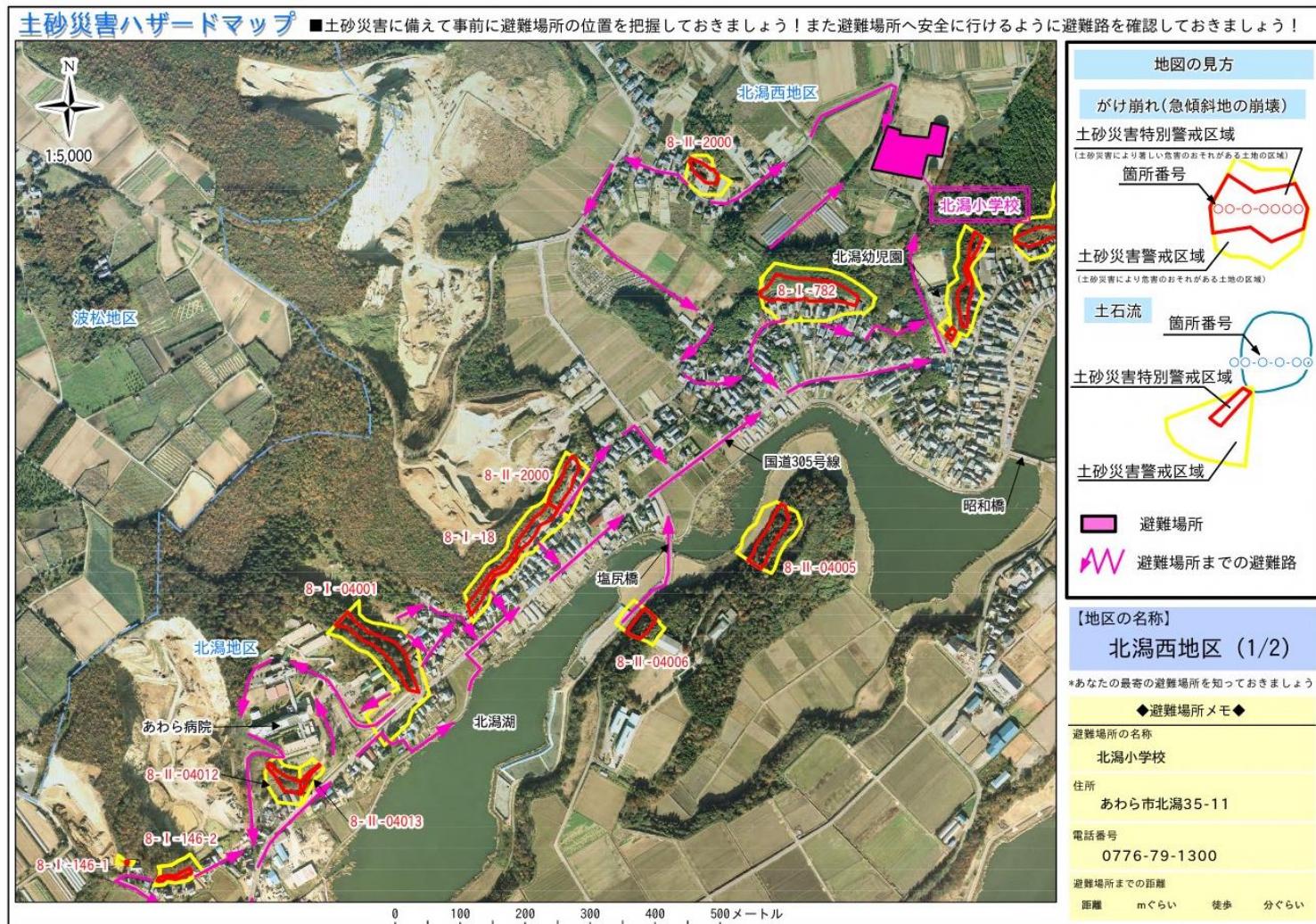
土砂災害ハザードマップ

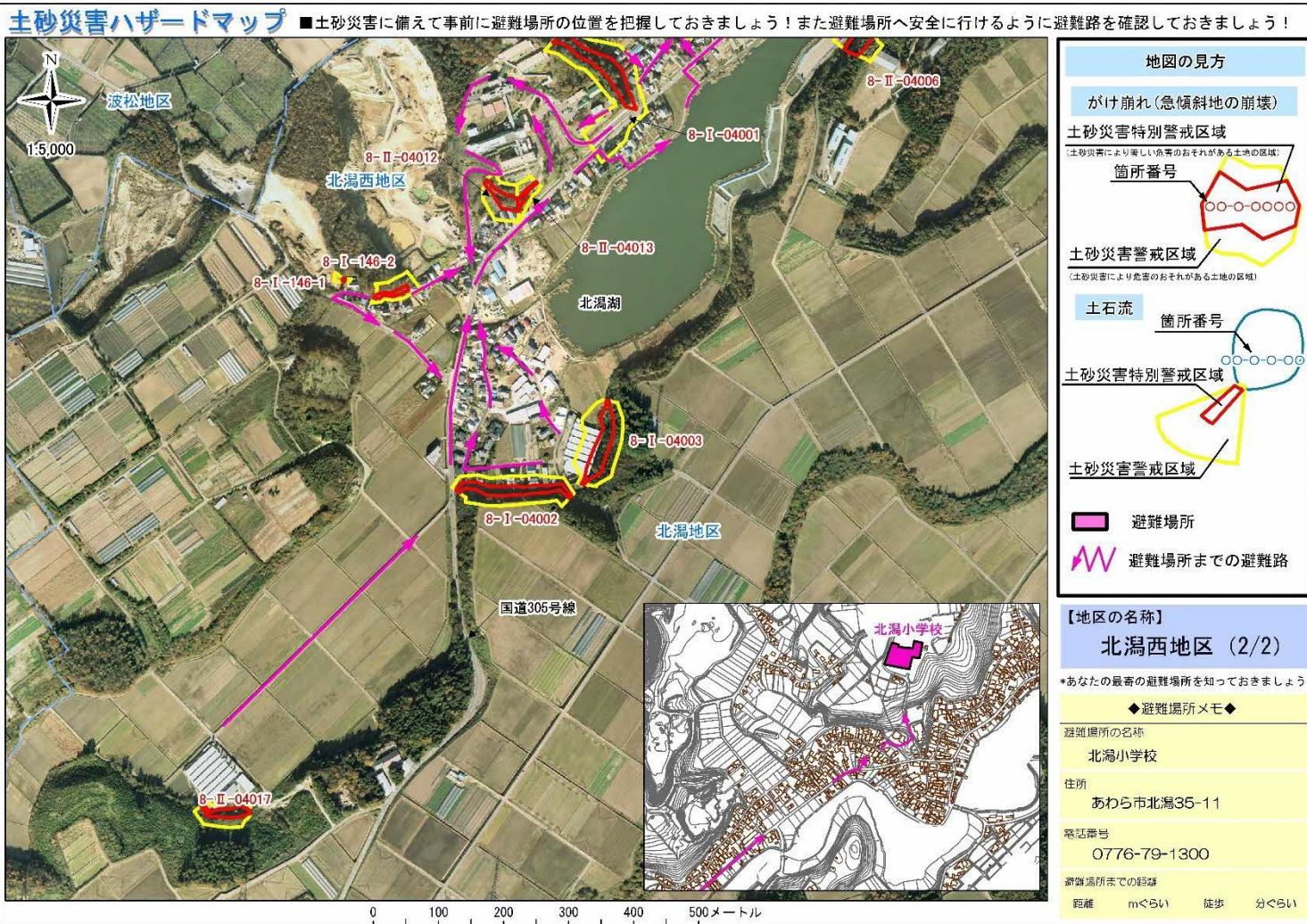
■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！

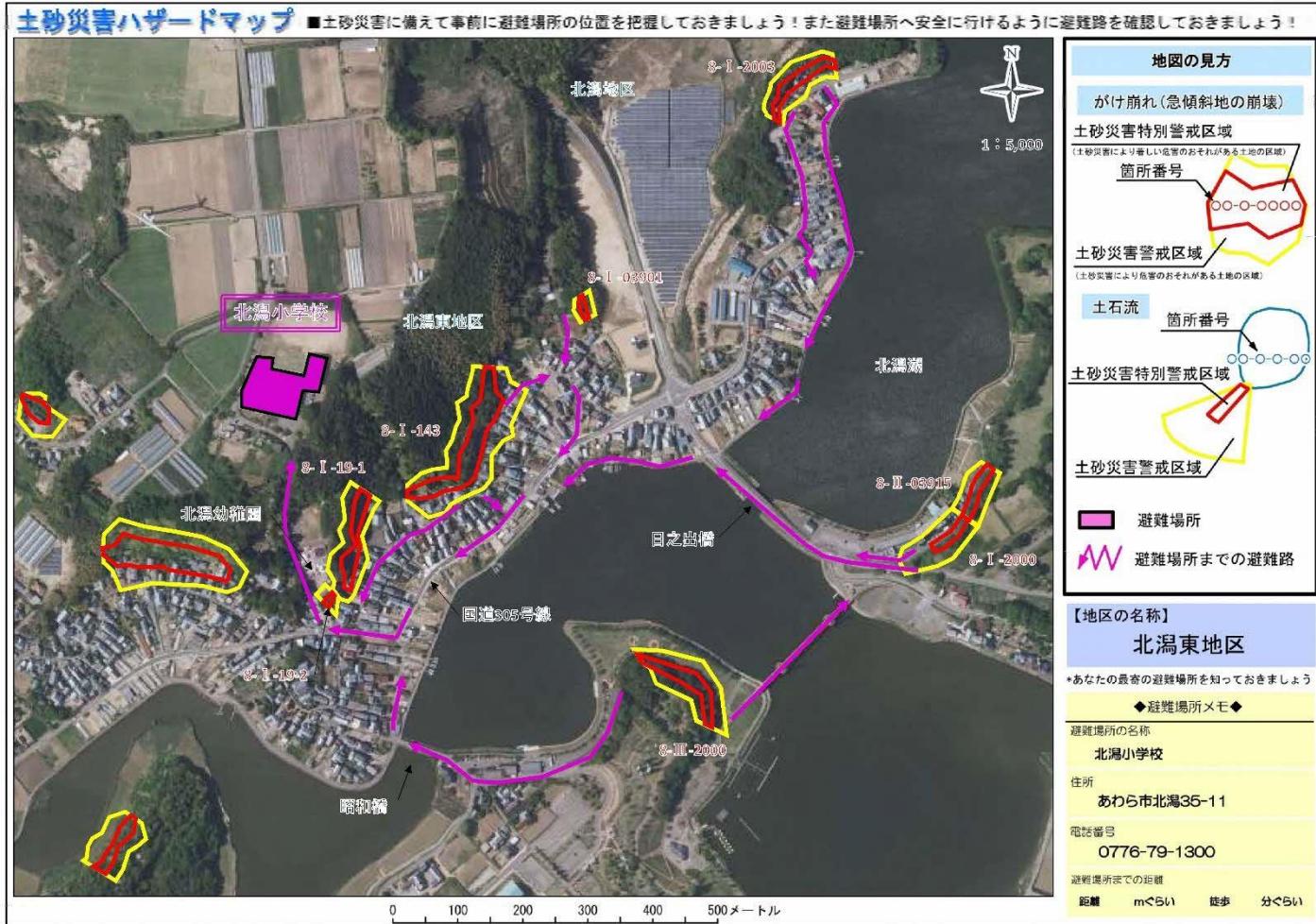




北潟、波松地区土砂災害ハザードマップ

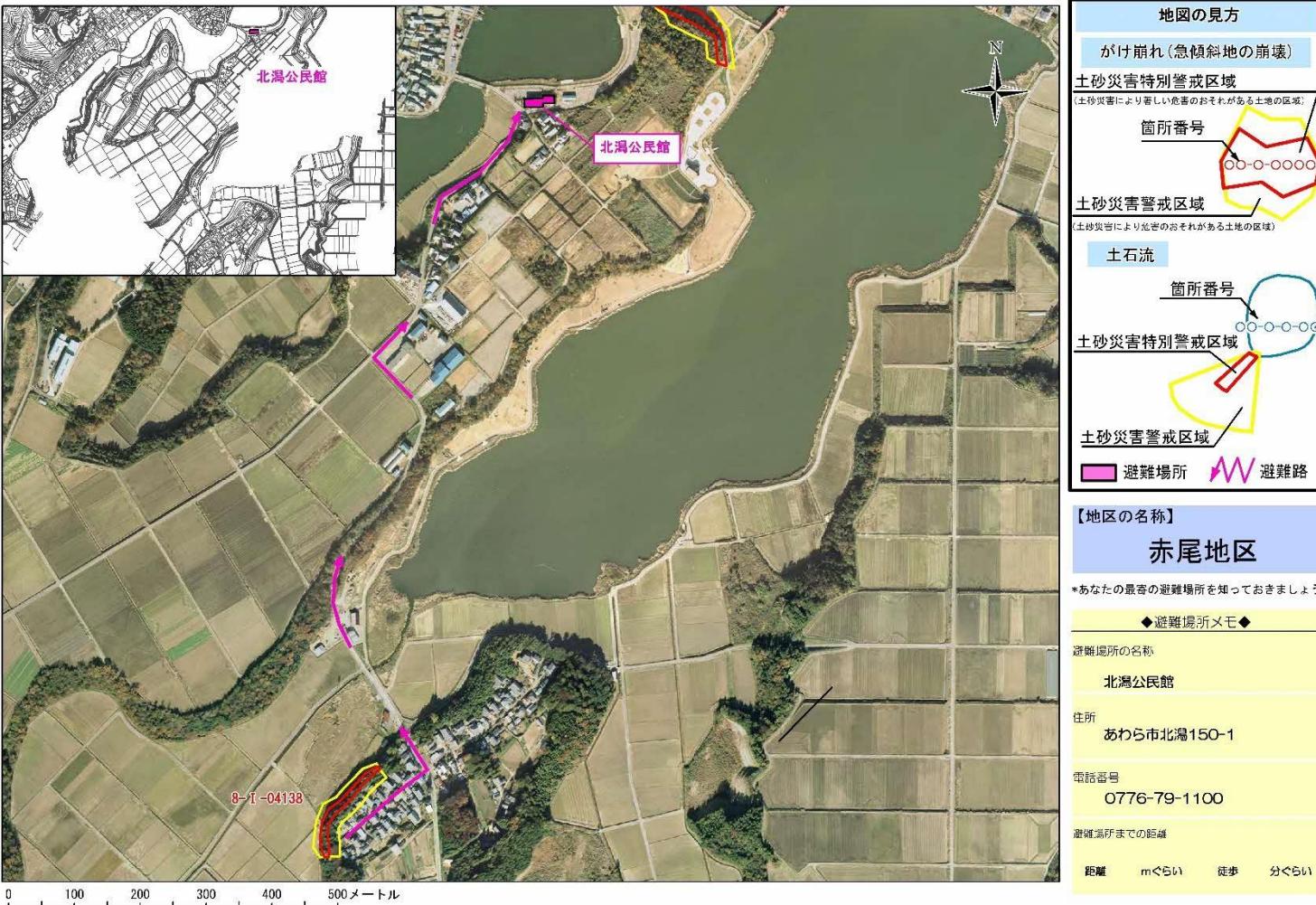




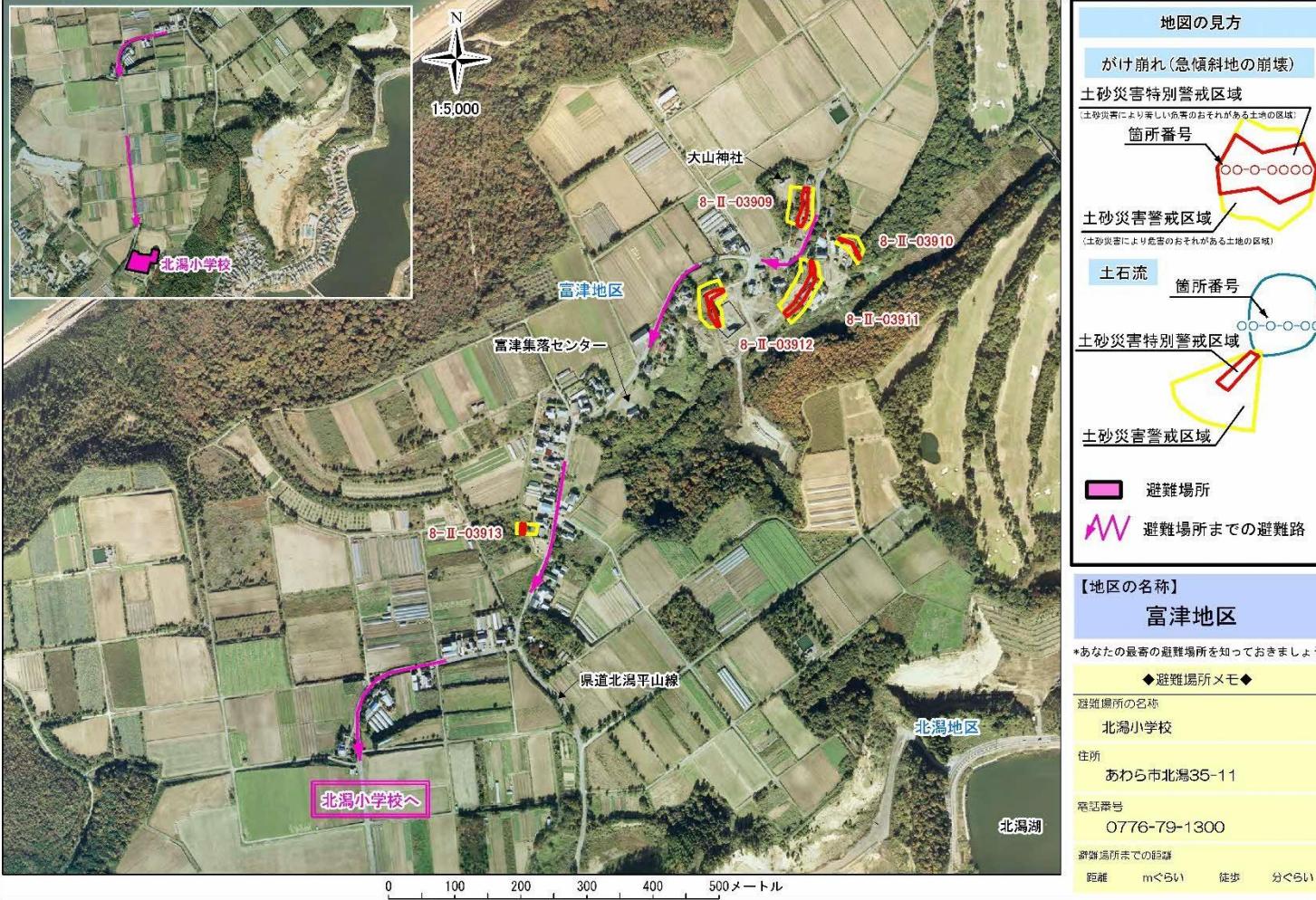


土砂災害ハザードマップ

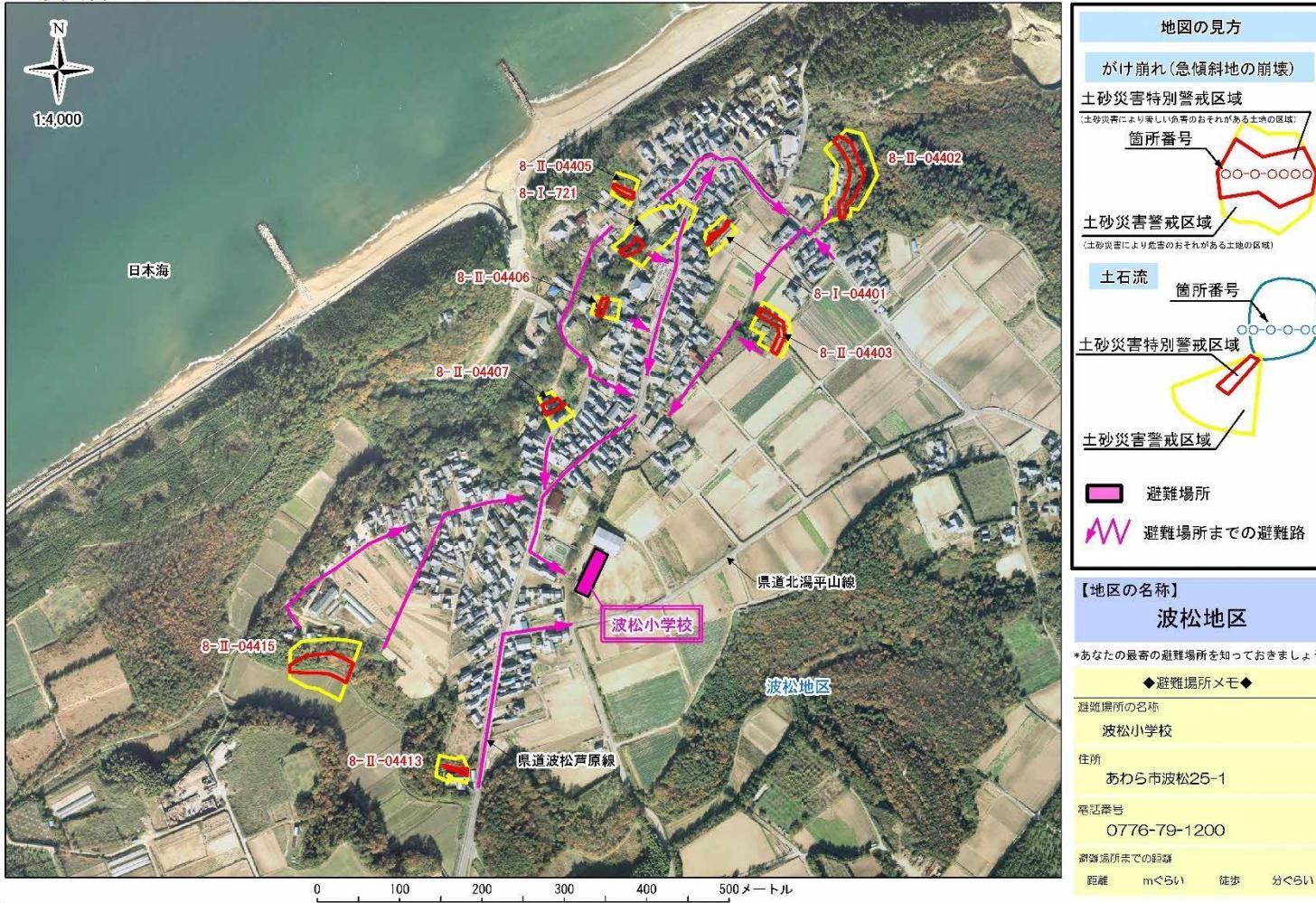
■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！

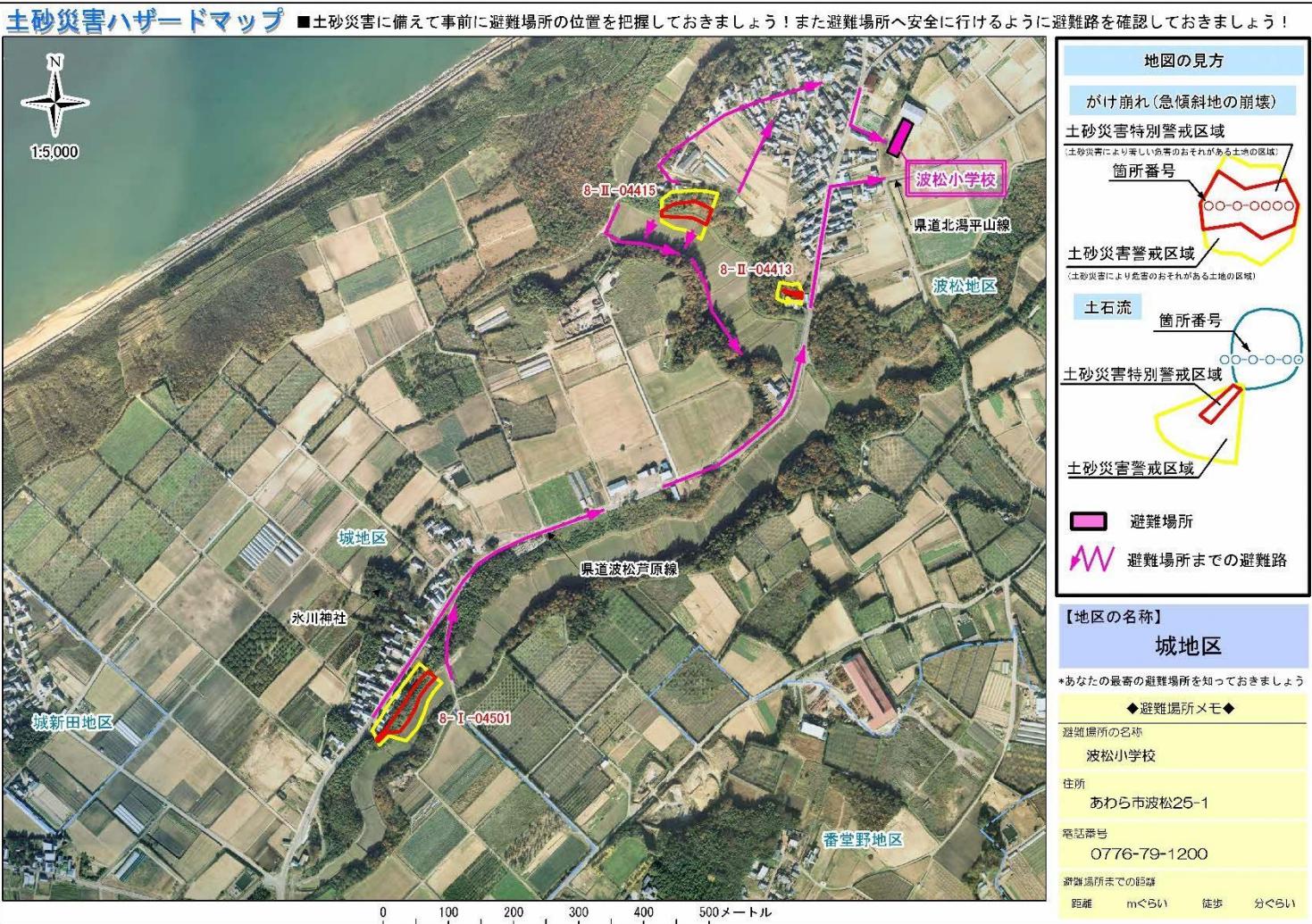


土砂災害ハザードマップ ■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



土砂災害ハザードマップ ■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！

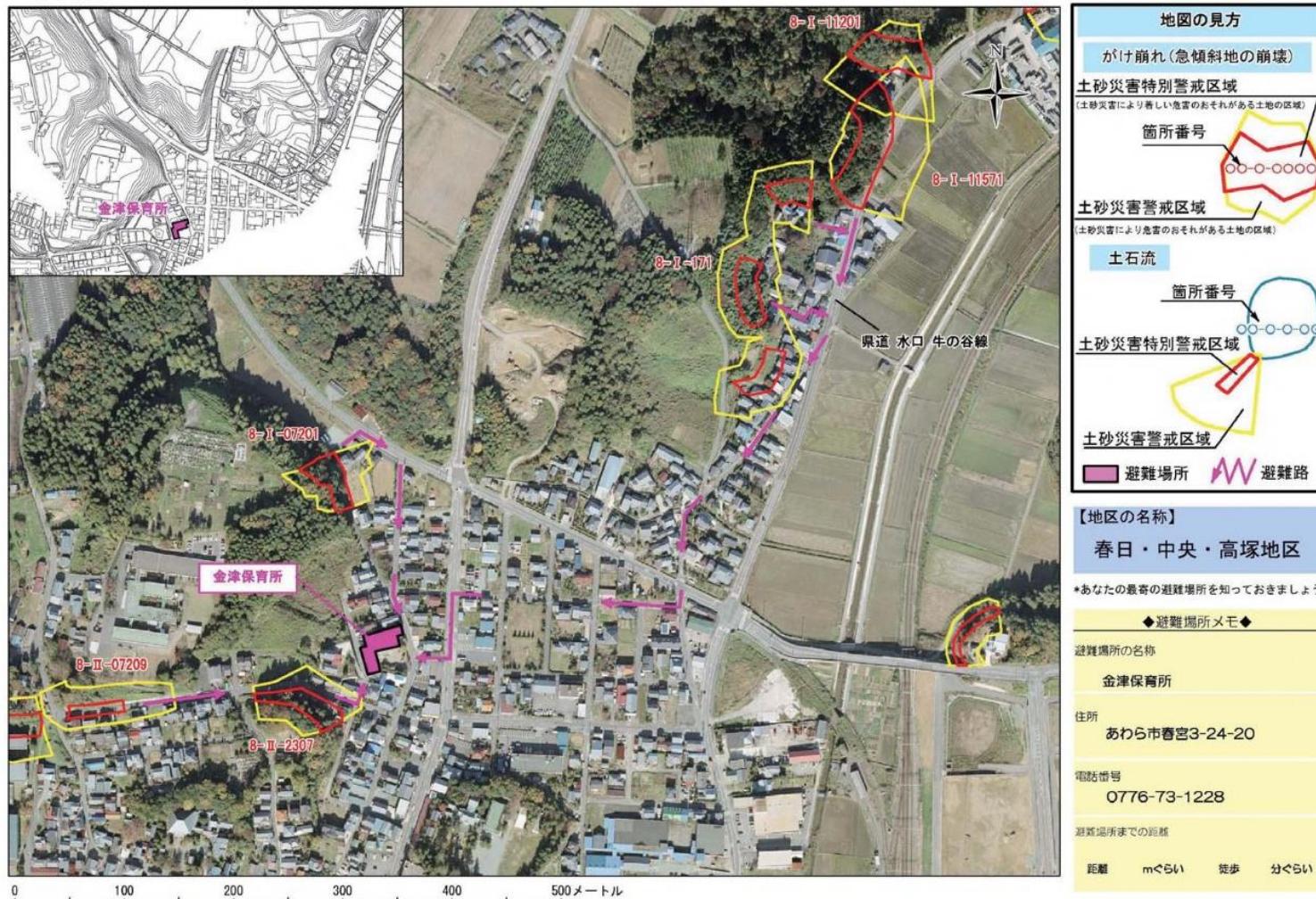




金津地区土砂災害ハザードマップ

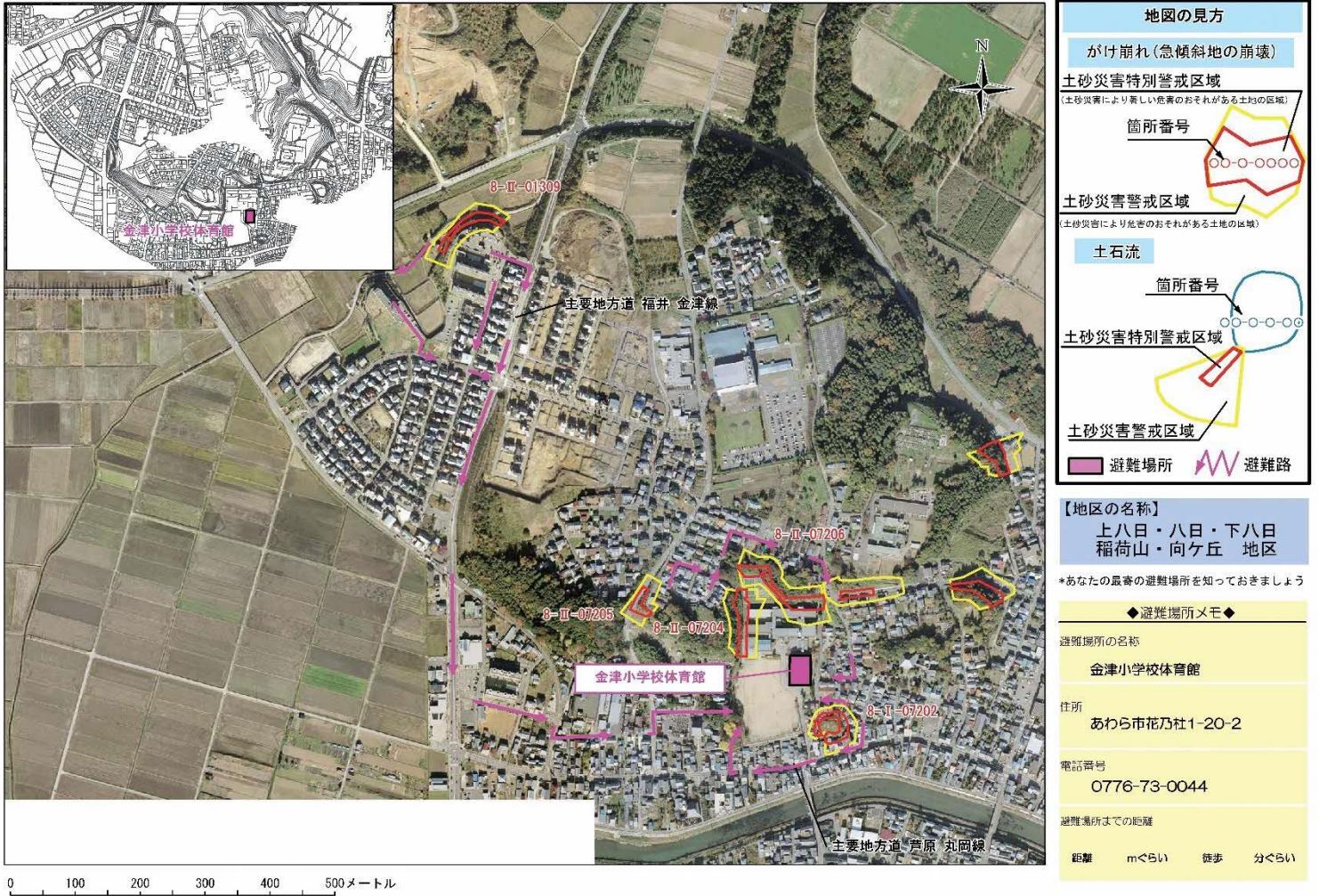
土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！

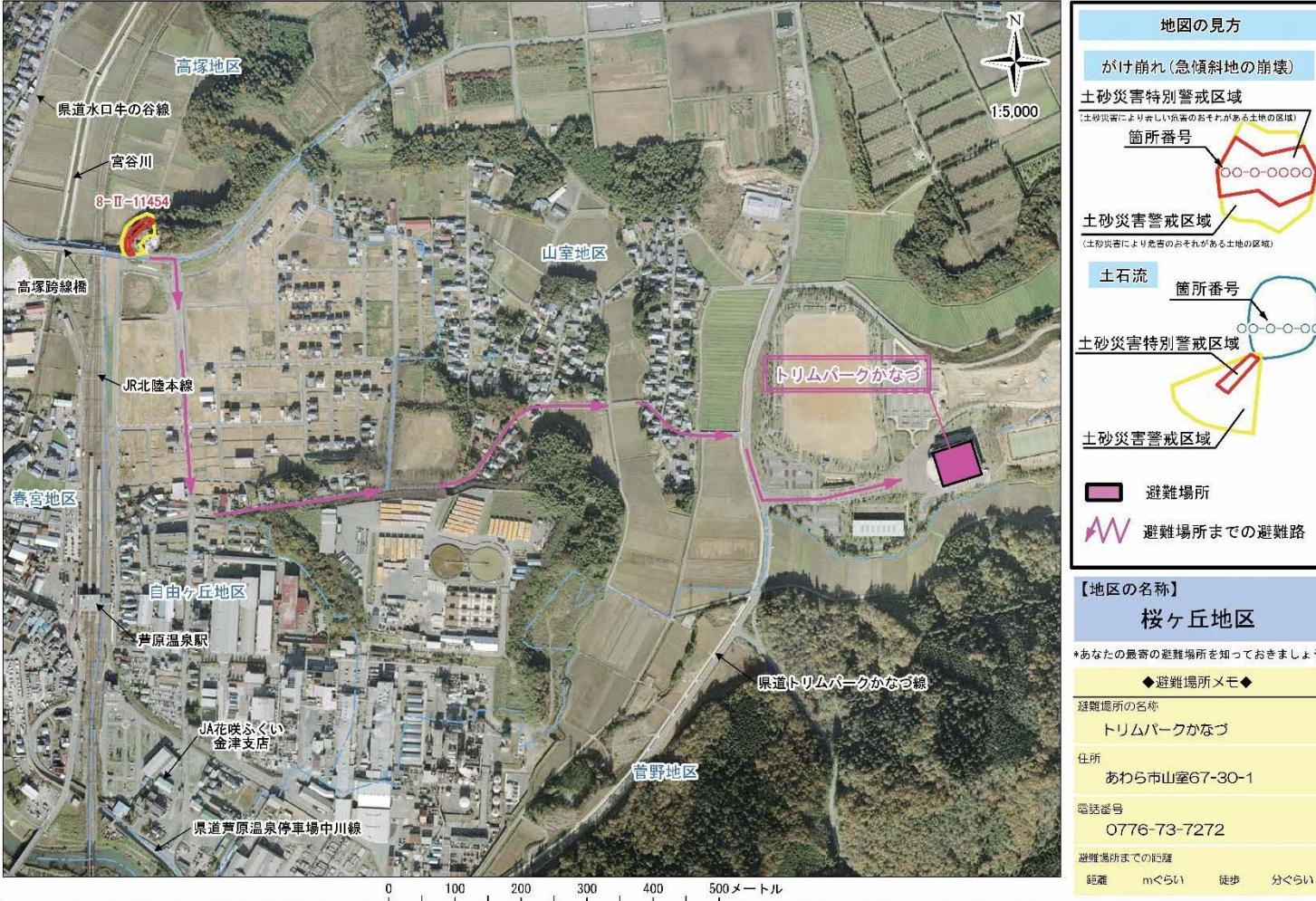


土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



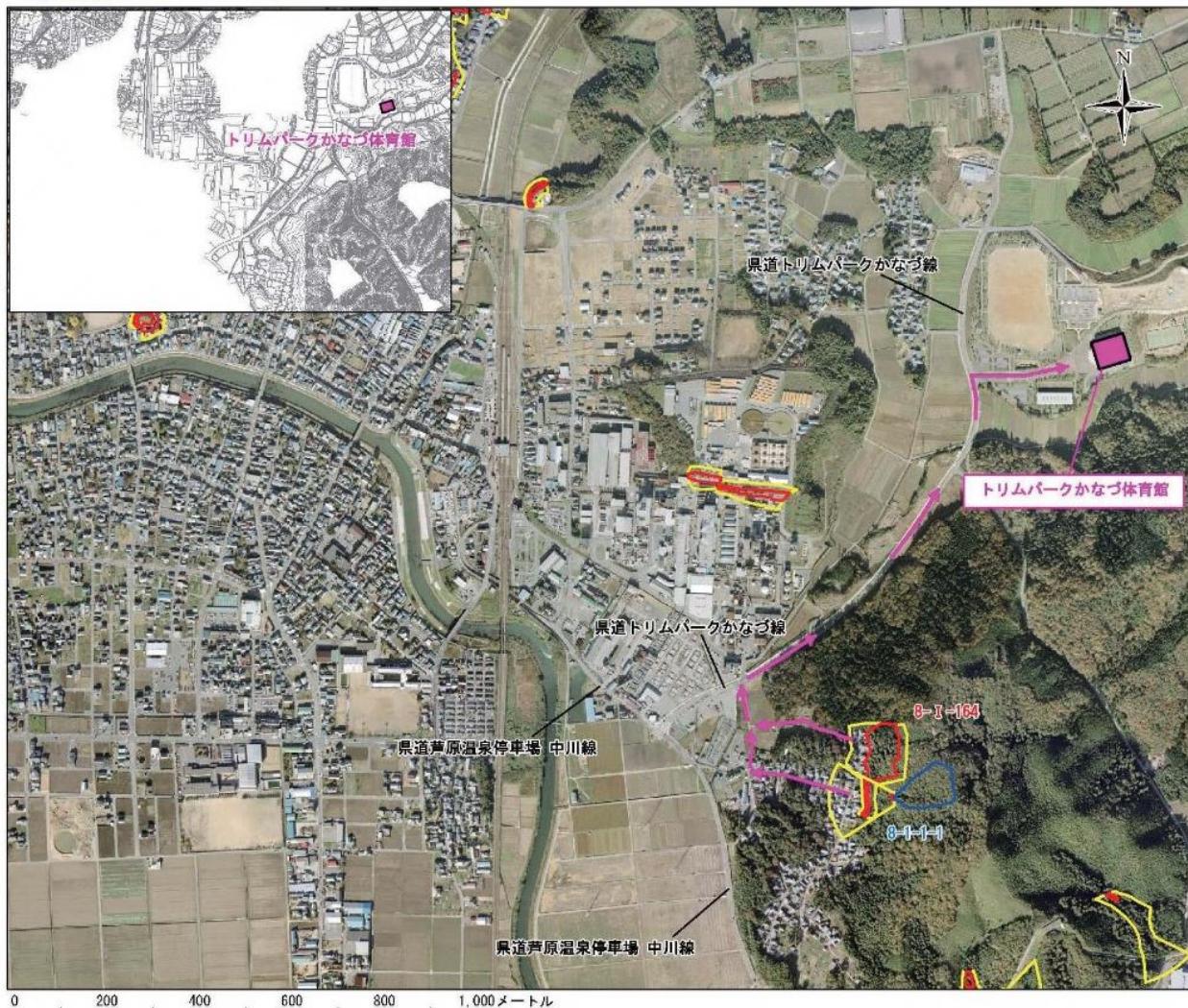
土砂災害ハザードマップ ■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



伊井地区土砂災害ハザードマップ

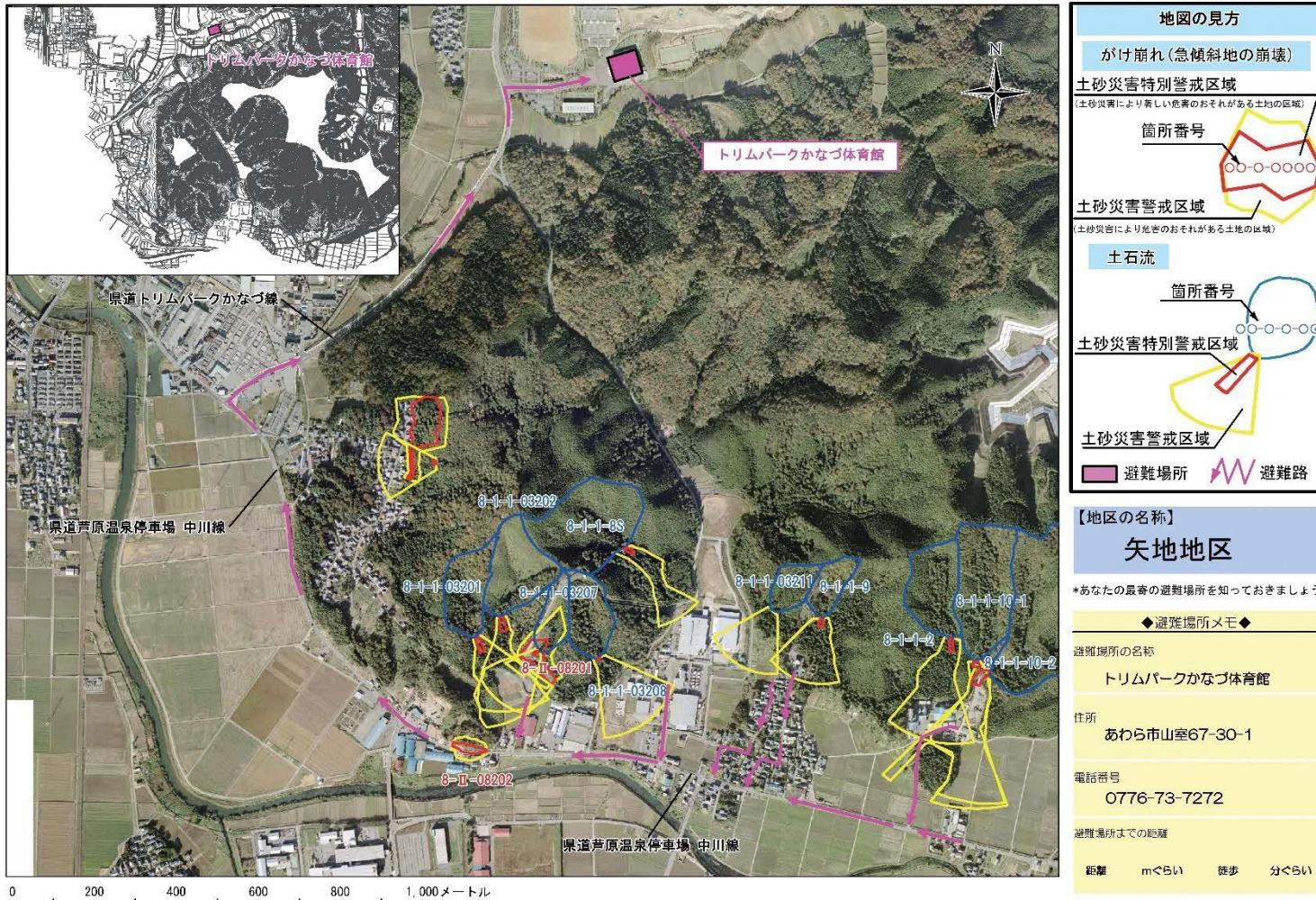
土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



土砂災害ハザードマップ

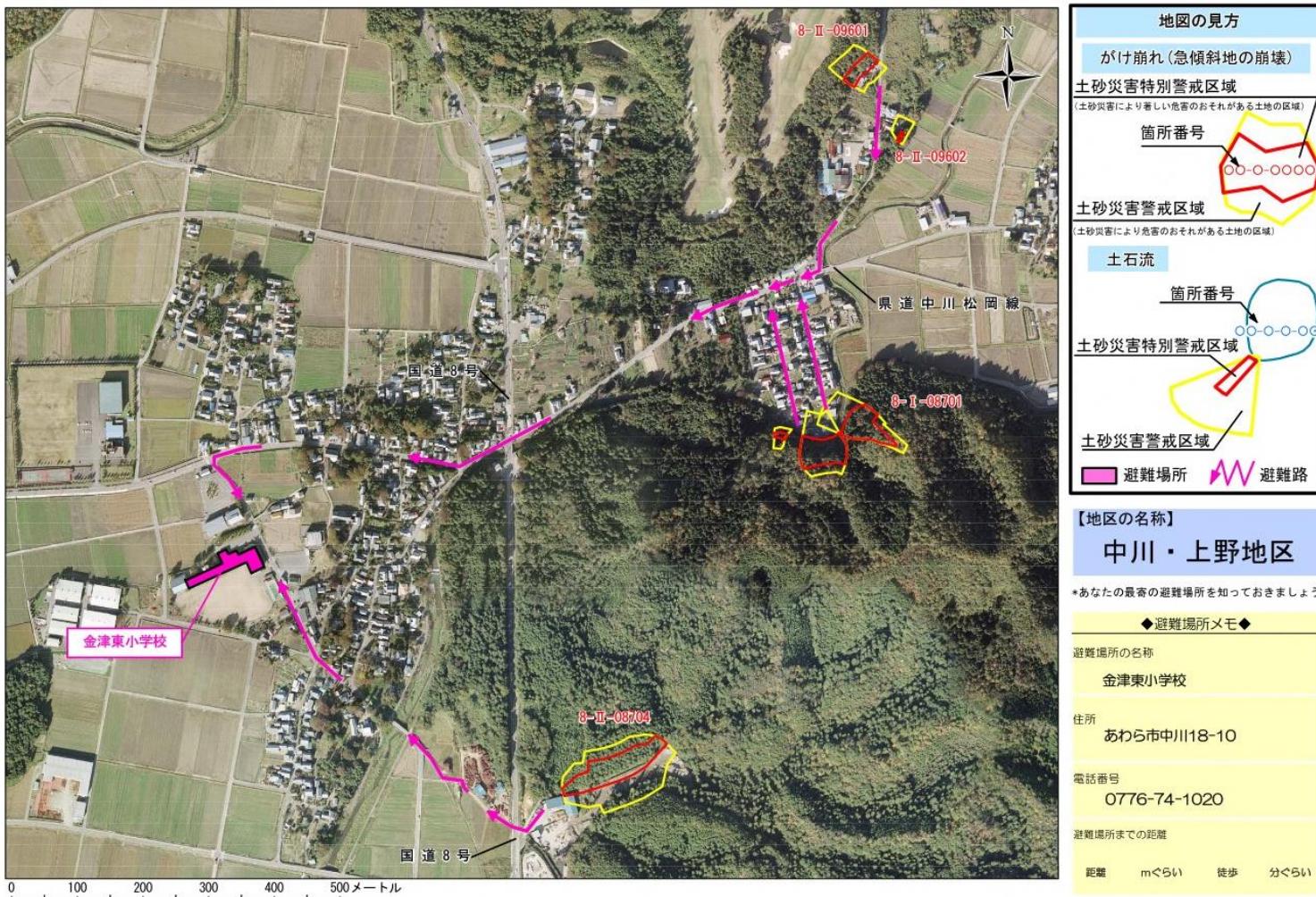
■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



坪江、剣岳地区土砂災害ハザードマップ

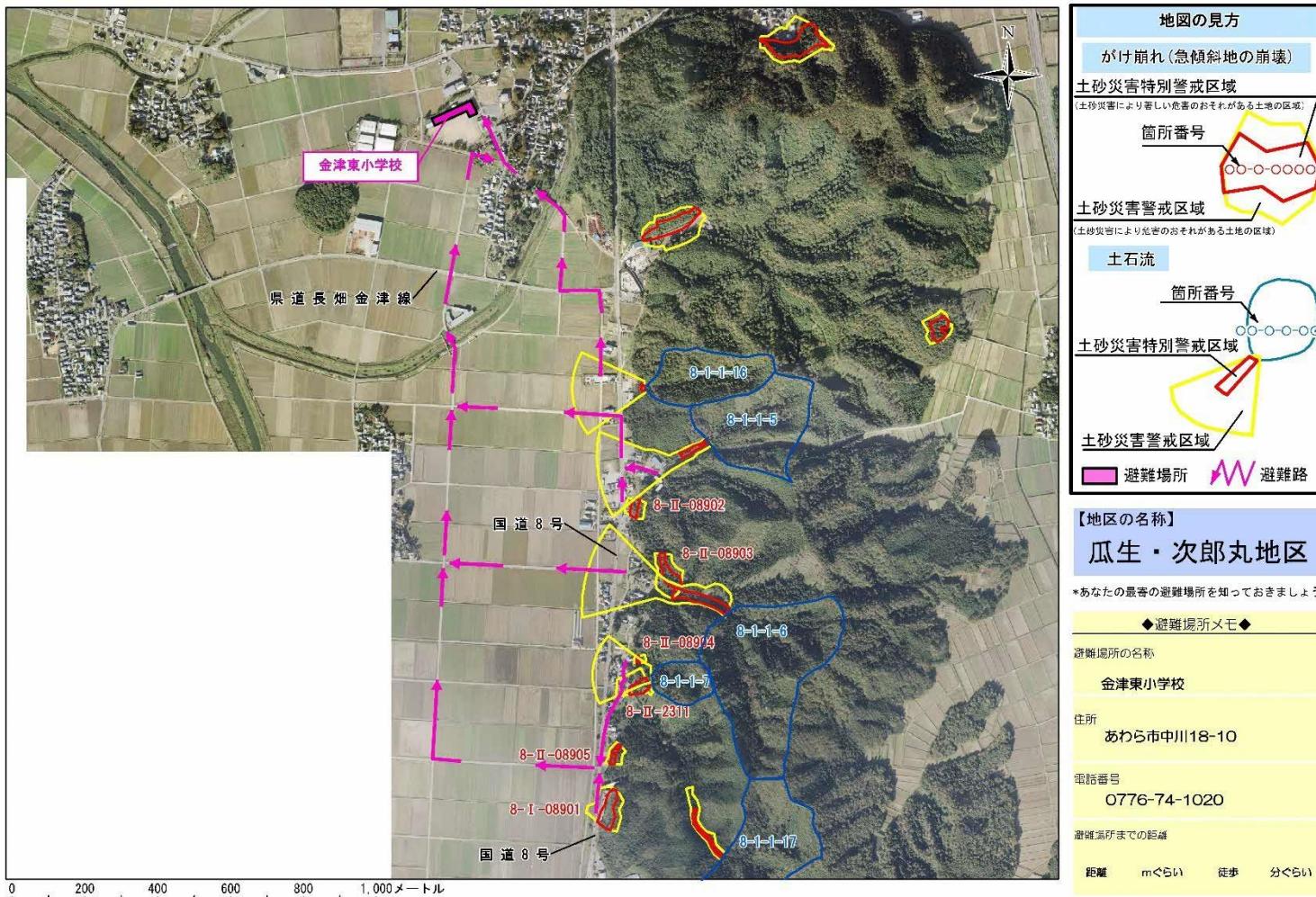
土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



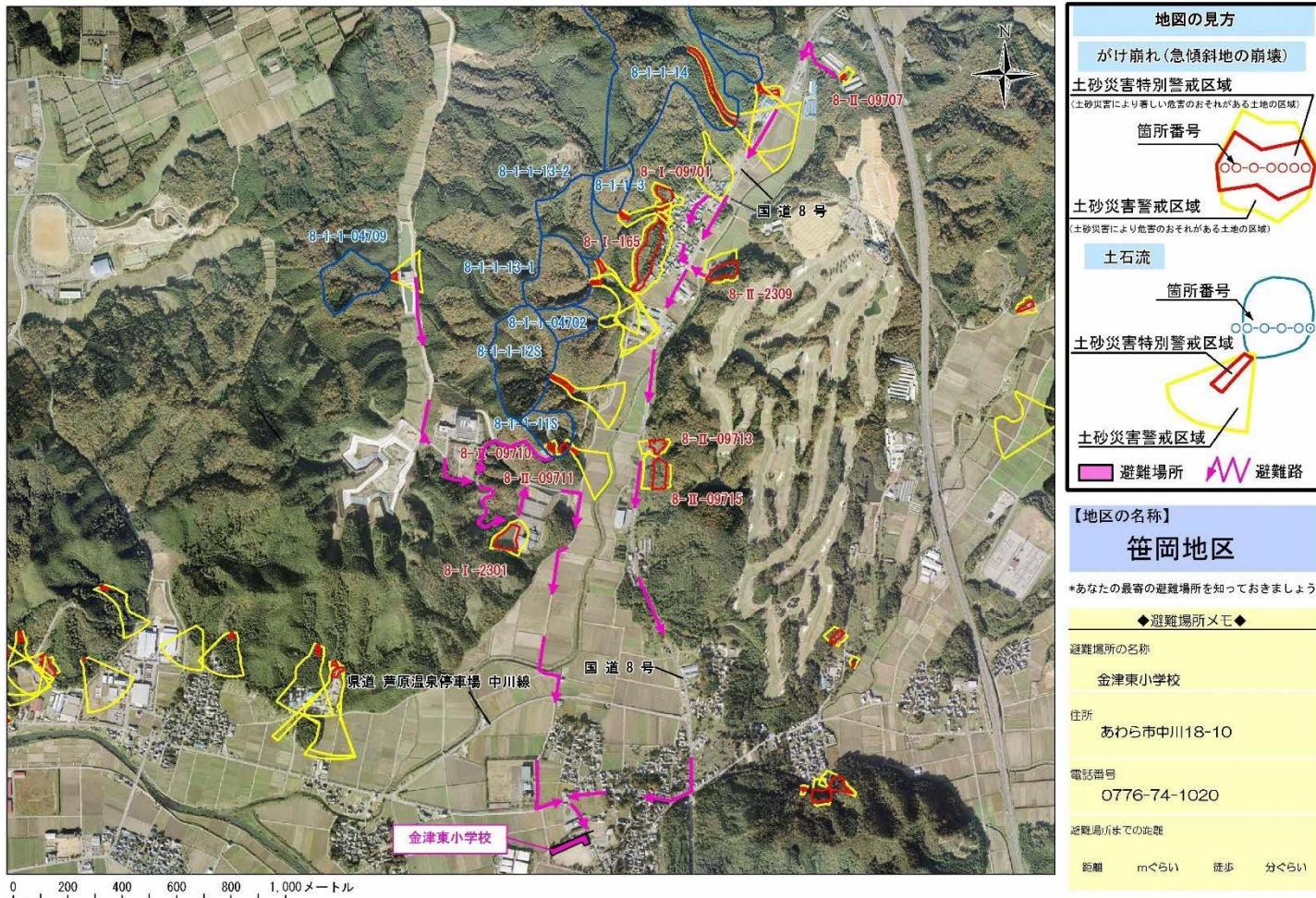
土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



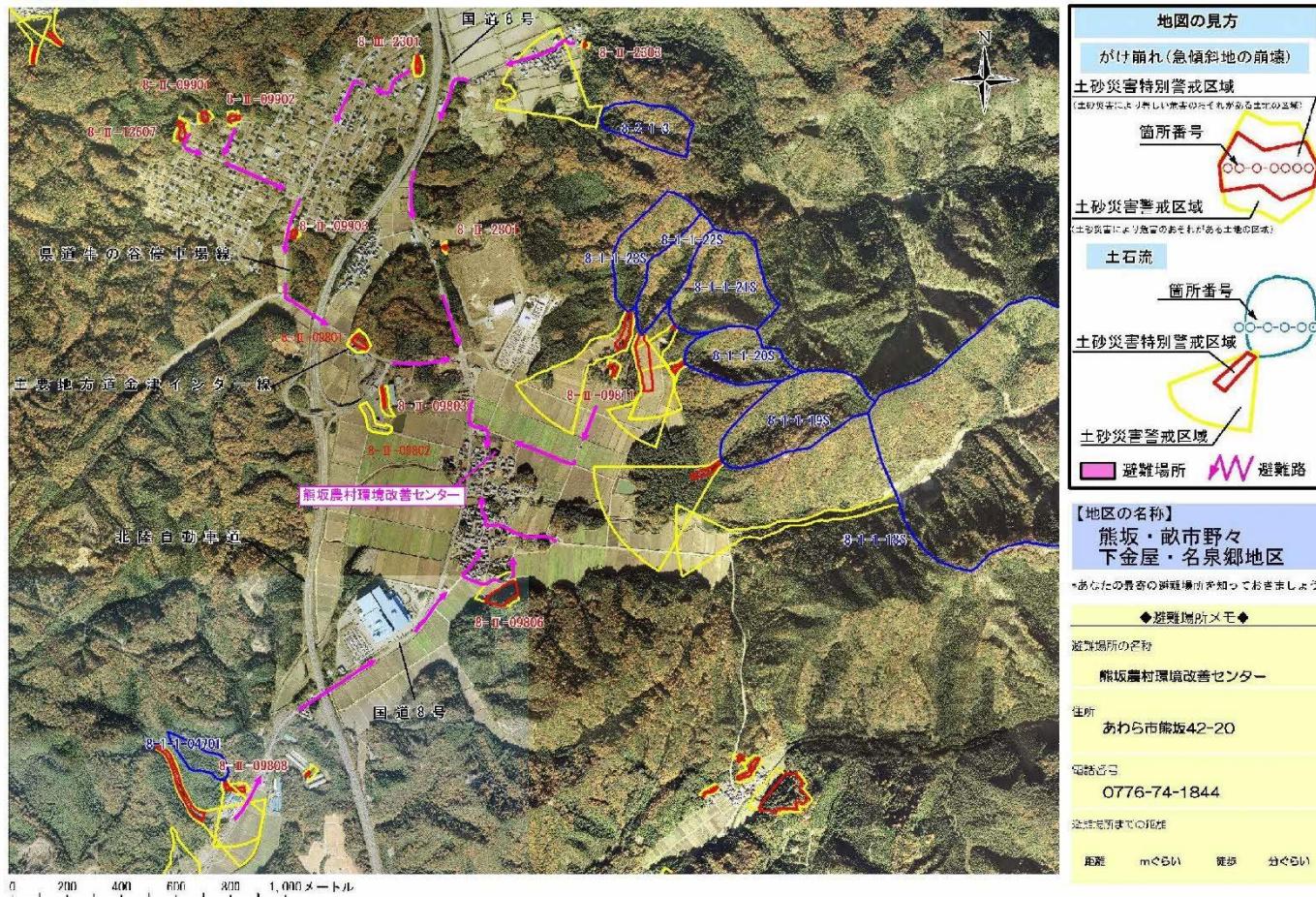
土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



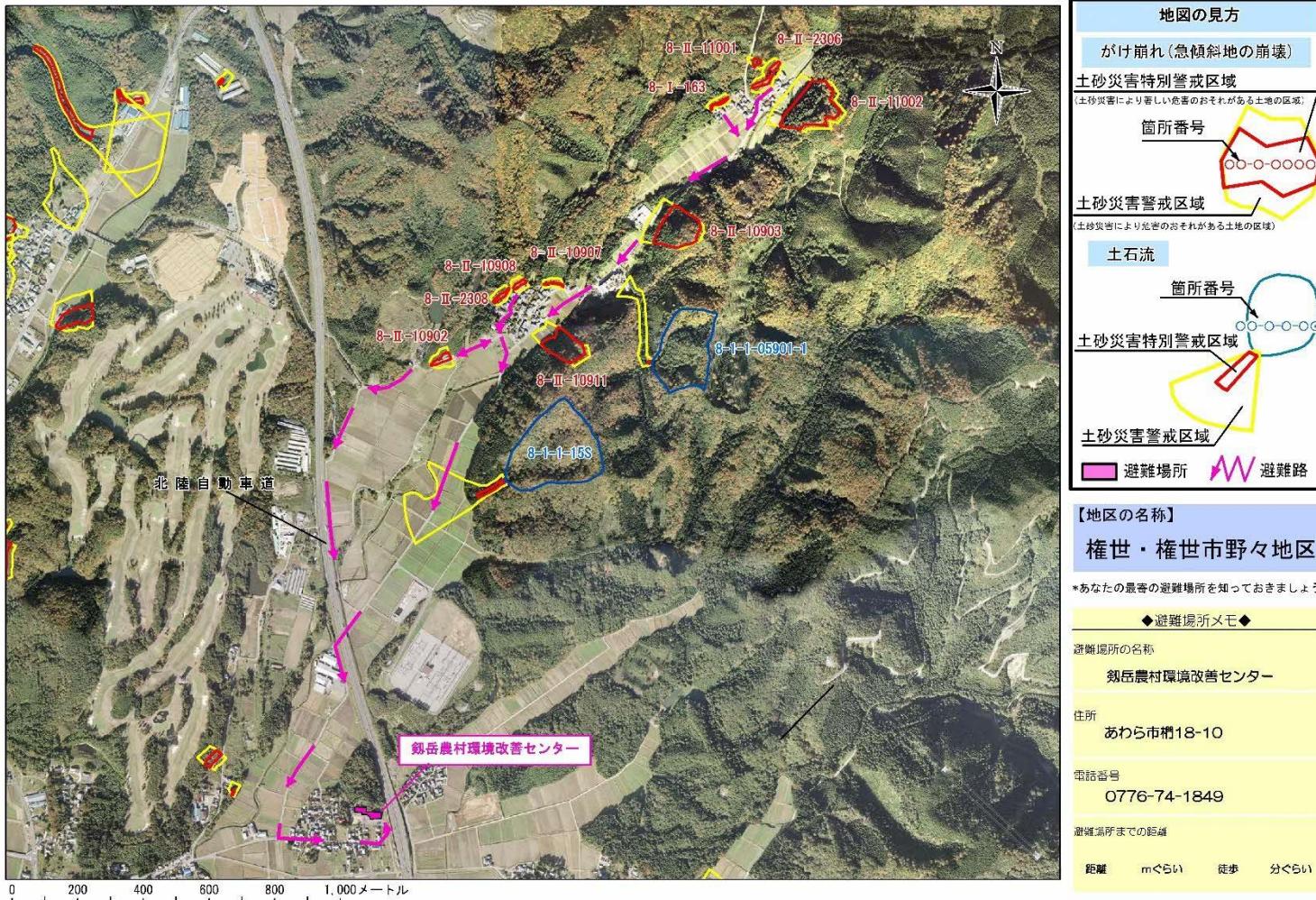
土砂災害ハザードマップ

■ 土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



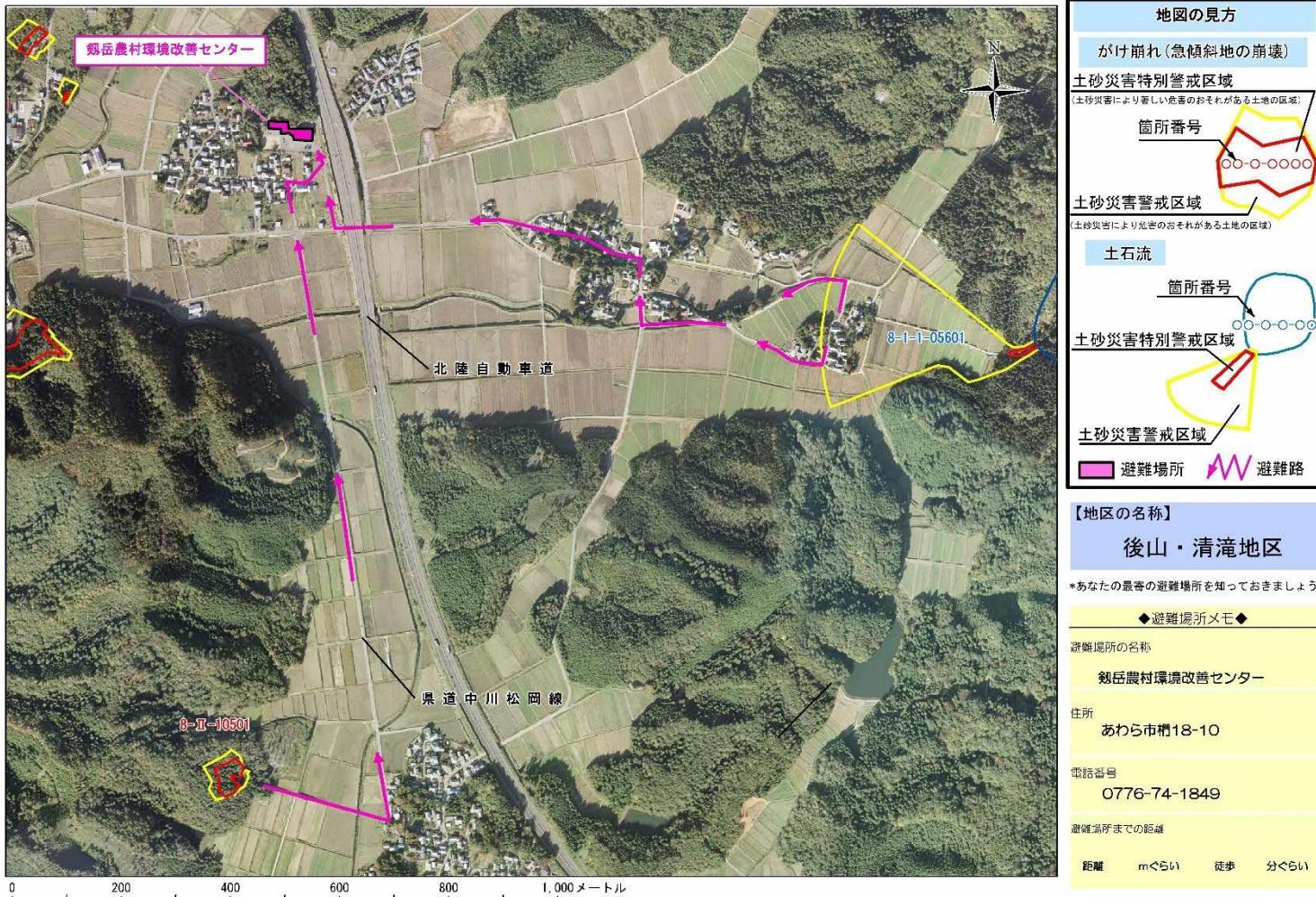
土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



土砂災害ハザードマップ

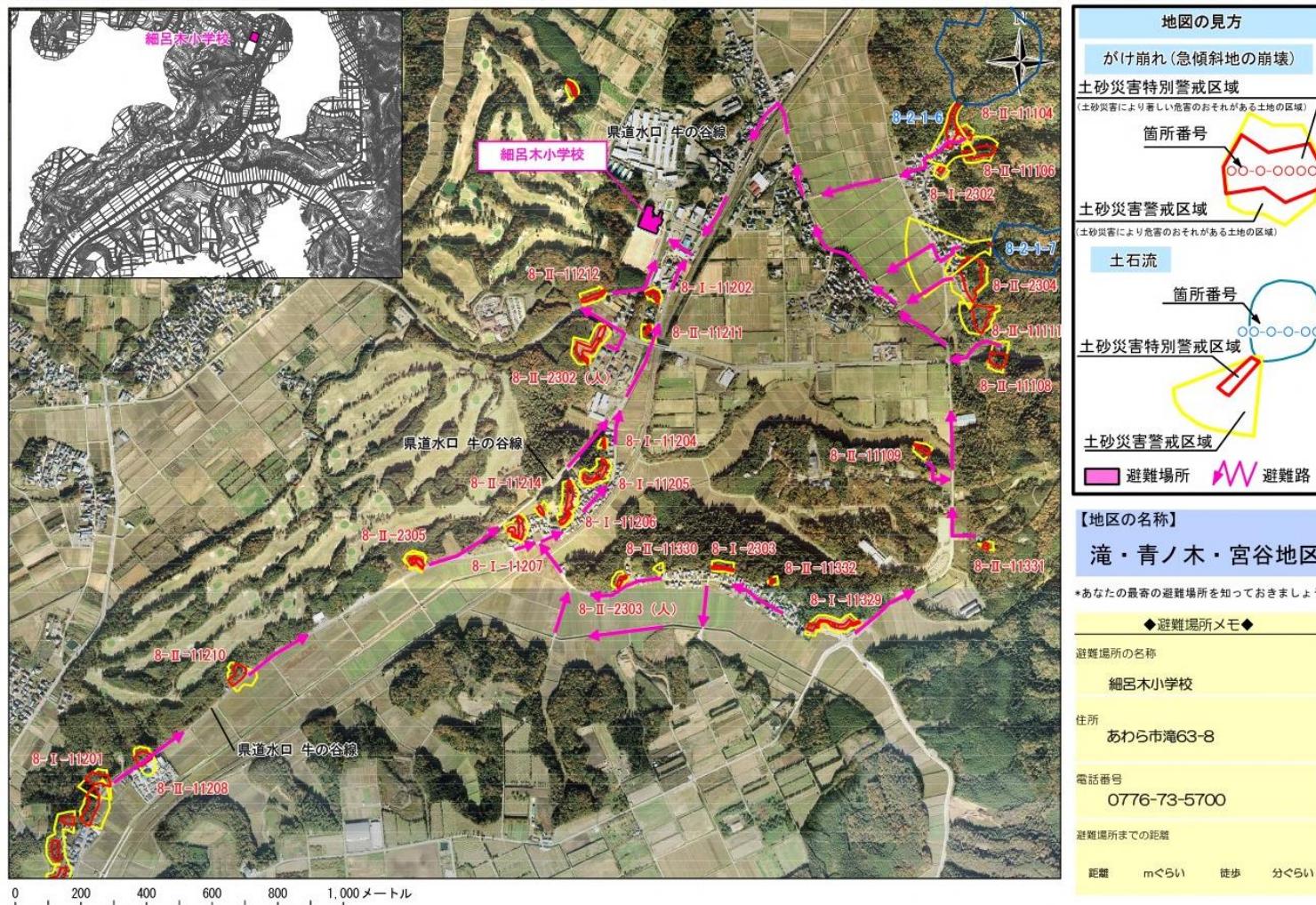
■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



細呂木、吉崎地区（浜坂区含む）土砂災害ハザードマップ

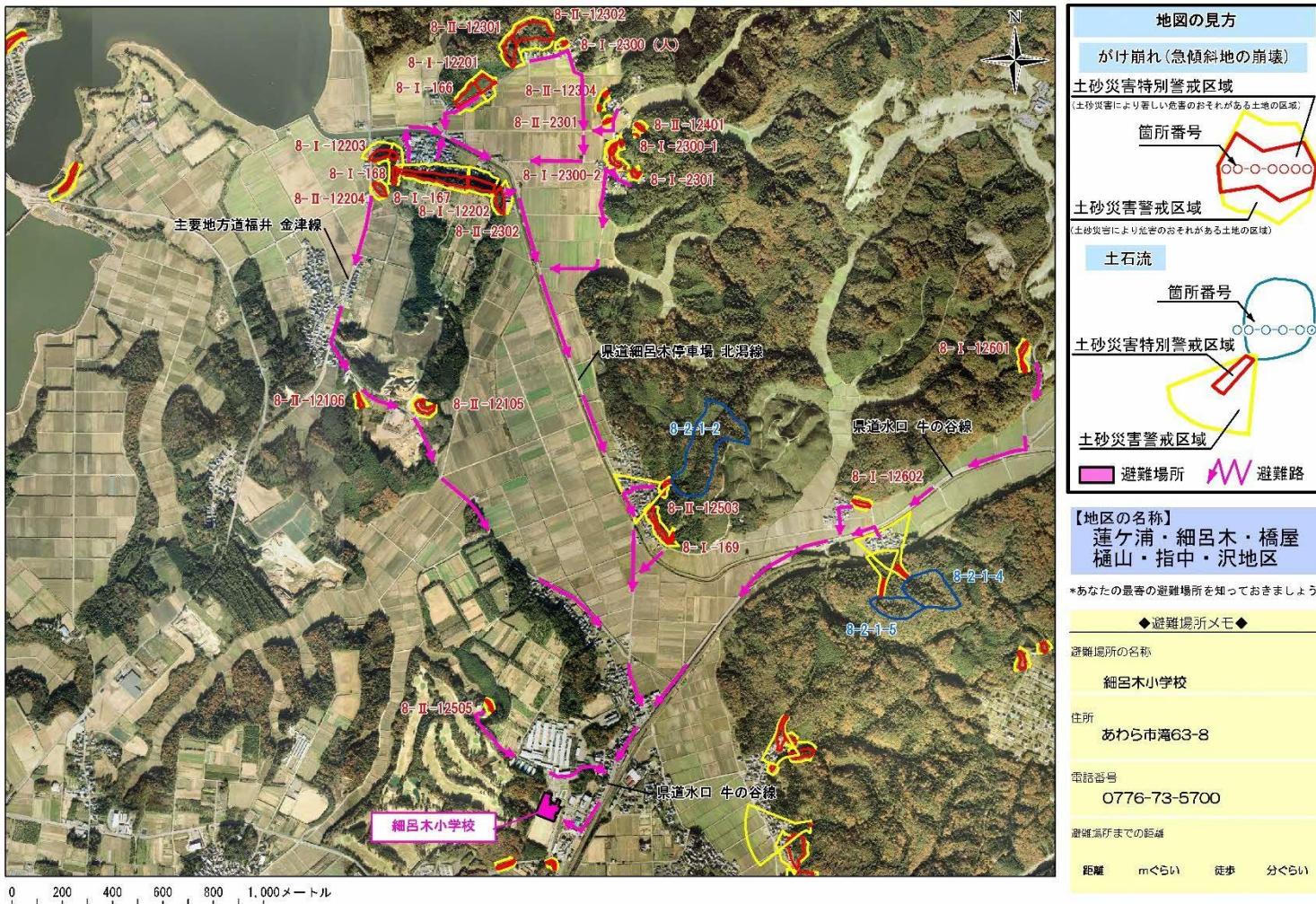
土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



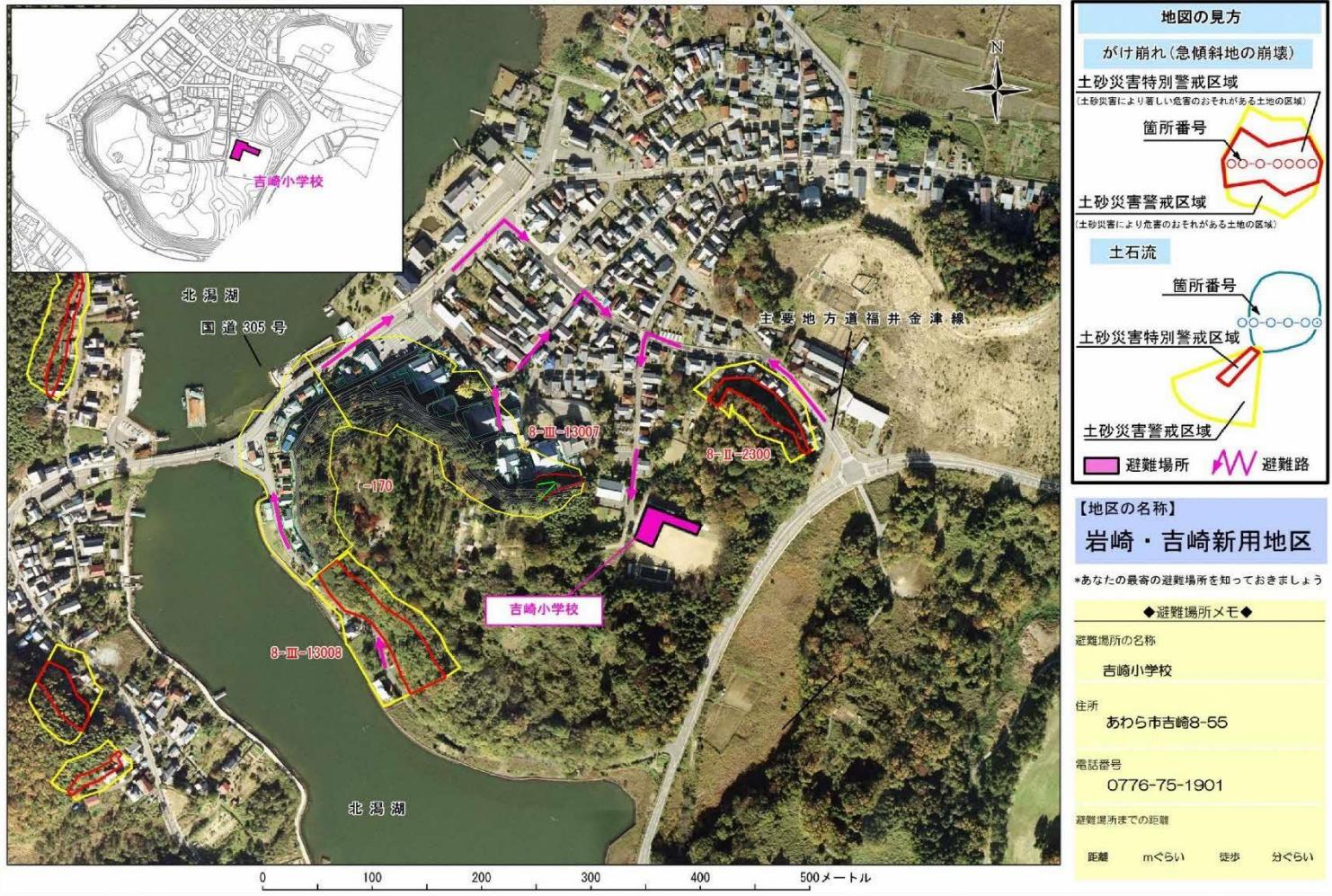
土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



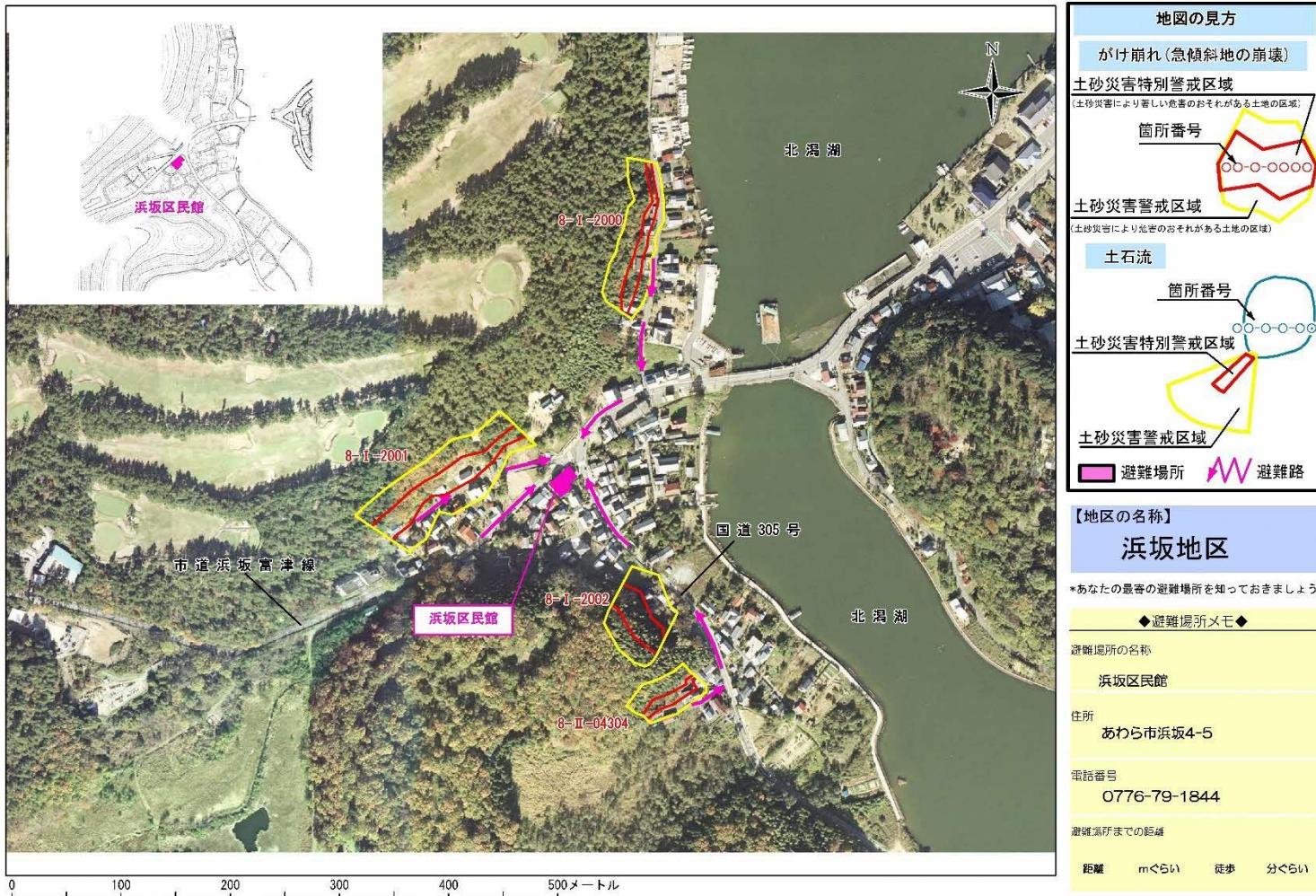
土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！

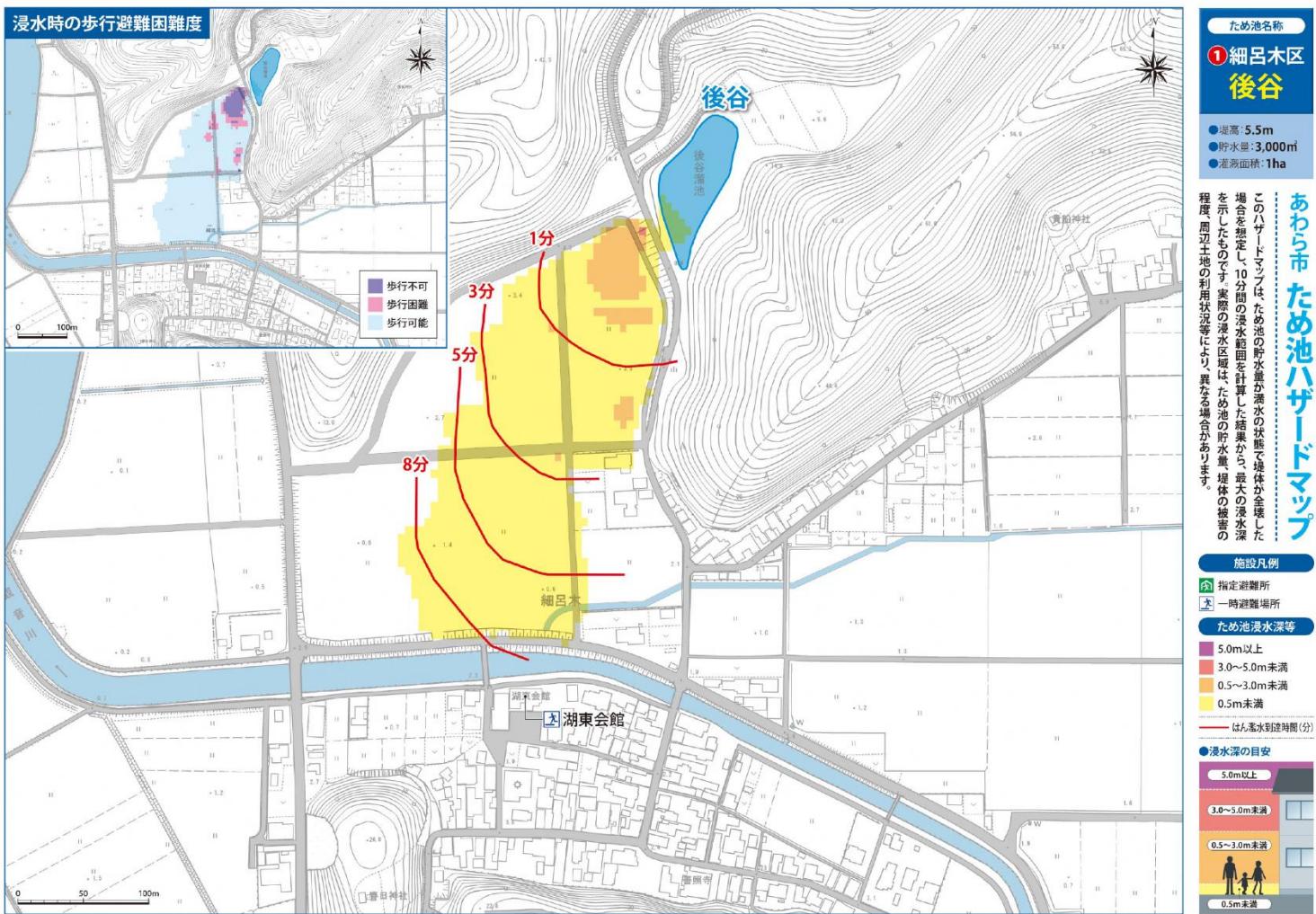


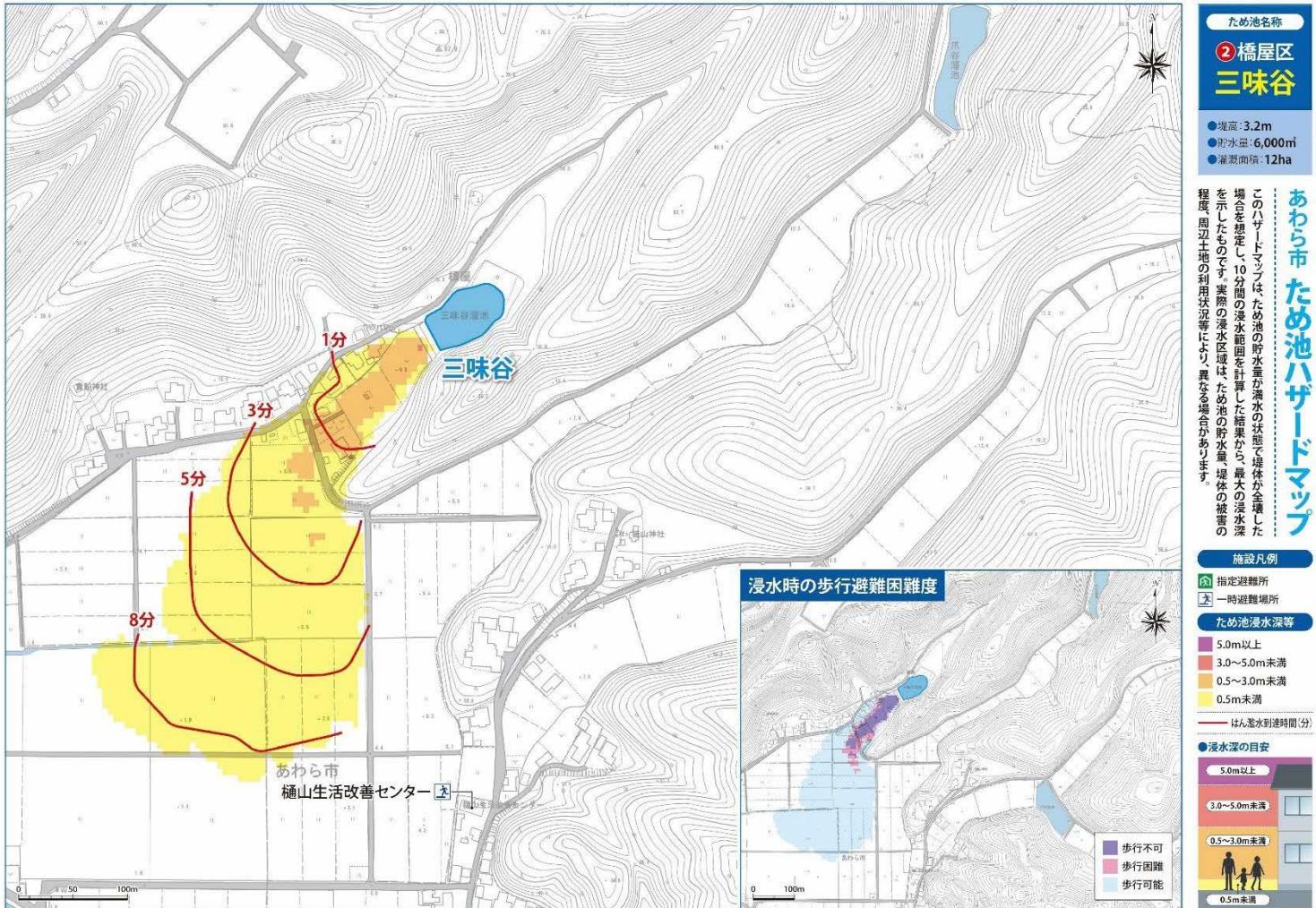
土砂災害ハザードマップ

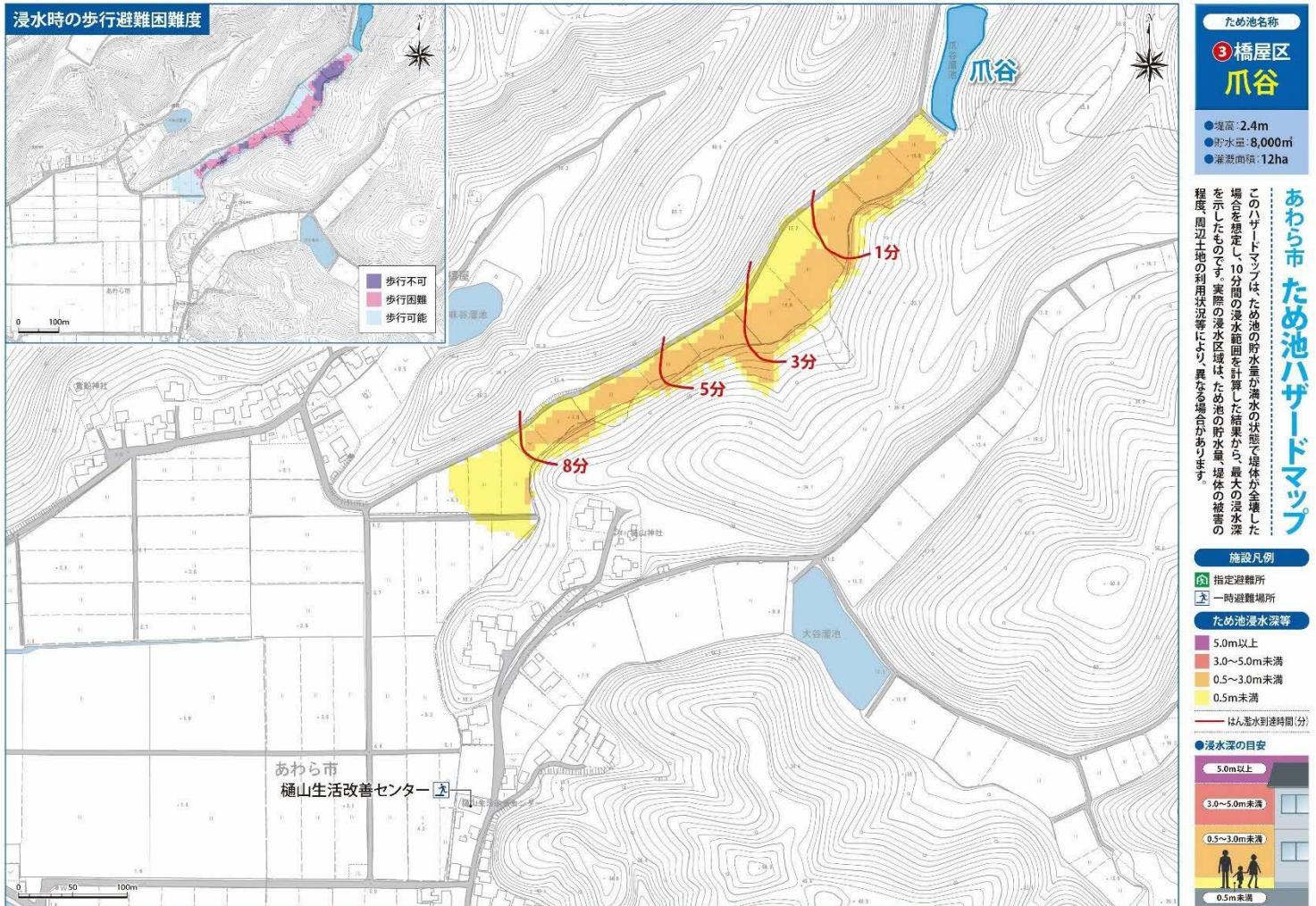
■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！

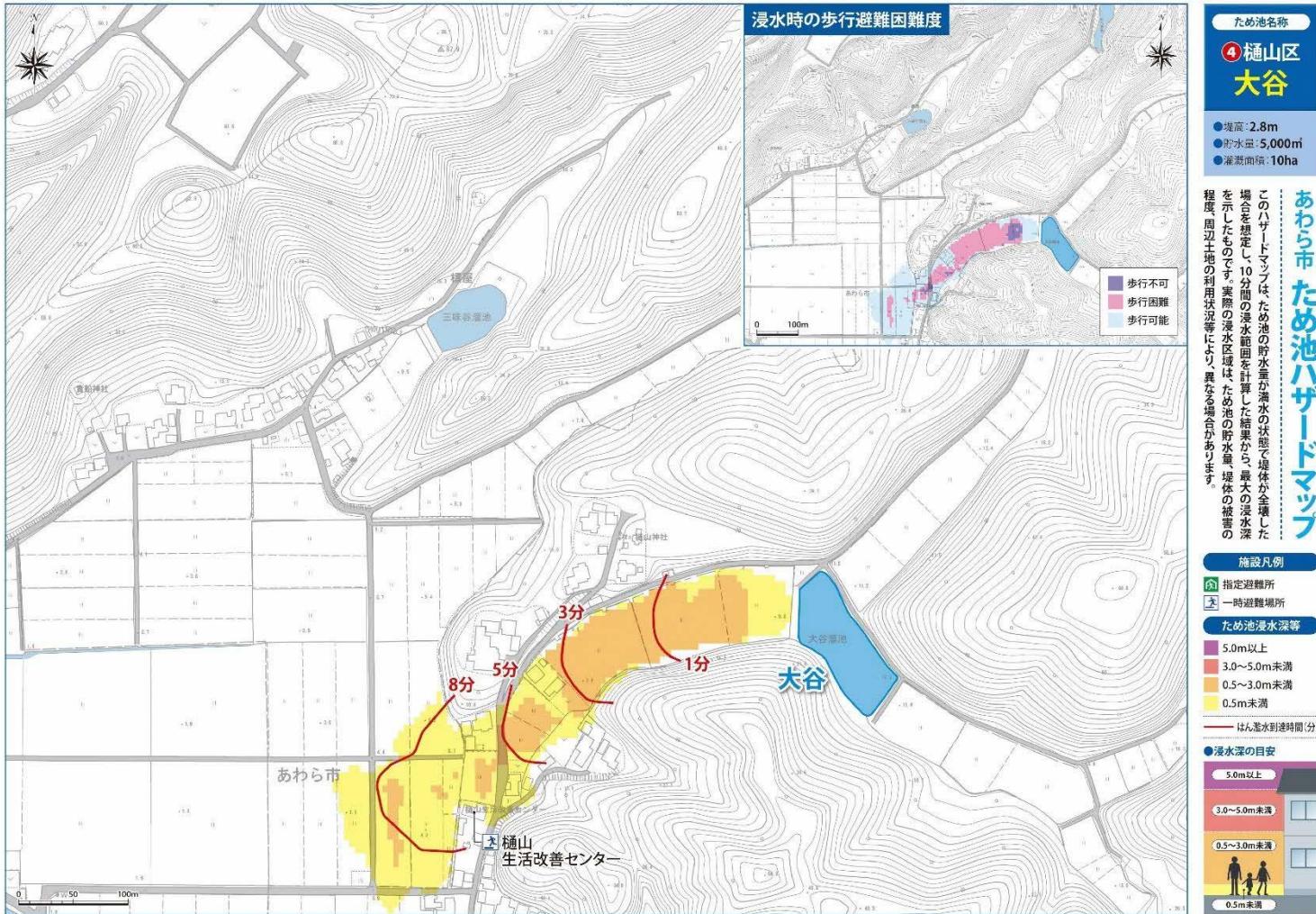


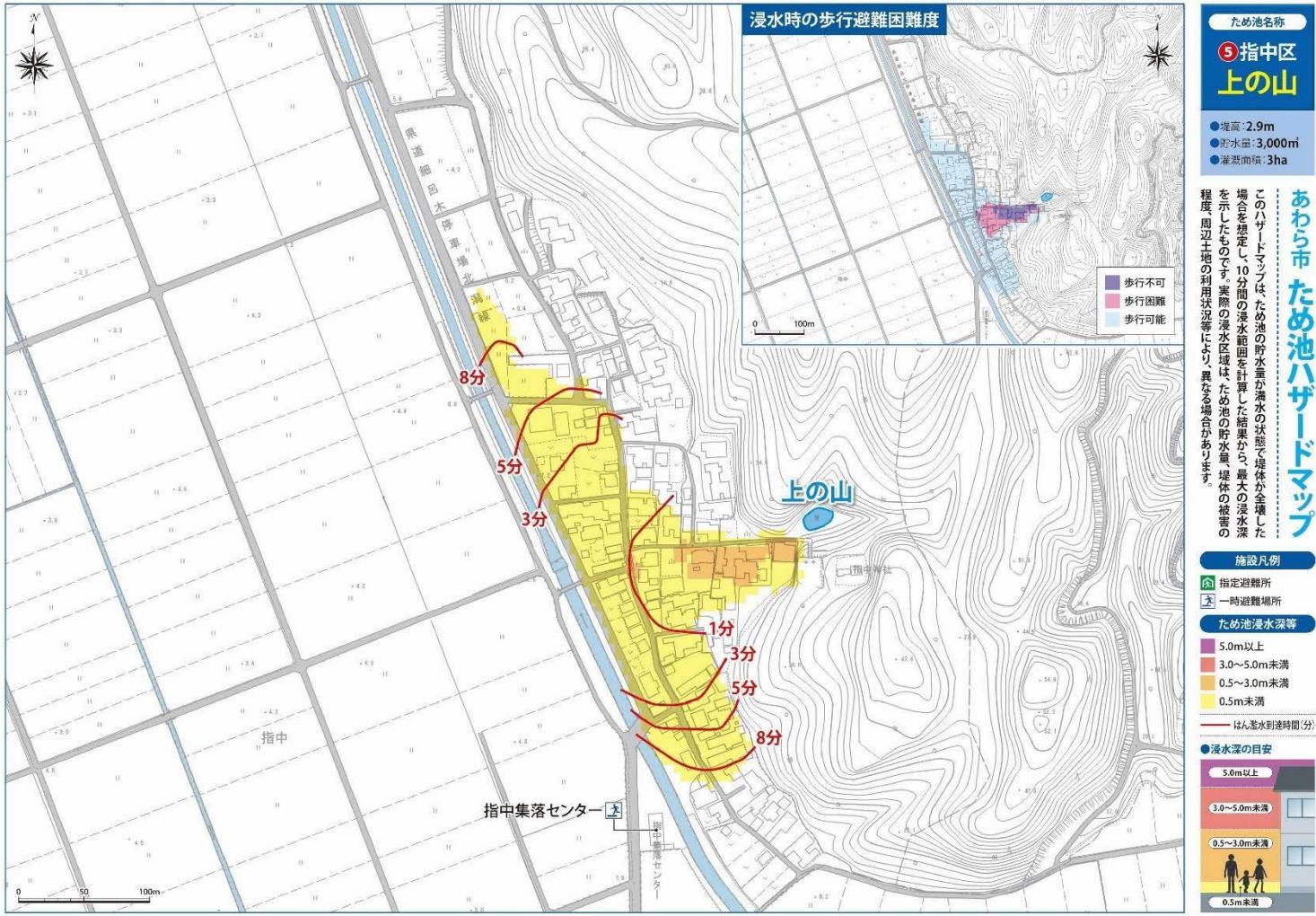
オ 防災重点ため池のハザードマップ

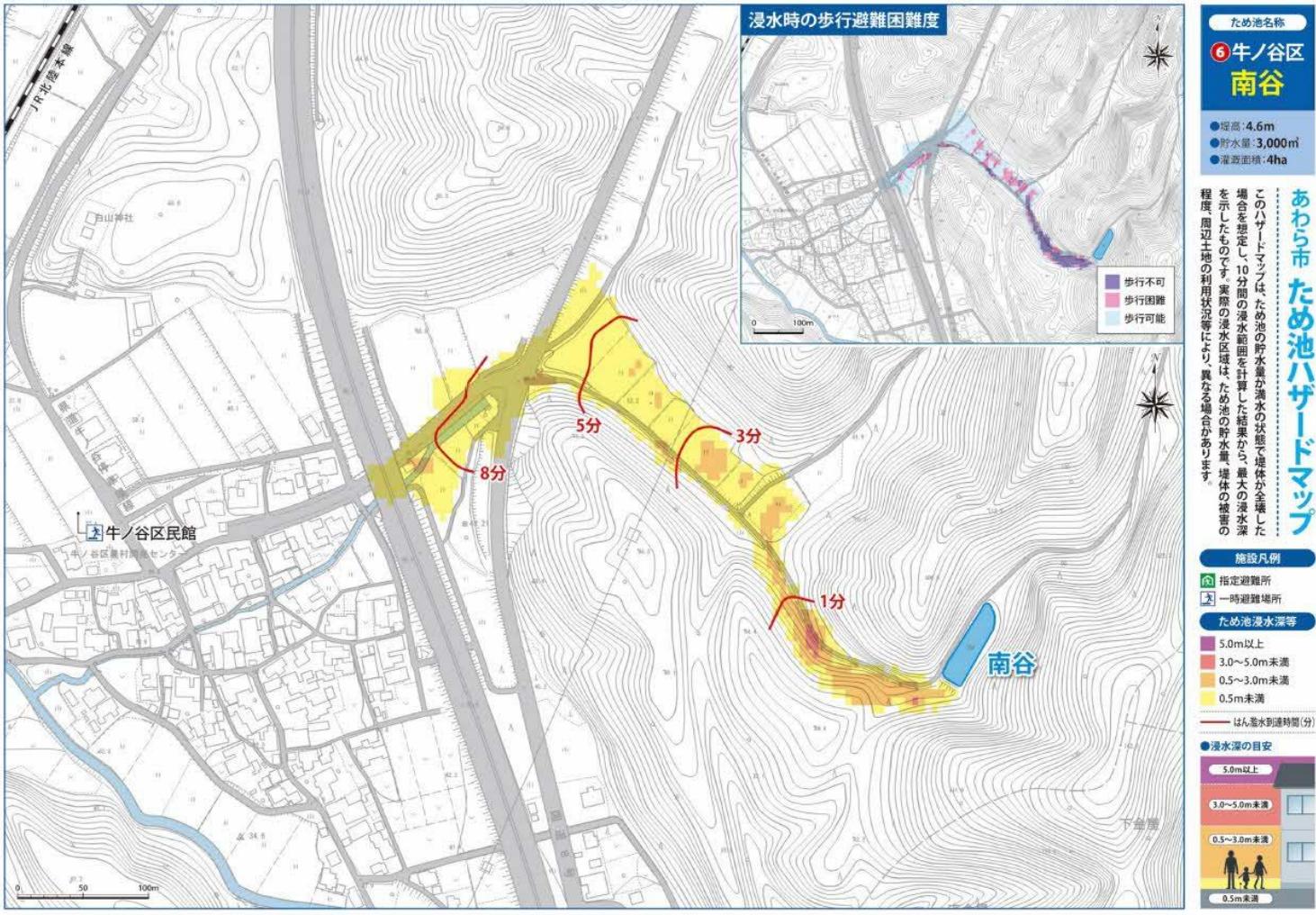


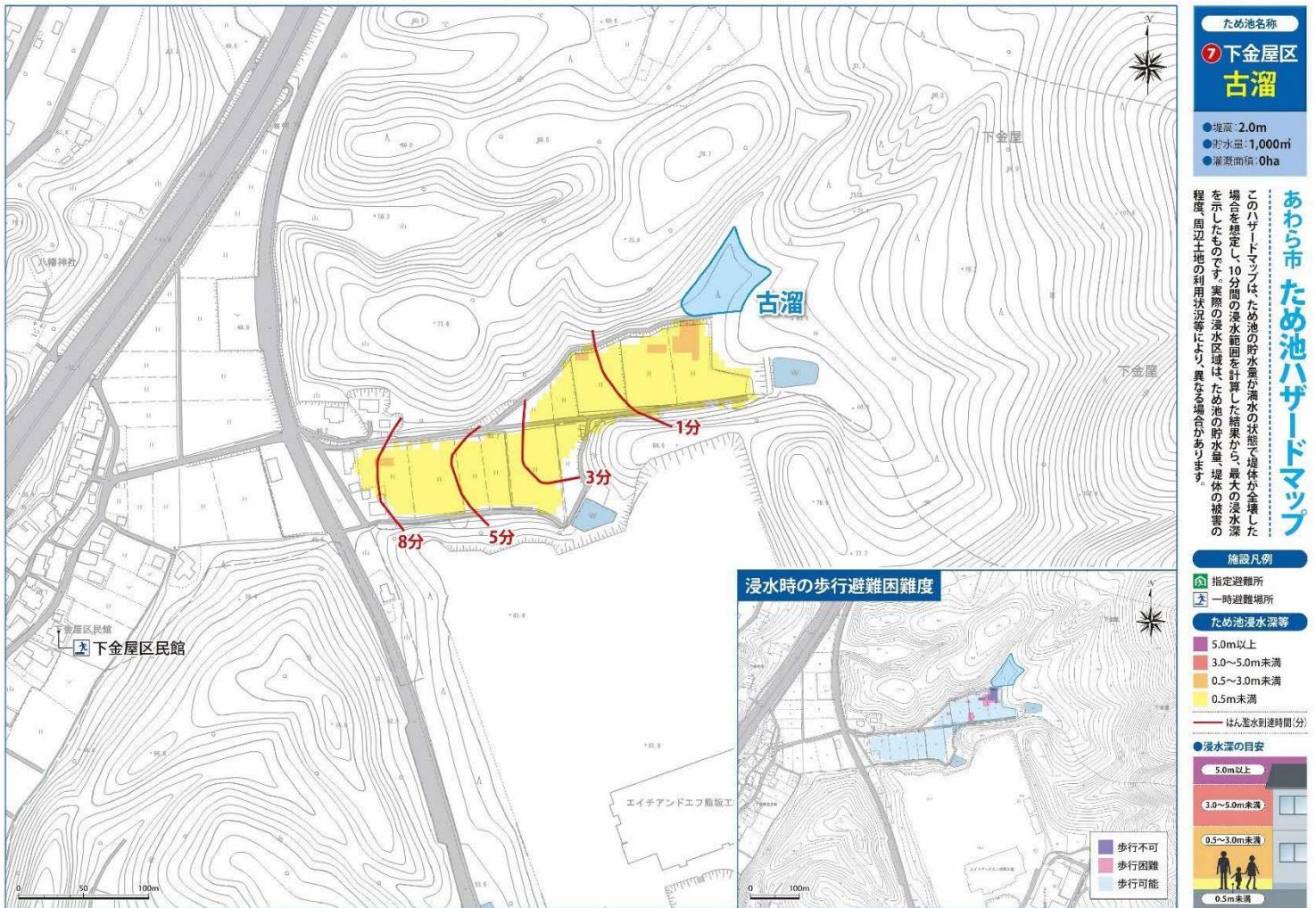


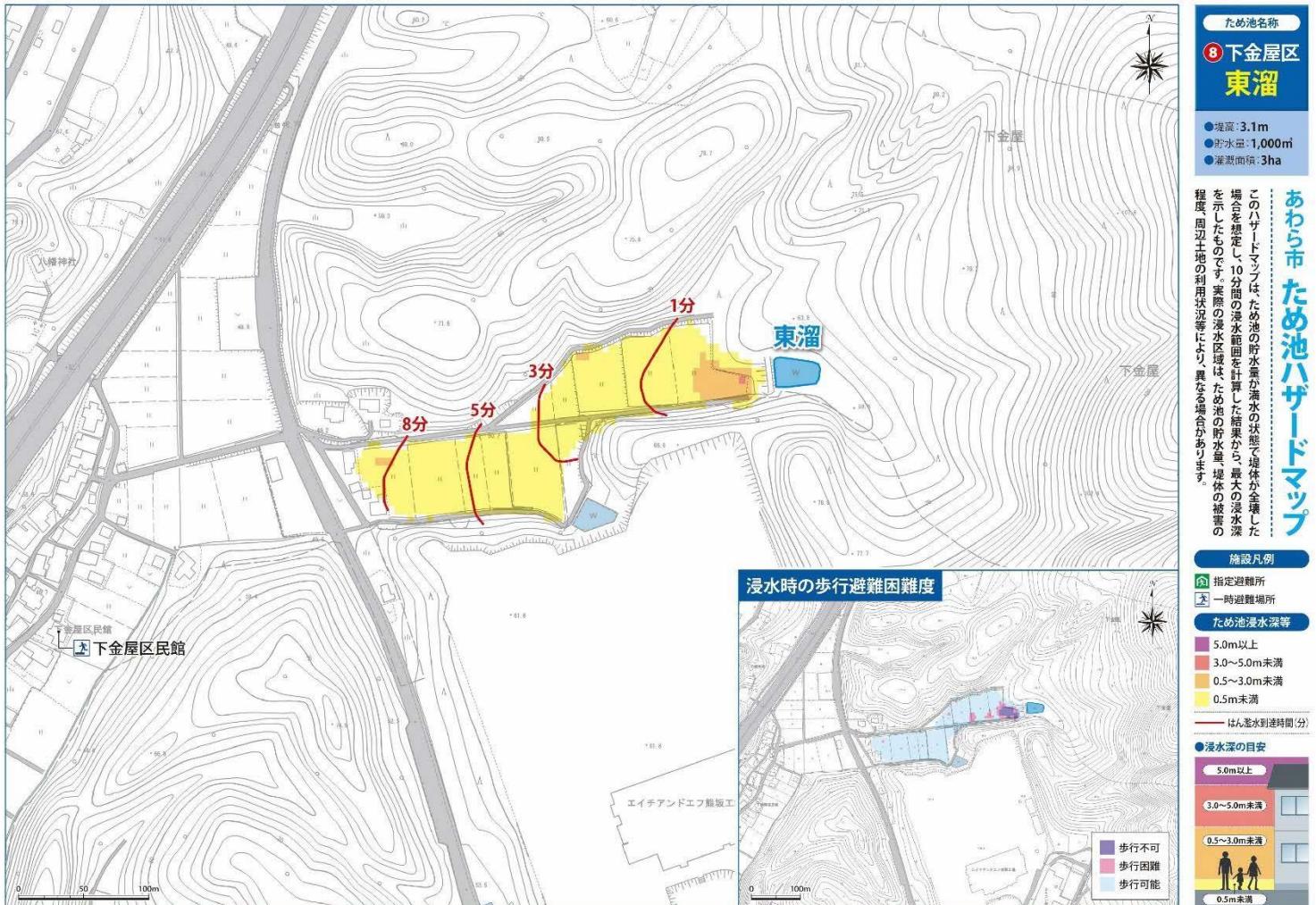


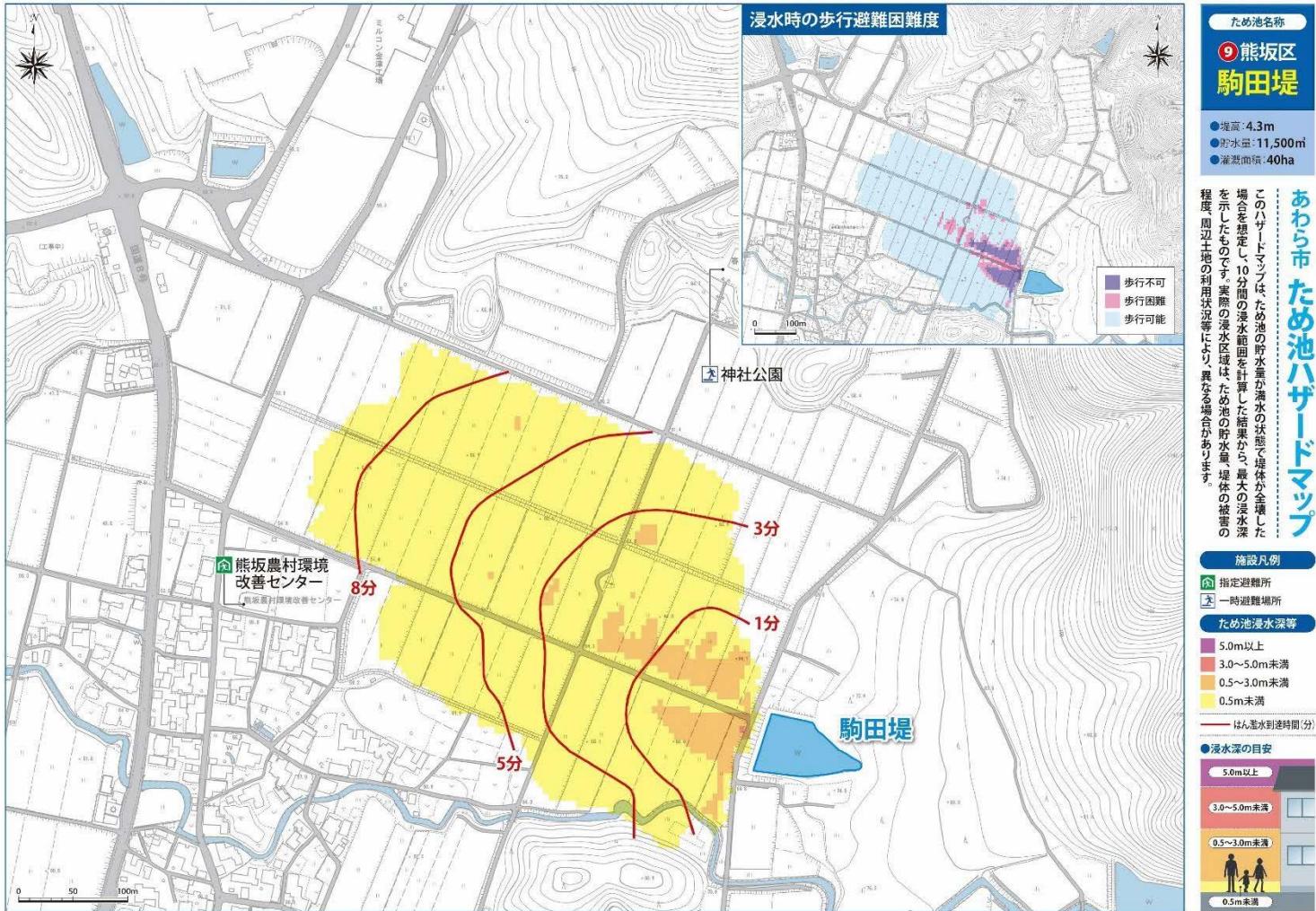


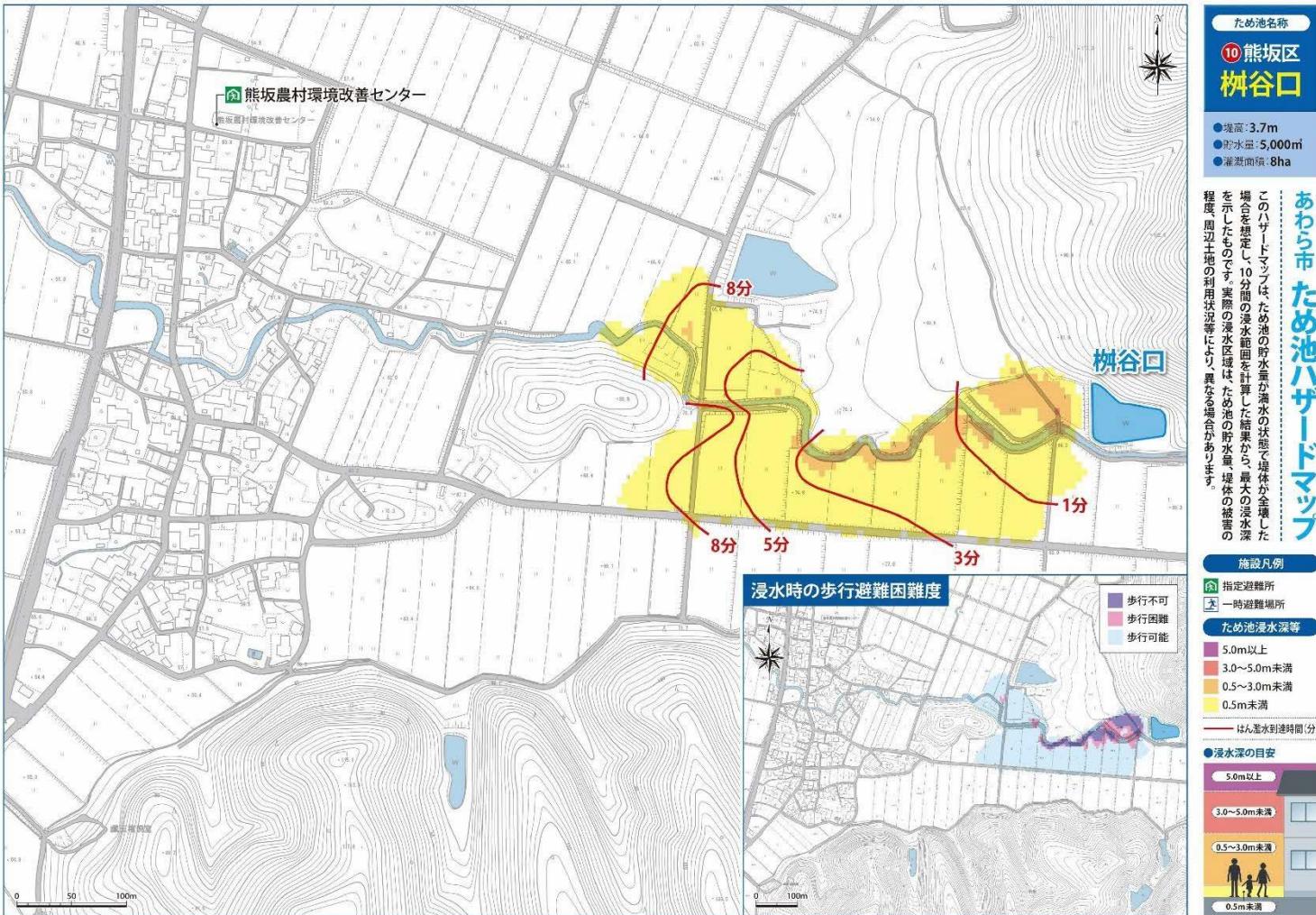


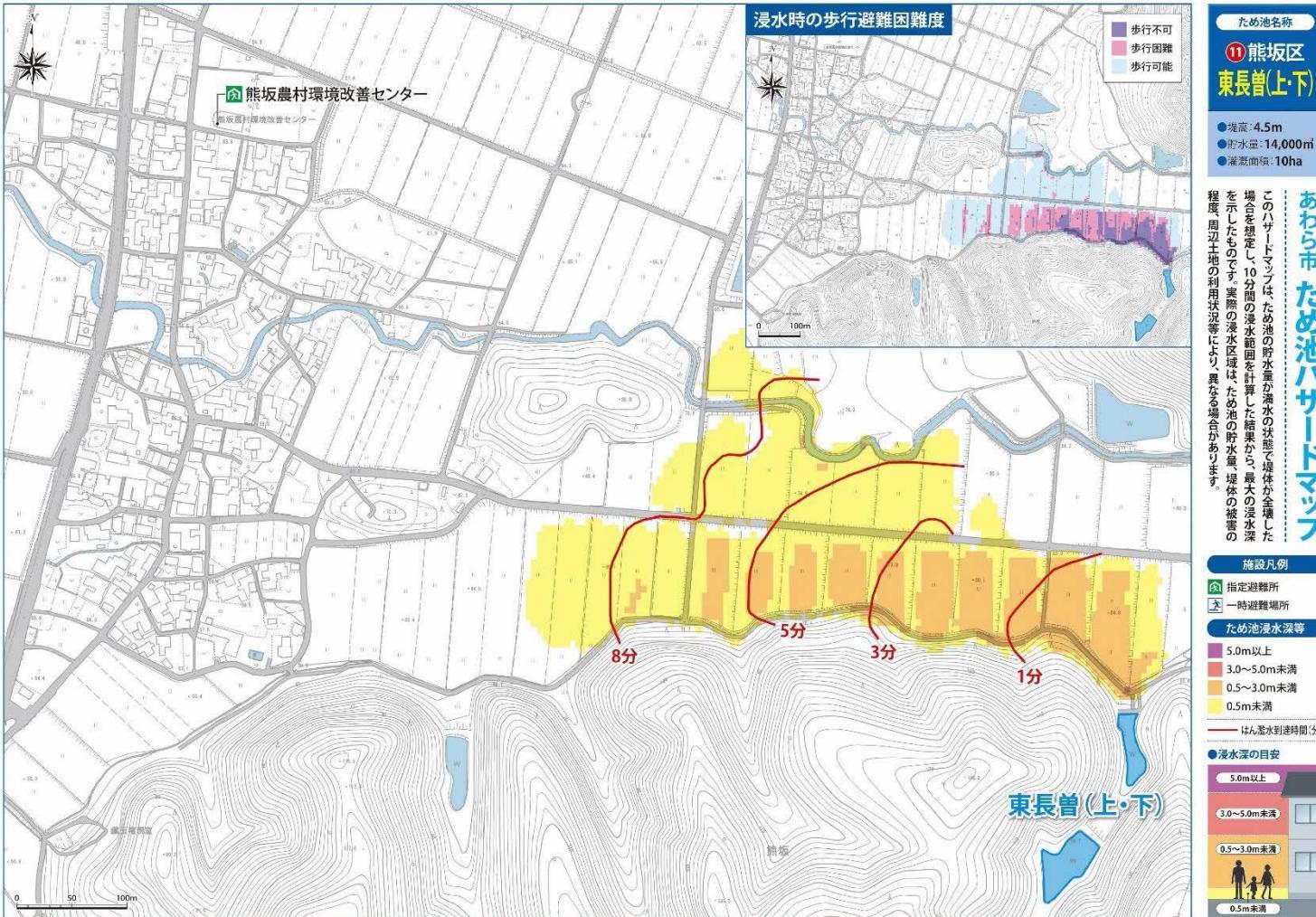


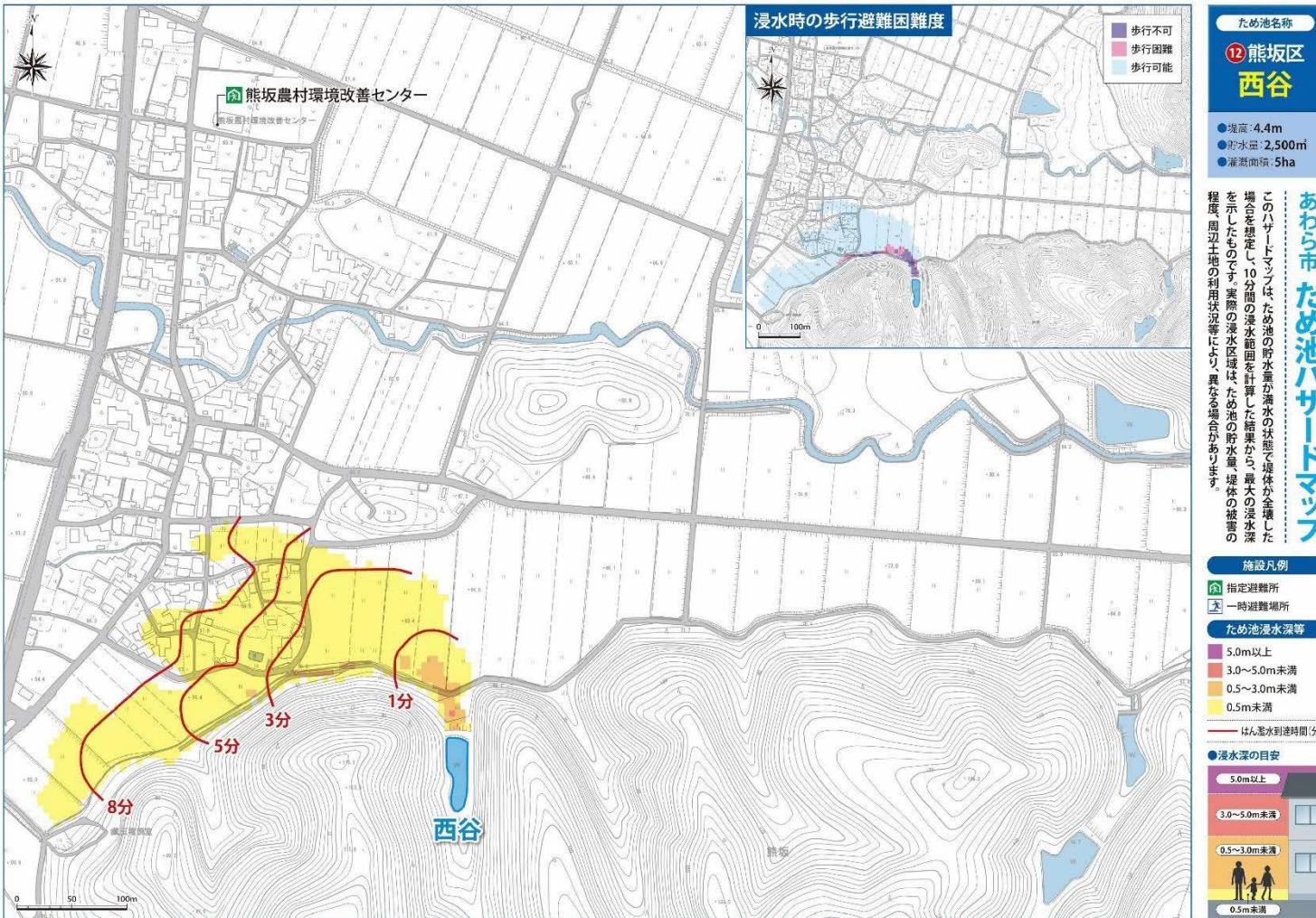


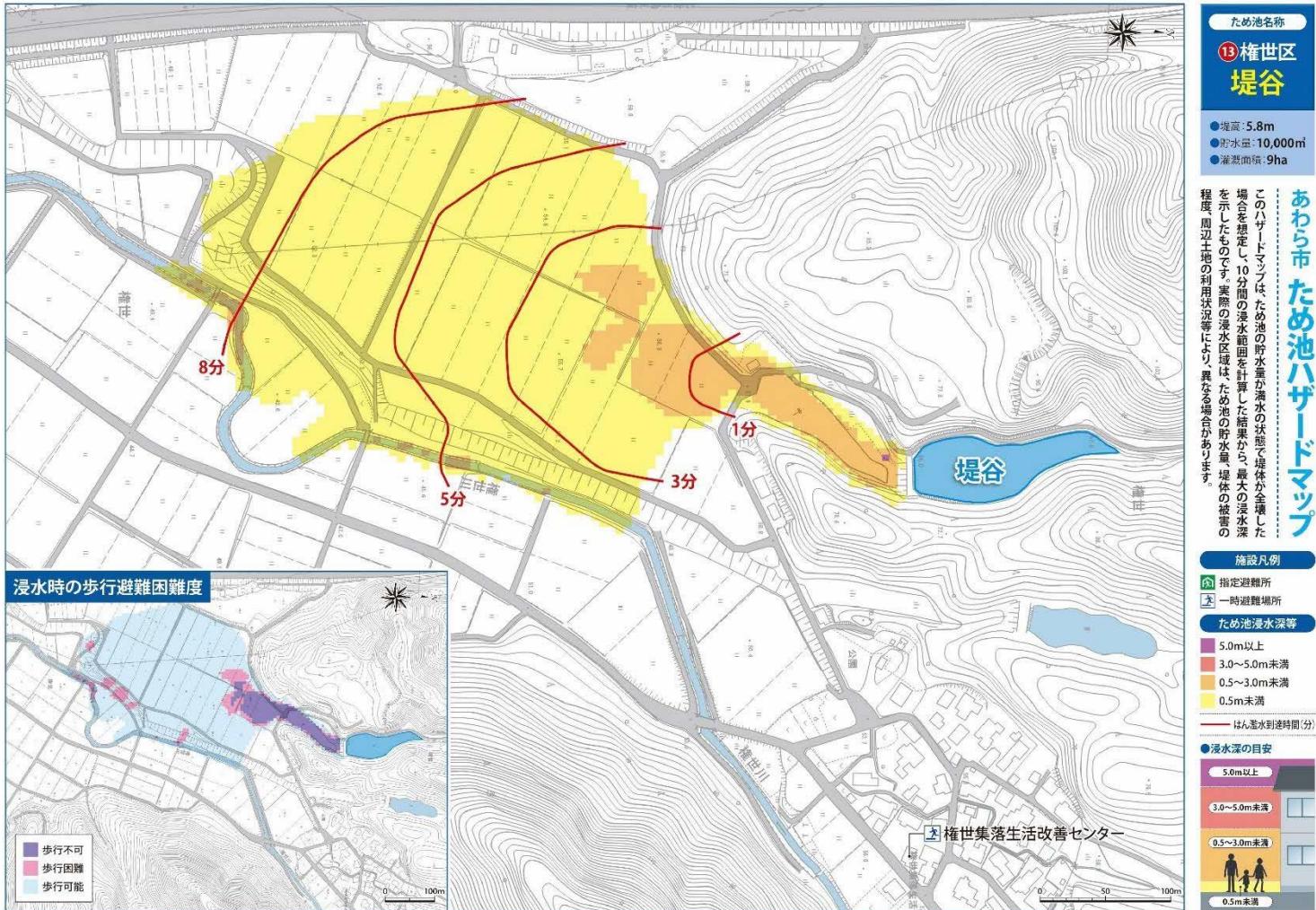


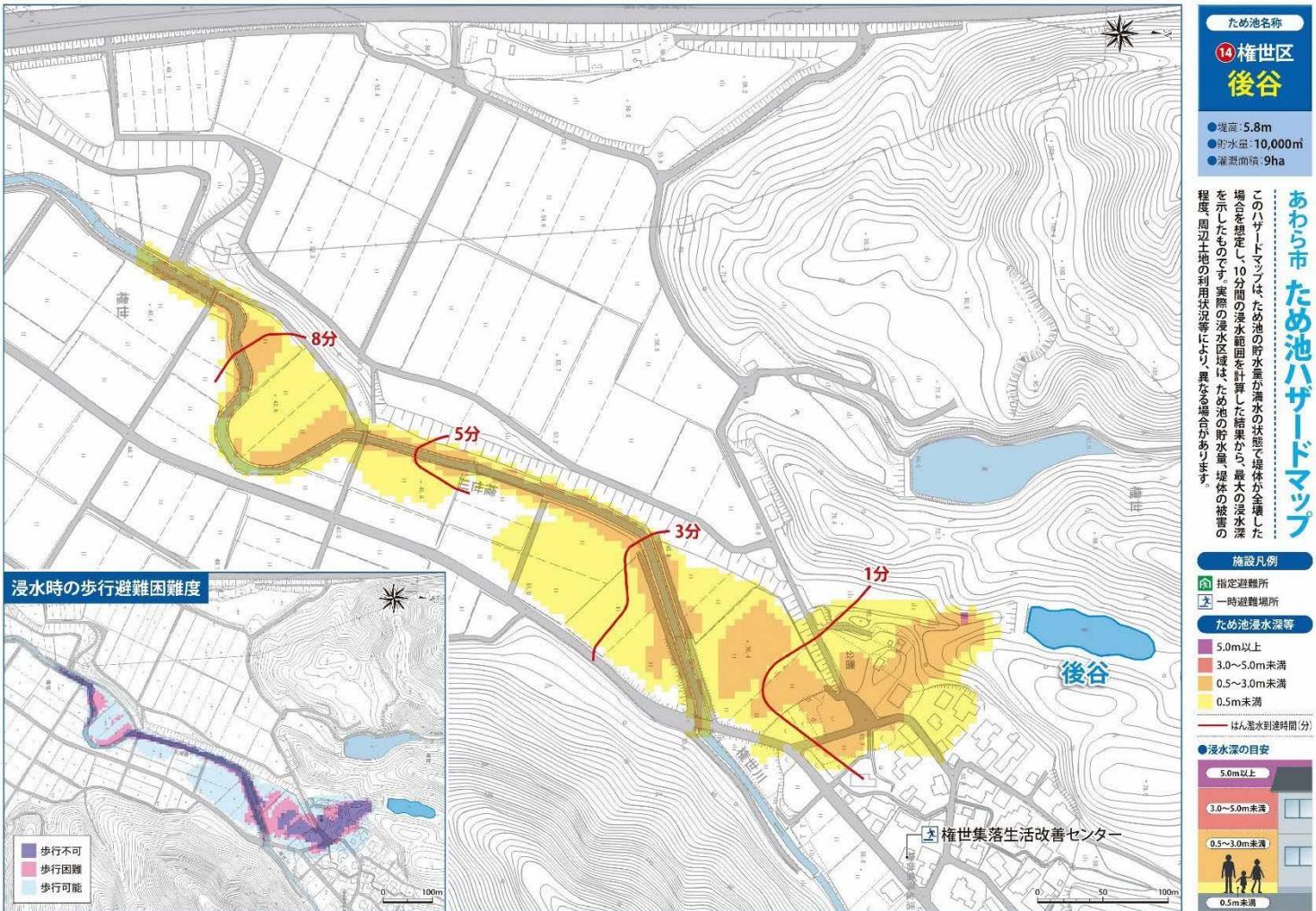


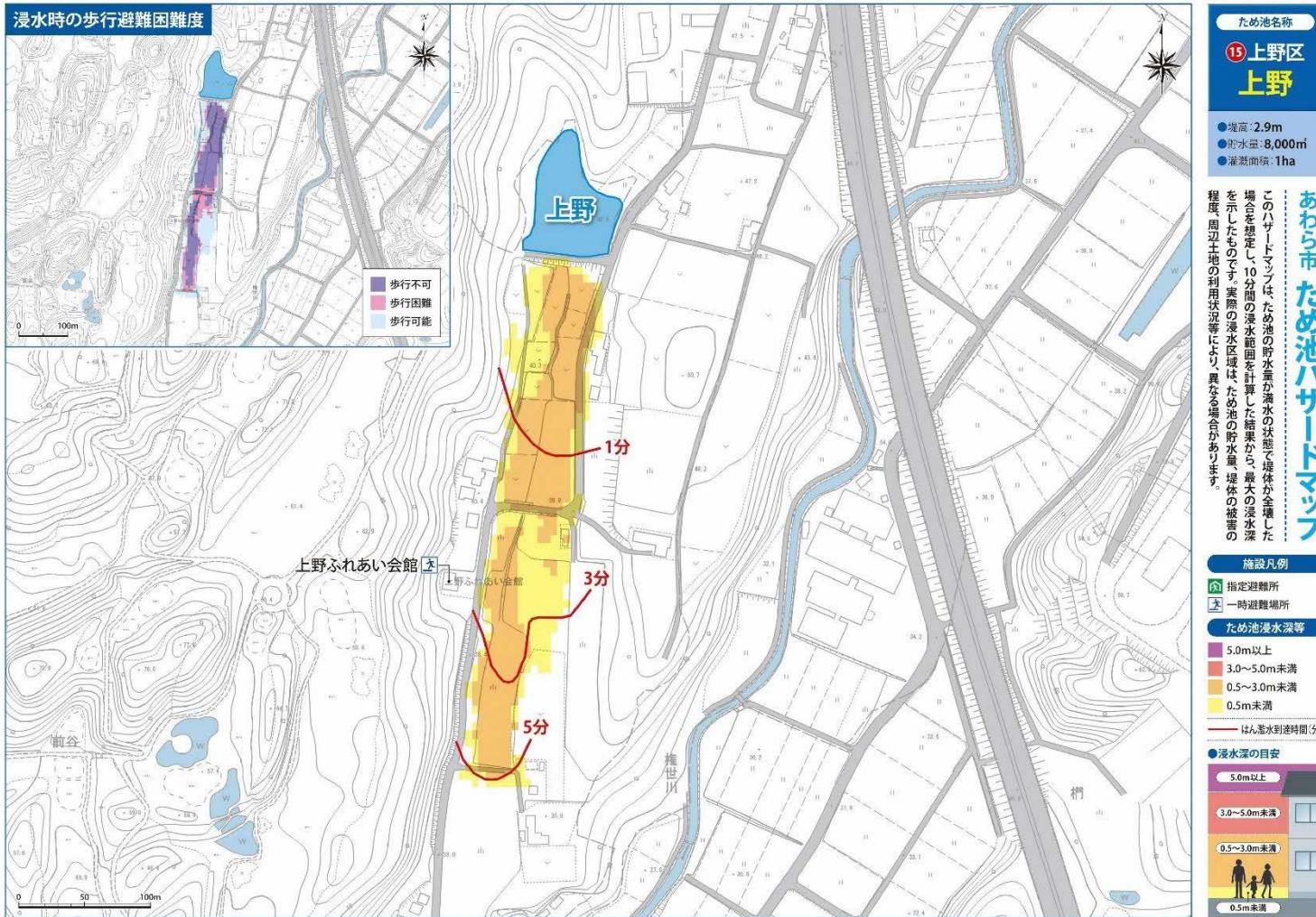


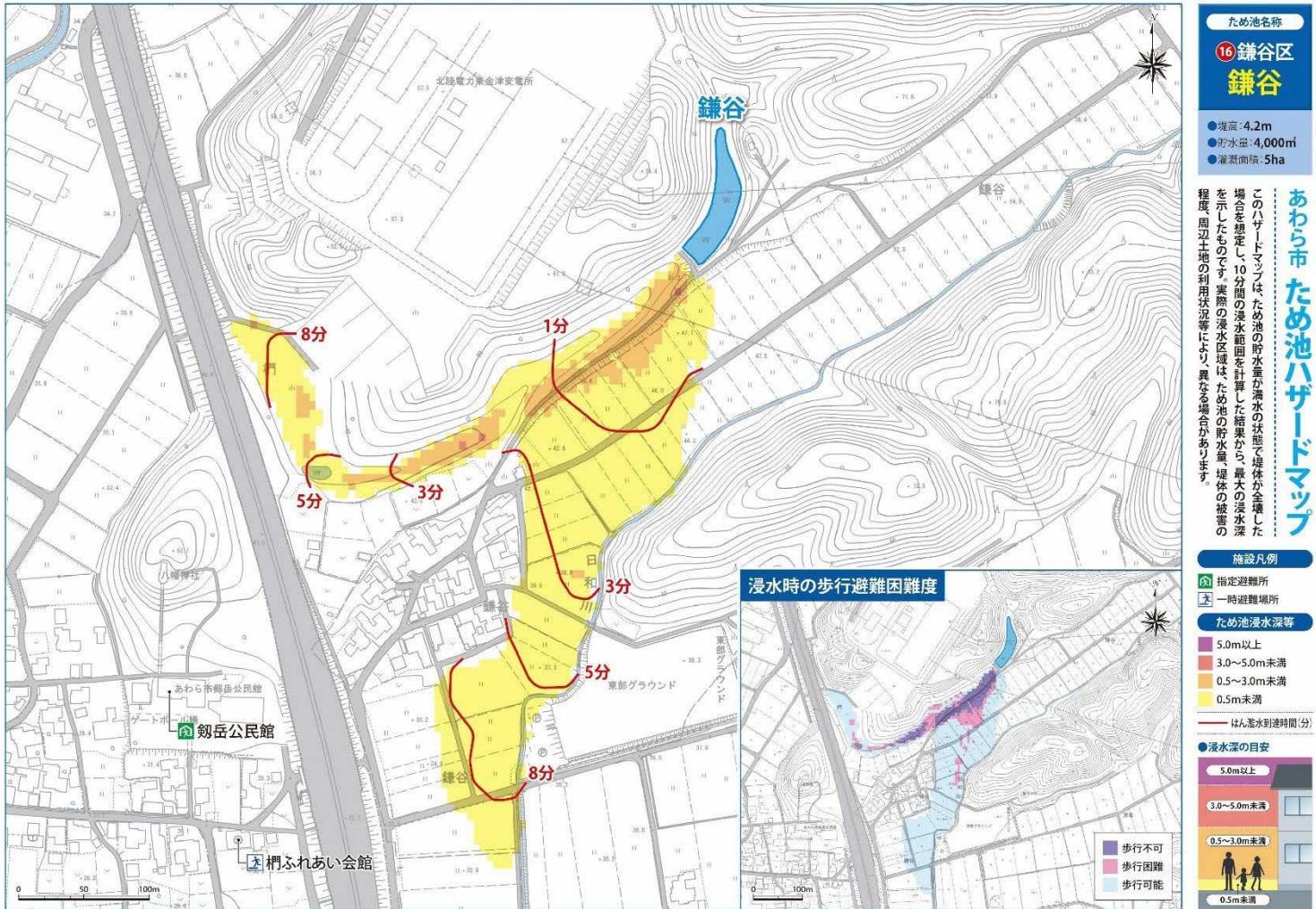


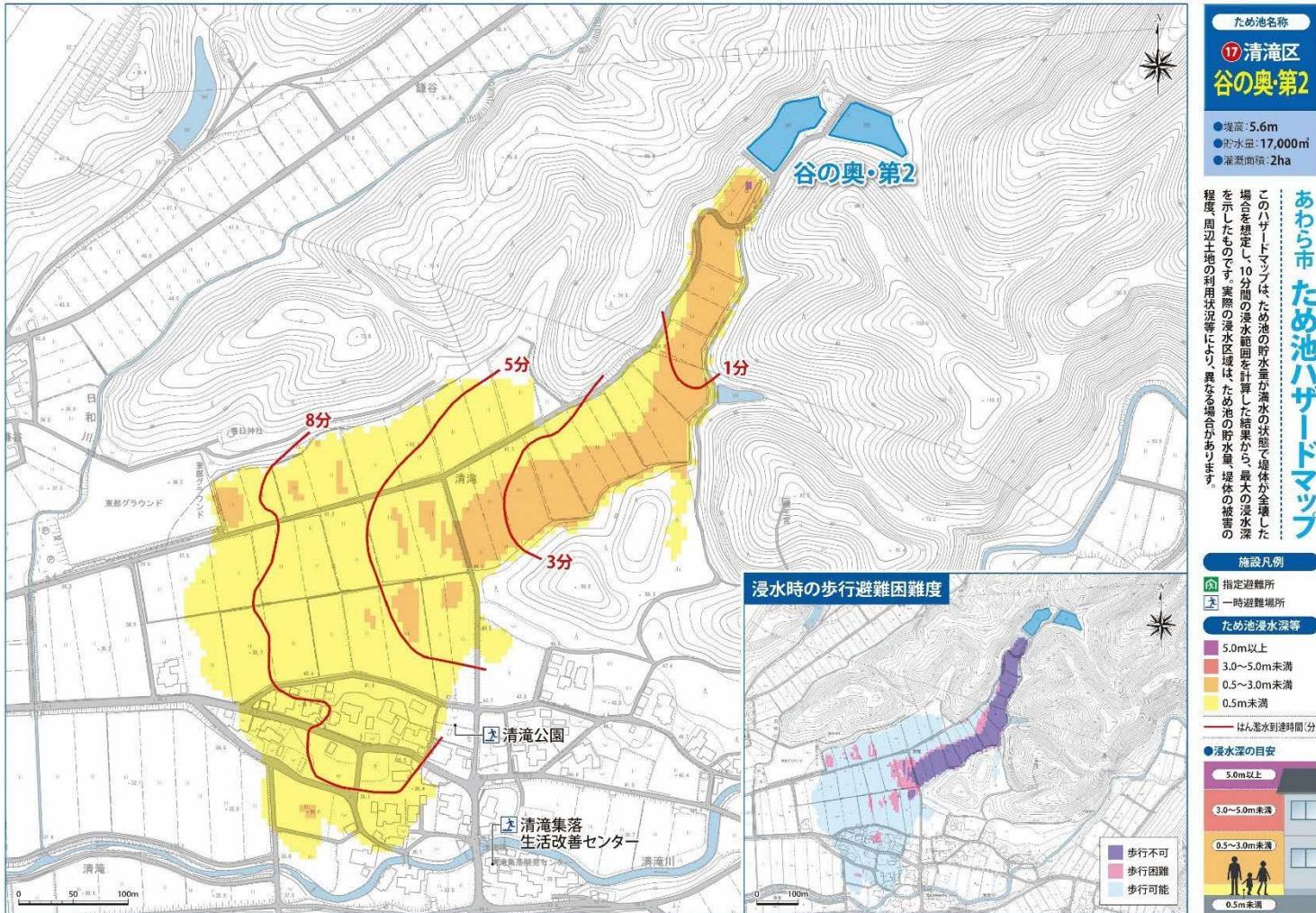


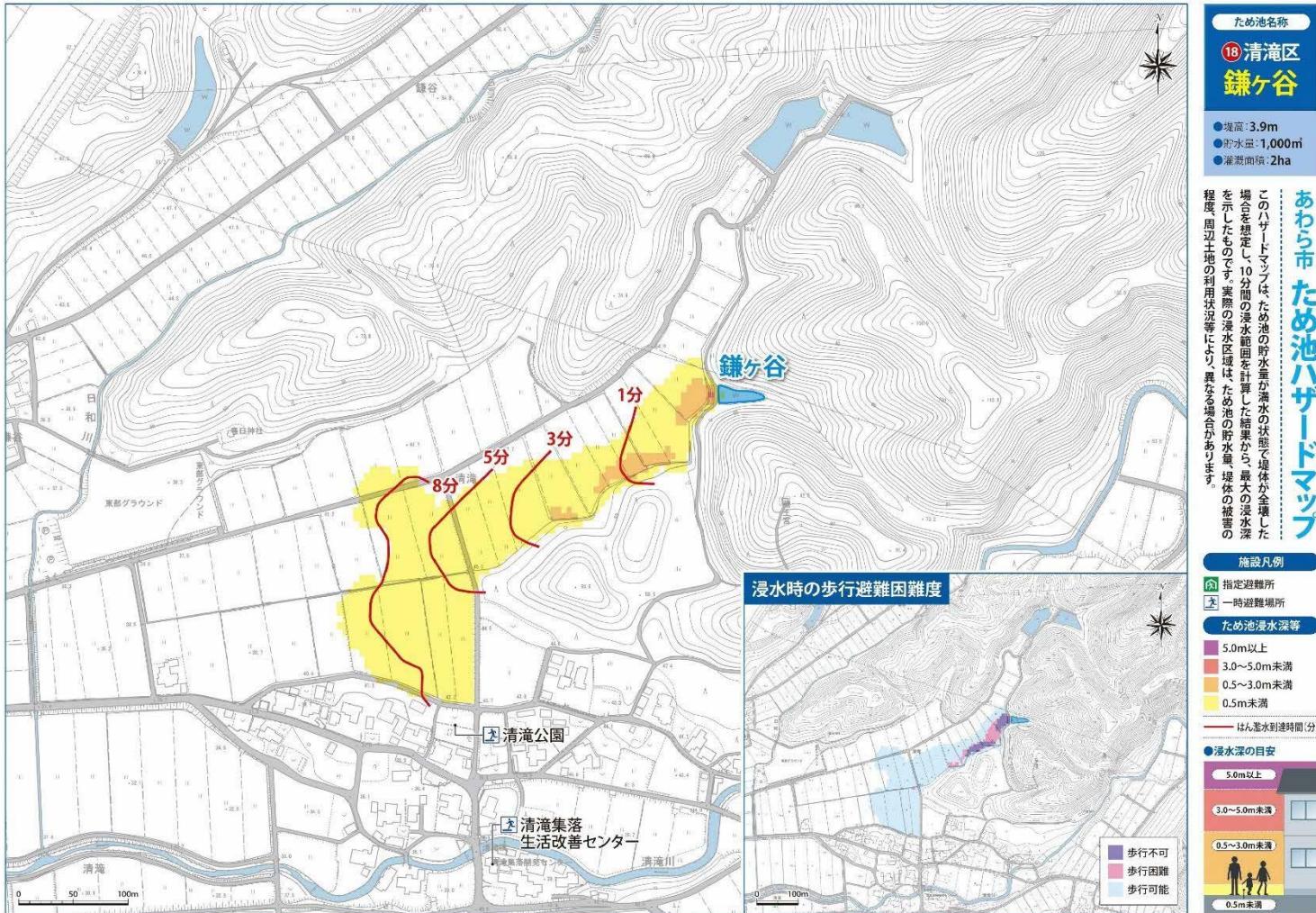


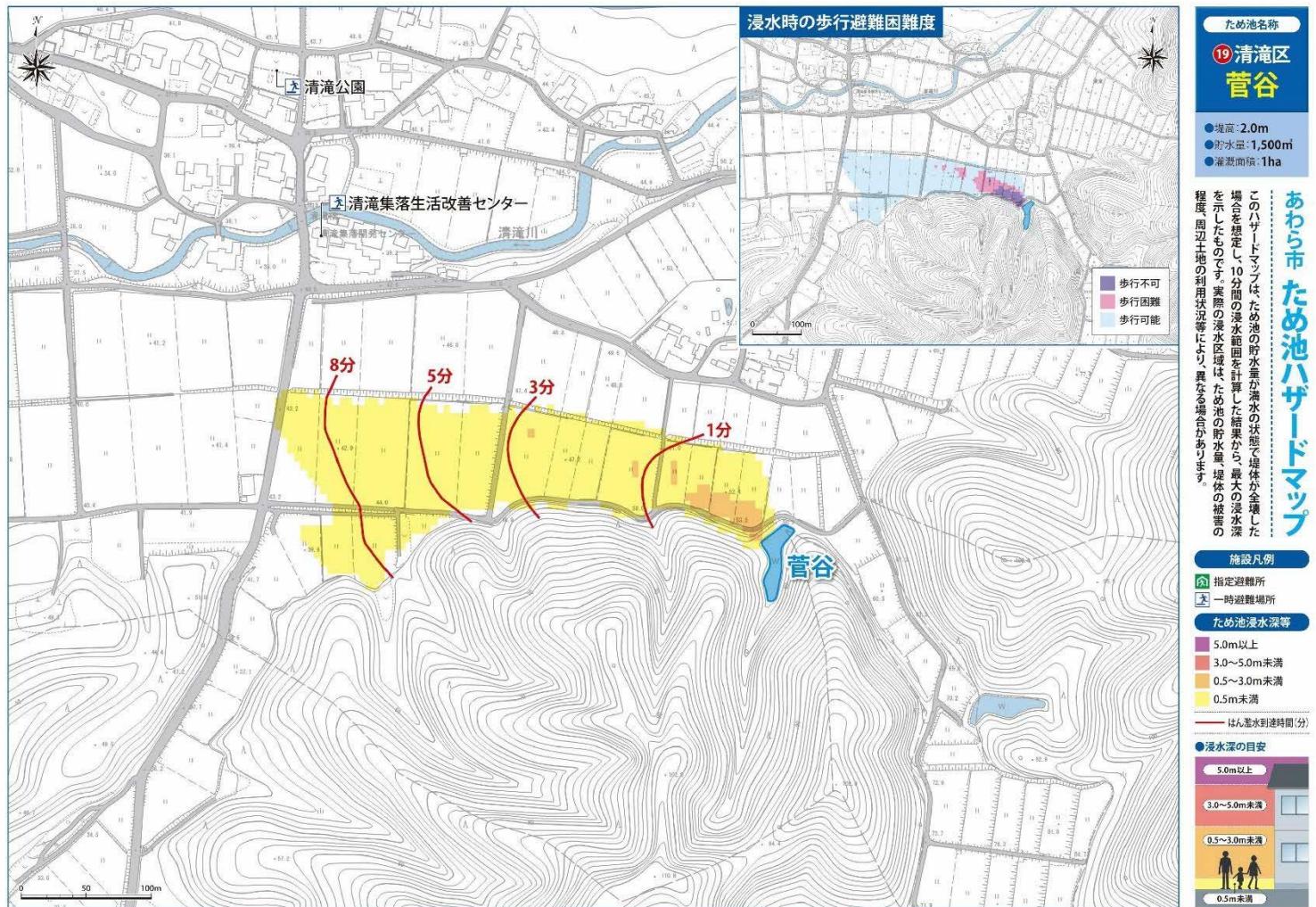


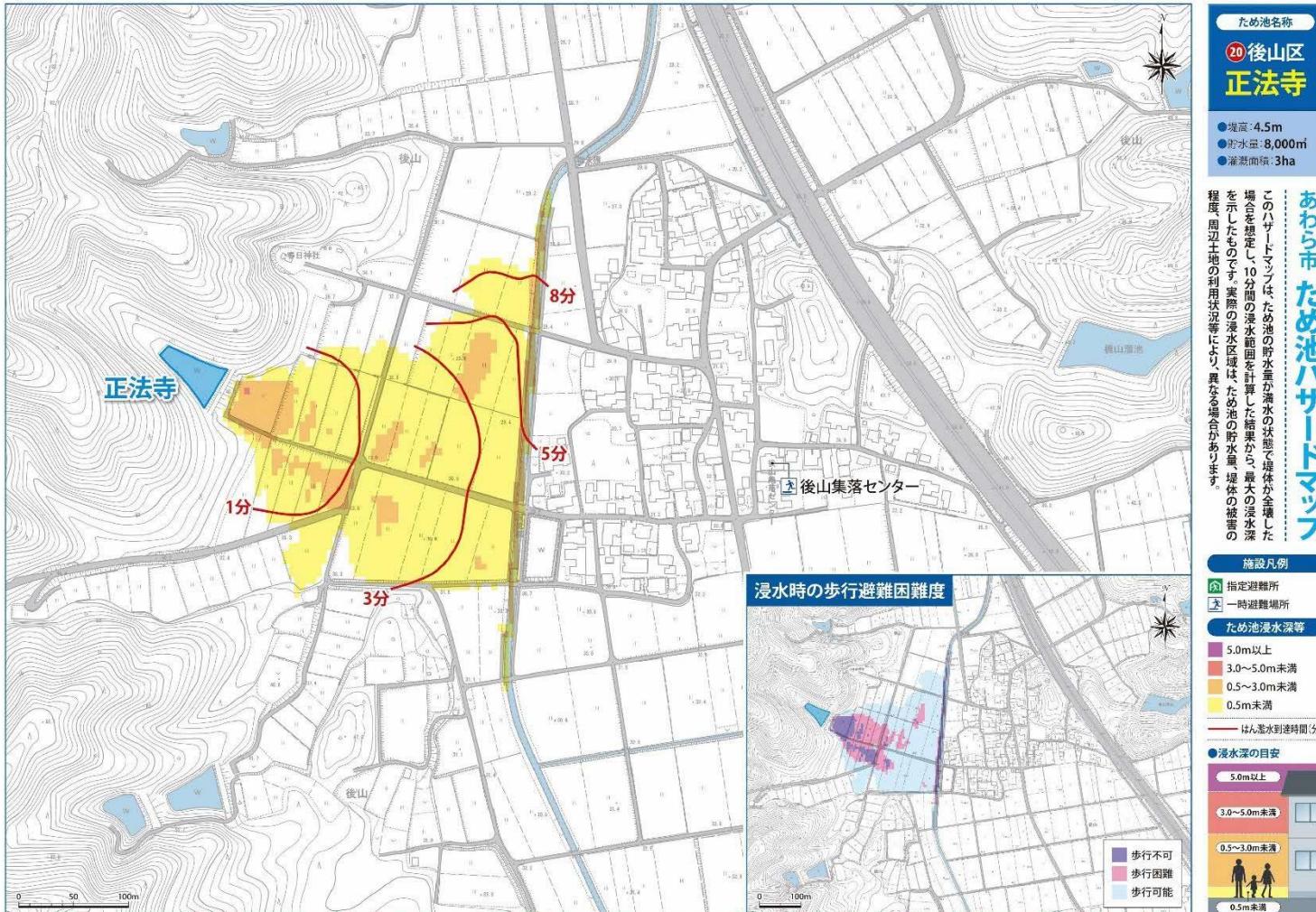


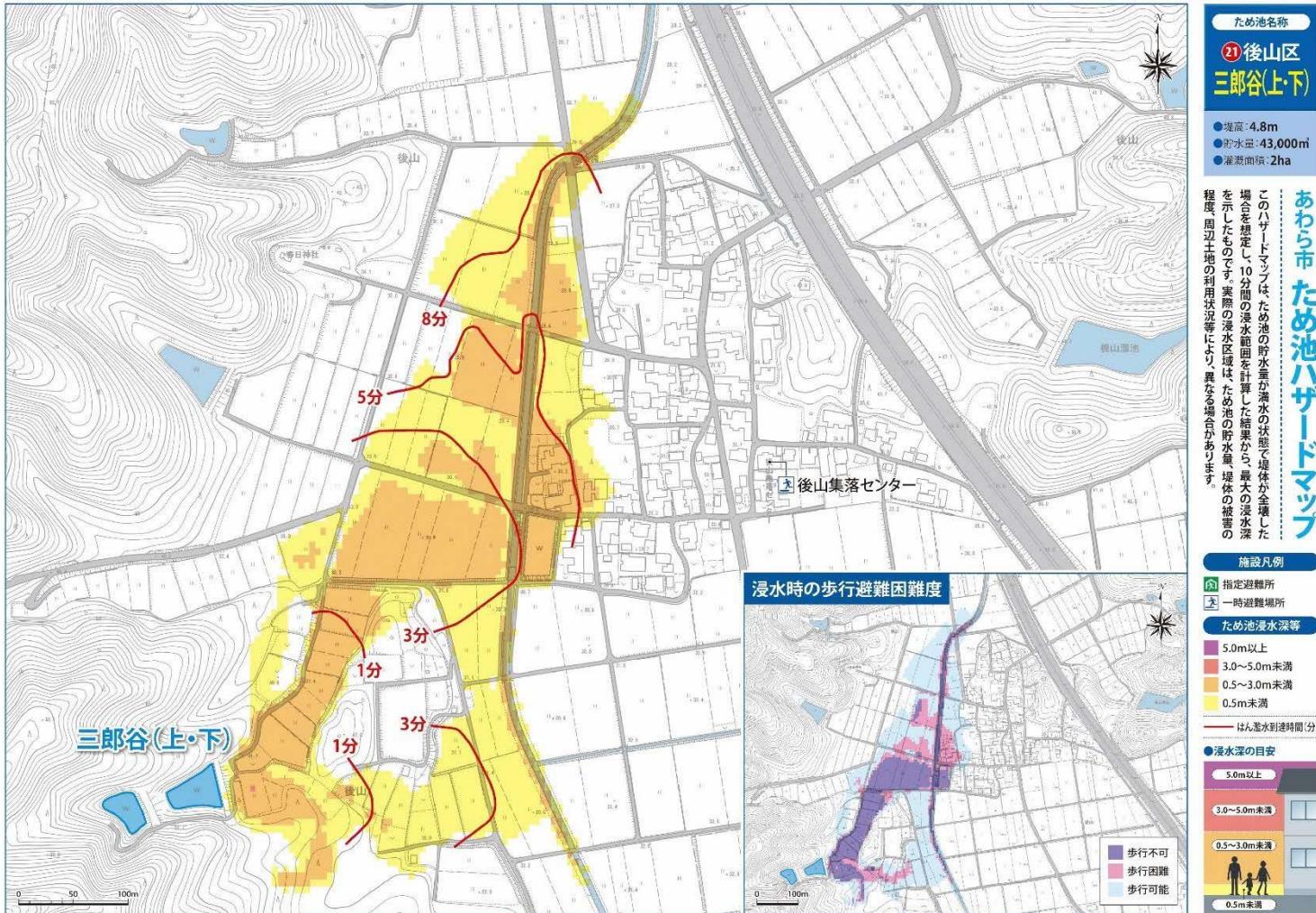


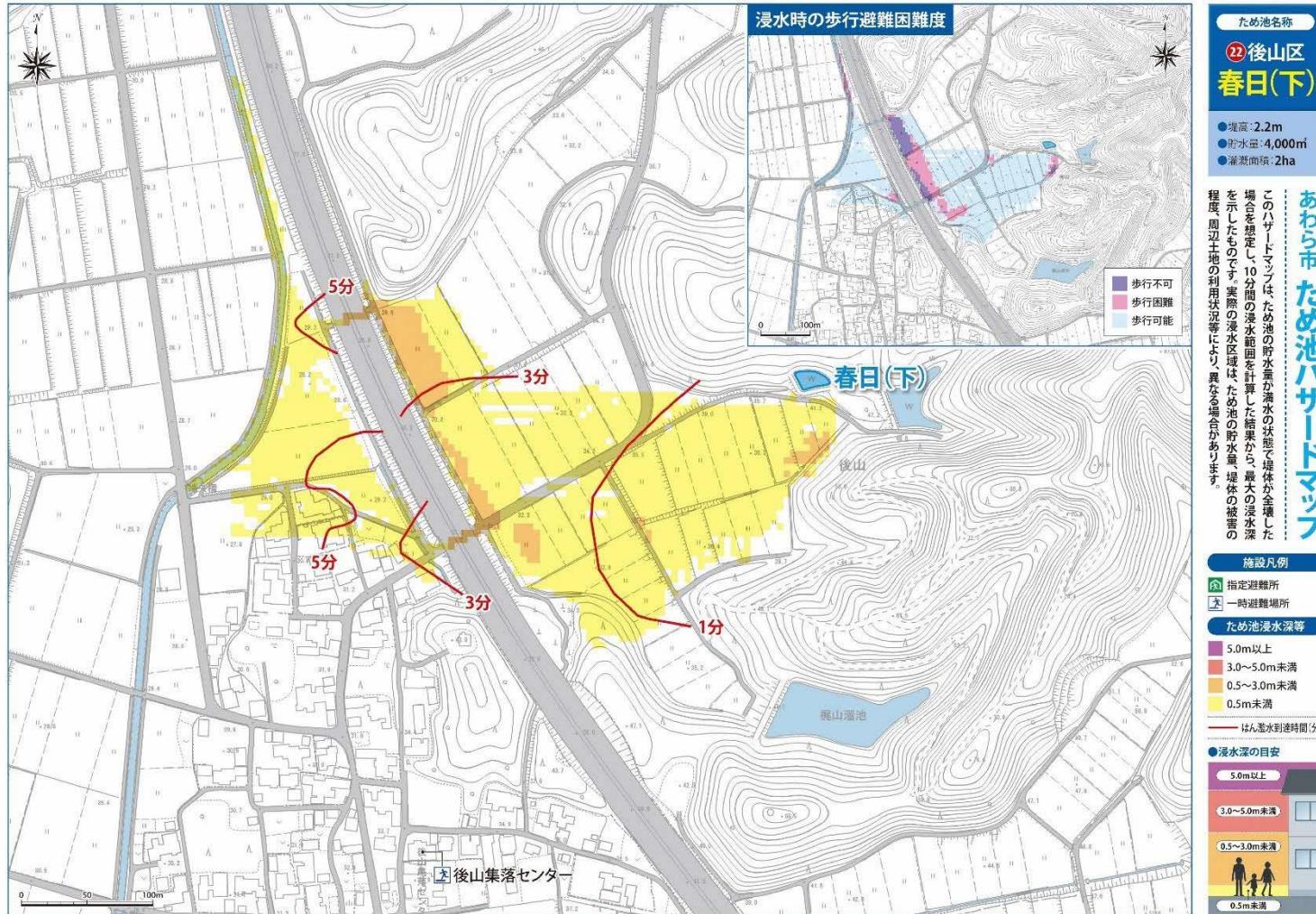


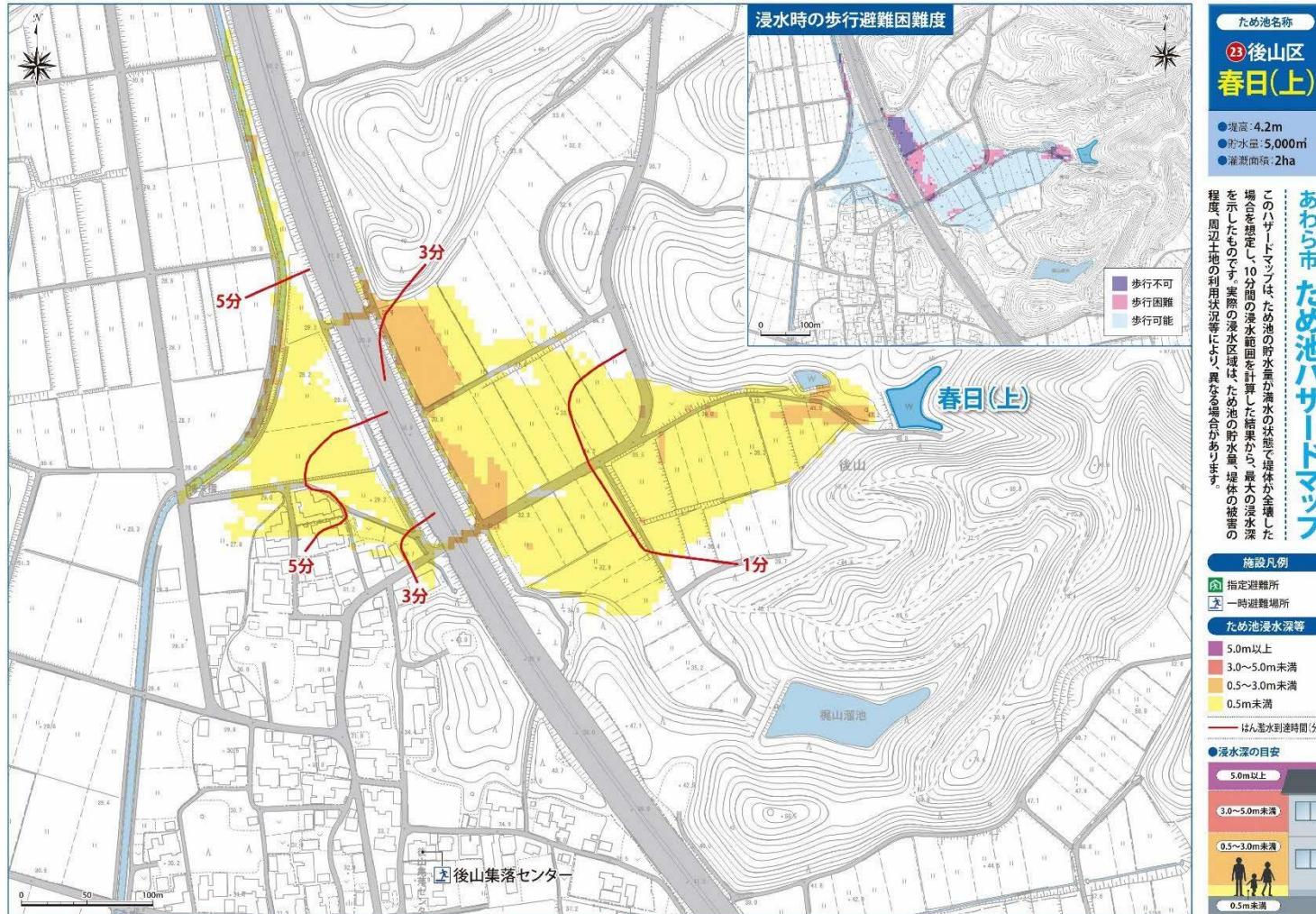


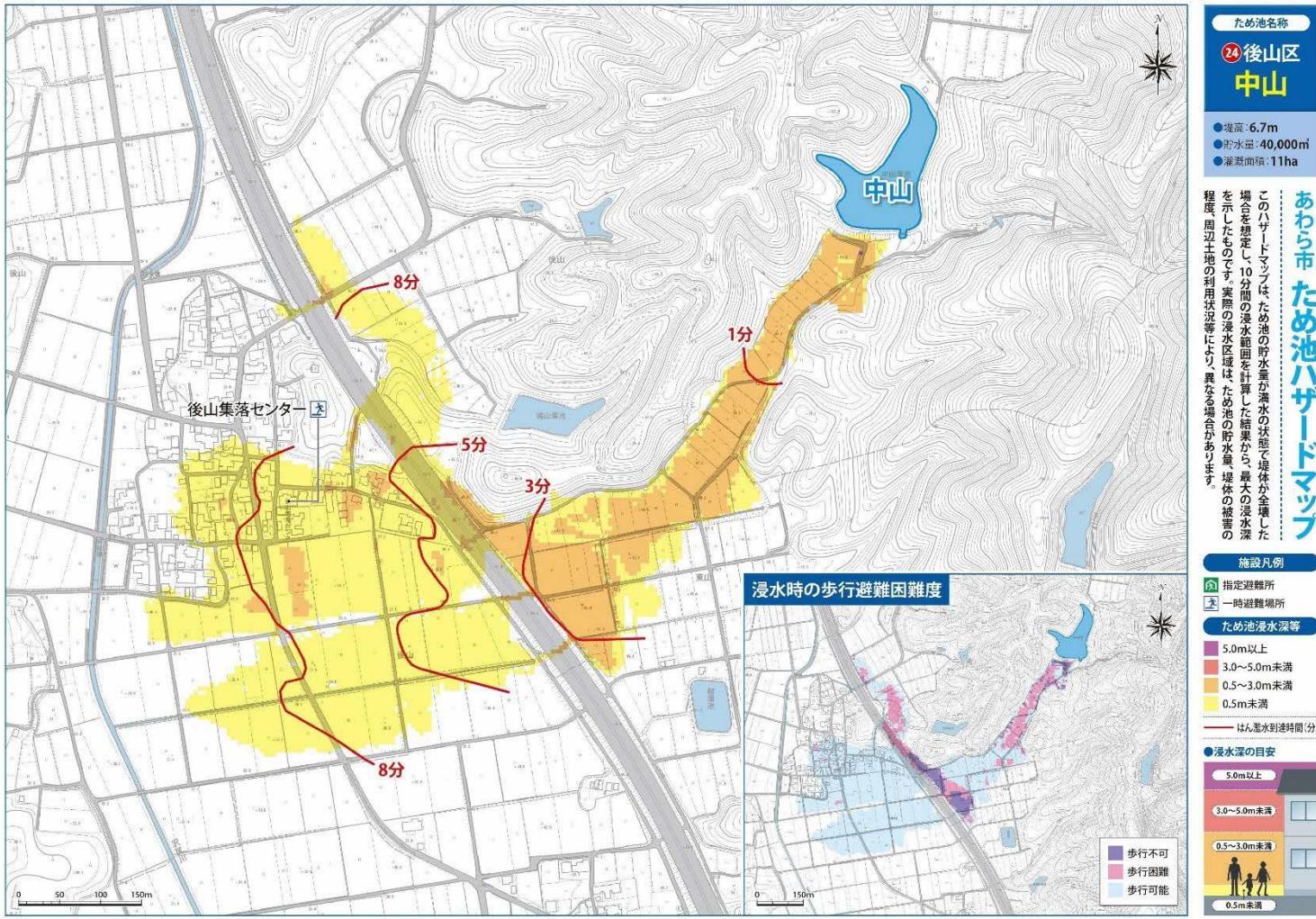


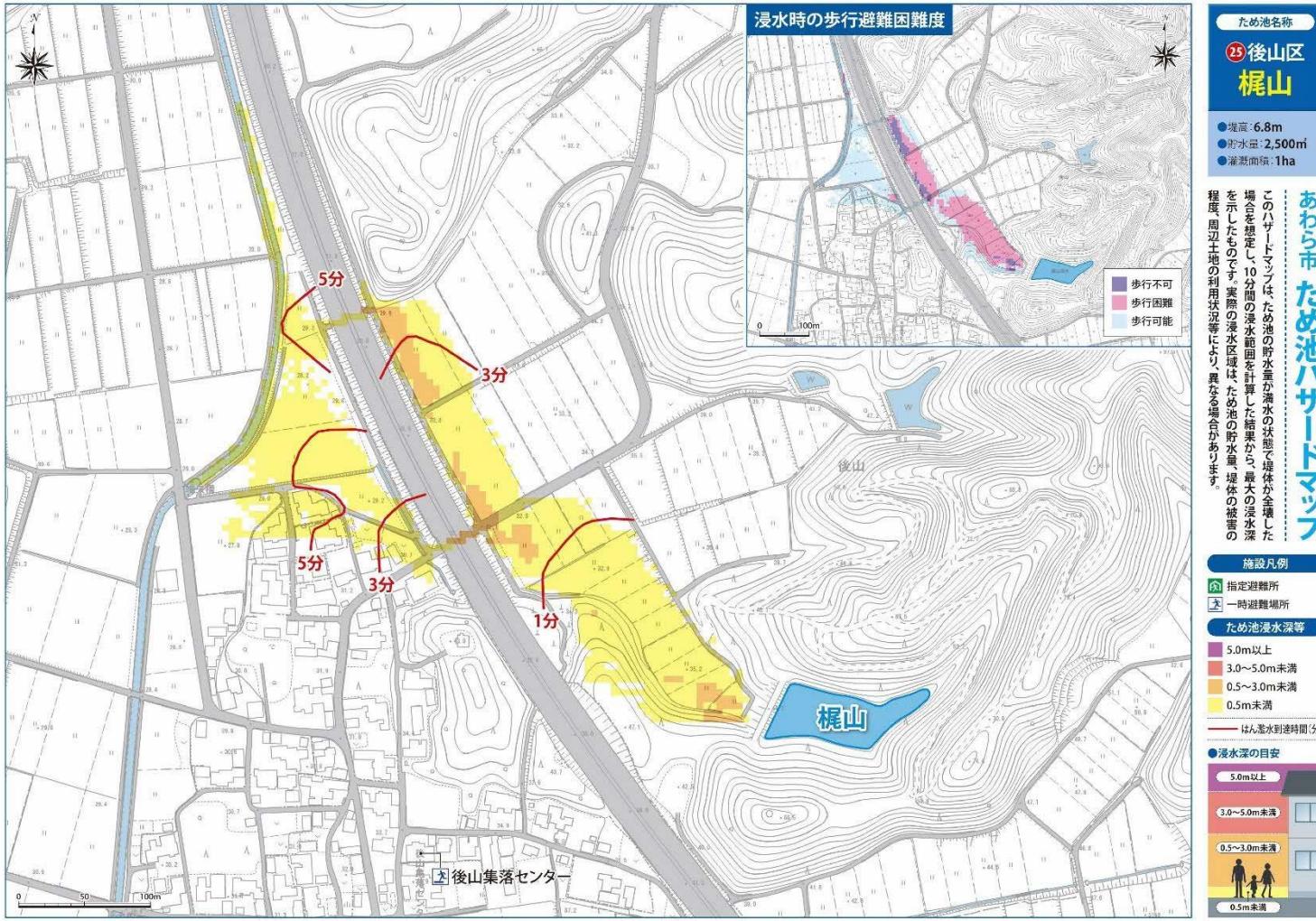


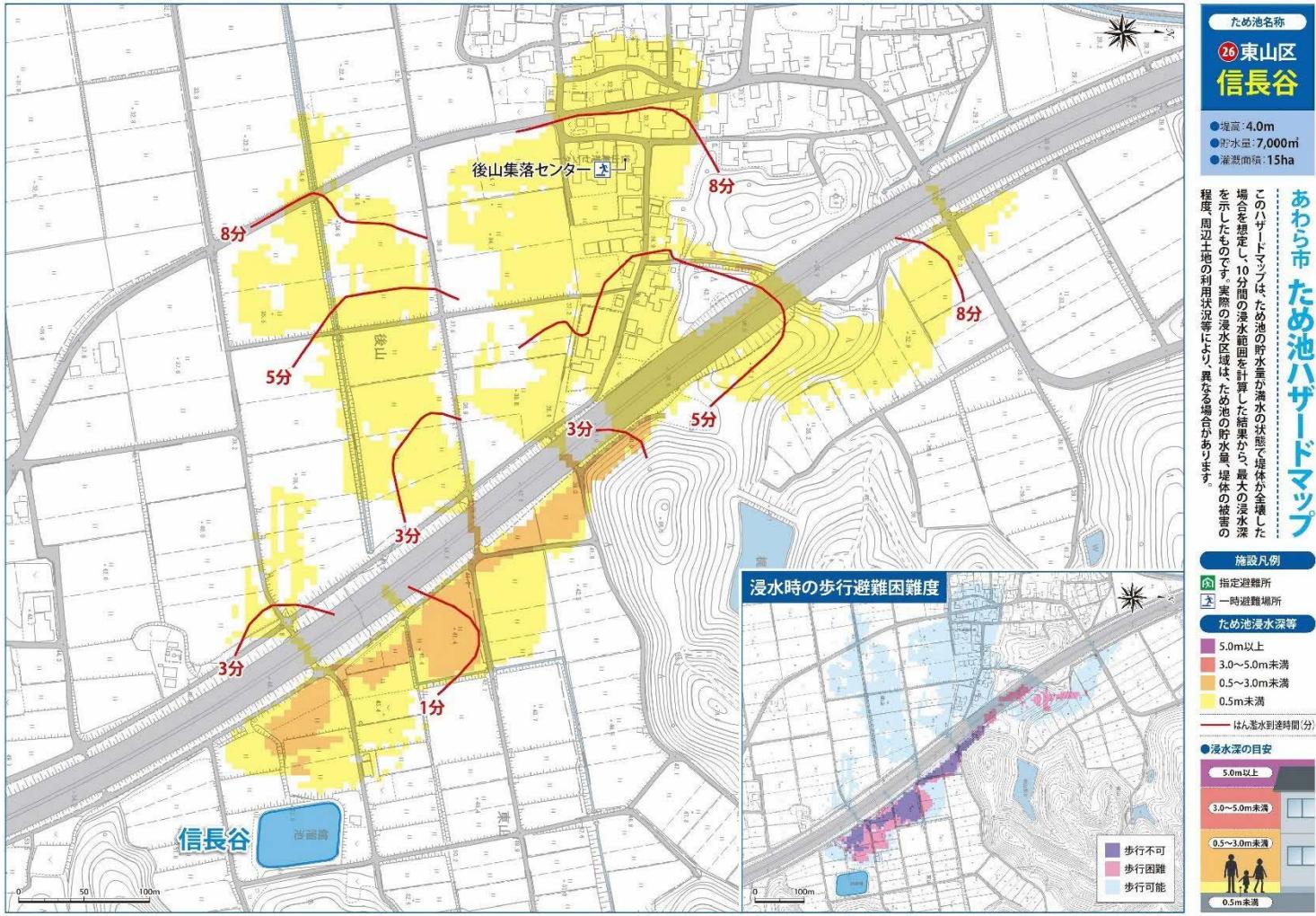


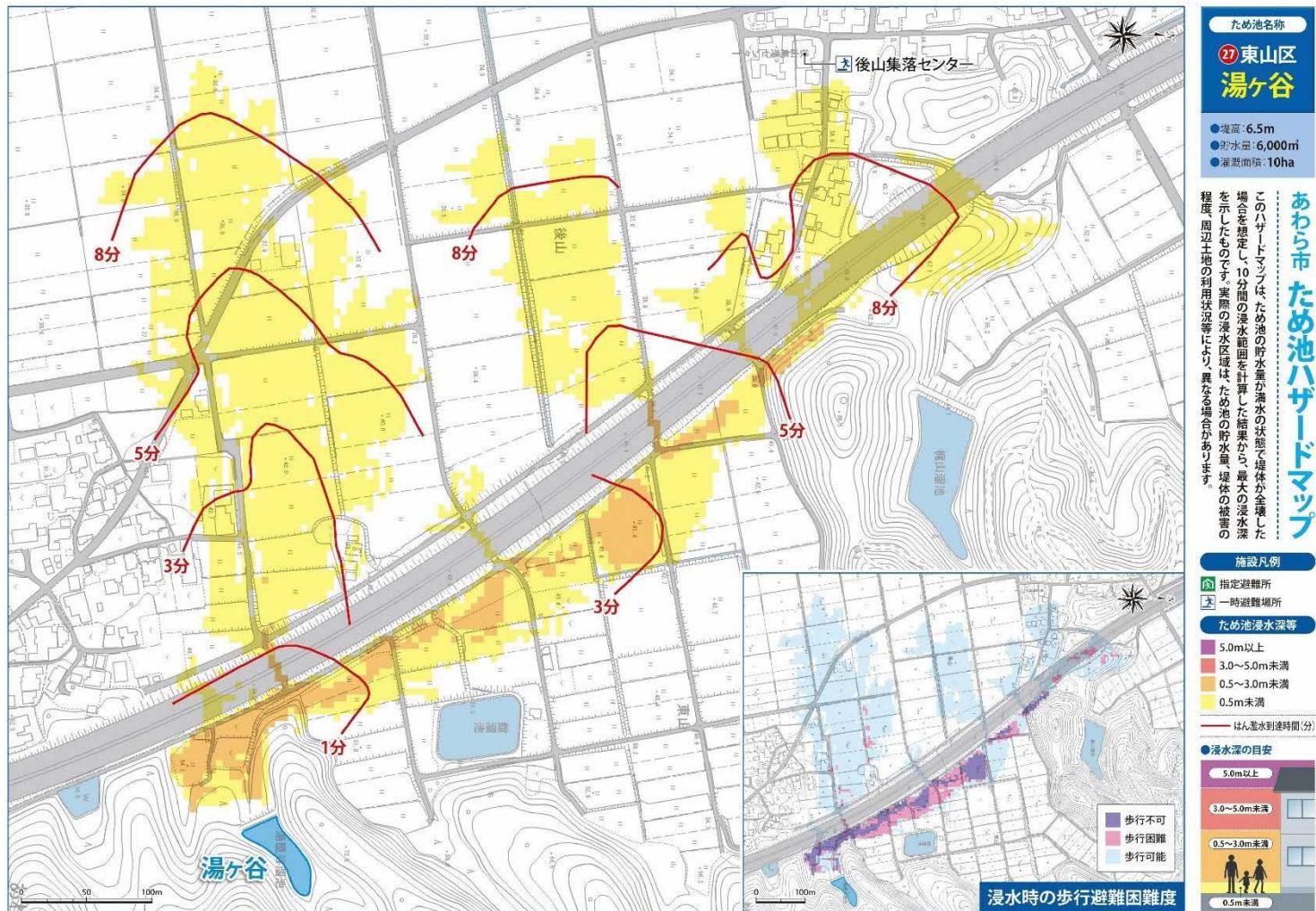


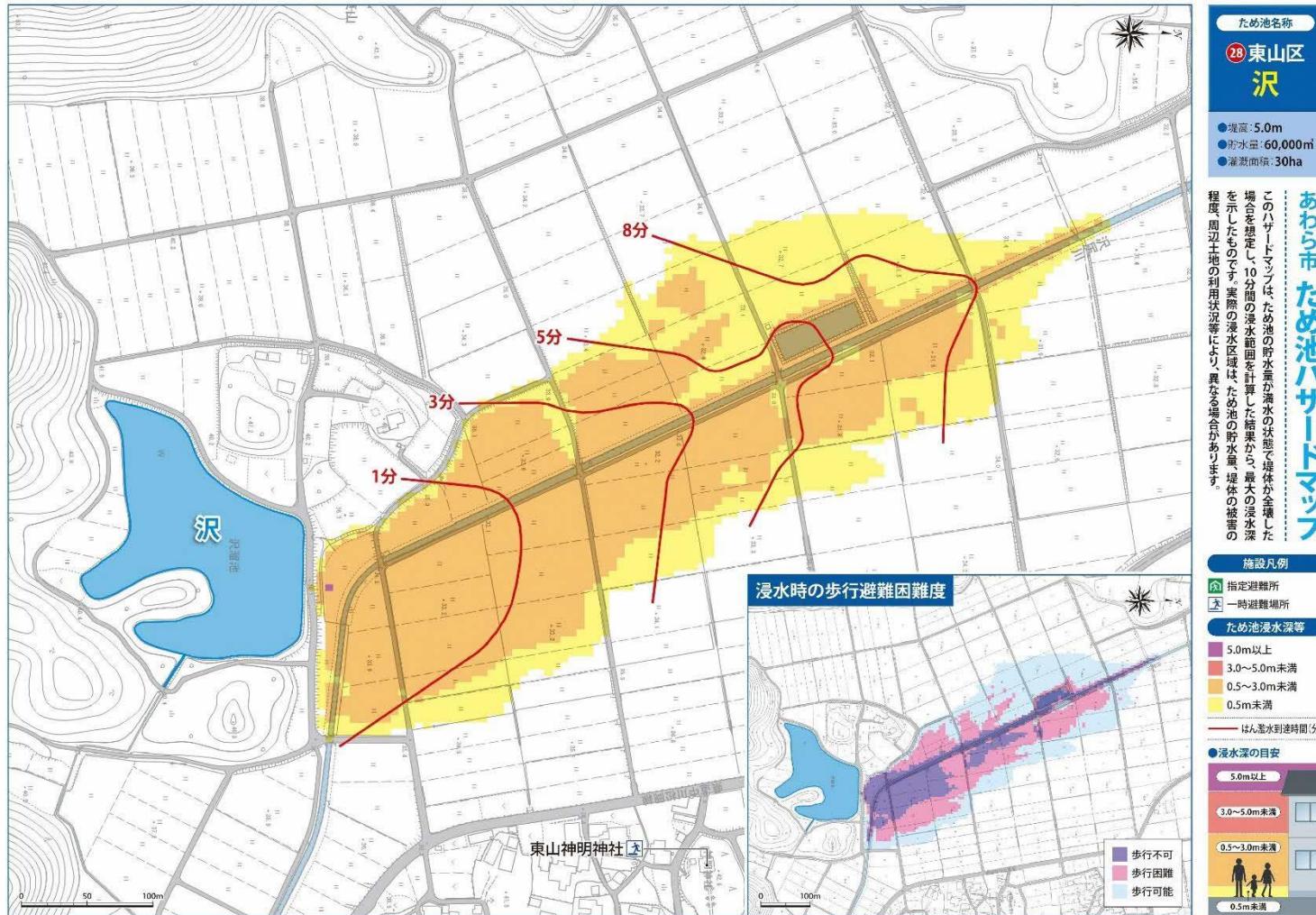


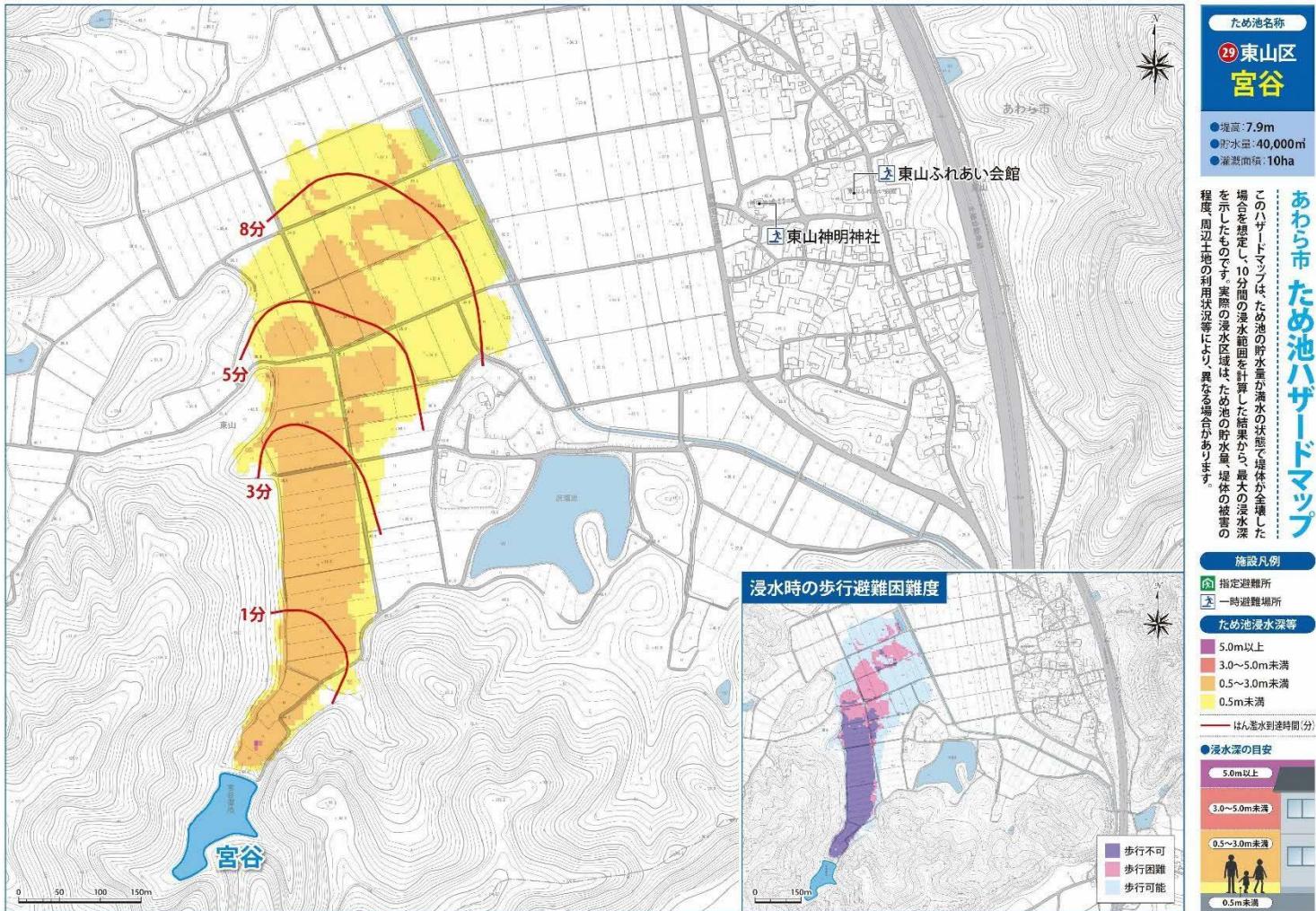


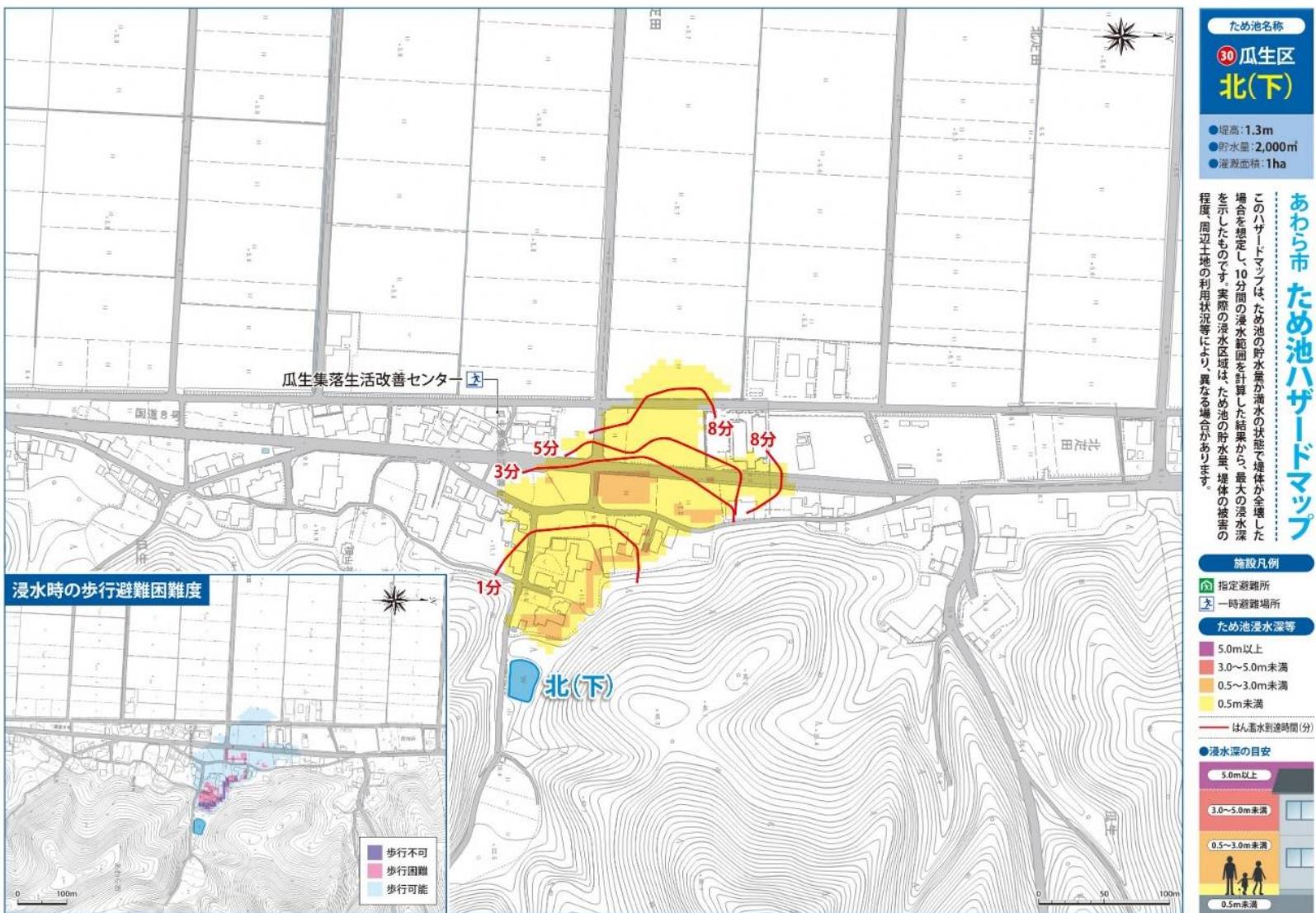












(11)-1 雪崩危険箇所（県土木部）

所管土木事務所	市町名	雪崩危険箇所数
三国土木事務所	あわら市	21

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

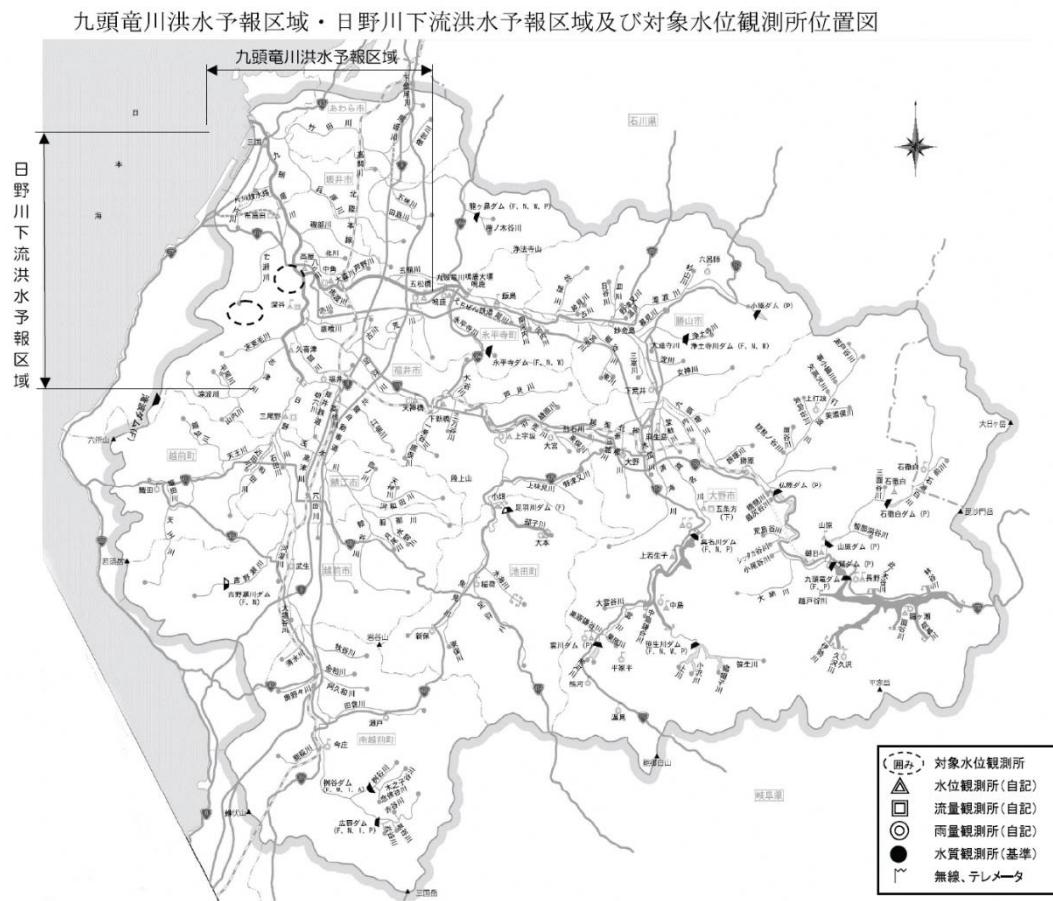
(11)-2 雪崩危険箇所（市町別）

(令和7年2月1日現在)

事務所	市町	民有林
坂井	あわら市	8

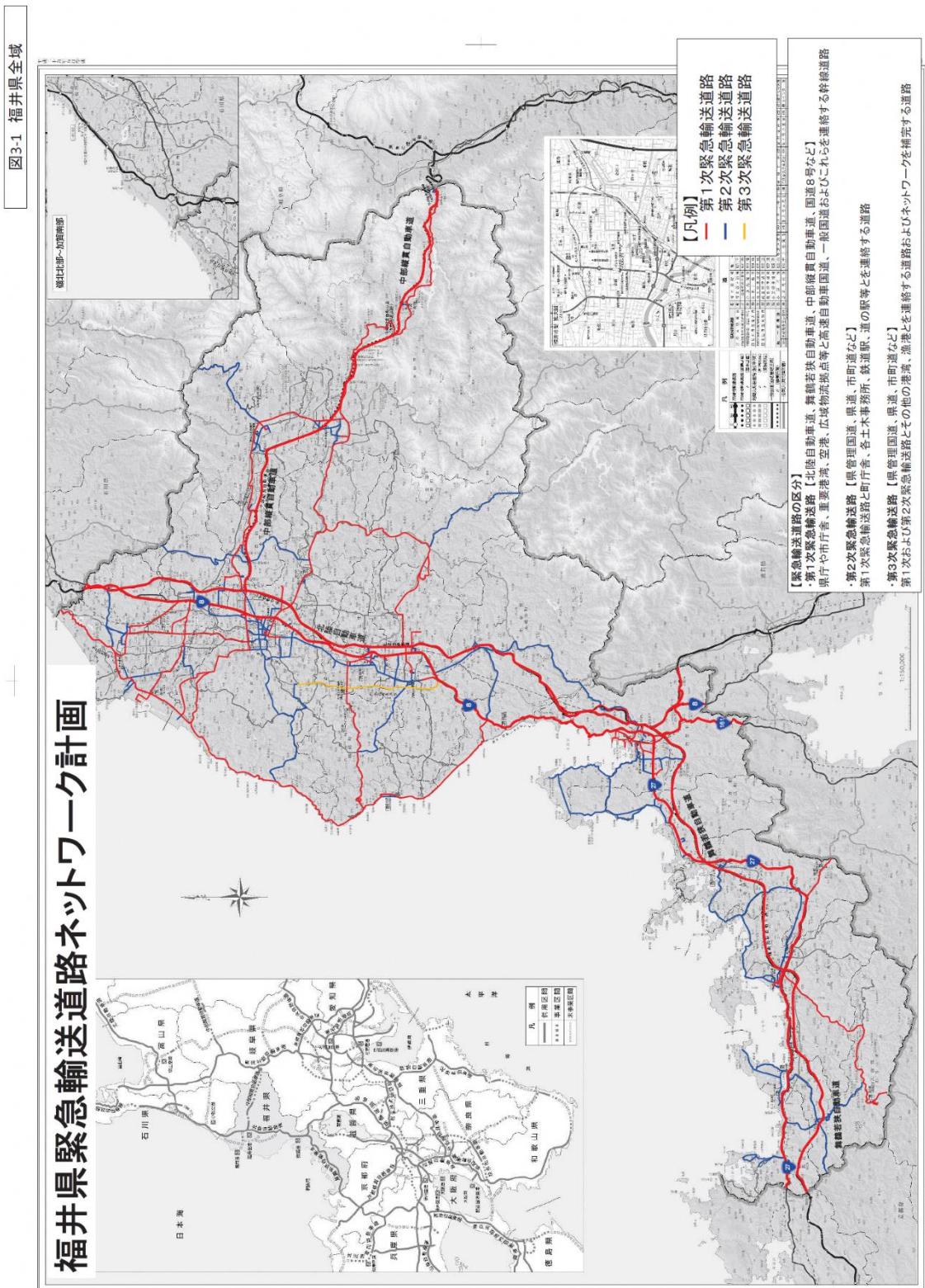
出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(12) 九頭竜川洪水予報区域および対象水位観測所位置図



出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(13) 緊急輸送道路ネットワーク計画



出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(14) 毒物劇物関係登録届出施設数

(令和6年3月31日現在)

	合	毒物劇物販売業			要届出業務上取扱者				製造輸入業		特定 毒物 使用者	特定 毒物 研究者
		一 業	農 業	特 定	電 気 め つ き 業	金 属 熱 処 理 業	運 送 業	し ろ あ り 防 除 業	製 造 業	輸 入 業		
	計	般 用	用	用			1					
あわら市	8	3	4									

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(15) 高圧ガス第一種製造所、貯蔵所一覧

(令和7年2月1日現在)

市町	事業所区分	事業所数	計
あわら市	第一種製造所	5	5
	第一種貯蔵所	0	

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

8 医療・福祉・教育施設等

(1) 医療施設等

①救急医療機関一覧 (本市及び周辺市)

(令和7年2月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号
加納病院	あわら市花乃杜1丁目2番39号	0776-73-0259
木村病院	あわら市北金津第57号25番地	0776-73-3323
坂井市立三国病院	坂井市三国町中央1丁目2番34号	0776-82-0480
宮崎病院	坂井市三国町北本町2丁目2番6号	0776-82-1002
藤田神経内科病院	坂井市丸岡町羽崎31字12番地1	0776-67-1120
春江病院	坂井市春江町針原65号7番地	0776-51-0029

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

②救急診療所一覧 (本市及び周辺市)

(令和7年2月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号
中瀬整形外科医院	坂井市丸岡町里丸岡1番40号	0776-67-3777

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

③ 赤十字奉仕団

(令和7年2月1日現在)

団員数			分団
男	女	計	
6	238	244	9

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

④医薬品等調達先 (県内)

(令和7年2月1日現在)

ア 医薬品調達先

団体名	代表者名	所在地	電話番号
福井県医薬品卸業協会	明祥(株)福井支店	福井市重立町28-45	0776-53-2626
日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	宇野酸素(株)	越前市府中3丁目13-20	0778-24-4000

イ 保存血液供給業者

団体名	代表者名	所在地	電話番号
福井県赤十字血液センター	日本赤十字社	福井市月見3丁目3-23	0776-36-0221

ウ 医療材料・衛生材料供給業者

団体名	代表者名	所在地	電話番号
福井県医療機器協会	(株)ミタス	福井市問屋町4丁目901	0776-24-0500

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(2) 社会福祉、保健施設

(令和7年2月1日現在)

施設区分	施設数
老人福祉	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム（ケアハウス）
	有料老人ホーム
	老人短期入所施設
	老人福祉センター
	地域包括支援センター
	老人福祉センター市姫荘
	金津雲雀ヶ丘寮
介護保険	指定介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	指定訪問介護事業所
	指定訪問看護ステーション
	指定通所介護事業所
	指定地域密着型通所介護事業所
	指定認知症対応型通所介護事業所
	指定小規模多機能型居宅介護事業所
	指定認知症対応型共同生活介護事業所
	指定地域密着型介護老人福祉施設
障害福祉サービス	指定特定施設入所者生活介護事業所
	指定居宅介護事業所
	指定短期入所事業所
	指定療養介護事業所
	指定生活介護事業所
	指定就労移行支援事業所
	指定就労継続支援A型事業所
	指定就労継続支援B型事業所
	指定共同生活援助事業所
	指定障害者支援施設

施設区分		施設数
児童福祉	指定一般相談支援事業所	3
	指定特定相談支援事業所	9
	児童家庭支援センター	1
	指定児童発達支援事業所	2
	指定放課後等デイサービス事業所	4
	居宅訪問型児童発達支援	1
	医療型障害児入所施設	1
	障害児相談支援事業所	6
	重症心身障害児病棟	1
	母子生活支援施設	1
保健	幼保連携型認定こども園	12
	子育て支援センター	1
保健	保健センター	1

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(3) 教育施設（小・中学校）

①小学校

施設名称	所在地	電話番号
芦原小学校	あわら市田中々2-25	0776-77-2101
北潟小学校	あわら市北潟 35-11	0776-79-1300
波松小学校	あわら市波松 25-1	0776-79-1200
新郷小学校	あわら市中浜 1-1	0776-77-2614
本荘小学校	あわら市下番 7-1	0776-77-2610
金津小学校	あわら市花乃杜一丁目 20-1	0776-73-0044
細呂木小学校	あわら市滝 63-8	0776-73-5700
伊井小学校	あわら市清間 13-24	0776-73-0251
吉崎小学校	あわら市吉崎 8字 55番地	0776-75-1901
金津東小学校	あわら市中川 18-10	0776-74-1020

②中学校

施設名称	所在地	電話番号
芦原中学校	あわら市舟津 2字 75番地	0776-77-2007
金津中学校	あわら市市姫一丁目 5番 1号	0776-73-0149

(4) 認定こども園一覧

名称	運営	所在地	電話番号
芦原こども園	公立	あわら市国影 13 字 13 番地	0776-77-1166
金津こども園	公立	あわら市春宮三丁目 24 番 20 号	0776-73-1228
北潟こども園	私立	あわら市北潟 36 字 17 番地 2	0776-79-1204
本荘こども園	私立	あわら市下番 7 字 1 番地	0776-77-3305
金津東こども園	私立	あわら市中川 17 字 18 番地	0776-74-1055
細呂木こども園	私立	あわら市滝 63 字 25 番地	0776-73-2082
伊井こども園	私立	あわら市清間 21 号 27 番地 1	0776-73-2252
妙安寺こども園	私立	あわら市市姫二丁目 17 番 3 号	0776-73-0439
善久寺こども園	私立	あわら市舟津三丁目 23 番地 2	0776-77-2373
あわら敬愛こども園	私立	あわら市田中々第 3 号 7 番地 6	0776-78-7885
白藤こども園	私立	あわら市市姫一丁目 13 番 17 号	0776-73-1142
いちひめこども園	私立	あわら市市姫三丁目 8 番 1 号	0776-73-2250

(5) 放課後子どもクラブ一覧

クラブ名	開設場所	所在地	電話番号
中央子どもクラブ	中央公民館	あわら市市姫一丁目 9 番 18 号	080-9153-9138
金津子どもクラブ	金津小学校	あわら市花乃杜一丁目 20 番 1 号	080-9153-9113
細呂木子どもクラブ	細呂木小学校	あわら市滝 63 字 8 番地	080-4183-3400
金津東子どもクラブ	金津東こども園	あわら市中川 17 字 18 番地	0776-74-1055
伊井子どもクラブ	伊井公民館	あわら市清間 12 字 4 番地	080-4932-2557
芦原子どもクラブ	芦原小学校	あわら市田中々 2 字 25 番地	080-4183-3414
本荘子どもクラブ	本荘小学校	あわら市下番 7 字 1 番地	080-4177-9212
北潟子どもクラブ	北潟小学校	あわら市北潟 35 字 11 番地	080-4932-2561

(6) 社会教育施設

施設名称	所在地
あわら市郷土歴史資料館	あわら市春宮二丁目 14 番 1 号
中央公民館	あわら市市姫一丁目 9 番 18 号
湯のまち公民館	あわら市二面 32-16
本荘公民館	あわら市中番下番入会地 1 字 5 番地
伊井公民館	あわら市清間 12 字 4 番地
坪江公民館	あわら市北 6 字 101 番地 1
細呂木公民館	あわら市滝 63 字 21 番地
劍岳公民館	あわら市柵 18 字 10 番地
北潟公民館	あわら市北潟 150 字 1 番地
吉崎公民館	あわら市吉崎 8 字 34 番地
金津図書館	あわら市春宮二丁目 14-1
芦原図書館	あわら市二面 32 字 21 番地

(7) 保健体育施設

施設名称	所在地
湯のまちグラウンド	あわら市田中々 3 字 6 番地
国影グラウンド	あわら市国影 23 字 1 番地
本荘ゲートボール場	あわら市下番入会地 1 字 1 番地 1
柿原グラウンド	あわら市柿原 21 字 98 番地
北潟湖カヌーポロ競技場	あわら市北潟 153 字 332 番地先
カヌー艇庫	あわら市北潟 157 字 77 番地 1
農業者トレーニングセンター	あわら市国影 23 字 1 番地
あわら市民武道館	あわら市舟津 2 字 81 番地
金津 B&G 海洋センタ一体育館	あわら市市姫一丁目 5 番 2 号
トリムパークかなづ	あわら市山室第 67 号 30 番地 1

(8) 公営住宅等管理戸数

①市営住宅

(令和7年2月1日現在)

木造	準耐火構造 平屋建	準耐火構造 2階建	中高層 耐火構造	小計	総計
58	45	52	136	291	291

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(9) 要配慮者利用施設一覧

令和6年11月

①土砂災害警戒区域等の影響を受ける施設

施設名（通称名）	所在地
北潟こども園	北潟 36-17-2
ケアハイツ芦原	横垣 18-11
あわら病院	北潟 238-1
金津子どもクラブ（金津小学校内）	花乃杜 1-20-1
金津小学校	花乃杜 1-20-1

②洪水の影響を受ける施設

施設名（通称名）	所在地
株式会社 ひなた工房	伊井 6-11-1
クリーンねっと金津	東田中 1-13-1
コンフォガーデン木村	市姫 3-24
ナイスケア木村	市姫 3-23
グループホームあわら聖徳園	田中々 3-25-7
坂井地区医師会デイサービスセンター	東善寺 5-27
みんなの家 大溝	大溝 3-4-32
放課後等デイサービス ほやはや	大溝 2-6-6
福井県立金津高校	市姫 4-5-1
金津中学校	市姫 1-5-1
芦原小学校	田中々 2-25
本荘小学校	下番 7-1
伊井小学校	清間 13-24
白藤こども園	市姫 1-13-17
妙安寺こども園	市姫 2-17-3
いちひめこども園	市姫 3-8-1
伊井こども園	清間 21-27-1
本荘こども園	下番 7-1
善久寺こども園	舟津 3-23-2

施設名（通称名）	所 在 地
あわら敬愛こども園	田中々3-7-6
県民せいきょう金津きらめき	大溝 3-11-7
社会福祉法人 仁善 おおみぞ事業所・相 談支援事業所 ひとよし	伊井 6-11-1
社会福祉法人 仁善 白ねこ	大溝 1-20-13
社会福祉法人 仁善 まなび猫	伊井 6-11-1

9 基準等

(1) 被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1カ月以上の治療を要する見込の者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または、受ける必要のある者のうち、1カ月未満で治療できる見込の者とする。
住 家 の 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用出来るもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
世 帯 等	世帯	生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを 1 世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。
	被災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。
非 住 家 の 被 害	非住家	住家以外の建物でこの基準中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分を住家とする。全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校および専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福祉施設	社会福祉事業法第 2 条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。
	その他の公共建物	例えば、役場庁舎、公民館および図書館等の公用または公共の用に供する建物とする。
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等とする。

被害区分		認定基準
火災発生件数	火災発生件数	地震または火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項により、市町村長、消防組合管理者の許可を受けて設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所および危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害	市町村または市町村の機関の維持管理に属する以下の施設とする。	
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
	砂防等施設	砂防法第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸および地すべり等防止法第 2 条第 2 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	港湾施設	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する基本施設または漁港の利用および管理上重要な輸送施設とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸またはこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
農林水産業施設の被害	農業用施設	農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路または農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用または保全上必要な公共的施設であって、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	漁港施設	漁業の根拠地となる水域および陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であって、外かく施設、けい留施設および水域施設とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合または水産業協同組合連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場およびその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号）第 1 条の 3 に規定する施設とする。

被害区分		認定基準
農林水産業施設の被害	農地	耕作の目的に供される土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稻の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	その他の公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害 「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。		
商工業の被害 建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具および操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。		
その他の被害	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶・漁船	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

その他

- (1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入すること。
- (2) 災害に対してとられた措置
 - ① 災害に対してとられた措置の概要是、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。
 - ② 消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

(2) 災害救助法適用基準

- ① 全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上であるとき。

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5, 000人未満	30世帯
5, 000人以上 15, 000人未満	40 //
15, 000人以上 30, 000人未満	50 //
30, 000人以上 50, 000人未満	60 //
50, 000人以上 100, 000人未満	80 //
100, 000人以上 300, 000人未満	100 //
300, 000人以上	150 //

(注) 半壊(焼)の場合は1／2世帯と換算し、床上浸水の場合は1／3世帯として換算する。(以下同じ。)

- ② 県全体の住家の滅失した世帯の数が1, 000世帯以上で、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5, 000人未満	15世帯
5, 000人以上 15, 000人未満	20 //
15, 000人以上 30, 000人未満	25 //
30, 000人以上 50, 000人未満	30 //
50, 000人以上 100, 000人未満	40 //
100, 000人以上 300, 000人未満	50 //
300, 000人以上	75 //

- ③ 県全体の住家が滅失した世帯の数が5, 000世帯以上で、当該市町村の多数の世帯が滅失したとき。

- ④ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。

- ⑤ 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき。

(3) 災害救助法による救助の程度、方法および期間

平成 26 年福井県規則 29

平成 26 年 4 月 1 日適用

救助の種類	救助の程度および方法	救助の期間
避難所および応急仮設仮設住宅	<p>(一) 供与する者は、災害により被害を受け、または受けるおそれのある者とする。</p> <p>(二) 学校、公民館等を利用し、これらの建物がないときは、仮小屋または天幕を設置するものとする。</p> <p>(三) 設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等であって、日常生活において特別の配慮を必要とする者(以下「高齢者等」という。)に供与する避難所をいう。)を設置した場合は、これらの額に特別の配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる</p> <p>(1) 基本額 避難所設置費 1人1日につき 310 円</p> <p>(2) 加算額 冬季(10月1日から翌年3月31日までをいう。)について別に定める額</p>	災害発生の日から7日以内
	<p>(一) 供与する者は、災害により住宅が全壊し、全焼し、または流失した者で自らの資力のみでは住宅を得ることができないものとする。</p> <p>(二) 1戸当たりの規模は、29.7 平方メートルとする。</p> <p>(三) 設置のため支出できる費用は、1戸当たり 253 万円以内とする。</p> <p>(四) 同一の敷地内または近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合における当該施設の規模およびその設置のため支出できる費用については、別に定める。</p> <p>(五) 供与する者に高齢者等がある場合は、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、日常生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>(六) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。</p> <p>(七) 災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p>	供与する期間は、完成の日から2年以内
炊き出しその他による飲料水の供給	<p>炊き出しその他による食品の給与</p> <p>(一) 避難所に避難している者、住宅に被害を受けて炊事のできない者および住宅に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下これらの者を「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>(二) 被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p> <p>(三) 支出できる費用は、主食、副食および燃料等の経費とし、1人1日につき 1040 以内とする。</p> <p>(四) 被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を給与することができる。</p>	災害発生の日から7日以内
	<p>の飲料水</p> <p>(一) 災害により飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>(二) 支出できる費用は、水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費、薬品費ならびに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	

被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	<p>(一) 災害による住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水(土砂のたい積等により一時的にその住宅に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、またはき損したため、直ちに日常生活を営むことができない者に対して行う。</p> <p>(二) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。</p> <p>(1) 被服、寝具および身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具および食器</p> <p>(4) 光熱材料</p> <p>(三) 支出できる費用は、被害世帯の区分、季別および世帯区分により一世帯当たり次の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>(備考) 夏季とは4月1日から9月31日まで、冬季とは10月1日から翌年3月31日までをいう。</p>	(円)	災害発生の日から10日以内					
区分	季別	世帯区分						災害発生の日から14日以内
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額	
住宅の全壊、全焼または流失による被害世帯	夏期	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500	災害発生の日から14日以内
	冬期	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700	
住宅の半壊、半焼または床上浸水、船舶の遭難等による被害世帯	夏期	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500	災害発生の日から14日以内
	冬期	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400	
医療および助産	医療	<p>(一) 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に行う。</p> <p>(二) 救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ないと認められる場合は、病院、診療所または施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第一条に規定する免許を受けたあん摩マツサージ指圧師、はり師もしくはきゅう師または柔道整復師法第二条第一項に規定する柔道整復師(以下これらの者を「施術者」という。)による施術のための施設をいう。)において行わせることができる。</p> <p>(三) 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤または治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療および施術</p> <p>(4) 病院または診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p> <p>(四) 支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤および治療材料の購入費ならびに破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>(2) 病院または診療所における場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額以内</p>	(円)	災害発生の日から14日以内				
		<p>(一) 災害発生の日以前または以後の7日以内に分べんした者で、災害のため助産のみちを失つたものに対して行う。</p> <p>(二) 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前および分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(三) 支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の購入費</p> <p>(2) 助産婦による場合 当該地域の慣行料金の8割以内の額</p>						
医療および助産	助産	<p>(一) 災害発生の日以前または以後の7日以内に分べんした者で、災害のため助産のみちを失つたものに対して行う。</p> <p>(二) 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前および分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(三) 支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の購入費</p> <p>(2) 助産婦による場合 当該地域の慣行料金の8割以内の額</p>	(円)	分べんした日から7日以内				

被災者の救出	(一) 災害のため、生命および身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 (二) 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	(一) 災害により住宅が半壊し、または半焼した者で自らの資力のみでは応急修理ができないものまたは大規模な補修を行わなければ居住することが困難であるものに対して行う。 (二) 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物により応急修理を行う。 (三) 支出できる費用は、1世帯当たり 547,000 円以内とする。	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	(一) 災害により住宅が全壊し、全焼し、または流失したため生業の手段を失った世帯に対して行う。 (二) 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入する費用に充てるものについて貸与することとし、生業の見込みについて確実で具体的な事業計画があり、かつ、償還の見込みがあると認められる者に対して行う。 (三) 貸与できる金額は、次の範囲内とする。 (1) 生業費 1世帯当たり 30,000 円 (2) 就職支度費 1世帯当たり 15,000 円 (四) 貸与期間は2年以内とし、利子は無利子とする	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	(一) 災害による住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水により学用品を喪失し、またはき損したため、就学上支障のある小学生(特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学生(中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)および高等学校等生徒(高等学校(定期制および通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。 (二) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物により行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品 (三) 支出できる費用は、次の範囲内とする。 (1) 教科書 (イ) 小学生および中学生 教科書の発行に関する臨時措置法第二条第一項に規定する教科書および教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、またはその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (2) 文房具および通学用品 (イ) 小学生 1人当たり 4,100 円 (ロ) 中学生 1人当たり 4,400 円 (ハ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800 円	災害の発生の日から教科書については1月以内 その他の学用品については15日以内
埋葬	(一) 災害の際死亡した者について、応急的処理を行う。 (二) 次の範囲内において埋葬または火葬(以下「埋葬等」という。)を実施する者に対して行う。 (1) 棺(付属品を含む。)または棺材等の現物の給与 (2) 埋葬等およびそのための賃金職員の雇上げ (3) 骨つぼおよび骨箱の給与 (三) 支出できる費用は、1体当たり大人 206,000 円以内、小人 164,800 円以内とする。	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	(一) 災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 (二) 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内

死体の処理	<p>(一) 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬等を除く。)を行う。</p> <p>(二) 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫い合せ、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 檢査</p> <p>(三) 檢査は、救護班により行う。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(四) 支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫い合せ、消毒等の処置の費用 1体当たり 3,400 円以内</p> <p>(2) 死体の一時保存の費用</p> <p>(イ) 既存の建物を利用する場合 当該建物の借上費の通常の実費</p> <p>(ロ) 既存の建物を利用できない場合 1体当たり 5,200 円以内</p> <p>(3) その他の費用</p> <p>(イ) 救護班により検査ができない場合 当該地域の慣行料金の額以内</p> <p>(ロ) 死体の一時保存のためドライアイス等を必要とする場合 死体の一時保存の費用の額にドライアイスの購入費等の経費として当該地域における通常の実費を加算した額以内</p>	災害発生の日から 10 日以内
災害により住宅またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	<p>(一) 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力のみでは当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>(二) 支出できる費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 133,900 円以内とする。</p>	災害発生の日から 10 日以内
応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ	<p>(一) 次に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 被災者の避難</p> <p>(2) 医療および助産</p> <p>(3) 救出</p> <p>(4) 飲料水の供給</p> <p>(5) 死体の検査</p> <p>(6) 死体の処理</p> <p>(7) 救済用物資の整理配分</p> <p>(二) 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

(4)-1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）および継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなつた場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始める 것을表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあります、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにはんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、上下水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

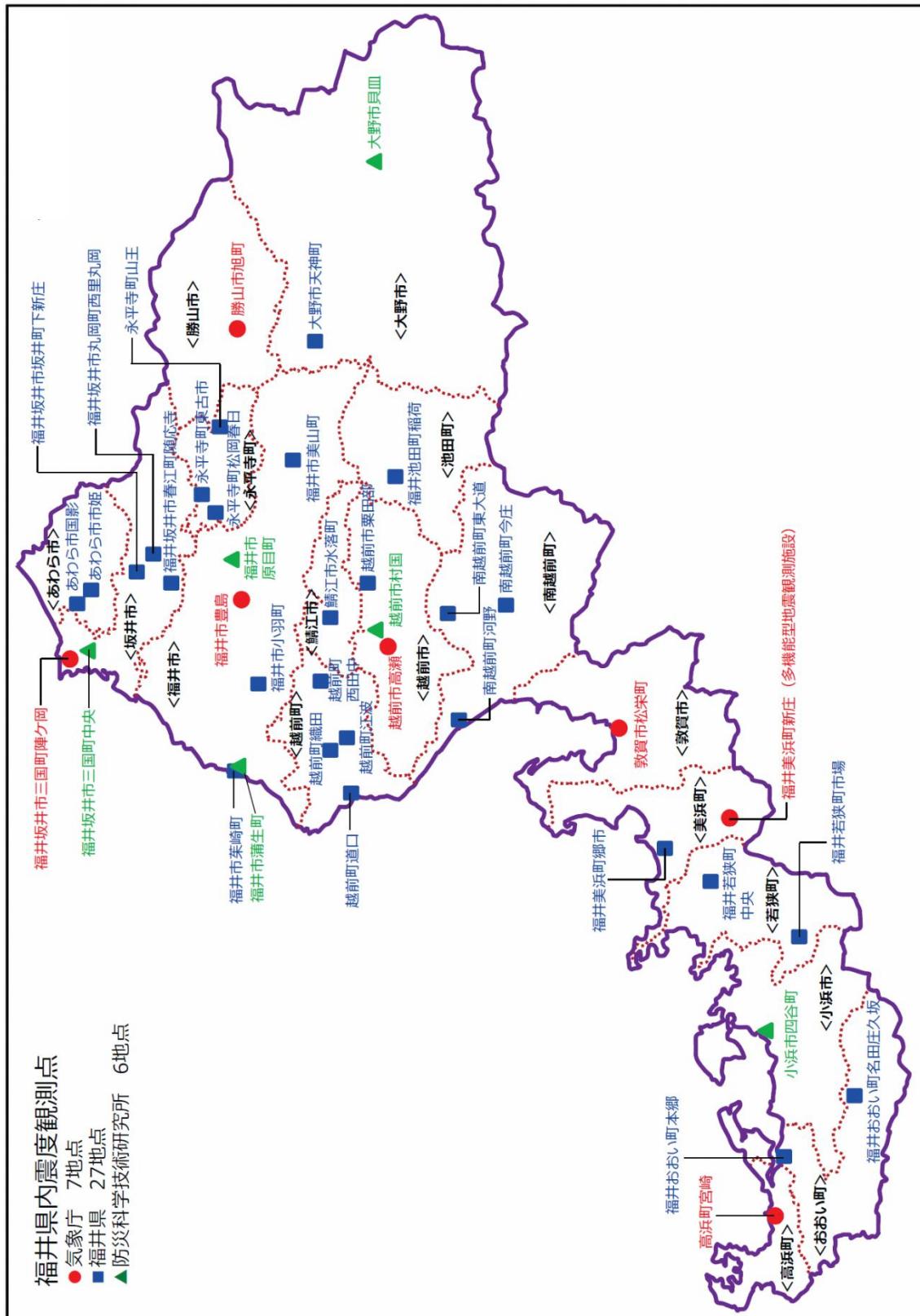
長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッキング	長周期地震動により石油タンクのスロッキング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

* 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

出典：福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

(4)-2 福井県内震度観測点配置図

(令和7年2月1日現在)



出典: 福井県地域防災計画 資料編 令和7年6月

10 原子力災害対策関連

(1) 福井県の原子力事業所設置概要

(令和3年4月1日現在)

	原子力事業所名	号機	所在地	炉型	認可出力 (万kW)	営業(本格)運転 開始年月日
運転中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	2号機	敦賀市 明神町	PWR	116.0	S62.2.17
	関西電力(株)美浜発電所	3号機	美浜町 丹生	PWR	82.6	S51.12.1
	関西電力(株)大飯発電所	3号機	おおい町	PWR	118.0	H3.12.18
		4号機	大島	"	118.0	H5.5.2.2
	関西電力(株)高浜発電所	1号機		PWR	82.6	S49.11.14
		2号機	高浜町	"	82.6	S50.11.14
		3号機	田ノ浦	"	87.0	S60.1.17
		4号機		"	87.0	S60.6.5
小計				8基	773.8	
建設準備中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	3号機	敦賀市	PWR	153.8	
		4号機	明神町	"	153.8	
小計				2基	307.6	
廃止措置中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	1号機	敦賀市 明神町	BWR	35.7	S45.3.14
	関西電力(株)美浜発電所	1号機	美浜町	PWR	34.0	S45.11.28
		2号機	丹生	"	50.0	S47.7.25
	関西電力(株)大飯発電所	1号機	おおい町	PWR	117.5	S54.3.27
		2号機	大島	"	117.5	S54.12.5
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん		敦賀市 明神町	ATR	16.5	S54.3.20 H15.3.29 運転終了
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖炉原型炉もんじゅ		敦賀 市白木	FBR	28.0	—
	小計			7基	1,480.6	

* BWR : 沸騰水型軽水炉

PWR : 加圧水型軽水炉

FBR : 高速増殖炉

ATR : 新型転換炉

出典：福井県地域防災計画 原子力災害対策編 令和7年6月

(2) 原発事故で放出される主な人工放射性核種と半減期

① キセノン 133

常温でも気体の放射性核種で、原子炉中のほぼ全量が放出される。重い気体で「放射能雲」が通過中に強烈な放射線を浴びせる。しかし「放射能雲」の通過後には残らない。

- ・常温で気体
- ・放射線 ベータ線、ガンマ線
- ・半減期 5.3 日

② クリプトン 85

常温でも気体の放射性核種で、原子炉中のほぼ全量が放出される。重い気体で「放射能雲」が通過中に強烈な放射線を浴びせる。しかし「放射能雲」の通過後には残らない。

- ・常温で気体
- ・放射線 ベータ線、ガンマ線(ごくわずか)
- ・半減期 約 11 年

③ ヨウ素 131

184°Cで気体になるため、原発事故で非常に放出されやすい。

ヨウ素は必須微量元素で、咽喉(のど)の近くの甲状腺に集められ成長ホルモンの成分になる。呼吸や水・食物をとおして放射性ヨウ素を取りこむと、ふつうのヨウ素と同じように甲状腺に集められ、甲状腺が集中的に被ばくする。ヨウ素 131 の半減期は 8 日なので半年後にはほとんど消滅するが、遺伝子についた傷が残ると、甲状腺ガンを引き起こす。

- ・184°Cで気体
- ・放射線 ベータ線、ガンマ線
- ・半減期 8 日

④ セシウム 134

678°Cで気体になるため、原発事故で大気中に放出されやすい。

セシウム 134 は、半減期が約 2 年である。セシウムは土壤粒子と結合しやすいため地面から放射線を放ち続け、農作物にも取り込まれて、汚染の原因になる。

- ・678°Cで気体
- ・放射線 ベータ線、ガンマ線
- ・半減期 2.0652 年

⑤ セシウム 137

678°Cで気体になるため、原発事故で大気中に放出されやすい。セシウム 137 は、半減期が 30 年と長い。またセシウムは土壤粒子と結合しやすいため長い間地表から流されない。このため、短寿命の放射性核種やヨウ素 131 が消滅したあとにも残る。地面から放射線を放ち続け、農作物にも取り込まれて、長期汚染の原因になる。

- ・678°Cで気体
- ・放射線 ベータ線
- ・半減期 30.1 年

⑥ プルトニウム 239

プルトニウム 239 は原発事故ではあまり遠方には放出されず、大部分は事故原発の

敷地周辺にとどまると思われるが、毒性が強いので注意を要する。プルトニウム 239 の半減期は長く 2 万 4 千年もある。

- ・3228°Cで気体
- ・放射線 アルファ線
- ・半減期 2 万 4 千年
- ・毒性が強い

(3) 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み

- ① 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

【関西電力(株)美浜発電所3号機、関西電力(株)大飯発電所3, 4号機、関西電力(株)高浜発電所1, 2, 3, 4号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力発電所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において</p>

	<p>て、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>
--	--

警戒事態区分	緊急事態を判断する EAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の</p>

	<p>障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
--	--

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできること。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異</p>

	<p>常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置もしくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
--	--

② 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
警戒事態 (第1段階)	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できること。</p> <p>② 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>

	③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
--	---

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

③ 炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、関西電力(株)美浜発電所1, 2号機、関西電力(株)大飯発電所1, 2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
警戒事態 (第1段階)	<p>① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合</p> <p>③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

(4) 福井県広域避難計画要綱における広域避難の受入れ等

①広域避難の受入れ

越前市 小学校区	地区名	人口	世帯数	避難先	
				避難先名称	住所
武生南	武生柳町	422	145	あわら市本荘小学校	あわら市下番 7-1
	若竹町	357	131	あわら市新郷小学校	あわら市中浜 1-1
	あおば町	242	84	あわら市北潟小学校	あわら市北潟 35-11
	神明町	265	89	あわら市中央公民館	あわら市市姫 1-9-18
	豊町	263	96	あわら市中央公民館	あわら市市姫 1-9-18
	姫川 1 丁目	177	63	福井県立芦原青年の家	あわら市北潟 250-20
	姫川 2 丁目	493	177	福井県立芦原青年の家	あわら市北潟 250-20
	文京 1 丁目	497	167	トリムパークかなづ	あわら市山室 67-30-1
	文京 2 丁目	534	198	トリムパークかなづ	あわら市山室 67-30-1
	御幸町	479	205	あわら市芦原小学校	あわら市田中々2-25
	行松町	670	265	あわら市農業者トレーニングセンター	あわら市国影 23-1
	妙法寺町	311	105	あわら市農業者トレーニングセンター	あわら市国影 23-1
	松森町	514	178	あわら市芦原中学校	あわら市舟津 2-75
	月見町	300	101	あわら市波松小学校	あわら市波松 25-1
	曇町	213	78	あわら市芦原中学校	あわら市舟津 2-75
	常久町	196	72	あわら市芦原中学校	あわら市舟津 2-75
	常久団地	61	21	浜坂区民館	あわら市浜坂 4-5
	学園団地	543	180	あわら市金津中学校	あわら市市姫 1-5-1
	三ツ口町	294	143	あわら市金津中学校	あわら市市姫 1-5-1
北日野	矢放町	560	177	福井県立金津高等学校	あわら市市姫 4-5-1
	帆山町	640	209	福井県立金津高等学校	あわら市市姫 4-5-1
	矢船町	433	157	あわら市金津小学校	あわら市花乃杜 1-20-1
	向新保町	244	69	あわら市剱岳公民館	あわら市柵第 18-10
	畠町	93	22	福井県立金津高等学校	あわら市市姫 4-5-1
	小野谷町	375	115	あわら市金津こども園	あわら市春宮 3-24-20
	西谷町	136	69	あわら市金津こども園	あわら市春宮 3-24-20
	荒谷町	40	11	あわら市吉崎小学校	あわら市吉崎 8-55
	平林町	236	61	あわら市吉崎小学校	あわら市吉崎 8-55
	庄田町	323	107	あわら市金津東小学校	あわら市中川 18-10
	大手町	77	23	あわら市多目的共同利用施設さくらセンター	あわら市柿原 36-20
	西尾町	560	168	あわら市金津小学校	あわら市花乃杜 1-20-1
	岩内町	196	48	熊坂農村環境改善センター	あわら市熊坂 42-20
	大屋町	240	71	あわら市伊井小学校	あわら市清間 13-24
	葛岡町	114	38	あわら市伊井小学校	あわら市清間 13-24
	問屋町	0	0	あわら市細呂木小学校	あわら市滝 63-8
	北日野団	444	152	あわら市細呂木小学校	あわら市滝 63-8

②広域避難ルート

避難元市	避難先	
	避難先市町	主な避難ルート
越前市	あわら市	・国道8号

③病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所
ア 医療機関

避難対象施設				避難先			
市	設置主体	施設名	所在地	市	設置主体	施設名	所在地
敦賀市	(独) 国立病院機構	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘町33-1	あわら市	(独) 国立病院機構	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1
鯖江市	(医) 東山会	斎藤病院	鯖江市中野町6-1-1	あわら市	(医) 至捷会	木村病院	あわら市北金津57-25

イ 高齢者福祉施設

避難対象施設						避難先					
市	施設の種類	設置主体	施設名	所在地	入所者数	市	施設の種類	設置主体	施設名	所在地	
越前市	介護老人福祉施設	(福)慈生会	水仙園	萱谷町4-9-1	80	あわら市	介護老人福祉施設	あわら市((福)あわら市社協)	あわら市金津雲雀ヶ丘寮	春宮3-28-21	
	介護老人福祉施設	(福)町屋福祉会	メゾンいまだて	東桜尾町8-38			短期入所生活介護	あわら市((福)あわら市社協)	あわら市金津雲雀ヶ丘寮短期入所	春宮3-28-21	
	介護老人保健施設	(医)相木病院	シルバーハイツ武生	中央2丁目9-40			介護老人福祉施設	(福)緑進会	芦原メロン苑	井江葭50-18	
	介護老人保健施設	(医)相木病院	シルバーハイツ武生	中央2丁目9-40			介護老人福祉施設	(福)緑進会	芦原メロン苑	井江葭50-18	
	グループホーム	(医)相木病院	アクティブケアーあいの樹	小松1丁目5-4	140		短期入所生活介護	(福)緑進会	芦原メロン苑ショートステイ	井江葭50-18	
	グループホーム	(医)相木病院	アクティブケアーあいの樹	小松1丁目5-4			介護老人保健施設	(医)至捷会	ナイスケア木村	市姫3丁目23-4	
	グループホーム	(医)相木病院	アクティブケアーあいの樹	小松1丁目5-4			介護老人保健施設	(医)泉壽会	加納老健	花乃杜1丁目2-39	
	グループホーム	(医)相木病院	アクティブケアーあいの樹	小松1丁目5-4			グループホーム	(福)坂井福祉会	ウエルネス木村	自由ヶ丘2丁目15-23	
	グループホーム	(医)相木病院	アクティブケアーあいの樹	小松1丁目5-4	18		グループホーム	(福)聖徳園	グループホームあわら聖徳園	田中々3-25-7	

避難対象施設						避難先				
市	施設の種類	設置主体	施設名	所在地	入所者数	市	施設の種類	設置主体	施設名	所在地
越前市	養護老人ホーム	(福)わかたけ共済部	寿楽園	越前市白崎町34-2-1	50	あわら市	養護老人ホーム	あわら市((福)あわら市社協)	あわら市金津雲雀ヶ丘寮	あわら市春宮3-28-21
	軽費老人ホーム	(福)慶秀会	ファミールほのか	越前市氷坂町46-41-2	50		軽費老人ホーム	(福)緑進会	ニコニコ村	あわら市井江葭50-16
	サービス付き高齢者向け住宅(特定)	(福)わかたけ共済部	フォーユーエクセルわかたけ	越前市堀川町9-15	40		軽費老人ホーム	(福)坂井福祉会	ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘2丁目15-23
							短期入所生活介護	(福)坂井福祉会	ウエルネス木村	あわら市自由ヶ丘2丁目15-23
							地域密着型特養	(福)緑進会	湯の町メロン苑	あわら市二面42-20
							短期入所生活介護	(福)緑進会	湯の町メロン苑ショートステイ	あわら市二面42-20

ウ 障害者福祉施設

避難対象施設						避難先				
市	施設の種類	設置主体	施設名	所在地	入所者数	市	施設の種類	設置主体	施設名	所在地
敦賀市	重症心身障害児病棟	独立行政法人国立病院機構	福井病院	敦賀市桜ヶ丘町33-1	120	あわら市	重症心身障害児病棟	独立行政法人国立病院機構	あわら病院	あわら市北潟238-1
越前市	障害者支援施設	(福)陽光会	あいの里	越前市白崎町35-11-1	40	あわら市	障害者支援施設	(福)金津サンホーム	金津サンホーム	あわら市花乃杜3-22-12
	共同生活援助・共同生活介護	(福)陽光会	陽だまり	越前市白崎町34-10-1	9	あわら市	共同生活援助・共同生活介護	(福)ハスの実の家	のぞみ	あわら市二面87-26-2
越前市	共同生活援助・共同生活介護	(福)北日野こもれび会	ぴーぷるファン	越前市庄田町3-5-2	8	あわら市	共同生活援助・共同生活介護	(福)ハスの実の家	あおぞら	あわら市二面87-26-2

避難対象施設						避難先				
市	施設の種類	設置主体	施設名	所在地	入所者数	市	施設の種類	設置主体	施設名	所在地
市	共同生活援助・共同生活介護	(福)芦山会	グループホーム竹	越前市北府2-10-32	6	市	共同生活援助・共同生活介護	(福)ハスの実の家	友歌里	あわら市大溝3-15-17
	共同生活援助・共同生活介護	(福)芦山会	グループホーム芝原	越前市芝原1-1-12	12		共同生活援助・共同生活介護	(福)ハスの実の家	希陽ホーム	あわら市大溝2-25-2
							共同生活援助・共同生活介護	(福)ハスの実の家	ステップハウス	あわら市二面87-20-5

(5) 用語説明

① EAL、(Emergency Action Level)

原子力発電所における緊急事態の区分（緊急時活動レベル）のこと。初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準である。

② OIL (Operation Intervention Level)

原発事故が発生した場合における運用上の介入レベルのこと。放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行うための判断基準となる。

③ 被ばくの経路

・ 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることをいう。

・ 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることをいう。

④ 環境放射線

環境放射線は自然放射線と人工放射線に分類される。自然放射線とは、自然界にもともと存在している放射線である。人工放射線とは、人間が作り出した放射線のことで核実験や原子力事故などで放出された放射性物質によるものである。

⑤ 環境放射線モニタリング

環境放射線モニタリングとは、環境中の放射線量を測定することで、平常時の環境放射線モニタリング（以下「平常時モニタリング」という。）と平常時モニタリングの強化及び緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）に区分される。

平常時モニタリングの目的は、原子力施設の周辺住民等の健康と安全を守るため、環境における原子力施設に起因する放射性物質又は放射線による周辺住民等の線量が、1年間の線量限度を十分に下回っていることを確認し、その結果を周辺住民等に提供することである。

緊急時モニタリングの目的は、原子力施設において緊急事態が発生した場合に、避難、飲食物摂取制限等の放射線防護対策（以下「防護対策」という。）に必要な情報を収集し、原子力施設に起因する放射性物質又は放射線の周辺住民等への影響の評価に資することである。

⑥ スクリーニング

「スクリーニング」とは、「避難所等に収容された周辺住民等の被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定などにより評価、判定し、必要な処置を行うために、ふるいわけすること」である。スクリーニングは、避難時や防災対策区域からの退出時など、放射性物質による汚染などの異常の有無を確認する必要がある場合に行う。

- ・ **身体除染スクリーニング**

「急性放射線障害の防止」のための身体除染スクリーニングは、体表面汚染による皮膚障害をはじめとする「人」の急性放射線障害の可能性に対する迅速な対処のために用いる。測定対象は手足を含む全身とする。

- ・ **吸入による内部被ばくスクリーニング**

「吸入による内部被ばくの抑制」のための吸入による内部被ばくスクリーニングは、主に放射性ヨウ素による内部被ばくの対策の必要性の判断のために用いる。

- ・ **汚染拡大防止スクリーニング**

汚染拡大防止スクリーニングは、原子力発電所敷地内や警戒区域等から出る「人」や「物品」に放射性物質が付着して特定の区域の外に移動することを防ぐ、「汚染拡大防止」を目的とするものである。

- ・ **医療機関の患者受入れのスクリーニング**

患者の放射性物質汚染状況に関する情報を取るとともに、医療機関が患者を受け入れた場合の放射性物質による汚染の二次的拡大を防ぐ措置を予め施すことに使われる。

⑦ 安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。

⑧ 単位

放射能や放射線の量は次のような単位で表す。

- ・ 放射能の強さはベクレル(Bq)。
- ・ 放射線のエネルギーがどれだけ物質に吸収されたか（吸収線量）はグレイ(Gy)。
- ・ 人体への影響はどの程度か（線量当量）はシーベルト(Sv)
- ・ μSv はシーベルト(Sv)の百万分の1
- ・ mSv はシーベルト(Sv)の千分の1の値を表す。
- ・ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ は1時間当たりの値を示す。

11 様式等

(1) 被害状況報告様式

第1号様式

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害名

(第 報)

災 害 の 状 況	発生場所		発生日時			年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況										

第2号様式（災害即報・災害確定報告・災害年報）

(第3号様式)

被　害　状　況　報　告

世帯構成員別被害状況調（中間、決定）

区分 世帯数	全　壊		流　出		半　壊		床上浸水		計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
1人世帯										
2人〃										
3人〃										
4人〃										
5人〃										
6人〃										
7人〃										
8人〃										
9人〃										
10人〃										
11人〃										
12人〃										
13人〃										
14人〃										
15人〃										
計										